

令和 6 年度松戸市防災会議

日時 令和 6 年 5 月 22 日（水）
9 時 30 分～10 時 30 分

次 第

1 開 会

2 会長挨拶（本郷谷市長）

3 議 事

(1) 議案第 1 号

松戸市地域防災計画の修正について（資料 1）

令和 6 年松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表（資料 1－2）

松戸市地域防災計画 修正後本文（抜粋）（資料 1－3）

(2) 議案第 2 号

令和 6 年度松戸市総合防災訓練について（資料 2）

(3) 議案第 3 号

松戸市災害時医療救護活動マニュアルの改訂について（資料 3）

松戸市災害時医療救護活動マニュアル（改訂案）新旧対照表（資料 3－2）

松戸市災害時保健医療救護活動マニュアル（資料 3－3）

4 報告事項

(1) 災害時応援協定の新規締結について（資料 4）

(2) 特殊災害対応訓練について（資料 5）

議案第 1 号

松戸市地域防災計画の修正について

【概要】

松戸市の組織改編、各種通知、「千葉県災害救助法施行細則」の改定、「南海トラフ地震に関する情報」の運用開始等に伴う修正や要配慮者利用施設及び新規締結協定の追加等、その他追記や文言の修正等軽微な修正を行います。

1 松戸市の組織改編によるもの

松戸市行政組織条例の一部を改正する条例が施行され、「文化スポーツ部」が新設されたほか、課の新設や課名の変更等が生じたため修正するもの。

2 通知等によるもの

各通知等により、該当箇所を修正するもの。

3 「千葉県災害救助法施行細則」の改定によるもの

「千葉県災害救助法施行細則」の改定に伴い、「災害救助法」が適応された際の救助費用の限度額等に変更があったため、松戸市としても修正するもの。

4 「南海トラフ地震に関する情報」の運用開始によるもの

気象庁が、平成 29 年 11 月 1 日より『南海トラフ地震に関連する情報』の運用を開始したことに伴い、東海地震のみに着目した『東海地震に関連する情報』の発表を行っていないことから、内容を南海トラフ地震関連情報に修正するもの。

5 要配慮者利用施設の修正・追加及び削除

新規で開業した要配慮者利用施設の追加と施設名称の変更、対象区域外に施設移転した施設の削除を行いました。

6 新規締結協定の修正

新規で締結した災害時応援協定について、追記しております。

7 その他

昨今の激甚災害の状況から、市指定避難所にやむを得ず避難できない避難者についても支援の拡充が必要なことから、これまでの「在宅避難者の支援」を「在宅避難者等の支援」とし、車中泊避難者についても避難所滞在者に準ずる支援に努めることを明記した。その他、各担当課から追記・修正してほしいと要望があったものと、現状に合わせての修正や軽微な文言修正・文言統一をしております。

＜ 震 災 編 ＞			
旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－２８	第１節 市・住民・事業所の防災活動推進計画 ５ 防災広報の充実 媒体 SNS <u>(ツイッター、フェイスブック等)</u>	第１節 市・住民・事業所の防災活動推進計画 ５ 防災広報の充実 媒体 SNS <u><削除></u>	表現方法を統一
震－２９	第２節 地盤災害予防計画 １ 土砂災害の防止 (１) 土砂災害の防止 ア <u>土砂災害危険箇所</u> の調査把握 県に協力して <u>土砂災害危険箇所及び</u> 土砂災害の危険性がある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、 <u>土砂災害危険箇所</u> の調査把握に努める。 <u>【資料編 土砂災害危険箇所等一覧】</u> イ 土砂災害警戒区域 <u><追記></u> の指定等 …………… ウ <u>土砂災害危険箇所</u> の公表 <u>土砂災害の危険がある箇所</u> を、ハザードマップの作成・公表、広報紙への掲載、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により、地域住民等に周知徹底する。	第２節 地盤災害予防計画 １ 土砂災害の防止 (１) 土砂災害の防止 ア <u>土砂災害警戒区域等</u> の調査把握 県に協力して <u><削除></u> 土砂災害の危険性がある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、 <u>土砂災害警戒区域等</u> の調査把握に努める。 <u><削除></u> イ 土砂災害警戒区域 <u>等</u> の指定等 …………… ウ <u>土砂災害警戒区域等</u> の公表 <u>土砂災害警戒区域等</u> を、ハザードマップの作成・公表、広報紙への掲載、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により、地域住民等に周知徹底する。	令和５年１１月１４日付河環４９３号「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて（通知）」による。
震－３５	第３節 都市防災計画 ７ 建築物等の耐震化 (３) 公共建築物の対策 ウ <u>収容避難場所</u> などに自家発電設備の推進	第３節 都市防災計画 ７ 建築物等の耐震化 (３) 公共建築物の対策 ウ <u>指定避難所</u> などに自家発電設備の推進	現状の運用に表現方法を統一
震－３７	第４節 防災体制の整備計画 【計画の体系・担当】 ２ 食料・飲料水等の備蓄 市民部、経済振興部 <u><追記></u> ３ 応急医療体制の整備 保健医療部、 <u>病院事業</u> 、……………	第４節 防災体制の整備計画 【計画の体系・担当】 ２ 食料・飲料水等の備蓄 市民部、経済振興部、 <u>文化スポーツ部</u> ３ 応急医療体制の整備 保健医療部、 <u>病院部</u> 、……………	組織改編による修正 名称を統一

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－４２	第５節 避難体制整備計画 【計画の体系・担当】 １ 避難場所等の指定・整備 本部事務局、保健医療部、<u>福祉１部、福祉２部</u>、市民部、<u>＜追記＞教育１部、教育２部</u>	第５節 避難体制整備計画 【計画の体系・担当】 １ 避難場所等の指定・整備 本部事務局、保健医療部、<u>福祉１・２部</u>、市民部、<u>文化スポーツ部、教育１・２部</u>	表現方法を統一
震－４６	第７節 要配慮者対策 【計画の体系・担当】 １ 避難行動要支援者に対する対応 保健医療部、<u>福祉１部、福祉２部</u>、（福）松戸市社会福祉協議会 ２ 福祉施設における防災対策 保健医療部、<u>福祉１部、福祉２部</u>、<u>経済振興部</u> ４ 外国人に対する対策 ５ 地域の実情に合わせた配慮 保健医療部、<u>福祉１部、福祉２部</u>、（福）松戸市社会福祉協議会	第７節 要配慮者対策 【計画の体系・担当】 １ 避難行動要支援者に対する対応 保健医療部、<u>福祉１・２部</u>、（福）松戸市社会福祉協議会 ２ 福祉施設における防災対策 保健医療部、<u>福祉１・２部＜削除＞</u> ４ 外国人に対する対策 <u>文化スポーツ部</u> ５ 地域の実情に合わせた配慮 保健医療部、<u>福祉１・２部</u>、（福）松戸市社会福祉協議会	表現方法を統一 組織改編による修正
震－４６	第７節 要配慮者対策 １ 避難行動要支援者に対する対応 （１）要配慮者・避難行動要支援者の定義 イ 避難行動要支援者の定義 <u>③ 65歳以上の一人暮らし高齢者（一人で避難所まで歩いて行けない高齢者、避難所まで歩いて行くことに不安がある高齢者）</u> <u>④ その他災害時の避難支援が必要と認められる者</u> （２）避難行動要支援者名簿の作成 ア 避難行動要支援者の把握 <u>③ 一人暮らしの高齢者世帯などの高齢者の情報に関しては、住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握</u> <u>④ 民生委員・児童委員、福祉団体、町会・自治会などからの情報収集により把握</u> なお、在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している避難行動要支援者に関しても可能な限り把握する。	第７節 要配慮者対策 １ 避難行動要支援者に対する対応 （１）要配慮者・避難行動要支援者の定義 イ 避難行動要支援者の定義 <u>＜削除＞</u> <u>③ その他災害時の避難支援が必要と認められる者</u> （２）避難行動要支援者名簿の作成 ア 避難行動要支援者の把握 <u>＜削除＞</u> <u>③ 民生委員・児童委員、福祉団体、町会・自治会などからの情報収集により把握</u> なお、在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している避難行動要支援者に関しても可能な限り把握する。	避難行動要支援者名簿登録対象者変更のため修正

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由								
震－５１	１　一斉帰宅の抑制 (2) 安否確認方法の事前周知 災害発生時の安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル 171 や災害用伝言板、 <u>ツイッター・Facebook などの</u> SNS 等のサービスの活用について、広報紙やホームページなどを通じて、市民及び市内の事業者等に対し、広報・周知する。	１　一斉帰宅の抑制 (2) 安否確認方法の事前周知 災害発生時の安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル 171 や災害用伝言板、 <u><削除></u> SNS 等のサービスの活用について、広報紙やホームページなどを通じて、市民及び市内の事業者等に対し、広報・周知する。	表現方法を統一								
震－５８	第１節 災害応急活動体制 １　市職員の配備 （２）職員の動員 〈職員の配備別動員数〉 経済振興部　構成課　※ <u>６人</u> １／３　２／３　全員 <u><追記></u> 病院部 <u>事務局</u> ※　※　別途計画 <u>病院１部</u> <u>病院２部</u>	第１節 災害応急活動体制 １　市職員の配備 （２）職員の動員 〈職員の配備別動員数〉 経済振興部　構成課　※ <u>５人</u> １／３　２／３　全員 <u>文化スポーツ部</u> <u>構成課</u> ※ <u>４人</u> <u>１／３</u> <u>２／３</u> <u>全員</u> 病院部 <u>市立総合医療センター</u> ※　※　別途計画	組織改編による修正								
震－５９	〈本部員の配備〉 各部長・局長 <u><追記></u>	〈本部員の配備〉 警戒本部　災害対策本部 各部長・局長 <u>文化スポーツ部長</u> ○　　○	組織改編による修正								
震－６２	第１節 災害応急活動体制 ２　市本部等の設置 (3) 災害対策本部 ウ　設置場所 （㍿）災害対策本部設置の報告等 <table><tr><td>報告先</td><td>報告手段</td></tr><tr><td>一般市民</td><td>防災行政無線、松戸市ホームページ、<u>ツイッタ</u> <u>ー</u>、広報車、安全安心メール</td></tr></table>	報告先	報告手段	一般市民	防災行政無線、松戸市ホームページ、 <u>ツイッタ</u> <u>ー</u> 、広報車、安全安心メール	第１節 災害応急活動体制 ２　市本部等の設置 (3) 災害対策本部 ウ　設置場所 （㍿）災害対策本部設置の報告等 <table><tr><td>報告先</td><td>報告手段</td></tr><tr><td>一般市民</td><td>防災行政無線、松戸市ホームページ、<u>SNS</u>、広報車、安全安心メール</td></tr></table>	報告先	報告手段	一般市民	防災行政無線、松戸市ホームページ、 <u>SNS</u> 、広報車、安全安心メール	表現方法を統一
報告先	報告手段										
一般市民	防災行政無線、松戸市ホームページ、 <u>ツイッタ</u> <u>ー</u> 、広報車、安全安心メール										
報告先	報告手段										
一般市民	防災行政無線、松戸市ホームページ、 <u>SNS</u> 、広報車、安全安心メール										

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－6 4	第1節 災害応急活動体制 経済振興部 <u>にぎわい創造課・国際推進課</u>・消費生活課・農政課・ 商工振興課 公営競技事務所・農業委員会事務局 <u><追記></u> 健康医療部 <u>地域医療課</u>・健康推進課・予防衛生課・国保年金課 <u>健康政策課</u> 福祉1部 高齢者支援課・地域包括ケア推進課・介護保険課・ 福祉政策課 生活支援課・障害福祉課・健康福祉会館 福祉2部 <u>子育て支援課・子どもわかもの課・子ども</u>家庭センター・ 子ども政策課 幼児教育課・保育課 街づくり1部 街づくり課・交通政策課・みどりと花の課・ 都市計画課 公園緑地課・住宅政策課・建築指導課・建築審査課・ 建築保全課 病院部 <u>病院1部</u> <u>松戸市立総合医療センター</u> 病院政策課 <u>病院2部</u> <u>東松戸病院</u>	第1節 災害応急活動体制 経済振興部 <u><削除></u>消費生活課・農政課・公営競技事務所・ 商工振興課 農業委員会事務局 <u>文化スポーツ部</u> <u>文化にぎわい創造課・スポーツ振興課・</u> <u>文化スポーツ政策課</u> <u>国際推進課</u> 健康医療部 健康推進課・予防衛生課・国保年金課 <u>健康医療政策課</u> 福祉1部 高齢者支援課・地域包括ケア推進課・介護保険課・ 福祉政策課 生活支援課・障害福祉課・<u>指導監査課</u>・健康福祉会館 福祉2部 <u>子ども未来応援課・子ども居場所課・</u> 子ども政策課 <u>こども</u>家庭センター・幼児教育課・保育課 街づくり1部 街づくり課・<u>区画整理課</u>・交通政策課・ 都市計画課 みどりと花の課・公園緑地課・住宅政策課・ 建築指導課・建築審査課・建築保全課 病院部 <u>市立総合医療センター</u> 病院政策課	組織改編による修正

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧		新	修 正 理 由
震－ 6 6 震－ 6 7	〈部・班の構成と所掌業務〉 経済振興部 <u>にぎわい創造課・国際推進課</u>・消費生活課・ 経済振興部長 農政課・公営競技事務所・農業委員会事務局 商工振興課 <u><追記></u>		〈部・班の構成と所掌業務〉 経済振興部 <u><削除></u>消費生活課・農政課・公営競技事務所・ 経済振興部長 農業委員会事務局 商工振興課 <u>文化スポーツ部</u> <u>文化にぎわい創造課・国際推進課・</u> <u>文化スポーツ部長</u> <u>スポーツ振興課</u> <u>文化スポーツ政策課</u> 【 所掌業務 】 <u>○避難所（体育施設）の開設・運営支援に関すること</u> <u>○食料・生活必需品等の調達、避難所等への供給に関すること</u> <u>○救援物資集配拠点(全般)の設置・管理に関すること</u> <u>○救援物資の仕分け、避難所等への供給に関すること</u> 福祉1部 高齢者支援課・地域包括ケア推進課・介護保険課・ 福祉長寿部長 生活支援課・障害福祉課・健康福祉会館 福祉政策課 福祉2部 子育て支援課・子どもわかもの課・ 子ども部長 こども家庭センター・幼児教育課・保育課 子ども政策課 保健医療部 <u>地域医療課</u>・健康推進課・予防衛生課・ 健康医療部長 国保年金課 <u>健康政策課</u> 街づくり1部 街づくり課・交通政策課・みどりと花の課・ 街づくり部長 公園緑地課・住宅政策課・建築指導課・ 都市計画課 建築審査課・建築保全課	組織改編による修正

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－ 6 7 震－ 6 8	教育 1 部 教育政策研究課・社会教育課・ 生涯学習部長 文化財保存活用課・<u>スポーツ課</u>・図書館 教育総務課 【 所掌業務 】 避難所 <u>(体育施設)</u> の開設・運営支援に関すること <u>物資集配拠点(松戸運動公園)の設置・管理に関すること</u> <u>救援物資の仕分け、避難所等への供給に関すること</u> 教育 2 部 学務課・学習指導課・児童生徒課・ 学校教育部長 学校施設課・市立高等学校・<u>小学校・中学校</u> 学校財務課 病院部 <u>病院 1 班</u> 病院事業管理局長 <u>市立総合医療センター病院長</u> 病院政策課 <u>総合医療センター</u> <u>【 所掌業務 】</u> <u>○重傷者の応急処置、助産に関すること</u> <u>○負傷者の診療等に関すること</u> <u>病院 2 班</u> <u>東松戸病院長</u> <u>東松戸病院</u> <u>【 所掌業務 】</u> <u>○負傷者の診療等に関すること</u>	教育 1 部 教育政策研究課・社会教育課・ 生涯学習部長 文化財保存活用課・図書館 教育総務課 【 所掌業務 】 避難所 <u>(市民センター、体育施設を除く)</u> の開設・運営支援に関すること <u><削除></u> <u><削除></u> 教育 2 部 学務課・学習指導課・児童生徒課・ 学校教育部長 学校施設課・市立高等学校・<u>小、中学校</u> 学校財務課 病院部 病院事業管理局長 病院政策課 <u>市立総合医療センター</u> <u>【 所掌業務 】</u> <u>○重傷者の応急処置、助産に関すること</u> <u>○負傷者の診療等に関すること</u> <u><削除></u>	組織改編による修正
震－ 7 1	第 2 節 災害救助法の適用 2 災害救助法による事務 <災害救助法の救助項目と市長委任事項> 炊き出しその他による食品の給与 経済振興部 <u><追記></u> 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 経済振興部 <u><追記></u> <輸送及び賃金職員等の雇上の対象経費と担当> 救済用物資の整理配分 経済振興部、<u><追記>教育 1 部</u>	第 2 節 災害救助法の適用 2 災害救助法による事務 <災害救助法の救助項目と市長委任事項> 炊き出しその他による食品の給与 経済振興部、<u>文化スポーツ部</u> 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 経済振興部、<u>文化スポーツ部</u> <輸送及び賃金職員等の雇上の対象経費と担当> 救済用物資の整理配分 経済振興部、<u>文化スポーツ部<削除></u>	組織改編による修正

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由																																														
震－ 7 4	第 3 節 情報の収集・伝達 1 通信の確保 (2) 通信機能の確保 〈市内の主な通信手段〉 <table><tr><td></td><td>主な手段</td><td>主な通信拠点</td></tr><tr><td>その他</td><td colspan="2"><u>ツイッター</u>、安全安心メール、ケーブルテレビ</td></tr></table>		主な手段	主な通信拠点	その他	<u>ツイッター</u> 、安全安心メール、ケーブルテレビ		第 3 節 情報の収集・伝達 1 通信の確保 (2) 通信機能の確保 〈市内の主な通信手段〉 <table><tr><td></td><td>主な手段</td><td>主な通信拠点</td></tr><tr><td>その他</td><td colspan="2"><u>SNS</u>、安全安心メール、ケーブルテレビ</td></tr></table>		主な手段	主な通信拠点	その他	<u>SNS</u> 、安全安心メール、ケーブルテレビ		表現方法を統一																																		
	主な手段	主な通信拠点																																															
その他	<u>ツイッター</u> 、安全安心メール、ケーブルテレビ																																																
	主な手段	主な通信拠点																																															
その他	<u>SNS</u> 、安全安心メール、ケーブルテレビ																																																
震－ 7 5	<table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>緊急地震速報</td><td>………</td></tr><tr><td>震度速報</td><td>地震発生から約 1 分半後、震度 3 以上の全国 <u>1 8 7</u> に区分……</td></tr></table>	種 類	内 容	緊急地震速報	………	震度速報	地震発生から約 1 分半後、震度 3 以上の全国 <u>1 8 7</u> に区分……	<table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>緊急地震速報</td><td>………</td></tr><tr><td>震度速報</td><td>地震発生から約 1 分半後、震度 3 以上の全国 <u>1 8 8</u> に区分……</td></tr></table>	種 類	内 容	緊急地震速報	………	震度速報	地震発生から約 1 分半後、震度 3 以上の全国 <u>1 8 8</u> に区分……	区分数増加のため修正																																		
種 類	内 容																																																
緊急地震速報	………																																																
震度速報	地震発生から約 1 分半後、震度 3 以上の全国 <u>1 8 7</u> に区分……																																																
種 類	内 容																																																
緊急地震速報	………																																																
震度速報	地震発生から約 1 分半後、震度 3 以上の全国 <u>1 8 8</u> に区分……																																																
震－ 7 7	3 被害調査 文教施設・文化財の被害状況 ＜調査項目と担当＞ <u>教育 1 部、教育 2 部</u>	3 被害調査 文教施設・文化財の被害状況 ＜調査項目と担当＞ <u>教育 1 ・ 2 部</u>	表現方法を統一																																														
震－ 8 0	<table><tr><td></td><td>総務省消防局</td><td>県</td></tr><tr><td rowspan="3">勤務時間内</td><td>【消防庁応急対策室】</td><td>【<u>県危機管理課</u>】</td></tr><tr><td>①県防災行政無線</td><td>………</td></tr><tr><td>電話 048-500-90-49013（衛星系） <u>120-90-49013（地上系）</u></td><td></td></tr><tr><td></td><td>FAX 048-500-90-49033（衛星系） <u>120-90-49033（地上系）</u></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">勤務時間外</td><td>【消防庁宿直室】</td><td>【県防災行政無線統制室】</td></tr><tr><td>①県防災行政無線</td><td>………</td></tr><tr><td>電話 048-500-90-49012（衛星系） <u>120-90-49012（地上系）</u></td><td></td></tr><tr><td></td><td>FAX 048-500-90-49036（衛星系） <u>120-90-49036（地上系）</u></td><td></td></tr></table>		総務省消防局	県	勤務時間内	【消防庁応急対策室】	【 <u>県危機管理課</u> 】	①県防災行政無線	………	電話 048-500-90-49013（衛星系） <u>120-90-49013（地上系）</u>			FAX 048-500-90-49033（衛星系） <u>120-90-49033（地上系）</u>		勤務時間外	【消防庁宿直室】	【県防災行政無線統制室】	①県防災行政無線	………	電話 048-500-90-49012（衛星系） <u>120-90-49012（地上系）</u>			FAX 048-500-90-49036（衛星系） <u>120-90-49036（地上系）</u>		<table><tr><td></td><td>総務省消防局</td><td>県</td></tr><tr><td rowspan="3">勤務時間内</td><td>【消防庁応急対策室】</td><td>【<u>県防災対策課</u>】</td></tr><tr><td>①県防災行政無線</td><td>………</td></tr><tr><td>電話 048-500-90-49013（衛星系）</td><td></td></tr><tr><td></td><td>FAX 048-500-90-49033（衛星系）</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">勤務時間外</td><td>【消防庁宿直室】</td><td>【県防災行政無線統制室】</td></tr><tr><td>①県防災行政無線</td><td>………</td></tr><tr><td>電話 048-500-90-49012（衛星系）</td><td></td></tr><tr><td></td><td>FAX 048-500-90-49036（衛星系）</td><td></td></tr></table>		総務省消防局	県	勤務時間内	【消防庁応急対策室】	【 <u>県防災対策課</u> 】	①県防災行政無線	………	電話 048-500-90-49013（衛星系）			FAX 048-500-90-49033（衛星系）		勤務時間外	【消防庁宿直室】	【県防災行政無線統制室】	①県防災行政無線	………	電話 048-500-90-49012（衛星系）			FAX 048-500-90-49036（衛星系）		千葉県組織改編により修正 消防庁回線の地上系は県庁のみ使用可能であるため削除
	総務省消防局	県																																															
勤務時間内	【消防庁応急対策室】	【 <u>県危機管理課</u> 】																																															
	①県防災行政無線	………																																															
	電話 048-500-90-49013（衛星系） <u>120-90-49013（地上系）</u>																																																
	FAX 048-500-90-49033（衛星系） <u>120-90-49033（地上系）</u>																																																
勤務時間外	【消防庁宿直室】	【県防災行政無線統制室】																																															
	①県防災行政無線	………																																															
	電話 048-500-90-49012（衛星系） <u>120-90-49012（地上系）</u>																																																
	FAX 048-500-90-49036（衛星系） <u>120-90-49036（地上系）</u>																																																
	総務省消防局	県																																															
勤務時間内	【消防庁応急対策室】	【 <u>県防災対策課</u> 】																																															
	①県防災行政無線	………																																															
	電話 048-500-90-49013（衛星系）																																																
	FAX 048-500-90-49033（衛星系）																																																
勤務時間外	【消防庁宿直室】	【県防災行政無線統制室】																																															
	①県防災行政無線	………																																															
	電話 048-500-90-49012（衛星系）																																																
	FAX 048-500-90-49036（衛星系）																																																

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧		新		修 正 理 由																
震一 8 2	5 広報 (3) 広報内容 ウ 〈主な広報媒体〉 <table><tr><td>種別</td><td>媒 体</td><td>所管する機関</td></tr><tr><td rowspan="2">更新系</td><td>ホームページ等への掲示</td><td>広報部</td></tr><tr><td><u>ツイッター・フェイスブック</u>への掲示</td><td>広報部</td></tr></table>		種別	媒 体	所管する機関	更新系	ホームページ等への掲示	広報部	<u>ツイッター・フェイスブック</u> への掲示	広報部	5 広報 (3) 広報内容 ウ 〈主な広報媒体〉 <table><tr><td>種別</td><td>媒 体</td><td>所管する機関</td></tr><tr><td rowspan="2">更新系</td><td>ホームページ等への掲示</td><td>広報部</td></tr><tr><td><u>SNS</u> への掲示</td><td>広報部</td></tr></table>		種別	媒 体	所管する機関	更新系	ホームページ等への掲示	広報部	<u>SNS</u> への掲示	広報部	表現方法を統一
種別	媒 体	所管する機関																			
更新系	ホームページ等への掲示	広報部																			
	<u>ツイッター・フェイスブック</u> への掲示	広報部																			
種別	媒 体	所管する機関																			
更新系	ホームページ等への掲示	広報部																			
	<u>SNS</u> への掲示	広報部																			
震一 9 6	第 6 節 交通・輸送対策 4 緊急輸送 (3) ヘリコプターによる輸送 <u>陸上交通の途絶の場合や特に緊急を要する輸送の場合等は</u> 、協定団体に直接、又は県を通じて自衛隊等のヘリコプターによる輸送を要請する。		第 6 節 交通・輸送対策 4 緊急輸送 (3) ヘリコプターによる輸送 <u>緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には</u> 、協定団体に直接、又は県を通じて自衛隊等のヘリコプターによる輸送を要請する。		令和 6 年 1 月 3 0 日付消防災第 1 4 号「地域防災計画における航空機等の輸送に係る記載の見直しについて」による。																
震一 9 7	第 7 節 避難対策 【計画の体系・担当】 4 避難所の開設と運営 市民部、 <u><追記></u> 環境部、福祉 2 部、教育 1・2 部 6 在宅避難者 <u><追記></u> の支援 <u><追記></u> 、総務部、経済振興部、 <u><追記></u> 保健医療部		第 7 節 避難対策 【計画の体系・担当】 4 避難所の開設と運営 市民部、 <u>文化スポーツ部</u> 、環境部、福祉 2 部、教育 1・2 部 6 在宅避難者 <u>等</u> の支援 <u>市民部</u> 、総務部、経済振興部、 <u>文化スポーツ部</u> 、保健医療部		組織改編による修正 指定避難所以外に避難している避難者に対しても支援に努めるため。																
震一 9 9	1 避難の指示等 (3) 住民への伝達 <table><tr><td>伝達方法</td></tr><tr><td>⑥ 市ホームページ、エリアメール、<u>ツイッター</u>等、その他の多様な情報ツール</td></tr></table>		伝達方法	⑥ 市ホームページ、エリアメール、 <u>ツイッター</u> 等、その他の多様な情報ツール	1 避難の指示等 (3) 住民への伝達 <table><tr><td>伝達方法</td></tr><tr><td>⑥ 市ホームページ、エリアメール、<u>SNS</u> 等、その他の多様な情報ツール</td></tr></table>		伝達方法	⑥ 市ホームページ、エリアメール、 <u>SNS</u> 等、その他の多様な情報ツール	表現方法を統一												
伝達方法																					
⑥ 市ホームページ、エリアメール、 <u>ツイッター</u> 等、その他の多様な情報ツール																					
伝達方法																					
⑥ 市ホームページ、エリアメール、 <u>SNS</u> 等、その他の多様な情報ツール																					

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－１０３	６ 在宅避難者<追記>の支援 市は、市の避難所以外の自宅等での生活を余儀なくされた在宅避難者<追記>に対しても避難所滞在者に準ずる支援に努める。 (1) 市民部及び情報・運用支援班は、町会・自治会及び自主防災組織等に、在宅避難者や<追記>自主的な避難所<追記>の所在確認、在宅避難者等への情報提供、ニーズの把握等を依頼する。 (2) 経済振興部<追記>及び保健医療部は、避難所等を各地区の在宅避難者<追記>への支援拠点とし、食料及び生活必需品の配布、保健師等による巡回健康相談等の実施に努める。<追記>	６ 在宅避難者等の支援 市は、市の避難所以外の自宅等での生活を余儀なくされた在宅避難者や、<u>やむを得ない理由により指定避難所に避難できない車中泊避難者等</u>に対しても避難所滞在者に準ずる支援に努める。 (1) 市民部及び情報・運用支援班は、町会・自治会及び自主防災組織等に、在宅避難者や<u>車中泊避難者</u>、自主的な避難所等の所在確認、在宅避難者等への情報提供、ニーズの把握等を依頼する。 (2) 経済振興部、<u>文化スポーツ部</u>及び保健医療部は、避難所等を各地区の在宅避難者等への支援拠点とし、食料及び生活必需品の配布、保健師等による巡回健康相談等の実施に努める。<u>特に車中泊の避難者に対しては、エコノミー症候群等を予防するための保健指導を行う。</u>	指定避難所以外に避難している避難者に対しても支援に努めるため。 組織改編による修正
震－１０４	９ 感染症対策 市は、<u>新型コロナウイルス等の</u>感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者の感染防止対策を実施する。…………	９ 感染症対策 市は、<削除>感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者の感染防止対策を実施する。…………	新型コロナウイルス感染症の位置づけが５類へ移行したこととともない『感染症』に表現を統一
震－１０６	第８節 応急医療 【計画の体系・担当】 ２ 医療救護活動 保健医療部、<u>病院１・２班</u>、消防局、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会 ３ 被災者の健康管理 保健医療部、<u>病院１・２班</u>、松戸保健所、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会	第８節 応急医療 【計画の体系・担当】 ２ 医療救護活動 保健医療部、<u>病院部</u>、消防局、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会 ３ 被災者の健康管理 保健医療部、<u>病院部</u>、松戸保健所、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会	組織改編による修正
震－１０７	＜市救護本部の各部の所掌事務＞ 保健衛生部 ・<u>福祉１部、福祉２部</u>と連携した要配慮者支援	＜市救護本部の各部の所掌事務＞ 保健衛生部 ・<u>福祉１・２部</u>と連携した要配慮者支援	表現方法を統一

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－１０９	３ 被災者の健康管理 （３）在宅避難者の健康相談・保健指導 保健医療部は在宅避難者の健康状態の確認及び健康相談を行う。在宅避難者の中には要配慮者もいるため、松戸保健所、<u>福祉１部、福祉２部</u>等と連携を図って実施する。	３ 被災者の健康管理 （３）在宅避難者の健康相談・保健指導 保健医療部は在宅避難者の健康状態の確認及び健康相談を行う。在宅避難者の中には要配慮者もいるため、松戸保健所、<u>福祉１・２部</u>等と連携を図って実施する。	表現方法を統一
震－１１１	第９節 防疫・清掃・障害物の除去 【計画の指針】 災害時には、…………。 <u>また</u>、想定地震が発生した場合、被災家屋の解体・撤去により、市の廃棄物処理能力をはるかに超える大量のがれき（約 144 万トン）が発生する可能性がある。<u>また</u>、ライフラインの停止により、下水道処理区域においても尿の収集・処理が必要となる可能性がある。このため、災害廃棄物等の収集、処理体制を早期に確保するとともに、ごみの分別ルールや、仮置場の確保、管理体制を徹底する必要がある。	第９節 防疫・清掃・障害物の除去 【計画の指針】 災害時には、…………。 <u>併せて</u>、想定地震が発生した場合、被災家屋の解体・撤去により、市の廃棄物処理能力をはるかに超える大量のがれき（約 144 万トン）が発生する可能性がある。<u>また、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散による環境汚染への対処や環境監視体制の整備を図るため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）」を参考に環境汚染防止体制の強化等を図る必要がある。さらに</u>、ライフラインの停止により、下水道処理区域においても尿の収集・処理が必要となる可能性がある。このため、災害廃棄物等の収集、処理体制を早期に確保するとともに、ごみの分別ルールや、仮置場の確保、管理体制を徹底する必要がある。	令和５年４月 21 日付け環境省水・大気環境局大気環境課長通知（環水大大発第 2304211 号）による。
震－１１４	５ 障害物の除去 （３）災害廃棄物、堆積土砂等の一体除去 災害等廃棄物処理事業（環境省）、堆積土砂排除事業（国土交通省）を適用し、<u>家屋内のがれき・流木・災害ごみ</u>が混在した土砂の除去、…… ６ <u>がれき等</u>の処理 （１）処理量の予測・対象等 <u>大量のごみ、除去障害物、がれき等</u>が発生した場合、環境部は「松戸市震災廃棄物処理計画」に基づいてその発生量を推計し、処理体制を確保する。 なお、市のみで処理体制を確保できない場合には、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を要請する。 …………	５ 障害物の除去 （３）災害廃棄物、堆積土砂等の一体除去 災害等廃棄物処理事業（環境省）、堆積土砂排除事業（国土交通省）を適用し、<u>災害廃棄物</u>が混在した土砂の除去、…… ６ <u>災害廃棄物</u>の処理 （１）処理量の予測・対象等 <u>災害廃棄物</u>が発生した場合、環境部は「松戸市震災廃棄物処理計画」に基づいてその発生量を推計し、処理体制を確保する。 なお、市のみで処理体制を確保できない場合には、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、<u>県を通じて</u>民間事業者の協力を要請する。 …………	災害廃棄物対策指針（環境省）の表現と整合を取るため。 協定の主体は県であり、県を通じて応援要請を行うため。

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－１１４	（３）処理体制 ………… <u>＜追記＞</u> <u>エ</u> 環境大臣が廃棄物処理特例地域に指定した場合、本部長（市長）は災害廃棄物処理の代行を国に要請することができる。	（３）処理体制 ………… <u>エ</u> 甚大な被害により自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、<u>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定に基づき、災害廃棄物処理について県に事務の委託を行う。</u> <u>オ</u> 環境大臣が廃棄物処理特例地域に指定した場合、本部長（市長）は災害廃棄物処理の代行を国に要請することができる。	「千葉県災害廃棄物処理計画」において、地方自治法に基づく事務委託について記載しているため。
震－１１９	第 1 1 節 生活支援 【計画の体系・担当】 2 食料の供給 経済振興部<u>＜追記＞</u>、市民部、福祉 1 ・ 2 部、調査班、情報・運営支援班 3 生活必需品の供給 経済振興部<u>＜追記＞</u>、市民部、福祉 1 ・ 2 部、調査班 4 救援物資の受け入れ 経済振興部<u>＜追記＞</u> 5 物資集配拠点の運営 経済振興部、<u>＜追記＞教育 1 部</u>	第 1 1 節 生活支援 【計画の体系・担当】 2 食料の供給 経済振興部、<u>文化スポーツ部</u>、市民部、福祉 1 ・ 2 部、調査班、情報・運営支援班 3 生活必需品の供給 経済振興部、<u>文化スポーツ部</u>、市民部、福祉 1 ・ 2 部、調査班 4 救援物資の受け入れ 経済振興部、<u>文化スポーツ部</u> 5 物資集配拠点の運営 経済振興部、<u>文化スポーツ部＜削除＞</u>	組織改編による修正
震－１２１	2 食料の供給 （２）需要の把握 食料の支給対象者は、次のとおりとする。 経済振興部<u>＜追記＞</u>は、市民部（避難所収容者）………… （３）食料の調達 経済振興部<u>＜追記＞</u>は、必要がある場合、協定団体等から食料を調達する。 （４）食料の輸送、供給 食料の配給は避難所で行うこととし、経済振興部<u>＜追記＞</u>は、調達業者に各避難所への個別配送を要請する。…………	2 食料の供給 （２）需要の把握 食料の支給対象者は、次のとおりとする。 経済振興部、<u>文化スポーツ部</u>は、市民部（避難所収容者）………… （３）食料の調達 経済振興部、<u>文化スポーツ部</u>は、必要がある場合、協定団体等から食料を調達する。 （４）食料の輸送、供給 食料の配給は避難所で行うこととし、経済振興部、<u>文化スポーツ部</u>は、調達業者に各避難所への個別配送を要請する。…………	組織改編による修正

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－１２２	３ 生活必需品の供給 （２）需要の把握 ……… 経済振興部＜追記＞は、市民部（避難所収容者）、福祉１・２部（福祉避難所等収容者）、調査班（在宅被災者）と連携して、支給対象者を把握し、支給計画（数量、品目等）を作成する。 （３）物資の調達 経済振興部＜追記＞は、必要がある場合、協定団体等から次のものを調達する。また、協定団体等からの調達が困難な場合は、県に要請する。	３ 生活必需品の供給 （２）需要の把握 ……… 経済振興部、<u>文化スポーツ部</u>は、市民部（避難所収容者）、福祉１・２部（福祉避難所等収容者）、調査班（在宅被災者）と連携して、支給対象者を把握し、支給計画（数量、品目等）を作成する。 （３）物資の調達 経済振興部、<u>文化スポーツ部</u>は、必要がある場合、協定団体等から次のものを調達する。また、協定団体等からの調達が困難な場合は、県に要請する。	組織改編による修正
震－１２３	４ 救援物資の受け入れ （１）救援物資の要請・受け入れ 救援物資の要請は、必要に応じ災害対策本部事務局が関係部署と連携して行う。救援物資は登録制とし、経済振興部＜追記＞が受け入れを行う。	４ 救援物資の受け入れ （１）救援物資の要請・受け入れ 救援物資の要請は、必要に応じ災害対策本部事務局が関係部署と連携して行う。救援物資は登録制とし、経済振興部、<u>文化スポーツ部</u>が受け入れを行う。	組織改編による修正
震－１２３	５ 物資集配拠点の運営 （１）物資集配拠点 食料、生活必需品、救援物資等、調達先から各避難所等へ直接配送できない物資は、物資集配拠点に受け入れる。 経済振興部＜追記＞及び<u>教育１部</u>は、南部市場、松戸運動公園、<u>森のホール 21</u> に物資集配拠点を設置し、災害協定を締結した物流事業者の協力を得て物資の受け入れ、管理、仕分けを行う。 災害対策本部は、受け入れ予定について、経済振興部＜追記＞と情報を共有し、仕分け作業は関係事業者やボランティアの協力を得て行う。	５ 物資集配拠点の運営 （１）物資集配拠点 食料、生活必需品、救援物資等、調達先から各避難所等へ直接配送できない物資は、物資集配拠点に受け入れる。 経済振興部、<u>文化スポーツ部＜削除＞</u>は、南部市場、松戸運動公園、<u>21 世紀の森と広場</u>に物資集配拠点を設置し、災害協定を締結した物流事業者の協力を得て物資の受け入れ、管理、仕分けを行う。 災害対策本部は、受け入れ予定について、経済振興部、<u>文化スポーツ部</u>と情報を共有し、仕分け作業は関係事業者やボランティアの協力を得て行う。	組織改編による修正 物資集配拠点については、現行の運用に合わせ修正

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－１２４	２ 被災宅地の危険度判定 ……… 街づくり１・２部は、市役所に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、 <u>＜追記＞</u> 県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。	２ 被災宅地の危険度判定 ……… 街づくり１・２部は、市役所に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、 <u>市外に支援要請を行う場合は</u> 県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。	千葉県被災住宅危険度判定地域連絡協議会の千葉県実施本部業務マニュアルより、被害が軽微で市外への支援が不要な場合、市が直接判定士を確保することを想定しているため。
震－１２６	第１３節 災害派遣・応援要請 １ 受援体制の確立 （２）物的支援の受入体制 経済振興部 <u>＜追記＞</u> に物資対策本部を設置し、物資集配拠点、避難所、支援物資の供給団体、輸送事業者等と連携した物資の受入体制を確立する。	第１３節 災害派遣・応援要請 １ 受援体制の確立 （２）物的支援の受入体制 経済振興部、 <u>文化スポーツ部は</u> 物資対策本部を設置し、物資集配拠点、避難所、支援物資の供給団体、輸送事業者等と連携した物資の受入体制を確立する。	組織改編による修正
震－１３４	第１４節 生活関連施設等の応急対策 ２ 下水道施設 （２）応急活動 被害が発生した場合は、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等を行う。 <u>＜追記＞</u>	第１４節 生活関連施設等の応急対策 ２ 下水道施設 （２）応急活動 被害が発生した場合は、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等を行う。 <u>樋門・ゲートについて、適切に運転（開閉）を行い、放流先（河川等）からの逆流による浸水被害を防止する。</u>	運転の前提となる樋門等の操作規則策定根拠：下水道法第７条の２（改正法施行：令和３年７月１５日）
震－１３８	第１５節 教育対策・保育対策 【計画の体系・担当】 ２ 避難所開設への対応 <u>＜追記＞</u> 教育１・２部、小中学校	第１５節 教育対策・保育対策 【計画の体系・担当】 ２ 避難所開設への対応 <u>文化スポーツ部、</u> 教育１・２部、小中学校	組織改編による修正
震－１４６	第１８節 要配慮者への対応 １ 要配慮者の安全確保 （１）要配慮者への情報提供 ＜伝達手段＞ <u>⑧ツイッター</u>	第１８節 要配慮者への対応 １ 要配慮者の安全確保 （１）要配慮者への情報提供 ＜伝達手段＞ <u>⑧SNS</u>	表現方法を統一

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－１５３	第１節 住民生活安定対策計画 【計画の体系・担当】 ９ 義援金の保管及び配分 <u>保健医療部</u>	第１節 住民生活安定対策計画 【計画の体系・担当】 ９ 義援金の保管及び配分 <u>福祉１部</u>	組織改編による修正
頁無	第５章 <u>東海地震に係る周辺地域としての対応計画</u>	第５章 <u>南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置</u>	平成２９年９月に中央防災会議にて東海地震関連情報の発表は行わないことが決定。その後、同年１１月から東海地震の想定震源域を含む南海トラフ地震について「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されたため。
震－１６３ 震－１６４	第１節 総則 <u>１はじめに</u> <u>これまで、東南海地震は国内で唯一余地の可能性があるとされてきたが、…</u> <u>……南海トラフ地震関連情報発表時の防災対応をとることとする。</u> <u>(全文及び表)</u>	<u><全て削除></u>	記載部分は、本計画の東海地震関連情報を南海トラフ地震関連情報に読み替えるための導入部分であり、今回内容を南海トラフ地震関連情報に全て修正し不要となるため。

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－１６４	２ 計画策定の趣旨 <u>昭和 53 年 6 月 15 日「大規模地震対策特別措置法」が制定され、同年 12 月 14 日に施行された。…………</u> <u>このため、松戸市防災会議は警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生に当たっても被害を最小限にとどめることを目的として、松戸市地域防災計画の附編として本計画を策定する。</u> <u><全文></u>	<u>１ 計画策定の趣旨</u> <u>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年 12 月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。</u> <u>同法に基づき、1 都 2 府 26 県 707 市町村が推進地域に指定されており、千葉県内では、銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、御宿町、鋸南町が推進地域に指定されている。（平成 26 年 3 月 31 日現在）</u> <u>本市は推進地域には指定されていないが、平成 24 年 8 月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度 5 強の揺れが想定されている。</u> <u>南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、県東部・南部でより多くの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。</u> <u>このため、「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置」として定めるものである。</u>	平成 2 9 年 9 月に中央防災会議にて東海地震関連情報の発表は行わないことが決定。その後、同年 1 1 月から東海地震の想定震源域を含む南海トラフ地震について「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されたため
震－１６４	<u>３ 基本方針</u> (1) 計画の内容 計画の内容は、<u>警戒宣言が発せられた</u>場合においても、………… ア <u>警戒宣言の発令等</u>に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置………… (2) 計画の範囲 本計画の範囲は、原則として<u>警戒宣言が発令</u>された時点から、…………、<u>東海地震注意情報発表</u>から<u>警戒宣言発令</u>までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。 …………	<u>２ 基本方針</u> (1) 計画の内容 計画の内容は、<u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された</u>場合においても、………… ア <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表</u>に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置………… (2) 計画の範囲 本計画の範囲は、原則として<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表</u>された時点から、…………、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表</u>までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。 …………	東海地震関連情報の表記を南海トラフ地震関連情報に修正

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－１６５	(3) 前提条件 計画策定に当たっての前提条件は、原則として次のとおりである。 ア <u>東海地震</u>が発生した場合の松戸市の震度は、ほぼ全域で震度５強程度とする。 イ <u>警戒宣言発令</u>時刻は、原則として最も混乱の発生の予想される平日の昼間（概ね午前１０時から午後２時）とする。 (4) 計画の実施 <u>松戸市は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、</u>本計画の実施に当たっては、行政指導、協力要請によって対処する。 <u>４</u> 今後の課題	(3) 前提条件 計画策定に当たっての前提条件は、原則として次のとおりである。 ア <u>南海トラフ地震</u>が発生した場合の松戸市の震度は、ほぼ全域で震度５強程度とする。 イ <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表</u>時刻は、原則として最も混乱の発生の予想される平日の昼間（概ね午前１０時から午後２時）とする。 (4) 計画の実施 <u><削除></u>本計画の実施に当たっては、行政指導、協力要請によって対処する。 <u>３</u> 今後の課題	東海地震関連情報の表記を南海トラフ地震関連情報に修正
震－１６６	第２節 <u>東海地震関連情報</u> １ <u>東海地震関連情報の発表</u> <u>気象庁は、東海地震に関する観測データの変化に対応して、東海地震関連情報を発表する。</u> <u>これらの情報は、テレビ、ラジオ、防災行政無線等を通じて住民に伝達される。</u>	第２節 <u>南海トラフ地震臨時情報</u> １ <u>南海トラフ地震臨時情報の種類</u> <u>県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受け、直ちに県内市町村及び防災関係機関に伝達する。</u>	東海地震関連情報の表記を南海トラフ地震関連情報に修正 他自治体を参考に、情報の発表よりも情報の種類の説明が主になるためタイトルを修正

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由																											
震－１６６	< <u>東海地震関連情報</u> > <table><tr><th>情報</th><th><u>発表の基準</u></th><th>防災対応</th></tr><tr><td><u>東海地震に関する調査情報</u></td><td><u>東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報</u></td><td>○特に対応はしない。</td></tr><tr><td><u>東海地震注意情報</u></td><td><u>東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表する。</u></td><td>○市の体制：警戒本部設置（警戒配備） ○情報収集、行動自粛などの混乱防止措置 <u>○気象庁において判定会を開催</u></td></tr><tr><td><u>東海地震予知情報</u></td><td><u>東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表する。</u> <u>また、本情報の解除を伝える場合にも発表する。</u></td><td>○市の体制：災害対策本部設置（第１配備） <u>○警戒宣言の発令（内閣総理大臣）</u> ○交通規制、児童・生徒の帰宅措置、列車の運転規制など</td></tr></table>	情報	<u>発表の基準</u>	防災対応	<u>東海地震に関する調査情報</u>	<u>東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報</u>	○特に対応はしない。	<u>東海地震注意情報</u>	<u>東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表する。</u>	○市の体制：警戒本部設置（警戒配備） ○情報収集、行動自粛などの混乱防止措置 <u>○気象庁において判定会を開催</u>	<u>東海地震予知情報</u>	<u>東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表する。</u> <u>また、本情報の解除を伝える場合にも発表する。</u>	○市の体制：災害対策本部設置（第１配備） <u>○警戒宣言の発令（内閣総理大臣）</u> ○交通規制、児童・生徒の帰宅措置、列車の運転規制など	< <u>南海トラフ地震臨時情報</u> > <table><tr><th><u>南海トラフ地震臨時情報の種類</u></th><th><u>情報の発表条件</u></th><th>防災対応</th></tr><tr><td><u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</u></td><td><u>観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するか否かの調査を開始した場合、または調査を継続している場合</u></td><td>○特に対応はしない。</td></tr><tr><td><u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u></td><td><u>・南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評した場合</u> <u>・想定震源区域のプレート境界意外や、想定震源域の海溝軸外側 50Km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合</u> <u>・ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合</u></td><td>○市の体制：警戒本部設置（警戒配備） ○情報収集、行動自粛などの混乱防止措置 <u>< 削除 ></u></td></tr><tr><td><u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u></td><td><u>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合</u></td><td>○市の体制：災害対策本部設置（第１配備） <u>< 削除 ></u> ○交通規制、児童・生徒の帰宅措置、列車の運転規制など</td></tr><tr><td><u>南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</u></td><td><u>巨大地震注意、巨大地震警戒のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</u></td><td><u>○市の体制：解除など</u></td></tr></table>	<u>南海トラフ地震臨時情報の種類</u>	<u>情報の発表条件</u>	防災対応	<u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</u>	<u>観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するか否かの調査を開始した場合、または調査を継続している場合</u>	○特に対応はしない。	<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u>	<u>・南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評した場合</u> <u>・想定震源区域のプレート境界意外や、想定震源域の海溝軸外側 50Km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合</u> <u>・ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合</u>	○市の体制：警戒本部設置（警戒配備） ○情報収集、行動自粛などの混乱防止措置 <u>< 削除 ></u>	<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>	<u>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合</u>	○市の体制：災害対策本部設置（第１配備） <u>< 削除 ></u> ○交通規制、児童・生徒の帰宅措置、列車の運転規制など	<u>南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</u>	<u>巨大地震注意、巨大地震警戒のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</u>	<u>○市の体制：解除など</u>	東海地震関連情報の表記を南海トラフ地震関連情報に修正
情報	<u>発表の基準</u>	防災対応																												
<u>東海地震に関する調査情報</u>	<u>東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報</u>	○特に対応はしない。																												
<u>東海地震注意情報</u>	<u>東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表する。</u>	○市の体制：警戒本部設置（警戒配備） ○情報収集、行動自粛などの混乱防止措置 <u>○気象庁において判定会を開催</u>																												
<u>東海地震予知情報</u>	<u>東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表する。</u> <u>また、本情報の解除を伝える場合にも発表する。</u>	○市の体制：災害対策本部設置（第１配備） <u>○警戒宣言の発令（内閣総理大臣）</u> ○交通規制、児童・生徒の帰宅措置、列車の運転規制など																												
<u>南海トラフ地震臨時情報の種類</u>	<u>情報の発表条件</u>	防災対応																												
<u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</u>	<u>観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するか否かの調査を開始した場合、または調査を継続している場合</u>	○特に対応はしない。																												
<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u>	<u>・南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評した場合</u> <u>・想定震源区域のプレート境界意外や、想定震源域の海溝軸外側 50Km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合</u> <u>・ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合</u>	○市の体制：警戒本部設置（警戒配備） ○情報収集、行動自粛などの混乱防止措置 <u>< 削除 ></u>																												
<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>	<u>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合</u>	○市の体制：災害対策本部設置（第１配備） <u>< 削除 ></u> ○交通規制、児童・生徒の帰宅措置、列車の運転規制など																												
<u>南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</u>	<u>巨大地震注意、巨大地震警戒のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</u>	<u>○市の体制：解除など</u>																												

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－１６６	２ <u>東海地震</u>関連情報の伝達 <u>東海地震関連情報</u>が発表された場合は、関係機関、団体等に伝達する。 < 情報連絡系統図 > の表中 <u>県防災危機管理監</u>	２ <u>南海トラフ地震臨時情報</u>の伝達 <u>南海トラフ地震臨時情報</u>が発表された場合は、関係機関、団体等に伝達する。 < 情報連絡系統図 > の表中 <u>県防災対策課</u>	情報連絡系統図については、時点修正 千葉県の組織改編により修正
震－１６７	第３節 <u>東海地震注意情報</u>発表時の対応措置 １ 活動体制 <u>東海地震注意情報</u>が発表された場合は、………… ２ 応急対策 (１) 対策の基本方針 市では、<u>東海地震注意情報</u>に伴う社会的混乱を防止するために必要に応じて措置を講じる。 …………	第３節 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u> 発表時の対応措置 １ 活動体制 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u> が発表された場合は、………… ２ 応急対策 (１) 対策の基本方針 市では、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表</u>に伴う社会的混乱を防止するために必要に応じて措置を講じる。 …………	東海地震関連情報の表記を南海トラフ地震関連情報に修正
震－１６８	２ 応急対策 (４) 関係機関の活動 東日本旅客鉄道(株) ア 地震防災対策本部の設置 支社、地区指導センター長及び現機関に各地震防災対策本部を設置し、<u>警戒宣言が発令</u>された場合の………… 新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株) 直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、<u>警戒宣言発令</u>に備える体制に入る。	２ 応急対策 (４) 関係機関の活動 東日本旅客鉄道(株) ア 地震防災対策本部の設置 支社、地区指導センター長及び現機関に各地震防災対策本部を設置し、<u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表</u>された場合の………… 新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株) 直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表</u>に備える体制に入る。	東海地震関連情報の表記を南海トラフ地震関連情報に修正

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－１６９	２ 応急対策 (6) 混乱の防止 東日本旅客鉄道(株) <u>警戒宣言の発令</u>に備えて次により対応する。………… 新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株) <u>警戒宣言発令</u>に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況の提供に努めるとともに、…………	２ 応急対策 (6) 混乱の防止 東日本旅客鉄道(株) <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表</u>に備えて次により対応する。………… 新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株) <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表</u>に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況の提供に努めるとともに、…………	東海地震関連情報の表記を南海トラフ地震関連情報に修正
震－１７０	第４節 <u>警戒宣言発令</u>時の対応措置 【計画の体系・担当】 ２ <u>警戒宣言</u>の伝達及び広報 ８ 学校・医療機関・社会福祉施設等対策 福祉１・２部、<u>病院１・２班</u>、教育２部、小・中学校 １１その他の対策 経済振興部<u><追記></u>、保健医療部、財務班、教育１・２部、環境部	第４節 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表</u>時の対応措置 【計画の体系・担当】 ２ <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>の伝達及び広報 ８ 学校・医療機関・社会福祉施設等対策 福祉１・２部、<u>病院部</u>、教育２部、小・中学校 １１ その他の対策 経済振興部、<u>文化スポーツ部</u>、保健医療部、財務班、教育１・２部、環境部	東海地震関連情報の表記を南海トラフ地震関連情報に修正 組織改編による修正
震－１７０	１ 活動体制 (1) 市の活動体制 ア 災害対策本部の設置 市は<u>警戒宣言が発令</u>された場合は、………… イ 所掌事務 所掌事務は、次のとおりである。 (ア) <u>警戒宣言</u>等各種情報の収集・伝達	１ 活動体制 (1) 市の活動体制 ア 災害対策本部の設置 市は<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表</u>された場合は、… イ 所掌事務 所掌事務は、次のとおりである。 (ア) <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>等各種情報の収集・伝達	東海地震関連情報の表記を南海トラフ地震関連情報に修正
震－１７１	２ <u>警戒宣言</u>の伝達及び広報 (１) <u>警戒宣言</u>の伝達 ア 伝達経路 <u>警戒宣言及び地震予知情報等</u>の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。	２ <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>の伝達及び広報 (１) <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>の伝達 ア 伝達経路 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。	東海地震関連情報の表記を南海トラフ地震関連情報に修正

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－１７２	<情報連絡系統図>の表中 <u>県防災危機管理監</u>	<情報連絡系統図>の表中 <u>県防災対策課</u>	情報連絡系統図については、 時点修正
	イ 伝達方法 (ア) 情報・運用支援班は、県から<u>警戒宣言</u>等を受けたときは、……… (イ) 各部・各班は、<u>警戒宣言及び地震予知情報等の通知</u>を受けたときは、… (ウ) 住民に対しては、………、<u>警戒宣言が発令</u>されたことを伝達する。 ウ 伝達事項 <u>警戒宣言が発せられたとき</u>の伝達事項は次のとおりとする。 (ア) <u>警戒宣言、地震予知情報</u>等の内容 ……… 〈<u>警戒宣言発令</u>時の信号〉 (２) <u>警戒宣言</u>時の広報 <u>警戒宣言が発せられた</u>場合、………	イ 伝達方法 (ア) 情報・運用支援班は、県から<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>等を受けたときは、……… (イ) 各部・各班は、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>を受けたときは……… (ウ) 住民に対しては、………、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表</u>されたことを伝達する。 ウ 伝達事項 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</u>の伝達事項は次のとおりとする。 (ア) <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>等の内容 ……… 〈<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表</u>時の信号〉 (２) <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表</u>時の広報 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された</u>場合、………	東海地震関連情報の表記を南海トラフ地震関連情報に修正
震－１７３	〈<u>警戒宣言</u>時の広報の内容〉 【広報の項目】 ① <u>警戒宣言</u>の内容の周知徹底	〈<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表</u>時の広報の内容〉 【広報の項目】 ① <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>の内容の周知徹底	東海地震関連情報の表記を南海トラフ地震関連情報に修正
	３ 災害警備 警察署は、<u>警戒宣言が発せられた</u>場合、警備本部を設置し警備活動を行う。 ……… (2) <u>東海地震</u>に係る周辺地域としての特別な活動 ……… (3) 広報 ア 広報内容 (ア) <u>警戒宣言</u>の内容及び関連する情報 ………	３ 災害警備 警察署は、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された</u>場合、警備本部を設置し警備活動を行う。 ……… (2) <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>に係る周辺地域としての特別な活動 ……… (3) 広報 ア 広報内容 (ア) <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>の内容及び関連する情報 ………	

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－１７４	４ 水防活動・消防活動 ……… (2) 消防活動 消防局、消防団は、<u>警戒宣言が発せられた</u>場合、……… ５ 公共輸送 (1) 鉄道会社の措置 ア 東日本旅客鉄道（株） (ア) <u>警戒宣言</u>の伝達 a 駅においては、<u>警戒宣言、東海地震予知情報</u>の内容……… b 運転中の列車の車掌は、車内旅客に対し、<u>警戒宣言</u>等の内容及び列車の運転状況を放送し、………	４ 水防活動・消防活動 ……… (2) 消防活動 消防局、消防団は、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>が発表された場合、……… ５ 公共輸送 (1) 鉄道会社の措置 ア 東日本旅客鉄道（株） (ア) <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>の伝達 a 駅においては、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>の内容… b 運転中の列車の車掌は、車内旅客に対し、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>等の内容及び列車の運転状況を放送し、………	東海地震関連情報の表記を南海トラフ地震関連情報に修正
震－１７５	イ 新京成電鉄株、東武鉄道株、流鉄株、北総鉄道株、京成電鉄株 (ア) <u>警戒宣言</u>の伝達 駅・車内等で<u>警戒宣言、地震予知情報</u>等の放送を……… (イ) 運航方針 ………<u>警戒宣言発令</u>時の列車運行についての基本方針は、次のとおりである。 発令日当日 <u>警戒宣言が発せられた</u>ときは、……… ６ 交通対策 (1) 警察の対策 警察は、<u>警戒宣言が発せられた</u>ときは、……… (2) 道路管理者の対策 ア 市 <u>警戒宣言が発せられた</u>場合、……… イ 県 <u>警戒宣言が発せられた</u>場合、………	イ 新京成電鉄株、東武鉄道株、流鉄株、北総鉄道株、京成電鉄株 (ア) <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>の伝達 駅・車内等で<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>等の放送を… (イ) 運航方針 ………<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表</u>時の列車運行についての基本方針は、次のとおりである。 発令日当日 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>が発表されたときは ６ 交通対策 (1) 警察の対策 警察は、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>が発表されたときは、… (2) 道路管理者の対策 ア 市 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>が発表された場合、……… イ 県 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>が発表された場合、………	東海地震関連情報の表記を南海トラフ地震関連情報に修正

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－１７６	６ 交通対策 (2) 道路管理者の対策 イ 県 ……… (ア) 危険箇所の点検 <u>警戒宣言が発せられた</u>場合、……… ウ 国土交通省 (ア) 道路施設に関する対策 a <u>警戒宣言等が発令された</u>場合、……… (イ) 道路交通対策 a <u>警戒宣言等が発令された</u>場合においては、………また、<u>警戒宣言の発令</u>を道路情報板等を用いて道路利用者へ広報を行う。 b ……… <u>警戒宣言が発令された</u>場合、……… (ウ) 発災後に備えた資器材、人員等の輸送体制 <u>警戒宣言</u>時においては、……… ７ 上下水道、電気、ガス、通信等対策 (1) 上水道対策 ア 基本方針 水道事業者は、<u>警戒宣言が発せられた</u>場合においても、原則として平常どおりの供給を継続する。……… イ 人員の確保、資器材の点検整備等 (ア) 要因の確保等 <u>警戒宣言の発令</u>と同時に応急対策要員を確保するとともに、……… ウ 施設の保安設置等 ……… (イ) <u>警戒宣言</u>時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、<u>警戒宣言が発せられた</u>場合は、………	６ 交通対策 (2) 道路管理者の対策 イ 県 ……… (ア) 危険箇所の点検 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された</u>場合、……… ウ 国土交通省 (ア) 道路施設に関する対策 a <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された</u>場合、……… (イ) 道路交通対策 a <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された</u>場合においては、………また、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表</u>を道路情報板等を用いて道路利用者へ広報を行う。 b ……… <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された</u>場合、……… (ウ) 発災後に備えた資器材、人員等の輸送体制 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表</u>時においては、……… ７ 上下水道、電気、ガス、通信等対策 (1) 上水道対策 ア 基本方針 水道事業者は、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された</u>場合においても、原則として平常どおりの供給を継続する。……… イ 人員の確保、資器材の点検整備等 (ア) 要因の確保等 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表</u>と同時に応急対策要員を確保するとともに、……… ウ 施設の保安設置等 (イ) <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表</u>時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された</u>場合は、………	東海地震関連情報の表記を南海トラフ地震関連情報に修正

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－１７７ 震－１７８	(1) 上水道対策 ウ 施設の保安設置等 （ウ） ……<u>警戒宣言が発せられた</u>以降は原則として搬入を行わない。 エ 広報 <u>警戒宣言が発せられた</u>場合、 …… (3) 電気対策 ア 基本方針 東京電力パワーグリッド(株)は、<u>警戒宣言が発せられた</u>場合においても、 …… イ 人材の確保、資器材の点検整備等 サービス区域内で震度 6 弱以上の地震発生、<u>東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた</u>場合などの情報を知ったときは、 …… ウ 施設の予防措置 <u>東海地震予知情報</u>等に基づき、 ……	(1) 上水道対策 ウ 施設の保安設置等 （ウ） ……<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された</u>以降は原則として搬入を行わない。 エ 広報 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された</u>場合、 …… (3) 電気対策 ア 基本方針 東京電力パワーグリッド(株)は、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された</u>場合においても、 …… イ 人材の確保、資器材の点検整備等 サービス区域内で震度 6 弱以上の地震発生、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）あるいは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された</u>場合などの情報を知ったときは、 …… ウ 施設の予防措置 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>等に基づき、 ……	東海地震関連情報の表記を南海トラフ地震関連情報に修正
震－１７８	(4) ガス対策 京葉瓦斯(株)は、<u>警戒宣言が発せられた</u>場合、次の対策を講じる。 イ 人員の確保 勤務時間内 全社員に<u>警戒体制の発令</u>を伝達し、 …… 勤務時間外 ……なお、要員がテレビ・ラジオ等で<u>警戒宣言の発令</u>を覚知した場合、動員は自動発令されたものとする。 ウ 施設の保安措置等 …… （エ） 本社、事業所等の見学者、来訪者等に対して<u>警戒宣言が発令された</u>旨を伝達し、避難、帰宅させる。 エ 広報 <u>警戒宣言が発せられた</u>場合、 ……	(4) ガス対策 京葉瓦斯(株)は、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された</u>場合、次の対策を講じる。 イ 人員の確保 勤務時間内 全社員に<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表</u>を伝達し、 …… 勤務時間外 ……なお、要員がテレビ・ラジオ等で<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表</u>を覚知した場合、動員は自動発令されたものとする。 ウ 施設の保安措置等 …… （エ） 本社、事業所等の見学者、来訪者等に対して<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された</u>旨を伝達し、避難、帰宅させる。 エ 広報 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された</u>場合、 ……	東海地震関連情報の表記を南海トラフ地震関連情報に修正

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－１７９ 震－１８０	(5) 通信対策 ア 東日本電信電話(株) <u>警戒宣言の発令</u>に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達され<u>た</u>防災対策上有効に機能されるよう………… 情報連絡室の設置 <u>警戒宣言の受報</u>後、………… 資器材の点検、確認等 <u>警戒宣言が発せられた</u>場合、………… 応急対策 (ア) 電話の輻輳対策 <u>警戒宣言の発令</u>により、………… イ (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ <u>警戒宣言が発せられた</u>場合、次の対策を講ずる。 応急対策 <u>警戒宣言の発令</u>により、…………	(5) 通信対策 ア 東日本電信電話(株) <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表</u>に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達され<u>＜削除＞</u>防災対策上有効に機能されるよう………… 情報連絡室の設置 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表</u>後、… 資器材の点検、確認等 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された</u>場合、………… 応急対策 (ア) 電話の輻輳対策 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表</u>により、… イ (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された</u>場合、次の対策を講ずる。 応急対策 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表</u>により、…………	脱字の修正 東海地震関連情報の表記を南海トラフ地震関連情報に修正
震－１８０ 震－１８１	8 学校・医療機関・社会福祉施設等対策 (1) 学校等対策 教育２部及び各学校、幼稚園の教職員は、<u>警戒宣言が発せられた</u>場合において、児童・生徒等の安全を確保するとともに、学校等施設の保全を図るため、次のとおり対処する。 ア <u>警戒宣言発令</u>後は、直ちに授業を中止し、下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。 ………… オ <u>警戒宣言</u>が解除されるまで、臨時休校とする。 (2) 病院・診療所対策 <u>警戒宣言が発せられた</u>場合の医療体制は、県立病院に準じた対応をとる。 …… (3) 社会福祉施設対策 社会福祉施設は、<u>警戒宣言が発せられた</u>場合において、…………	8 学校・医療機関・社会福祉施設等対策 (1) 学校等対策 教育２部及び各学校、幼稚園の教職員は、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された</u>場合において、児童・生徒等の安全を確保するとともに、学校等施設の保全を図るため、次のとおり対処する。 ア <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表</u>後は、直ちに授業を中止し、下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。 ………… オ <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>が解除されるまで、臨時休校とする。 (2) 病院・診療所対策 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された</u>場合の医療体制は、県立病院に準じた対応をとる。…… (3) 社会福祉施設対策 社会福祉施設は、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された</u>場合において、…………	東海地震関連情報の表記を南海トラフ地震関連情報に修正

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－１８１	９ 避難 <u>警戒宣言発令</u>時においても、………… なお、<u>警戒宣言が発せられた</u>場合には、………… (1) <u>警戒宣言</u>時の措置 ………… (2) 事前の措置 市長は、<u>警戒宣言発令</u>時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。	９ 避難 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表</u>時においても、………… なお、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された</u>場合には、…… (1) <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表</u>時の措置 ………… (2) 事前の措置 市長は、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表</u>時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。	東海地震関連情報の表記を南海トラフ地震関連情報に修正
震－１８２ 震－１８３	１１ その他の対策 (1) 食料、医薬品の確保 <u>警戒宣言が発せられた</u>場合、発災後の被害者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、次の措置を講ずる。 ア 食料の確保 経済振興部<u><追記></u>は、次の措置を行う。 ………… (2) 緊急輸送の実施準備 財務班及び各防災機関は、<u>警戒宣言が発せられた</u>場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講ずる。 ………… (4) 危険な動物の逃走防止 県は、<u>警戒宣言発令</u>時において危険な動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。 なお、飼育者等が<u>警戒宣言発令</u>時においてとるべき措置は、次のとおりである。	１１ その他の対策 (1) 食料、医薬品の確保 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された</u>場合、発災後の被害者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、次の措置を講ずる。 ア 食料の確保 経済振興部、<u>文化スポーツ部</u>は、次の措置を行う。 ………… (2) 緊急輸送の実施準備 財務班及び各防災機関は、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された</u>場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講ずる。 ………… (4) 危険な動物の逃走防止 県は、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表</u>時において危険な動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。 なお、飼育者等が<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表</u>時においてとるべき措置は、次のとおりである。	東海地震関連情報の表記を南海トラフ地震関連情報に修正 組織改編による修正

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－１８４ 震－１８５	第５節 住民等のとるべき措置 本市においては、<u>東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等</u>に伴い、若干の社会的混乱が発生することが予想される。………… 本章では、住民、自主防災組織、事業所が平常時、<u>東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令</u>時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。 １ 住民のとるべき措置 平常時 ………… (10) 家族で対応措置の話し合いをする。 ア <u>東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令</u>時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 イ <u>警戒宣言発令</u>時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 ………… <u>東海地震注意報</u>の発表から<u>警戒宣言</u>が<u>発令</u>されるまで (1) テレビ、ラジオ等で正しい<u>東海地震注意情報</u>を入手し、冷静な行動をとる。 ………… <u>警戒宣言</u>が<u>発令</u>されてから地震発生まで (1) <u>警戒宣言情報</u>を入手する。 ア 市の防災信号（サイレン）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい<u>警戒宣言情報</u>を入手する。 …………	第５節 住民等のとるべき措置 本市においては、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表</u>に伴い、若干の社会的混乱が発生することが予想される。………… 本章では、住民、自主防災組織、事業所が平常時、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表</u>時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。 １ 住民のとるべき措置 平常時 ………… (10) 家族で対応措置の話し合いをする。 ア <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表時や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表</u>時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 イ <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表</u>時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 ………… <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u>の発表から<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>が<u>発表</u>されるまで (1) テレビ、ラジオ等で正しい<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u>を入手し、冷静な行動をとる。 ………… <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>が<u>発表</u>されてから地震発生まで (1) <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>を入手する。 ア 市の防災信号（サイレン）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>を入手する。 …………	東海地震関連情報の表記を南海トラフ地震関連情報に修正

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－１８６	２ 自主防災組織のとりべき措置 ……… <u>東海地震注意報</u>の発表から<u>警戒宣言</u>が<u>発令</u>されるまで ……… <u>警戒宣言</u>が発令されてから地震発生まで ……… (2) 市、消防局等防災関係機関から伝達された<u>警戒宣言</u>情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 ………	２ 自主防災組織のとりべき措置 ……… <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u>の発表から<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>が<u>発表</u>されるまで ……… <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>が<u>発表</u>されてから地震発生まで ……… (2) 市、消防局等防災関係機関から伝達された<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 ………	東海地震関連情報の表記を南海トラフ地震関連情報に修正
震－１８７	３ 事業所のとりべき措置 ……… <u>東海地震注意報</u>の発表から<u>警戒宣言</u>が<u>発令</u>されるまで ……… (3) 消防計画等により<u>警戒宣言</u>時にとるべき措置を準備、確認する。 ……… <u>警戒宣言</u>が<u>発令</u>されてから地震発生まで ………	３ 事業所のとりべき措置 ……… <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u>の発表から<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>が<u>発表</u>されるまで ……… (3) 消防計画等により<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表</u>時にとるべき措置を準備、確認する。 ……… <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>が<u>発表</u>されてから地震発生まで ………	東海地震関連情報の表記を南海トラフ地震関連情報に修正

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

＜ 風 水 害 編 ＞																							
旧ページ数	旧	新	修正理由																				
風－２３	第４節 災害の想定 ２ 土砂災害 <u>市内には、土砂災害危険箇所が 75 箇所分布する。その内訳は、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰが 37 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱが 38 箇所である。</u> <u>近年の大雨では崩壊していないが、崖下まで住宅地が分布しているところもあるので、大雨時には崖に対する注意が必要となる。</u> <u>市内に分布する急傾斜地は、段丘の縁を形成する段丘崖と呼ばれる傾斜の急な崖である。</u> <u>令和３年４月現在、73 箇所が土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定され、うち 69 箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。</u> <u>【資料編 土砂災害危険箇所等一覧】</u> 【資料編 土砂災害警戒区域指定一覧】	第４節 災害の想定 ２ 土砂災害 <u>市内に分布する急傾斜地は、段丘の縁を形成する段丘崖と呼ばれる傾斜の急な崖である。</u> <u>令和３年４月現在、73 箇所が土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定され、うち 69 箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。</u> <u>近年の大雨では崩壊していないが、崖下まで住宅地が分布しているところもあるので、大雨時には崖に対する注意が必要となる。</u> <u>＜削除＞</u> 【資料編 土砂災害警戒区域指定一覧】	令和５年１１月１４日付河環第 493 号「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて（通知）」による。																				
風－２８	第１節 水防の予防 ２ 点検・巡視 ……… （２）浸水危険<u>地区</u>の巡視 計画的に浸水調査を実施し、浸水危険<u>地区</u>の事前把握に努め、気象情報を元に、巡視を行い、排水施設に不具合が発見された場合は早急に対応する。また、無人の水位、雨量測定装置、監視カメラ等による遠隔治水監視システムの強化を積極的に進める。 <u>【資料編 浸水危険地区分布図】</u> <table><tr><th colspan="3"><u>〈浸水危険地区〉</u></th></tr><tr><th><u>流 域</u></th><th><u>河川等</u></th><th><u>主な浸水危険地区</u></th></tr><tr><td rowspan="2"><u>真間川流域</u></td><td><u>春木川</u></td><td><u>和名ケ谷・河原塚・日暮の各一部</u></td></tr><tr><td><u>国分川</u></td><td><u>大橋・和名ケ谷・紙敷の各一部</u></td></tr><tr><td rowspan="4"><u>坂川流域</u></td><td><u>上富士川</u></td><td><u>根木内の一部</u></td></tr><tr><td><u>前田川</u></td><td><u>中和倉・八ヶ崎・馬橋の各一部</u></td></tr><tr><td><u>長津川</u></td><td><u>新作・中和倉・馬橋の各一部</u></td></tr><tr><td><u>坂川</u></td><td><u>西馬橋・栄町・上矢切の各一部</u></td></tr></table>	<u>〈浸水危険地区〉</u>			<u>流 域</u>	<u>河川等</u>	<u>主な浸水危険地区</u>	<u>真間川流域</u>	<u>春木川</u>	<u>和名ケ谷・河原塚・日暮の各一部</u>	<u>国分川</u>	<u>大橋・和名ケ谷・紙敷の各一部</u>	<u>坂川流域</u>	<u>上富士川</u>	<u>根木内の一部</u>	<u>前田川</u>	<u>中和倉・八ヶ崎・馬橋の各一部</u>	<u>長津川</u>	<u>新作・中和倉・馬橋の各一部</u>	<u>坂川</u>	<u>西馬橋・栄町・上矢切の各一部</u>	第１節 水防の予防 ２ 点検・巡視 ……… （２）浸水危険<u>箇所</u>の巡視 計画的に浸水調査を実施し、浸水危険<u>箇所</u>の事前把握に努め、気象情報を元に、巡視を行い、排水施設に不具合が発見された場合は早急に対応する。また、無人の水位、雨量測定装置、監視カメラ等による遠隔治水監視システムの強化を積極的に進める。 <u>＜削除＞</u>	「浸水危険地区」及び「浸水危険地区分布図」は存在しないため削除
<u>〈浸水危険地区〉</u>																							
<u>流 域</u>	<u>河川等</u>	<u>主な浸水危険地区</u>																					
<u>真間川流域</u>	<u>春木川</u>	<u>和名ケ谷・河原塚・日暮の各一部</u>																					
	<u>国分川</u>	<u>大橋・和名ケ谷・紙敷の各一部</u>																					
<u>坂川流域</u>	<u>上富士川</u>	<u>根木内の一部</u>																					
	<u>前田川</u>	<u>中和倉・八ヶ崎・馬橋の各一部</u>																					
	<u>長津川</u>	<u>新作・中和倉・馬橋の各一部</u>																					
	<u>坂川</u>	<u>西馬橋・栄町・上矢切の各一部</u>																					

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
風－３０ 風－３１	第２節 土砂災害の予防 １ 土砂災害防止法に基づく対策の推進 (1) <u>土砂災害危険箇所</u>の調査 県及び市は、………、土砂災害警戒区域等<u>の危険箇所</u>の実態を調査し、必要な手続きを推進する。 (2) 土砂災害警戒区域等の指定 ……… (3) <u>土砂災害危険箇所等</u>の公表 <u>土砂災害発生のおそれのある場所</u>を本計画（資料編）に掲載するとともに、 ………、併せて広く市民への周知に努める。 また、土砂災害警戒情報や千葉県土砂災害警戒情報システムの活用、千葉県がインターネットで公表している<u>土砂災害危険箇所等</u>についても周知する。 <u>【資料編 土砂災害危険箇所等一覧】</u> <u>【資料編 土砂災害警戒区域指定一覧】</u>	第２節 土砂災害の予防 １ 土砂災害防止法に基づく対策の推進 (1) <u>土砂災害警戒区域等</u>の調査 県及び市は、………、土砂災害警戒区域等<u><削除></u>の実態を調査し、必要な手続きを推進する。 (2) 土砂災害警戒区域等の指定 ……… (3) <u>土砂災害警戒区域等</u>の公表 <u>土砂災害警戒区域等</u>を本計画（資料編）に掲載するとともに、 ………、併せて広く市民への周知に努める。 また、土砂災害警戒情報や千葉県土砂災害警戒情報システムの活用、千葉県がインターネットで公表している<u>土砂災害警戒区域等</u>についても周知する。 <u><削除></u> <u>【資料編 土砂災害警戒区域指定一覧】</u>	令和５年１１月１４日付河環第４９３号「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて（通知）」による。
風－３１ 風－３２	２ 急傾斜地崩壊対策 (５) 急傾斜地崩壊危険区域の公表 急傾斜地崩壊危険区域（箇所）について<u>松戸市土砂災害ハザードマップの作成</u>、広報紙、県の作成したパンフレットの配布・現場への標柱の設置、説明会の開催により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて広く市民への周知に努める。	２ 急傾斜地崩壊対策 (５) 急傾斜地崩壊危険区域の公表 急傾斜地崩壊危険区域（箇所）について<u><削除></u>広報紙、県の作成したパンフレットの配布・現場への標柱の設置、説明会の開催により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて広く市民への周知に努める。	松戸市土砂災害ハザードマップには土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域を掲載しておりますので、削除

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由																								
風－３２	4 警戒避難体制の整備 (2) 土砂災害に関する情報の収集 ア 平常時から、巡視により<u>土砂災害危険箇所等</u>の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、随時、警戒パトロールを実施し、当該箇所での災害発生の兆候を把握する。 (3) 警戒・避難体制の整備 ア <u>土砂災害危険箇所の</u>住民に対し、日頃から地域の危険性を周知し、自宅内での安全行動や周辺にある避難所の場所、避難経路等について周知を図る。 イ <u>土砂災害危険箇所</u>周辺地域に対する巡視、情報収集の手順を明確にするとともに、防災行政無線、広報車での巡回、戸別訪問等により避難指示等の伝達体制の強化を図る。.....	4 警戒避難体制の整備 (2) 土砂災害に関する情報の収集 ア 平常時から、巡視により<u>土砂災害警戒区域等</u>の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、随時、警戒パトロールを実施し、当該箇所での災害発生の兆候を把握する。 (3) 警戒・避難体制の整備 ア <u>土砂災害警戒区域等の周辺</u>住民に対し、日頃から地域の危険性を周知し、自宅内での安全行動や周辺にある避難所の場所、避難経路等について周知を図る。 イ <u>土砂災害警戒区域</u>周辺地域に対する巡視、情報収集の手順を明確にするとともに、防災行政無線、広報車での巡回、戸別訪問等により避難指示等の伝達体制の強化を図る。.....	令和５年１１月１４日付河環第 493 号「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて（通知）」による。																								
風－３６	第５節 防災体制の整備・訓練等 【計画の体系・担当】 5 食料・飲料水等の備蓄 市民部、経済振興部<追記>	第５節 防災体制の整備・訓練等 【計画の体系・担当】 5 食料・飲料水等の備蓄 市民部、経済振興部、<u>文化スポーツ部</u>	組織改編による修正																								
風－３７	4 防災訓練・広報の充実 〈広報手段と内容〉 <table><tr><th>媒体</th><th>対象</th><th>内容</th></tr><tr><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td></tr><tr><td>S N S <u>（ツイッター、フェイスブック等）</u></td><td></td><td>・浸水想定区域、<u>土砂災害危険箇所</u></td></tr><tr><td>.....</td><td></td><td>.....</td></tr></table> (3) 災害情報伝達手段の整備推進 災害情報伝達のために、同報系防災行政無線の整備を推進する。 また、<u>松戸市公式ツイッター・フェイスブック</u>での情報配信を行う。	媒体	対象	内容				S N S <u>（ツイッター、フェイスブック等）</u>		・浸水想定区域、 <u>土砂災害危険箇所</u>				4 防災訓練・広報の充実 〈広報手段と内容〉 <table><tr><th>媒体</th><th>対象</th><th>内容</th></tr><tr><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td></tr><tr><td>S N S <削除></td><td></td><td>・浸水想定区域、<u>土砂災害警戒区域等</u></td></tr><tr><td>.....</td><td></td><td>.....</td></tr></table> (3) 災害情報伝達手段の整備推進 災害情報伝達のために、同報系防災行政無線の整備を推進する。 また、<u>SNS</u>での情報配信を行う。	媒体	対象	内容				S N S <削除>		・浸水想定区域、 <u>土砂災害警戒区域等</u>				SNS、ツイッター、フェイスブックについては、表現方法を統一 土砂災害危険箇所については、令和５年１１月１４日付河環第 493 号「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて（通知）」による。
媒体	対象	内容																									
.....																											
S N S <u>（ツイッター、フェイスブック等）</u>		・浸水想定区域、 <u>土砂災害危険箇所</u>																									
.....																											
媒体	対象	内容																									
.....																											
S N S <削除>		・浸水想定区域、 <u>土砂災害警戒区域等</u>																									
.....																											

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由								
風－４３	第１節 災害応急活動体制 １ 市職員の配備 （２）職員の動員 〈職員の配備別動員数〉 経済振興部 構成課 ※ ※ <u>６人</u> ３分の１ ３分の２ 全員 <u><追記></u> 病院部 <u>事務局</u> ※ ※ ※ 別途計画 <u>病院１部</u> <u>病院２部</u>	第１節 災害応急活動体制 １ 市職員の配備 （２）職員の動員 〈職員の配備別動員数〉 経済振興部 構成課 ※ ※ <u>５人</u> ３分の１ ３分の２ 全員 <u>文化スポーツ部</u> 構成課 ※ ※ <u>４人</u> ３分の１ ３分の２ 全員 病院部 <u>市立総合医療センター</u> ※ ※ ※ 別途計画	組織改編による修正								
風－４４	〈本部員の配備〉 各部長・局長 <u><追記></u>	〈本部員の配備〉 注意 警戒本部 災害対策本部 各部長・局長 <u>文化スポーツ部長</u> <u>＝</u> <u>〇</u> <u>〇</u>	組織改編による修正								
風－４７	２ 市本部等の設置 (3) 災害対策本部 ウ 設置場所 （ウ）災害対策本部設置の報告等 <table><tr><td>報告先</td><td>報告手段</td></tr><tr><td>一般市民</td><td>防災行政無線、松戸市ホームページ、<u>ツイッター</u>、広報車、安全安心メール</td></tr></table>	報告先	報告手段	一般市民	防災行政無線、松戸市ホームページ、 <u>ツイッター</u> 、広報車、安全安心メール	２ 市本部等の設置 (3) 災害対策本部 ウ 設置場所 （ウ）災害対策本部設置の報告等 <table><tr><td>報告先</td><td>報告手段</td></tr><tr><td>一般市民</td><td>防災行政無線、松戸市ホームページ、<u>SNS</u>、広報車、安全安心メール</td></tr></table>	報告先	報告手段	一般市民	防災行政無線、松戸市ホームページ、 <u>SNS</u> 、広報車、安全安心メール	表現方法を統一
報告先	報告手段										
一般市民	防災行政無線、松戸市ホームページ、 <u>ツイッター</u> 、広報車、安全安心メール										
報告先	報告手段										
一般市民	防災行政無線、松戸市ホームページ、 <u>SNS</u> 、広報車、安全安心メール										
風－５２	第２節 災害救助法の適用 ２ 災害救助法による事務 ＜災害救助法の救助項目と市長委任事項＞ 炊き出しその他による食品の給与 経済振興部<u><追記></u> 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 経済振興部<u><追記></u> ＜輸送及び賃金職員等の雇上の対象経費と担当＞ 救済用物資の整理配分 経済振興部、<u><追記>教育１部</u>	第２節 災害救助法の適用 ２ 災害救助法による事務 ＜災害救助法の救助項目と市長委任事項＞ 炊き出しその他による食品の給与 経済振興部、<u>文化スポーツ部</u> 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 経済振興部、<u>文化スポーツ部</u> ＜輸送及び賃金職員等の雇上の対象経費と担当＞ 救済用物資の整理配分 経済振興部、<u>文化スポーツ部<削除></u>	組織改編による修正								

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
風－５６	第３節 情報の収集・伝達 ２ 情報収集・伝達 (２) 気象警報等の伝達 イ 住民への伝達 ……… また、土砂災害警戒情報が発表された場合は、必要に応じて自主防災組織等と連携して、<u>土砂災害危険箇所</u>の住民等への伝達を迅速かつ確実に行う。	第３節 情報の収集・伝達 ２ 情報収集・伝達 (２) 気象警報等の伝達 イ 住民への伝達 ……… また、土砂災害警戒情報が発表された場合は、必要に応じて自主防災組織等と連携して、<u>土砂災害警戒区域等の周辺</u>住民等への伝達を迅速かつ確実に行う。	令和５年１１月１４日付河環第４９３号「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて（通知）」による。
風－５７	２ 情報収集・伝達 (４) 洪水予報、水位周知情報の伝達 ＜利根運河、坂川（国管理区間）・坂川放水路の<u>避難判断水位情報</u>の伝達系統＞ ＜坂川（県管理区間）・新坂川・真間川の<u>避難判断水位情報</u>の伝達系統＞	２ 情報収集・伝達 (４) 洪水予報、水位周知情報の伝達 ＜利根運河、坂川（国管理区間）・坂川放水路の<u>氾濫危険水位</u>の伝達系統＞ ＜坂川（県管理区間）・新坂川・真間川の<u>氾濫危険水位</u>の伝達系統＞	どちらも「氾濫危険水位」の到達をつたえる際の伝達系統図のため、修正
風－５７	２ 情報収集・伝達 (５) 土砂災害警戒情報の伝達 土砂災害警戒情報が発表されたときは、<u>土砂災害危険箇所</u>の住民、要配慮者関連施設の管理者等に伝達する。	２ 情報収集・伝達 (５) 土砂災害警戒情報の伝達 土砂災害警戒情報が発表されたときは、<u>土砂災害警戒区域等の周辺</u>住民、要配慮者関連施設の管理者等に伝達する。	令和５年１１月１４日付河環第４９３号「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて（通知）」による。
風－５８	２ 情報収集・伝達 (５) 土砂災害警戒情報の伝達 (※) <u>土砂災害危険箇所</u>内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設	２ 情報収集・伝達 (５) 土砂災害警戒情報の伝達 (※) <u>土砂災害警戒区域等</u>内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設	令和５年１１月１４日付河環第４９３号「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて（通知）」による。

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由																																						
風－６３	5 広報 (2) 広報内容 〈主な広報媒体〉 <table><tr><td>種別</td><td>媒 体</td><td>所管する機関</td></tr><tr><td rowspan="2">更新系</td><td>ホームページ等への掲示</td><td>広報部</td></tr><tr><td><u>ツイッター・フェイスブック</u>への掲示</td><td>広報部</td></tr></table> 風－７４ 第6節 3 緊急輸送 (3)ヘリコプターによる輸送 <u>陸上交通の途絶の場合や特に緊急を要する輸送の場合等は</u>、協定団体に直接、又は県を通じて自衛隊等のヘリコプターによる輸送を要請する。 風－７６ 第7節 避難対策 【計画の体系・担当】 5 避難所の開設と運営 市民部、<u><追記></u>環境部、福祉2部、教育1・2部 7 在宅避難者<u><追記></u>の支援 <u><追記></u>、総務部、経済振興部<u><追記></u>、保健医療部 風－７８ 〈避難の種類及び発令基準（国管理河川の洪水）〉 <table><tr><td>対象災害</td><td>江戸川の氾濫</td><td>利根運河、坂川（国管理区間）、坂川放水路の氾濫</td></tr><tr><td>避難対象地区</td><td>江戸川洪水浸水想定区域</td><td>利根運河洪水浸水想定区域</td></tr><tr><td>【レベル3】 高齢者等避難</td><td>.....</td><td>.....</td></tr><tr><td>【レベル4】 避難指示</td><td>.....</td><td>・洪水警報の危険度分布が<u>「非常に危険」</u>以上のとき</td></tr></table> 風－６３ 5 広報 (2) 広報内容 〈主な広報媒体〉 <table><tr><td>種別</td><td>媒 体</td><td>所管する機関</td></tr><tr><td rowspan="2">更新系</td><td>ホームページ等への掲示</td><td>広報部</td></tr><tr><td><u>SNS</u> への掲示</td><td>広報部</td></tr></table> 風－７４ 第6節 3 緊急輸送 (3)ヘリコプターによる輸送 <u>緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には</u>、協定団体に直接、又は県を通じて自衛隊等のヘリコプターによる輸送を要請する。..... 風－７６ 第7節 避難対策 【計画の体系・担当】 5 避難所の開設と運営 市民部、<u>文化スポーツ部</u>、環境部、福祉2部、教育1・2部 7 在宅避難者<u>等</u>の支援 <u>市民部</u>、総務部、経済振興部、<u>文化スポーツ部</u>、保健医療部 風－７８ 〈避難の種類及び発令基準（国管理河川の洪水）〉 <table><tr><td>対象災害</td><td>江戸川の氾濫</td><td>利根運河、坂川（国管理区間）、坂川放水路の氾濫</td></tr><tr><td>避難対象地区</td><td>江戸川洪水浸水想定区域</td><td>利根運河洪水浸水想定区域</td></tr><tr><td>【レベル3】 高齢者等避難</td><td>.....</td><td>.....</td></tr><tr><td>【レベル4】 避難指示</td><td>.....</td><td>・洪水警報の危険度分布が<u>「危険」</u>以上のとき</td></tr></table> 表現方法を統一 令和6年1月30日付消防災第14号「地域防災計画における航空機等の輸送に係る記載の見直しについて」による。 組織改編による修正 指定避難所以外に避難している避難者に対しても支援に努めるため。 令和4年6月30日にキキクルの警戒レベル4相当「危険（紫）」に統合されたため。	種別	媒 体	所管する機関	更新系	ホームページ等への掲示	広報部	<u>ツイッター・フェイスブック</u> への掲示	広報部	対象災害	江戸川の氾濫	利根運河、坂川（国管理区間）、坂川放水路の氾濫	避難対象地区	江戸川洪水浸水想定区域	利根運河洪水浸水想定区域	【レベル3】 高齢者等避難			【レベル4】 避難指示		・洪水警報の危険度分布が <u>「非常に危険」</u> 以上のとき	種別	媒 体	所管する機関	更新系	ホームページ等への掲示	広報部	<u>SNS</u> への掲示	広報部	対象災害	江戸川の氾濫	利根運河、坂川（国管理区間）、坂川放水路の氾濫	避難対象地区	江戸川洪水浸水想定区域	利根運河洪水浸水想定区域	【レベル3】 高齢者等避難			【レベル4】 避難指示		・洪水警報の危険度分布が <u>「危険」</u> 以上のとき
種別	媒 体	所管する機関																																							
更新系	ホームページ等への掲示	広報部																																							
	<u>ツイッター・フェイスブック</u> への掲示	広報部																																							
対象災害	江戸川の氾濫	利根運河、坂川（国管理区間）、坂川放水路の氾濫																																							
避難対象地区	江戸川洪水浸水想定区域	利根運河洪水浸水想定区域																																							
【レベル3】 高齢者等避難																																									
【レベル4】 避難指示		・洪水警報の危険度分布が <u>「非常に危険」</u> 以上のとき																																							
種別	媒 体	所管する機関																																							
更新系	ホームページ等への掲示	広報部																																							
	<u>SNS</u> への掲示	広報部																																							
対象災害	江戸川の氾濫	利根運河、坂川（国管理区間）、坂川放水路の氾濫																																							
避難対象地区	江戸川洪水浸水想定区域	利根運河洪水浸水想定区域																																							
【レベル3】 高齢者等避難																																									
【レベル4】 避難指示		・洪水警報の危険度分布が <u>「危険」</u> 以上のとき																																							

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧			新			修 正 理 由
風ー 7 8	＜避難の種類及び発令基準（県管理河川の洪水）＞			＜避難の種類及び発令基準（県管理河川の洪水）＞			令和4年6月30日にキキクルの警戒レベル4相当「危険（紫）」に統合されたため。同じく、警戒レベル5相当「災害切迫（黒）」が新設されたため。
	対象災害	坂川（県管理区間）、新坂川の氾濫	春木川、国分川、国分川分水路、紙敷川の氾濫	対象災害	坂川（県管理区間）、新坂川の氾濫	春木川、国分川、国分川分水路、紙敷川の氾濫	
	避難対象地区	坂川・新坂川洪水浸水想定区域	真間川洪水浸水想定区域	避難対象地区	坂川・新坂川洪水浸水想定区域	真間川洪水浸水想定区域	
	【レベル3】 高齢者等避難	…………	…………	【レベル3】 高齢者等避難	…………	…………	
	【レベル4】 避難指示	…………	▶洪水警報の危険度分布が「 <u>非常に危険</u> 」となり、水位上昇のおそれがあるとき	【レベル4】 避難指示	…………	▶洪水警報の危険度分布が「 <u>危険</u> 」となり、水位上昇のおそれがあるとき	
風ー 7 9	＜避難の種類及び発令基準（土砂災害、高潮）＞			＜避難の種類及び発令基準（土砂災害、高潮）＞			令和5年11月14日付河環第493号「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて（通知）」による。 令和4年6月30日にキキクルの警戒レベル4相当「危険（紫）」に統合されたため。
	対象災害	土砂災害	高潮	対象災害	土砂災害	高潮	
	避難対象地区	<u>土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域</u> ＜ <u>追記</u> ＞	高潮浸水想定区域	避難対象地区	<u>＜削除＞</u> 土砂災害警戒区域 <u>等</u>	高潮浸水想定区域	
	【レベル3】 高齢者等避難	…………	…………	【レベル3】 高齢者等避難	…………	…………	
	【レベル4】 避難指示	………… ▶土砂災害の危険度分布で「 <u>非常に危険</u> 」となった場合	…………	【レベル4】 避難指示	………… ▶土砂災害の危険度分布で「 <u>危険</u> 」となった場合	…………	

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
風－８１	第７節 避難対策 ２ 避難の指示 (3) 住民への伝達 伝達方法 ⑥市ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、 <u>ツイッター、ソーシャルネットワーキングサービス</u> などの、その他の多様な情報ツールを活用し、住民 への伝達を行う。	第７節 避難対策 ２ 避難の指示 (3) 住民への伝達 伝達方法 ⑥市ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、 <u>SNS</u> などの、その他の多様な情報ツールを活用し、 住民への伝達を行う。	表現方法を統一
風－８１	第７節 避難対策 ２ 避難の指示 (4) 要配慮者関連施設への伝達 浸水想定区域又は<u>土砂災害危険箇所</u>の要配慮者関連施設については、 ………	第７節 避難対策 ２ 避難の指示 (4) 要配慮者関連施設への伝達 浸水想定区域又は<u>土砂災害警戒区域等</u>の要配慮者関連施設については、 ………	令和５年１１月１４日付河環 第４９３号「土砂災害危険箇所 に関する今後の取扱いについ て（通知）」による。
風－８４	７ 在宅避難者<追記>の支援 市は、市の避難所以外の自宅等での生活を余儀なくされた在宅避難者<追記> >に対しても避難所滞在者に準ずる支援に努める。 (1) 市民部及び情報・運用支援班は、町会・自治会及び自主防災組織等に、在宅 避難者や<追記>自主的な避難所<追記>の所在確認、在宅避難者等への情 報提供、ニーズの把握等を依頼する。 (2) 経済振興部<追記>及び保健医療部は、避難所等を各地区の在宅避難者< 追記>への支援拠点とし、食料及び生活必需品の配布、保健師等による巡回健 康相談等の実施に努める。<追記>	７ 在宅避難者等の支援 市は、市の避難所以外の自宅等での生活を余儀なくされた在宅避難者や、<u>やむ を得ない理由により指定避難所に避難できない車中泊避難者等</u>に対しても避難 所滞在者に準ずる支援に努める。 (1) 市民部及び情報・運用支援班は、町会・自治会及び自主防災組織等に、在宅 避難者や<u>車中泊避難者</u>、自主的な避難所<u>等</u>の所在確認、在宅避難者等への情報 提供、ニーズの把握等を依頼する。 (2) 経済振興部、<u>文化スポーツ部</u>及び保健医療部は、避難所等を各地区の在宅避 難者<u>等</u>への支援拠点とし、食料及び生活必需品の配布、保健師等による巡回健 康相談等の実施に努める。<u>特に車中泊の避難者に対しては、エコノミー症候群 等を予防するための保健指導を行う。</u>	指定避難所以外に避難してい る避難者に対しても支援に努 めるため。 組織改編による修正

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
風－８５	１０ 感染症対策 市は、 <u>新型コロナウイルス等</u> の感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者の感染防止対策を実施する。 ………	１０ 感染症対策 市は、 <u><削除></u> 感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者の感染防止対策を実施する。 ………	新型コロナウイルス感染症の位置づけが５類へ移行したこととともない『感染症』に表現を統一
風－８７	第８節 応急医療 【計画の体系・担当】 ２ 医療救護活動 保健医療部、 <u>病院１・２班</u> 、……… ３ 被災者の健康管理 保健医療部、 <u>病院１・２班</u> 、………	第８節 応急医療 【計画の体系・担当】 ２ 医療救護活動 保健医療部、 <u>病院部</u> 、……… ３ 被災者の健康管理 保健医療部、 <u>病院部</u> 、………	組織改編による修正
風－９１	第９節 防疫・清掃・障害物の除去 【計画の指針】 <u><追記></u>	第９節 防疫・清掃・障害物の除去 【計画の指針】 <u>○ 倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散による環境汚染への対処や環境監視体制の整備を図るため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）」を参考に環境汚染防止体制の強化等を図る。</u>	令和５年４月２１日付環境省水・大気環境局大気環境課長通知（環水大大発第 2304211 号）による。
風－９４	５ 障害物の除去 （３）災害廃棄物、堆積土砂等の一体除去 災害等廃棄物処理事業（環境省）、堆積土砂排除事業（国土交通省）を適用し、 <u>家屋内のがれき・流木・災害ごみ</u> が混在した土砂の除去、……	５ 障害物の除去 （３）災害廃棄物、堆積土砂等の一体除去 災害等廃棄物処理事業（環境省）、堆積土砂排除事業（国土交通省）を適用し、 <u>災害廃棄物</u> が混在した土砂の除去、……	災害廃棄物対策指針（環境省）の表現と整合性を取るため。
風－９４	６ <u>がれき等</u> の処理 （１）処理量の予測・対象等 <u>大量のごみ、除去障害物、がれき</u> 等が発生した場合、環境部は、家屋等の被害状況等から廃棄物の収集・処理見込み量を推定する。 なお、市のみで処理体制を確保できない場合には、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を要請する。 ………	６ <u>災害廃棄物</u> の処理 （１）処理量の予測・対象等 <u>災害廃棄物</u> が発生した場合、環境部は、家屋等の被害状況等から廃棄物の収集・処理見込み量を推定する。 なお、市のみで処理体制を確保できない場合には、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、 <u>県を通じて</u> 民間事業者の協力を要請する。………	災害廃棄物対策指針（環境省）の表現と整合性を取るため。 協定の主体は県であり、県を通じて応援要請を行う必要があるため。

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
風― 9 5	(3) 処理体制 ………… <u>エ</u> 環境大臣が廃棄物処理特例地域に指定した場合、本部長（市長）は災害廃棄物処理の代行を国に要請することができる。	(3) 処理体制 ………… <u>エ</u> <u>甚大な被害により自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定に基づき、災害廃棄物処理について県に事務の委託を行う。</u> <u>オ</u> 環境大臣が廃棄物処理特例地域に指定した場合、本部長（市長）は災害廃棄物処理の代行を国に要請することができる。	「千葉県災害廃棄物処理計画」において、地方自治法に基づく事務委託料について記載しているため追記
風― 9 9	第 1 1 節 生活支援 【計画の体系・担当】 2 食料の供給 経済振興部 <u><追記></u>、市民部、………… 3 生活必需品の供給 経済振興部 <u><追記></u>、市民部、………… 4 救援物資の受け入れ 経済振興部 <u><追記></u> 5 物資集配拠点の運営 経済振興部、<u><追記>教育 1 部</u>	第 1 1 節 生活支援 【計画の体系・担当】 2 食料の供給 経済振興部、<u>文化スポーツ部</u>、市民部、………… 3 生活必需品の供給 経済振興部、<u>文化スポーツ部</u>、市民部、………… 4 救援物資の受け入れ 経済振興部、<u>文化スポーツ部</u> 5 物資集配拠点の運営 経済振興部、<u>文化スポーツ部<削除></u>	組織改編による修正
風― 1 0 1	2 食料の供給 (2) 需要の把握 食料の支給対象者は、次のとおりとする。 経済振興部 <u><追記></u> は、市民部（避難所収容者）、………… (3) 食料の調達 経済振興部 <u><追記></u> は、必要がある場合、協定団体等から食料を調達する。	2 食料の供給 (2) 需要の把握 食料の支給対象者は、次のとおりとする。 経済振興部、<u>文化スポーツ部</u> は、市民部（避難所収容者）、………… (3) 食料の調達 経済振興部、<u>文化スポーツ部</u> は、必要がある場合、協定団体等から食料を調達する。	組織改編による修正

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
風－１０２	（４）食料の輸送、供給 食料の配給は避難所で行うこととし、経済振興部<u>＜追記＞</u>は、調達業者に各避難所への個別配送を要請する。 ３ 生活必需品の供給 （２）需要の把握 ……… 経済振興部<u>＜追記＞</u>は、市民部（避難所収容者）、……… （３）物資の調達 経済振興部<u>＜追記＞</u>は、必要がある場合、協定団体等から調達する。また、協定団体等からの調達が困難な場合は、県に要請する。	（４）食料の輸送、供給 食料の配給は避難所で行うこととし、経済振興部、<u>文化スポーツ部</u>は、調達業者に各避難所への個別配送を要請する。 ３ 生活必需品の供給 （２）需要の把握 ……… 経済振興部、<u>文化スポーツ部</u>は、市民部（避難所収容者）、……… （３）物資の調達 経済振興部、<u>文化スポーツ部</u>は、必要がある場合、協定団体等から調達する。また、協定団体等からの調達が困難な場合は、県に要請する。	組織改編による修正
風－１０３	４ 救援物資の受け入れ （１）救援物資の要請・受け入れ 救援物資の要請は、必要に応じ災害対策本部事務局が関係部署と連携して行う。救援物資は登録制とし、経済振興部<u>＜追記＞</u>が受け入れを行う。 ５ 物資集配拠点の運営 （１）物資集配拠点 ……… 経済振興部<u>＜追記＞及び教育１部</u>は、南部市場、松戸運動公園、<u>森のホール21</u>に物資集配拠点を設置し、……… 災害対策本部は、受け入れ予定について、経済振興部<u>＜追記＞</u>と情報を共有し、………	４ 救援物資の受け入れ （１）救援物資の要請・受け入れ 救援物資の要請は、必要に応じ災害対策本部事務局が関係部署と連携して行う。救援物資は登録制とし、経済振興部、<u>文化スポーツ部</u>が受け入れを行う。 ５ 物資集配拠点の運営 （１）物資集配拠点 ……… 経済振興部、<u>文化スポーツ部＜削除＞</u>は、南部市場、松戸運動公園、<u>21世紀の森と広場</u>に物資集配拠点を設置し、……… 災害対策本部は、受け入れ予定について、経済振興部、<u>文化スポーツ部</u>と情報を共有し、………	組織改編による修正 物資集配拠点については、現行の運用に合わせ修正

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
風－１０４	第１２節 二次災害の防止 １ かけ地の危険防止 （１）土砂災害の警戒・巡視 ……………、必要と認めた場合は、<u>土砂災害危険箇所に居住する</u>住民に対し、注意喚起や避難指示（※第７節の「１ 避難行動の分類」参照）を行う。 …………… ２ 被災宅地の危険度判定 被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地や<u>土砂災害危険箇所等</u>の危険度判定を行う。……………	第１２節 二次災害の防止 １ かけ地の危険防止 （１）土砂災害の警戒・巡視 ……………、必要と認めた場合は、<u>土砂災害警戒区域等の周辺</u>住民に対し、注意喚起や避難指示（※第７節の「１ 避難行動の分類」参照）を行う。 …………… ２ 被災宅地の危険度判定 被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地や<u>土砂災害警戒区域等</u>の危険度判定を行う。……………	令和５年１１月１４日付河環第４９３号「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて（通知）」による。
風－１０６	第１３節 災害派遣・応援要請 １ 受援体制の確立 （２）物的支援の受入体制 経済振興部<u><追記></u>に物資対策本部を設置し、……………	第１３節 災害派遣・応援要請 １ 受援体制の確立 （２）物的支援の受入体制 経済振興部、<u>文化スポーツ部</u>は物資対策本部を設置し、……………	組織改編による修正
風－１１６	第１４節 生活関連施設等の応急対策 ７ 道路・橋梁 （３）県道 ア 道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、災害発生時における<u>県土木整備部</u>の対応計画やマニュアル等の定めるところにより、……………	第１４節 生活関連施設等の応急対策 ７ 道路・橋梁 （３）県道 ア 道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、災害発生時における<u>県土木整備部</u>の対応計画やマニュアル等の定めるところにより、……………	千葉県より指摘あり修正
風－１１８	第１５節 教育対策・保育対策 【計画の体系・担当】 ２ 避難所開設への対応 <u><追記></u>教育１・２部、小中学校	第１５節 教育対策・保育対策 【計画の体系・担当】 ２ 避難所開設への対応 <u>文化スポーツ部</u>、教育１・２部、小中学校	組織改編による修正
風－１３１	第１節 住民生活安定対策計画 【計画の体系・担当】 ９ 義援金の保管及び配分 <u>保健医療部</u>	第１節 住民生活安定対策計画 【計画の体系・担当】 ９ 義援金の保管及び配分 <u>福祉１部</u>	組織改編による修正

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

＜ 大 規 模 事 故 編 ＞			
旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
大－ 3	第 1 節 大規模火災対策計画 【対策担当】 2 応急対策計画 消防局、情報・運用支援班、市民部、環境部、経済振興部 ＜追記＞ 、…………	第 1 節 大規模火災対策計画 【対策担当】 2 応急対策計画 消防局、情報・運用支援班、市民部、環境部、経済振興部、 <u>文化スポーツ部</u> 、……	組織改編による修正
大－ 5	(7) 救援 経済振興部 ＜追記＞ は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。	(7) 救援 経済振興部、 <u>文化スポーツ部</u> は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。	組織改編による修正
大－ 6	第 2 節 危険物等災害対策計画 【対策担当】 2 応急対策計画 消防局、本部事務局、情報・運用支援班、市民部、環境部、経済振興部 ＜追記＞ 、広報部、…………	第 2 節 危険物等災害対策計画 【対策担当】 2 応急対策計画 消防局、本部事務局、情報・運用支援班、市民部、環境部、経済振興部、 <u>文化スポーツ部</u> 、広報部、…………	組織改編による修正
大－ 7	(6) 救援 経済振興部 ＜追記＞ は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。	(6) 救援 経済振興部、 <u>文化スポーツ部</u> は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。	組織改編による修正
大－ 8	第 3 節 航空機災害対策計画 【対策担当】 2 応急対策計画 消防局、消防団、本部事務局、情報・運用支援班、経済振興部 ＜追記＞ 、…	第 3 節 航空機災害対策計画 【対策担当】 2 応急対策計画 消防局、消防団、本部事務局、情報・運用支援班、経済振興部、 <u>文化スポーツ部</u> 、……	組織改編による修正
大－ 9	(8) 救援 経済振興部 ＜追記＞ は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。	(8) 救援 経済振興部、 <u>文化スポーツ部</u> は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。	組織改編による修正

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
大－１０	第４節 鉄道災害対策計画 【対策担当】 ２ 応急対策計画 消防局、本部事務局、情報・運用支援班、経済振興部<追記>、市民部、… …	第４節 鉄道災害対策計画 【対策担当】 ２ 応急対策計画 消防局、本部事務局、情報・運用支援班、経済振興部、 <u>文化スポーツ部</u> 、市民部、……	組織改編による修正
大－１１	（６）救援 経済振興部<追記>は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。	（６）救援 経済振興部、 <u>文化スポーツ部</u> は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。	組織改編による修正
大－１２	第５節 道路災害対策計画 【対策担当】 ２ 応急対策計画 消防局、建設部、本部事務局、情報・運用支援班、経済振興部<追記>、市民部、…………	第５節 道路災害対策計画 【対策担当】 ２ 応急対策計画 消防局、建設部、本部事務局、情報・運用支援班、経済振興部、 <u>文化スポーツ部</u> 、市民部、…………	組織改編による修正
大－１３	（６）救援 経済振興部<追記>は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。	（６）救援 経済振興部、 <u>文化スポーツ部</u> は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。	組織改編による修正
大－１４	第６節 放射性物質事故対策計画 【対策担当】 ３ 応急対策計画 消防局、本部事務局、情報・運用支援班、広報部、経済振興部<追記>、市民部、…………	第６節 放射性物質事故対策計画 【対策担当】 ３ 応急対策計画 消防局、本部事務局、情報・運用支援班、広報部、経済振興部、 <u>文化スポーツ部</u> 、市民部、…………	組織改編による修正
大－１７	（７）救援 経済振興部<追記>は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。	（７）救援 経済振興部、 <u>文化スポーツ部</u> は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。	組織改編による修正

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

< 資 料 編 >			
旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
資－ 4	防災会議関係 <u>松戸市防災会議運営規定</u> <u>※全規定</u>	防災会議関係 <u><削除></u>	昭和 5 6 年 4 月 1 日付で廃止 になっているため。
資－ 2 1	実施要領等 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表 千葉県災害救助法施行細則による（ <u>令和 5 年 3 月現在</u> ）	実施要領等 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表 千葉県災害救助法施行細則による（ <u>令和 6 年 1 月現在</u> ）	千葉県の災害救助法施行細則 が令和 5 年 1 2 月 5 日付で改 正されたため。
資－ 2 1	【救助の種類】 避難所の設置 （災害救助法第 4 条第 1 項） 【費用の限度額】 ＜基本額＞ 避難所設置費 1 人 1 日当たり <u>330 円</u> 以内	【救助の種類】 避難所の設置 （災害救助法第 4 条第 1 項） 【費用の限度額】 ＜基本額＞ 避難所設置費 1 人 1 日当たり <u>340 円</u> 以内	
	【救助の種類】 避難所の設置 （災害救助法第 4 条第 2 項） 【費用の限度額】 ＜基本額＞ 避難所設置費 1 人 1 日当たり <u>330 円</u> 以内	【救助の種類】 避難所の設置 （災害救助法第 4 条第 2 項） 【費用の限度額】 ＜基本額＞ 避難所設置費 1 人 1 日当たり <u>340 円</u> 以内	
	【救助の種類】 応急仮設住宅の供与 【費用の限度額】 2 基本額 1 戸当たり <u>6,285,000 円</u> 以内 【備考】 1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建 築事務費等の一切の経費として <u>6,285,000 円</u> 以内であればよい。	【救助の種類】 応急仮設住宅の供与 【費用の限度額】 2 基本額 1 戸当たり <u>6,775,000 円</u> 以内 【備考】 1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建 築事務費等の一切の経費として <u>6,775,000 円</u> 以内であればよい。	

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由																																																																										
資－２２	【救助の種類】 炊き出しその他による食品の給与 【費用の限度額】 １人１日当たり <u>1,180 円</u>以内 <u><追記></u> <u><追記></u>	【救助の種類】 炊き出しその他による食品の給与 【費用の限度額】 １人１日当たり <u>1,230 円</u>以内 <u>(特別基準の設定が可能)</u> <u>※食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額の範囲内であればよい。</u>	千葉県の災害救助法施行細則が令和５年１２月５日付で改正されたため。																																																																										
	【救助の種類】 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 【別表】 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>１人世帯</th><th>２人世帯</th><th>３人世帯</th><th>４人世帯</th><th>５人世帯</th><th>６人以上 １人増すごとに加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td><td>夏</td><td><u>18,700</u></td><td><u>24,000</u></td><td><u>35,600</u></td><td><u>42,500</u></td><td><u>53,900</u></td><td><u>7,800</u></td></tr><tr><td>冬</td><td><u>31,000</u></td><td><u>40,100</u></td><td><u>55,800</u></td><td><u>65,300</u></td><td><u>82,200</u></td><td><u>11,300</u></td></tr><tr><td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td><td>夏</td><td><u>6,100</u></td><td><u>8,200</u></td><td><u>12,300</u></td><td><u>15,000</u></td><td><u>18,900</u></td><td><u>2,600</u></td></tr><tr><td>冬</td><td><u>9,900</u></td><td><u>12,900</u></td><td><u>18,300</u></td><td><u>21,800</u></td><td><u>27,400</u></td><td><u>3,600</u></td></tr></table>	区分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上 １人増すごとに加算	全壊 全焼 流失	夏	<u>18,700</u>	<u>24,000</u>	<u>35,600</u>	<u>42,500</u>	<u>53,900</u>	<u>7,800</u>	冬	<u>31,000</u>	<u>40,100</u>	<u>55,800</u>	<u>65,300</u>	<u>82,200</u>	<u>11,300</u>	半壊 半焼 床上浸水	夏	<u>6,100</u>	<u>8,200</u>	<u>12,300</u>	<u>15,000</u>	<u>18,900</u>	<u>2,600</u>	冬	<u>9,900</u>	<u>12,900</u>	<u>18,300</u>	<u>21,800</u>	<u>27,400</u>	<u>3,600</u>	【救助の種類】 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 【別表】 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>１人世帯</th><th>２人世帯</th><th>３人世帯</th><th>４人世帯</th><th>５人世帯</th><th>６人以上 １人増すごとに加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td><td>夏</td><td><u>19,200</u></td><td><u>24,600</u></td><td><u>36,500</u></td><td><u>43,600</u></td><td><u>55,200</u></td><td><u>8,000</u></td></tr><tr><td>冬</td><td><u>31,800</u></td><td><u>41,100</u></td><td><u>57,200</u></td><td><u>66,900</u></td><td><u>84,300</u></td><td><u>11,600</u></td></tr><tr><td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td><td>夏</td><td><u>6,300</u></td><td><u>8,400</u></td><td><u>12,600</u></td><td><u>15,400</u></td><td><u>19,400</u></td><td><u>2,700</u></td></tr><tr><td>冬</td><td><u>10,100</u></td><td><u>13,200</u></td><td><u>18,800</u></td><td><u>22,300</u></td><td><u>28,100</u></td><td><u>3,700</u></td></tr></table>	区分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上 １人増すごとに加算	全壊 全焼 流失	夏	<u>19,200</u>	<u>24,600</u>	<u>36,500</u>	<u>43,600</u>	<u>55,200</u>	<u>8,000</u>	冬	<u>31,800</u>	<u>41,100</u>	<u>57,200</u>	<u>66,900</u>	<u>84,300</u>	<u>11,600</u>	半壊 半焼 床上浸水	夏	<u>6,300</u>	<u>8,400</u>	<u>12,600</u>	<u>15,400</u>	<u>19,400</u>	<u>2,700</u>	冬	<u>10,100</u>	<u>13,200</u>	<u>18,800</u>	<u>22,300</u>	<u>28,100</u>
区分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上 １人増すごとに加算																																																																						
全壊 全焼 流失	夏	<u>18,700</u>	<u>24,000</u>	<u>35,600</u>	<u>42,500</u>	<u>53,900</u>	<u>7,800</u>																																																																						
	冬	<u>31,000</u>	<u>40,100</u>	<u>55,800</u>	<u>65,300</u>	<u>82,200</u>	<u>11,300</u>																																																																						
半壊 半焼 床上浸水	夏	<u>6,100</u>	<u>8,200</u>	<u>12,300</u>	<u>15,000</u>	<u>18,900</u>	<u>2,600</u>																																																																						
	冬	<u>9,900</u>	<u>12,900</u>	<u>18,300</u>	<u>21,800</u>	<u>27,400</u>	<u>3,600</u>																																																																						
区分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上 １人増すごとに加算																																																																						
全壊 全焼 流失	夏	<u>19,200</u>	<u>24,600</u>	<u>36,500</u>	<u>43,600</u>	<u>55,200</u>	<u>8,000</u>																																																																						
	冬	<u>31,800</u>	<u>41,100</u>	<u>57,200</u>	<u>66,900</u>	<u>84,300</u>	<u>11,600</u>																																																																						
半壊 半焼 床上浸水	夏	<u>6,300</u>	<u>8,400</u>	<u>12,600</u>	<u>15,400</u>	<u>19,400</u>	<u>2,700</u>																																																																						
	冬	<u>10,100</u>	<u>13,200</u>	<u>18,800</u>	<u>22,300</u>	<u>28,100</u>	<u>3,700</u>																																																																						

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
資－ 2 3	<u><追記></u>	<u>【救助の種類】</u> <u>被災した住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）</u> <u>【対象】</u> <u>1 災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u> <u>2 大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は、修理することで居住することが可能な場合）</u> <u>【費用の限度額】</u> <u>1 ビニールシート、ロープ、土のう等の資材費</u> <u>2 修理に要する労務費</u> <u>3 修理に係る事務費等</u> <u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、</u> <u>1 世帯当たり 5 0 , 0 0 0 円以内</u> <u>※特別基準の設定はなし</u> <u>ブルーシート、ロープ、土のうなど資材費及び建設業者・団体等が行う際の施工費用の合計</u> <u>【期間】</u> <u>災害発生の日から 1 0 日以内に完了（特別基準の設定が可能）</u>	千葉県災害救助法施行細則が令和 5 年 1 2 月 5 日付で改正されたため。
	<u>【救助の種類】</u> 被災した住宅の応急修理 <u>【費用の限度額】</u> 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 準半壊以上 <u>655,000 円</u> 以内 準半壊 <u>318,000 円</u> 以内	<u>【救助の種類】</u> 被災した住宅の応急修理 <u>（日常生活に必要な最小限の部分の修理）</u> <u>【費用の限度額】</u> 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり <u>半壊以上 706,000 円以内</u> <u>準半壊 343,000 円以内</u>	
	<u>【救助の種類】</u> 学用品の給与 <u>【費用の限度額】</u> 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学校児童 <u>4,700 円</u> 中学校生徒 <u>5,000 円</u> 高等学校等生徒 <u>5,500 円</u>	<u>【救助の種類】</u> 学用品の給与 <u>【費用の限度額】</u> 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学校児童 <u>4,800 円</u> 中学校生徒 <u>5,100 円</u> 高等学校等生徒 <u>5,600 円</u>	

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
資－２３	【救助の種類】 埋葬 【費用の限度額】 １体当たり 大人（１２歳以上） 213,800 円以内 小人（１２歳未満） 170,900 円以内	【救助の種類】 埋葬 【費用の限度額】 １体当たり 大人（１２歳以上） 219,100 円以内 小人（１２歳未満） 175,200 円以内	千葉県災害救助法施行細則が令和５年１２月５日付で改正されたため。
資－２４	【救助の種類】 死体の処理 【費用の限度額】 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 １体当たり 5,400 円以内	【救助の種類】 死体の処理 【費用の限度額】 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 １体当たり 5,500 円以内	千葉県災害救助法施行細則が令和５年１２月５日付で改正されたため。
	実施要領等 【救助の種類】 障害物の除去 【費用の限度額】 １世帯当たり 138,300 円以内	実施要領等 【救助の種類】 障害物の除去 【費用の限度額】 １世帯当たり 138,700 円以内	

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由																																														
資－２６	実施要領等 風水害関係の気象警報・注意報の発表基準 令和３年６月８日現在 <table><tr><td rowspan="3">警報</td><td rowspan="2">洪水</td><td>流域雨量指数基準</td><td>坂川流域＝<u>11.6</u></td></tr><tr><td>複合基準 ※１</td><td>国分川流域＝ <u>(9, 5.8)</u></td></tr><tr><td>暴風雪</td><td>平均風速</td><td>20m/ s <u>以上</u> 雪を伴う</td></tr><tr><td rowspan="6">注意報</td><td>大雨</td><td>土壌雨量指数基準</td><td><u>106</u></td></tr><tr><td rowspan="4">洪水</td><td>流域雨量指数基準</td><td>六間川流域＝<u>3.2</u></td></tr><tr><td rowspan="3">複合基準 ※１</td><td>坂川流域＝ <u>(10, 7.4)</u></td></tr><tr><td>新坂川流域＝ <u>(6, 4.6)</u></td></tr><tr><td>国分川流域＝ <u>(6, 5.2)</u></td></tr><tr><td>霜</td><td colspan="2"><u>4月1日～5月31日</u> 最低気温4℃以下</td></tr></table>	警報	洪水	流域雨量指数基準	坂川流域＝ <u>11.6</u>	複合基準 ※１	国分川流域＝ <u>(9, 5.8)</u>	暴風雪	平均風速	20m/ s <u>以上</u> 雪を伴う	注意報	大雨	土壌雨量指数基準	<u>106</u>	洪水	流域雨量指数基準	六間川流域＝ <u>3.2</u>	複合基準 ※１	坂川流域＝ <u>(10, 7.4)</u>	新坂川流域＝ <u>(6, 4.6)</u>	国分川流域＝ <u>(6, 5.2)</u>	霜	<u>4月1日～5月31日</u> 最低気温4℃以下		実施要領等 風水害関係の気象警報・注意報の発表基準 令和５年６月８日現在 <table><tr><td rowspan="3">警報</td><td rowspan="2">洪水</td><td>流域雨量指数基準</td><td>坂川流域＝<u>11.5</u></td></tr><tr><td>複合基準 ※１</td><td>国分川流域＝ <u>(7, 5.8)</u></td></tr><tr><td>暴風雪</td><td>平均風速</td><td>20m/ s 雪を伴う</td></tr><tr><td rowspan="6">注意報</td><td>大雨</td><td>土壌雨量指数基準</td><td><u>103</u></td></tr><tr><td rowspan="4">洪水</td><td>流域雨量指数基準</td><td>六間川流域＝<u>3.3</u></td></tr><tr><td rowspan="3">複合基準 ※１</td><td>坂川流域＝ <u>(5, 8.2)</u></td></tr><tr><td>新坂川流域＝ <u>(5, 4.6)</u></td></tr><tr><td>国分川流域＝ <u>(5, 5.2)</u></td></tr><tr><td>霜</td><td colspan="2"><u>晩霜期に</u>最低気温4℃以下</td></tr></table>	警報	洪水	流域雨量指数基準	坂川流域＝ <u>11.5</u>	複合基準 ※１	国分川流域＝ <u>(7, 5.8)</u>	暴風雪	平均風速	20m/ s 雪を伴う	注意報	大雨	土壌雨量指数基準	<u>103</u>	洪水	流域雨量指数基準	六間川流域＝ <u>3.3</u>	複合基準 ※１	坂川流域＝ <u>(5, 8.2)</u>	新坂川流域＝ <u>(5, 4.6)</u>	国分川流域＝ <u>(5, 5.2)</u>	霜	<u>晩霜期に</u> 最低気温4℃以下		令和５年６月８日付で基準の変更があったため。
警報	洪水			流域雨量指数基準	坂川流域＝ <u>11.6</u>																																												
			複合基準 ※１	国分川流域＝ <u>(9, 5.8)</u>																																													
	暴風雪	平均風速	20m/ s <u>以上</u> 雪を伴う																																														
注意報	大雨	土壌雨量指数基準	<u>106</u>																																														
	洪水	流域雨量指数基準	六間川流域＝ <u>3.2</u>																																														
		複合基準 ※１	坂川流域＝ <u>(10, 7.4)</u>																																														
			新坂川流域＝ <u>(6, 4.6)</u>																																														
			国分川流域＝ <u>(6, 5.2)</u>																																														
	霜	<u>4月1日～5月31日</u> 最低気温4℃以下																																															
警報	洪水	流域雨量指数基準	坂川流域＝ <u>11.5</u>																																														
		複合基準 ※１	国分川流域＝ <u>(7, 5.8)</u>																																														
	暴風雪	平均風速	20m/ s 雪を伴う																																														
注意報	大雨	土壌雨量指数基準	<u>103</u>																																														
	洪水	流域雨量指数基準	六間川流域＝ <u>3.3</u>																																														
		複合基準 ※１	坂川流域＝ <u>(5, 8.2)</u>																																														
			新坂川流域＝ <u>(5, 4.6)</u>																																														
			国分川流域＝ <u>(5, 5.2)</u>																																														
	霜	<u>晩霜期に</u> 最低気温4℃以下																																															
資－２８	災害協力関係 <u><追記></u>	災害協力関係 <u>【区分】</u> 物資供給 <u>【災害協定名】</u> 災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定 <u>【協定先】</u> (一社) 日本キッチンカー経営審議会 <u>【締結日】</u> R6. 1. 22 <u>【協力内容】</u> キッチンカー等による炊き出しの実施	新規で協定を締結したため。																																														
	<u><追記></u>	<u>【区分】</u> 物資供給 <u>【災害協定名】</u> 災害時における量の提供等に関する協定 <u>【協定先】</u> 5 日で 5000 枚の約束。プロジェクト実行委員会 <u>【締結日】</u> R6. 4. 26 <u>【協力内容】</u> 量の提供・輸送・設置	新規で協定を締結したため。																																														

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
資－３０	<u><追記></u>	<u>【区分】</u> 要配慮者関係 <u>【災害協定名】</u> 災害時等における外国人支援に関する協定 <u>【協定先】</u> (公財) 松戸市国際交流協会 <u>【締結日】</u> R5.10.23 <u>【協力内容】</u> 平時は外国人への防災意識の普及・啓発 災害時は窓口設置等	新規で協定を締結したため。
	<u><追記></u>	<u>【区分】</u> 施設等の提供 <u>【災害協定名】</u> 災害時における被災者への一時的な施設等の提供に関する協定 <u>【協定先】</u> (株) ヤオコー <u>【締結日】</u> R6.4.1 <u>【協力内容】</u> 一時的な施設・駐車場の提供	
	<u>【区分】</u> 応急復旧 <u>【災害協定名】</u> 災害時における道路、橋梁等の応急修理、障害物の除去その他の応急措置等に関する協定書 <u>【協定先】</u> <u>松戸市建設業協同組合</u>	<u>【区分】</u> 応急復旧 <u>【災害協定名】</u> 災害時における道路、橋梁等の応急修理、障害物の除去その他の応急措置等に関する協定書 <u>【協定先】</u> <u>松戸建設業協同組合</u>	正式名称に修正
	<u><追記></u>	<u>【区分】</u> 応急復旧 <u>【災害協定名】</u> 災害時における道路、橋梁等の応急修理、障害物の除去その他の応急措置及び簡易トイレ等の貸出しに関する協定 <u>【協定先】</u> (株) DAYS <u>【締結日】</u> R5.11.1 <u>【協力内容】</u> 道路・橋梁等の応急修理、障害物の除去、その他応急措置及び簡易トイレ等の貸出し	新規で協定を締結したため。
資－３１	<u>【区分】</u> その他 <u>【災害協定名】</u> 災害に係る情報発信等に関する協定 <u>【協定先】</u> <u>ヤフー(株)</u>	<u>【区分】</u> その他 <u>【災害協定名】</u> 災害に係る情報発信等に関する協定 <u>【協定先】</u> <u>LINE ヤフー(株)</u>	正式名称に修正

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
資－３１	<u><追記></u>	<u>【区分】</u> その他 <u>【災害協定名】</u> 災害配備体制時における職員用物資の供給に関する協定 <u>【協定先】</u> 森紅、(株) ファミリーマート <u>【締結日】</u> R6.2.1 <u>【協力内容】</u> 災害時における職員用物資の供給	新規で協定を締結したため。
資－３２	災害危険箇所等 <u>土砂災害危険箇所等一覧</u> ※全箇所	災害危険箇所等 <u><削除></u>	令和５年１１月１４日付河環 ４９３号「土砂災害危険箇所 に関する今後の取扱いについ て（通知）」による。

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
資－３８～ 資－４２ (新旧対照表 次頁に続く)	災害危険箇所等 浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる地下街・要配慮者関連施設一覧 (注)江戸川、利根運河、坂川・坂川放水路は、国管理区間の洪水浸水想定区域を示す。………… 土砂は、「◎」が土砂災害特別警戒区域、「○」が土砂災害警戒区域、 <u>「△」は土砂災害危険箇所を示す。</u> ２ 要配慮者利用施設 (1) 保育園・幼稚園 ………… ６ <u>新松戸ベビーホーム</u> ………… <u><追記></u>	災害危険箇所等 浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる地下街・要配慮者関連施設一覧 (注)江戸川、利根運河、坂川・坂川放水路は、国管理区間の洪水浸水想定区域を示す。………… 土砂は、「◎」が土砂災害特別警戒区域、「○」が土砂災害警戒区域 <u><削除>を示す。</u> ２ 要配慮者利用施設 (1) 保育園・幼稚園 ………… ６ <u>新松戸グレース保育園新松戸ベビーホーム</u> ………… <u><追記></u> <u>【施設名称】エンゼルさつき保育園馬橋</u> <u>【所在地】馬橋 312-3</u> <u>【電話番号】710-0565</u> <u>江戸川○ 利根運河○ 坂川・新坂川○</u> <u>【施設名称】エンゼルきらり保育園松戸</u> <u>【所在地】本町 20-10</u> <u>【電話番号】382-6277</u> <u>江戸川○ 利根運河○ 坂川・坂川放水路○ 坂川・新坂川○ 高潮○</u> <u>【施設名称】こすもすベビールーム新松戸ゆりのき通り第２ルーム</u> <u>【所在地】新松戸 3-270 サンハイム光洋 1F</u> <u>【電話番号】710-0650</u> <u>江戸川○ 坂川・坂川放水路○ 坂川・新坂川○ 高潮○</u>	令和５年１１月１４日付河環 ４９３号「土砂災害危険箇所 に関する今後の取扱いについ て（通知）」による。 施設については、名称の修正 と新規施設の追加のため修正

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
資－３８～ 資－４２ (新旧対照表 次頁に続く)	(3) 障害者福祉施設 ………… <u>132 就労継続支援 B 型事業所 TERRA</u> ………… <u>139 ハビー松戸教室</u> ………… <u>153</u> 馬橋児童発達支援事業所 西馬橋幸町 2 番地 松戸シティハイツ 201 <u>154</u> こすもすカレッジジュニア新松戸教室 新松戸 1 <u>丁目</u> 448-2 藤喜ビル 2F ………… <u><追記></u>	(3) 障害者福祉施設 ………… <u><削除></u> ………… <u>141 ハビー松戸西口教室</u> ………… <u>155</u> 馬橋児童発達支援事業所 西馬橋幸町 2 <u><削除></u> 松戸シティハイツ 201 <u>156</u> こすもすカレッジジュニア新松戸教室 新松戸 1 <u>-</u> 448-2 藤喜ビル 2F ………… <追記> <u>【施設名称】 TAKUMI 新松戸</u> <u>【所在地】 新松戸南 1-355 サクトワンビル 1 階</u> <u>【電話番号】 382-6606</u> <u>江戸川○ 利根運河○ 坂川・新坂川○ 高潮○</u> <u>【施設名称】 ネイスぷらす新松戸校</u> <u>【所在地】 新松戸 2-2 兵藤プラザ 202</u> <u>【電話番号】 369-7723</u> <u>江戸川○ 利根運河○ 坂川・新坂川○ 高潮○</u> <u>【施設名称】 こばんはうすさくら 新松戸第 2 教室</u> <u>【所在地】 新松戸 6-32</u> <u>【電話番号】 712-1510</u> <u>江戸川○ 利根運河○ 坂川・新坂川○ 高潮○</u> <u>【施設名称】 とぼり農園</u> <u>【所在地】 栄町西 5-1366-6</u> <u>【電話番号】 361-2109</u> <u>江戸川○ 利根運河○ 坂川・坂川放水路○ 高潮○</u> <u>【施設名称】 就労移行支援事業所、就労移行 IT スクール松戸</u> <u>【所在地】 松戸 1307-1</u> <u>【電話番号】 707-3335</u> <u>江戸川○ 利根運河○ 坂川・坂川放水路○ 高潮○</u>	就労継続支援 B 型事業所 TERRA については、施設が浸水想定 区域外に移転したため削除 施設については、住所表記の 統一、名称の修正と新規施設 の追加のため修正

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
資－３８～ 資－４２ (新旧対照表 次頁に続く)	<追記>	<u>【施設名称】 みらいず 松戸</u> <u>【所在地】 本町 14-1 松戸本町センタービル 3-F</u> <u>【電話番号】 710-5977</u> <u>江戸川○ 利根運河○ 坂川・坂川放水路○ 高潮○</u> <u>【施設名称】 みらいず 馬橋</u> <u>【所在地】 西馬橋蔵元町 183 シティプラザⅡ201</u> <u>【電話番号】 375-8655</u> <u>江戸川○ 坂川・坂川放水路○ 坂川・新坂川○ 高潮○</u> <u>【施設名称】 シュウエール新松戸</u> <u>【所在地】 新松戸 5-158-1 新松戸第 2 すずらんビル 2 階</u> <u>【電話番号】 710-7473</u> <u>江戸川○ 利根運河○ 坂川・坂川放水路○ 坂川・新坂川○ 高潮○</u> <u>【施設名称】 ドリカムサポート新松戸</u> <u>【所在地】 新松戸 4-36-2</u> <u>【電話番号】 712-1100</u> <u>江戸川○ 利根運河○ 坂川・坂川放水路○ 坂川・新坂川○ 高潮○</u> <u>【施設名称】 キッズフロンティアⅢ番館</u> <u>【所在地】 西馬橋相川町 1 クレインヒルズ 1F</u> <u>【電話番号】 711-7901</u> <u>江戸川○ 利根運河○ 坂川・坂川放水路○ 坂川・新坂川○ 高潮○</u> <u>【施設名称】 クラルテ 松戸</u> <u>【所在地】 松戸 1307-1 9 階</u> <u>【電話番号】 271-0092</u> <u>江戸川○ 坂川・新坂川○ 高潮○</u> <u>【施設名称】 児童発達支援・放課後等デイサービス ふらん新松戸</u> <u>【所在地】 新松戸 3-5 ペガサスビル 2F</u> <u>【電話番号】 340-6660</u> <u>江戸川○ 利根運河○ 坂川・坂川放水路○ 坂川・新坂川○ 高潮○</u>	施設については、名称の修正と新規で追加となった施設の追加のため。

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修正理由
資－３８～ 資－４２ (新旧対照表 次頁に続く)	 (4) 高齢者福祉施設 178 <u>ユーカリ新松戸</u> <u><追記></u>	 <u>【施設名称】 フルーツバスケット</u> <u>【所在地】 根本 323-1R FIELDS MATSUDO 1 階</u> <u>【電話番号】 382-6313</u> <u>江戸川○ 利根運河○ 坂川・坂川放水路○ 坂川・新坂川○ 高潮○</u> (4) 高齢者福祉施設 178 <u>グループホームユーカリ新松戸貳番館</u> <u><追記></u> <u>【施設名称】 グループホームあゆみ</u> <u>【所在地】 大金平 5-365-1</u> <u>【電話番号】 710-3571</u> <u>江戸川○ 坂川・坂川放水路○ 坂川・新坂川○ 真間川○</u> <u>【施設名称】 ショートステイセンターエルケア</u> <u>【所在地】 新松戸 3-114</u> <u>【電話番号】 309-2711</u> <u>江戸川○ 坂川・坂川放水路○ 坂川・新坂川○ 真間川○ 高潮○</u> <u>【施設名称】 ミモザ新松戸</u> <u>【所在地】 新松戸 4-119-2</u> <u>【電話番号】 343-8161</u> <u>江戸川○ 坂川・坂川放水路○ 坂川・新坂川○ 真間川○ 高潮○</u> <u>【施設名称】 ニチイケアセンター河原塚</u> <u>【所在地】 和名ケ谷 9-2</u> <u>【電話番号】 703-5451</u> <u>真間川○</u> <u>【施設名称】 認知症対応型共同生活介護サンパティオ</u> <u>【所在地】 旭町 2-271-2</u> <u>【電話番号】 710-4186</u> <u>江戸川○ 坂川・坂川放水路○ 坂川・新坂川○ 高潮○</u>	施設については、名称の修正 と新規で追加となった施設の 追加のため。

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
資－３８～ 資－４２ (新旧対照表 次頁に続く)	<u><追記></u>	<u>【施設名称】小規模多機能型居宅介護サンパティオ</u> <u>【所在地】旭町 2-271-2</u> <u>【電話番号】710-4186</u> <u>江戸川○ 坂川・坂川放水路○ 坂川・新坂川○ 高潮○</u> <u>【施設名称】グループホームかがやき新松戸</u> <u>【所在地】旭町 4-1150-3</u> <u>【電話番号】710-7773</u> <u>江戸川○ 坂川・坂川放水路○ 坂川・新坂川○ 高潮○</u> <u>【施設名称】松戸グループホームそよ風</u> <u>【所在地】馬橋 530-2</u> <u>【電話番号】340-1800</u> <u>江戸川○ 坂川・坂川放水路○ 坂川・新坂川○ 高潮○</u> <u>【施設名称】エスケアホーム松戸</u> <u>【所在地】馬橋 2844</u> <u>【電話番号】312-1550</u> <u>江戸川○ 坂川・坂川放水路○ 坂川・新坂川○</u> <u>【施設名称】エスケアライフ松戸</u> <u>【所在地】馬橋 2844</u> <u>【電話番号】312-1551</u> <u>江戸川○ 坂川・坂川放水路○ 坂川・新坂川○</u> <u>【施設名称】わいわい豊夢栄町</u> <u>【所在地】栄町西 1-851-4</u> <u>【電話番号】393-8992</u> <u>江戸川○ 坂川・坂川放水路○ 坂川・新坂川○ 高潮○</u> <u>【施設名称】グループホームユーカリ新松戸</u> <u>【所在地】新松戸 6-186</u> <u>【電話番号】369-6631</u> <u>江戸川○ 利根運河○ 坂川・坂川放水路○ 坂川・新坂川○ 高潮○</u>	施設については、名称の修正 と新規で追加となった施設の 追加のため。

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
資－４２ (新旧対照表 前頁の続き)	<u><追記></u>	<u>【施設名称】 看多機かえりえ河原塚</u> <u>【所在地】 河原塚 69-1</u> <u>【電話番号】 050-1753-4348</u> <u>真間川〇</u>	新規施設の追加のため修正
資－４５	避難関係 指定緊急避難場所・指定避難所一覧 No116 青少年会館樋野口分館 洪水 <u>〇</u>	避難関係 指定緊急避難場所・指定避難所一覧 No116 青少年会館樋野口分館 洪水 <u>△</u>	浸水想定区域に位置している ため修正
資－４６～ 資－７０	避難関係 松戸市避難所開設・運営マニュアル	避難関係 <u><内容の修正></u>	令和６年２月にマニュアルを 修正したため。

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修正理由
資－71 (新旧対照表 次頁に続く)	防災関連施設等 備蓄品一覧 (令和 3 年 3 月末現在) 食糧・水 ペットボトル (500ml) 18,864 本 機材 ＜追記＞ 簡易水槽 47 基 発電機 (カセットガス) 185 台 カセットガス 909 本 投光機一式 (三脚付) 186 台 コードリール 133 個 トランジスターメガホン 172 個 強力ライト 249 個 担架 140 台 組立リアカー 45 台 ガソリン携行缶 (10ℓ) 112 缶 乾電池 (単一) 470 本 乾電池 (充電用、単 3) 12 個 ランタン 113 個 居住関係 給水バッグ (5 リットル) 300 個 プラスチックコップ 34,360 個 ローソク 800 本 バスタオル 4,390 枚 給食用パック 4,300 個 ビニール手袋 215 個 ゴミ袋 (可燃用) 430 枚 ゴミ袋 (不燃用) 4,300 枚 軍手 2,138 双 トラロープ 91 巻 パーテーション 1,666 組 プライベートルーム 223 組 段ボールベッド 1925 基 簡易ベッド 636 基	防災関連施設等 備蓄品一覧 (令和 6 年 3 月末現在) 食糧・水 ペットボトル (500ml) 30,480 本 機材 浄水器 29 台 簡易水槽 69 基 発電機 (カセットガス) 187 台 カセットガス 1,005 本 投光機一式 (三脚付) 310 台 コードリール 173 個 トランジスターメガホン 302 個 強力ライト 369 個 担架 204 台 組立リアカー 71 台 ガソリン携行缶 (10ℓ) 152 缶 乾電池 (単一) 502 本 乾電池 (充電用、単 3) 44 個 ランタン 1,183 個 寝具 毛布 9,910 枚 衛生用品 石鹸 1,361 個 おむつ (子ども用) 6,312 枚 おむつ (大人用) 3,800 枚 トイレットペーパー 9,424 巻 組立トイレ (みんなでトイレ) 68 個 生理用品 7,056 個 マンホールトイレ 609 基 マンホールトイレ用テント・ボックス 545 張 マンホールトイレ障害者用テント・ボックス 64 張 ※マスク・消毒液・非接触型体温計・防護服・フェイスシールド →感染症対策物品に記載	現状に合わせ修正

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧		新		修 正 理 由
資－ 7 1 (新旧対照表 前頁の続き)	寝具		帰宅困難者用		現状に合わせ修正
	毛布	<u>9,260 枚</u>	帰宅困難者対策セット	<u>4,600 セット</u>	
	衛生用品		居住関係		
	石鹸	<u>961 個</u>	給水バッグ (6 リットル)	<u>2,325 個</u>	
	<u>おむつ</u>	<u>9,504 枚</u>	プラスチックコップ	<u>52,060 個</u>	
	トイレットペーパー	<u>8,528 巻</u>	ローソク	<u>1,360 本</u>	
	マンホールトイレ	<u>196 基</u>	バスタオル	<u>4,546 枚</u>	
	マンホールトイレ用テント <u><追記></u>	<u>175 張</u>	給食用パック	<u>6,300 個</u>	
	マンホールトイレ障害者用テント <u><追記></u>	<u>21 張</u>	ビニール手袋	<u>315 個</u>	
	組立トイレ (みんなでトイレ)	<u>12 セット</u>	ゴミ袋(可燃用)	<u>630 枚</u>	
生理用品	<u>4,608 個</u>	ゴミ袋 (不燃用)	<u>6,300 枚</u>		
<u>マスク</u>	<u>15,900 枚</u>	軍手	<u>3,138 双</u>		
<u>消毒液</u>	<u>984 本</u>	トラロープ	<u>131 巻</u>		
<u>非接触型体温計</u>	<u>212 台</u>	パーテーション	<u>3,846 組</u>		
<u>防護服セット</u>	<u>424 セット</u>	プライベートルーム	<u>953 組</u>		
<u>フェイスシールド</u>	<u>2,120 個</u>	<u>※段ボールベッド・簡易ベッド→感染症対策物品に記載</u>			
帰宅困難者用		<u>感染症対策物品</u>			
帰宅困難者対策セット	<u>2290 セット</u>	マスク <u>(50 枚入)</u>	<u>1,650 セット</u>		
<u><追記></u>		消毒液	<u>4,615 本</u>		
		<u>ハンドソープ</u>	<u>1,541 本</u>		
		非接触型体温計・乾電池セット	<u>651 台</u>		
		フェイスシールド	<u>9,170 個</u>		
		<u>透明間仕切り・アクリル板 (受付)</u>	<u>665 枚</u>		
		<u>間仕切りシート カーテン</u>	<u>1,260 枚</u>		
		<u>クッションマット</u>	<u>1,725 枚</u>		
		段ボールベッド	<u>1,925 基</u>		
		防護服	<u>3,804 枚</u>		
		ビニール手袋 <u>100 枚 (50 組)</u>	<u>358 セット</u>		
		<u>養生シート 17.5m</u>	<u>636 本</u>		
		<u>体調チェック用大型テント</u>	<u>212 基</u>		
		<u>ブルーシート</u>	<u>3,087 枚</u>		
		<u>キャリーケース</u>	<u>212 台</u>		
		<u>雑巾ふきん (10 枚)</u>	<u>378 セット</u>		
		<u>トイレセット 1 箱 (500 回袋)</u>	<u>261 箱</u>		
		簡易ベッド	<u>636 基</u>		

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧		新		修 正 理 由
資－８３	松戸警察署	県防災行政無線 <u>○</u>	松戸警察署	県防災行政無線 <u>「 」※削除</u>	県防災行政無線の設置の有無に誤りがあったため。
	松戸東警察署	県防災行政無線 <u>○</u>	松戸東警察署	県防災行政無線 <u>「 」※削除</u>	
	江戸川河川事務所 松戸出張所	県防災行政無線 <u>○</u>	江戸川河川事務所 松戸出張所	県防災行政無線 <u>「 」※削除</u>	
	千葉国道事務所 管理第二課	県防災行政無線 <u>「 」</u>	千葉国道事務所 管理第二課	県防災行政無線 <u>○ ※追記</u>	
	東京管区气象台 銚子地方气象台	県防災行政無線 <u>「 」</u>	東京管区气象台 銚子地方气象台	県防災行政無線 <u>○ ※追記</u>	
	日本赤十字社 千葉県支部	県防災行政無線 <u>「 」</u>	日本赤十字社 千葉県支部	県防災行政無線 <u>○ ※追記</u>	
	日本放送協会 千葉放送局	県防災行政無線 <u>「 」</u>	日本放送協会 千葉放送局	県防災行政無線 <u>○ ※追記</u>	
	東武鉄道（株）	県防災行政無線 <u>○</u>	東武鉄道（株）	県防災行政無線 <u>「 」※削除</u>	
	新京成電鉄（株） 松戸駅	県防災行政無線 <u>○</u>	新京成電鉄（株） 松戸駅	県防災行政無線 <u>「 」※削除</u>	
	京成バス（株）	県防災行政無線 <u>○</u>	京成バス（株）	県防災行政無線 <u>「 」※削除</u>	
	（株）ベイエフエム	県防災行政無線 <u>「 」</u>	（株）ベイエフエム	県防災行政無線 <u>○ ※追記</u>	
資－８４	生活協同組合コープみらい	県防災行政無線 <u>○</u>	生活協同組合コープみらい	県防災行政無線 <u>「 」</u>	県防災行政無線の設置の有無に誤りがあったため。
	山崎製パン（株） 松戸第一工場	県防災行政無線 <u>○</u>	山崎製パン（株） 松戸第一工場	県防災行政無線 <u>「 」</u>	

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧		新		修 正 理 由
資－８９ (新旧対照表 次頁に続く)	同報系防災行政無線の自動放送文		同報系防災行政無線の自動放送文		運用の変更に伴い修正
	震度４の場合	こちらは、ぼうさいまつどです。 震度４の地震が発生しました。火の始末をして下さい。 テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動してください。 (以上繰り返し)	震度４の場合	こちらは、松戸市役所です。ただ今、強い地震がありました。 皆さん、落ち着いて行動して下さい。 市では、 情報収集体制 を強化します。(以上繰り返し)	
	震度５弱の場合	こちらは、ぼうさいまつどです。 震度５弱の地震が発生しました。火の始末をして下さい。 テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動してください。 (以上繰り返し)	震度５弱の場合	こちらは、松戸市役所です。ただ今、強い地震がありました。 皆さん、落ち着いて行動して下さい。 まず身の安全を守り、火の始末をして下さい。 あわてて外に飛び出さないで下さい。戸や窓を開けて出口を確保して下さい。 落下物やブロック塀などに気を付けて、落ち着いて行動して下さい。 もう一度火の元、ガスの元栓を確かめて下さい。 今後のテレビ、ラジオの正しい地震情報を聞いて落ち着いて行動して下さい。	
	震度５強の場合	こちらは、ぼうさいまつどです。 震度５強の地震が発生しました。火の始末をして下さい。 テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動してください。 (以上繰り返し)		市では、 警戒配備体制 をとります。(以上繰り返し)	
	震度６弱の場合	こちらは、ぼうさいまつどです。 震度６弱の地震が発生しました。火の始末をして下さい。 テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動してください。 (以上繰り返し)	震度５強の場合	こちらは、松戸市役所です。ただ今、非常に強い地震がありました。 皆さん、落ち着いて行動して下さい。 まず身の安全を守り、火の始末をして下さい。 あわてて外に飛び出さないで下さい。戸や窓を開けて出口を確保して下さい。 落下物やブロック塀などに気を付けて、落ち着いて行動して下さい。 もう一度火の元、ガスの元栓を確かめて下さい。 今後のテレビ、ラジオの正しい地震情報を聞いて落ち着いて行動して下さい。 今後も余震が続くと思われますが、隣近所と助け合い安全を確保して下さい。	
	震度６強以上の場合	こちらは、ぼうさいまつどです。 震度（６強以上）の地震が発生しました。火の始末をして下さい。 テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動してください。 (以上繰り返し)		市では、 第１配備体制 をとります。(以上繰り返し)	

令和 6 年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由				
資－ 8 9 (新旧対照表 前頁の続き)	(前頁続き)	<table><tr><td>震 度 6 弱 の 場 合</td><td>こちらは、松戸市役所です。ただ今、非常に強い地震がありました。 皆さん、落ち着いて行動して下さい。 まず身の安全を守り、火の始末をして下さい。 あわてて外に飛び出さないで下さい。戸や窓を開けて出口を確保して下さい。 落下物やブロック塀などに気を付けて、落ち着いて行動して下さい。 もう一度火の元、ガスの元栓を確かめて下さい。 今後のテレビ、ラジオの正しい地震情報を聞いて落ち着いて行動して下さい。 今後も余震が続くと思われますが、隣近所と助け合い安全を確保して下さい。 市では、 第 2 配備体制 をとります。(以上繰り返し)</td></tr><tr><td>震 度 6 強 以 上 の 場 合</td><td>こちらは、松戸市役所です。ただ今、非常に強い地震がありました。 皆さん、落ち着いて行動して下さい。 まず身の安全を守り、火の始末をして下さい。 あわてて外に飛び出さないで下さい。戸や窓を開けて出口を確保して下さい。 落下物やブロック塀などに気を付けて、落ち着いて行動して下さい。 もう一度火の元、ガスの元栓を確かめて下さい。 今後のテレビ、ラジオの正しい地震情報を聞いて落ち着いて行動して下さい。 今後も余震が続くと思われますが、隣近所と助け合い安全を確保して下さい。 市では、全職員を以って 第 3 配備体制 をとります。(以上繰り返し)</td></tr></table>	震 度 6 弱 の 場 合	こちらは、松戸市役所です。ただ今、非常に強い地震がありました。 皆さん、落ち着いて行動して下さい。 まず身の安全を守り、火の始末をして下さい。 あわてて外に飛び出さないで下さい。戸や窓を開けて出口を確保して下さい。 落下物やブロック塀などに気を付けて、落ち着いて行動して下さい。 もう一度火の元、ガスの元栓を確かめて下さい。 今後のテレビ、ラジオの正しい地震情報を聞いて落ち着いて行動して下さい。 今後も余震が続くと思われますが、隣近所と助け合い安全を確保して下さい。 市では、 第 2 配備体制 をとります。(以上繰り返し)	震 度 6 強 以 上 の 場 合	こちらは、松戸市役所です。ただ今、非常に強い地震がありました。 皆さん、落ち着いて行動して下さい。 まず身の安全を守り、火の始末をして下さい。 あわてて外に飛び出さないで下さい。戸や窓を開けて出口を確保して下さい。 落下物やブロック塀などに気を付けて、落ち着いて行動して下さい。 もう一度火の元、ガスの元栓を確かめて下さい。 今後のテレビ、ラジオの正しい地震情報を聞いて落ち着いて行動して下さい。 今後も余震が続くと思われますが、隣近所と助け合い安全を確保して下さい。 市では、全職員を以って 第 3 配備体制 をとります。(以上繰り返し)	運用の変更に伴い修正
震 度 6 弱 の 場 合	こちらは、松戸市役所です。ただ今、非常に強い地震がありました。 皆さん、落ち着いて行動して下さい。 まず身の安全を守り、火の始末をして下さい。 あわてて外に飛び出さないで下さい。戸や窓を開けて出口を確保して下さい。 落下物やブロック塀などに気を付けて、落ち着いて行動して下さい。 もう一度火の元、ガスの元栓を確かめて下さい。 今後のテレビ、ラジオの正しい地震情報を聞いて落ち着いて行動して下さい。 今後も余震が続くと思われますが、隣近所と助け合い安全を確保して下さい。 市では、 第 2 配備体制 をとります。(以上繰り返し)						
震 度 6 強 以 上 の 場 合	こちらは、松戸市役所です。ただ今、非常に強い地震がありました。 皆さん、落ち着いて行動して下さい。 まず身の安全を守り、火の始末をして下さい。 あわてて外に飛び出さないで下さい。戸や窓を開けて出口を確保して下さい。 落下物やブロック塀などに気を付けて、落ち着いて行動して下さい。 もう一度火の元、ガスの元栓を確かめて下さい。 今後のテレビ、ラジオの正しい地震情報を聞いて落ち着いて行動して下さい。 今後も余震が続くと思われますが、隣近所と助け合い安全を確保して下さい。 市では、全職員を以って 第 3 配備体制 をとります。(以上繰り返し)						
資－ 9 5	各部・各班の報告等一覧 2 災害救助法の帳簿等 炊出し給与状況 経済振興部<追記> 物資の給与状況 経済振興部<追記> 3 松戸市の様式 義援金品領収書 財務班、経済班	各部・各班の報告等一覧 2 災害救助法の帳簿等 炊出し給与状況 経済振興部、文化スポーツ部 物資の給与状況 経済振興部、文化スポーツ部 3 松戸市の様式 義援金品領収書 財務班、福祉1部	組織改編による修正				

松戸市地域防災計画

震 災 編

(令和6年度修正)

松戸市防災会議

6	報道機関への対応	83
7	住民相談	83
第4節	救助・救急・消火活動・水防活動	85
1	救助活動	85
2	救急活動	86
3	消火活動	86
4	水防活動	89
5	惨事ストレス対策	89
第5節	災害警備・防犯対策	90
1	災害警備	90
2	防犯対策	91
第6節	交通・輸送対策	92
1	緊急輸送道路・災害時重要路線の確保	92
2	緊急通行車両等の確認	94
3	運転者のとるべき措置	95
4	緊急輸送	95
第7節	避難対策	97
1	避難の指示等	97
2	自主避難	100
3	避難誘導	100
4	避難所の開設と運営	100
5	避難所等の閉鎖	103
6	在宅避難者等の支援	103
7	広域避難	103
8	広域一時滞在	103
9	感染症対策	104
第8節	応急医療	106
1	医療救護体制	106
2	医療救護活動	107
3	被災者の健康管理	109
第9節	防疫・清掃・障害物の除去	111
1	防疫活動	111
2	保健活動	112
3	し尿の処理	112
4	ごみの処理	113
5	障害物の除去	113
6	災害廃棄物の処理	114
7	動物対策	115
第10節	行方不明者の捜索・遺体の処理	116
1	行方不明者の捜索	116
2	遺体の処理	116
3	遺体の埋火葬	117
第11節	生活支援	119

2	ボランティア活動	145
第18節	要配慮者への対応	146
1	要配慮者の安全確保	146
2	福祉避難所等の開設	147
3	要配慮者の支援	147
4	社会福祉施設入所者等への支援	148
第19節	帰宅困難者・駅滞留者への対策	149
1	大規模集客施設、駅等における対応	149
2	帰宅困難者等の把握と情報提供	149
3	一時滞在施設の開設及び施設への誘導	150
4	徒歩帰宅支援	150
第4章	災害復旧計画	151
第1節	住民生活安定対策計画	153
1	税等の減免等	153
2	災害弔慰金の支給等	154
3	生活福祉資金の貸付け	154
4	郵便物の特別取扱い等	154
5	雇用の確保	154
6	公共料金の特例措置	155
7	災害公営住宅の建設	155
8	災害応急資金の融資	155
9	義援金の保管及び配分	155
10	被災者生活再建支援金の支給	156
11	介護保険における対応	156
第2節	生活関連施設の復旧計画	157
1	災害復旧事業	157
2	国の財政援助等	157
第3節	災害復興計画	159
1	復興まちづくり	159
2	特定大規模災害時の措置	159
第5章	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置	161
第1節	総則	163
1	計画策定の趣旨	163
2	基本方針	163
3	今後の課題	164
第2節	南海トラフ地震臨時情報	165
1	南海トラフ地震臨時情報の種類	165
2	南海トラフ地震臨時情報の伝達	166
第3節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応措置	167
1	活動体制	167
2	応急対策	167
第4節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応措置	170
1	活動体制	170

2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達及び広報	172
3	災害警備	173
4	水防活動・消防活動	174
5	公共輸送	174
6	交通対策	175
7	上下水道、電気、ガス、通信等対策	176
8	学校・医療機関・社会福祉施設等対策	180
9	避難	181
10	救護救援・防疫・保健活動	182
11	その他の対策	183
第5節	住民等のとるべき措置	184
1	住民のとるべき措置	184
2	自主防災組織のとるべき措置	187
3	事業所のとるべき措置	189

パンフレット リーフレット ハザードマップ テレビ ラジオ インターネット SNS 松戸市ホームページ 防災行政無線 広報車 町会・自治会掲示板、 回覧板 等	市職員 学生 事業所 ボランティア	・屋内外、高層ビル等における地震発生時の心得 ・ハザードマップ【水害（洪水・内水・高潮・津波）、土砂、ゆれやすさ、液状化危険度】 ・避難路、避難場所、避難所 ・避難方法、避難時の心得 ・食料、救急用品等非常持出品の準備 ・学校施設等の防災対策 ・建物の耐震対策、家具の固定 ・災害危険箇所 ・自主防災活動の実施 ・防災訓練の実施 ・発災した災害の情報及び市の対応 ・応急救護の心得 ・要配慮者について ・避難所の開設運営
--	----------------------------	---

第2節 地盤災害予防計画

【計画の指針】

本市地域には急傾斜地崩壊危険箇所があり、そのうち急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所は保全措置等がなされている。しかし、ハード対策としての砂防事業には費用と時間を要するため、警戒避難体制の整備等のソフト対策を充実させ、効果的な土砂災害対策を推進していく必要がある。

また、大地震が発生した場合、江戸川沿いの低地や谷底平野では液状化が発生する可能性が非常に高い。このため、調査結果の周知等により、耐震化とあわせて液状化対策を促進することが重要である。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 土砂災害の防止	本部事務局、街づくり1・2部、建設部、県東葛飾土木事務所
2 液状化対策	本部事務局、街づくり1部、建設部
3 地盤沈下防止	本部事務局

1 土砂災害の防止

(1) 土砂災害の防止

ア 土砂災害警戒区域等の調査把握

県に協力して土砂災害の危険性がある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、土砂災害警戒区域等の調査把握に努める。

イ 土砂災害警戒区域等の指定等

知事は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に被害が及ぶおそれのある範囲を「土砂災害警戒区域」に、さらに建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる範囲を「土砂災害特別警戒区域」に指定する。

市は指定された区域における警戒避難体制を整備するほか、区域にかかる要配慮者利用施設で利用者の円滑な避難を要する施設の管理者等に対して避難確保計画の作成・提出、避難訓練の実施を推進する。また、「土砂災害特別警戒区域」における建築物の構造、開発規制もしくは移転等の対策を進める。

【資料編 土砂災害警戒区域指定一覧】

ウ 土砂災害警戒区域等の公表

土砂災害警戒区域等を、ハザードマップの作成・公表、広報紙への掲載、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により、地域住民等に周知徹底する。

(2) 急傾斜地崩壊対策

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）」（昭和44年法律第57号）第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定に適合する地域については、県が市の意見を聞き、地域住民の協力を得ながら順次「急傾斜地崩壊危険区域」として指定手続を行う。

7 建築物等の耐震化

(1) 既存建築物の耐震性向上に向けた耐震診断・改修の促進

建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震改修等を積極的に努めるよう、必要に応じて指導・助言を行っていく必要がある。

そこで、国の耐震改修に関する補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の拡充・建物所有者への周知・啓発、耐震改修等促進のための施策を推進する。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）に基づいて策定した松戸市耐震改修促進計画（令和3年3月改定）を推進し、緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導・助言・指示に努めるとともに、それらの建築物に関しては、情報の共有化を図るためのデータ・ベース化について検討する。

さらに、同法に基づき、耐震診断が義務付けられた大規模な建築物等の所有者等に対し、その実施と報告を期限内に行うよう指導する。

(2) 安全対策の啓発

民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

(3) 公共建築物の対策

ア 公共建築物の耐震化の推進

イ コンピュータシステムのバックアップ体制の確保

ウ 指定避難所などに自家発電設備の推進

エ 家具や棚等の転倒防止策の推進

(4) 公共建築物の設備の耐震化

市有建築物は、松戸市市有建築物耐震対策要綱に基づいて、耐震改修を進める。また、改修状況の公表等により、耐震化の実行を推進する。

その他、公共建築物におけるコンピューターシステムやデータのバックアップ、自家発電機等の設備の設置、棚等の転倒防止等の安全対策を行う。

(5) ブロック塀等の改修促進

通学路等を中心にブロック塀の実態把握を実施し、危険な塀等については、所有者に対し、改善を図るよう指導する。

(6) 落下物対策

「千葉県落下物防止指導指針」（千葉県、平成2年11月）を準用して、窓ガラス等の落下による歩行者等の被害を防止するため、所有者等の専門知識の普及や啓発に努める。

商業地域など人通りが多い道路や避難路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、実態を把握し、危険性があるものには所有者等に改善措置を指導するとともに、外部の置物等の落下防止も指導する。

(7) 家具・大型家電の転倒防止

県及び市は、ホームページ、広報紙及び各種イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性の啓発に努める。

(8) ライフライン施設の耐震化

第4節 防災体制の整備計画

【計画の指針】

被害想定では、約5割が断水し、避難所収容者数は1.4万人に上るおそれがある。

ライフラインの被害や流通機構の障害等により、飲料水、食料、生活必需品の供給が制限された場合、救援物資の供給が本格化するまでの間は、地域内でしのぐ必要がある。このため、災害初期に必要な食料等を、行政と住民等が分担して備蓄する必要がある。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 防災施設等の整備	本部事務局
2 食料・飲料水等の備蓄	市民部、経済振興部、文化スポーツ部
3 応急医療体制の整備	保健医療部、病院部、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会、(公社)県柔道整復師会、消防局
4 緊急輸送体制の整備	本部事務局、財務部、街づくり1・2部、建設部
5 住宅対策体制の整備	街づくり1・2部
6 ボランティア活動環境の整備	福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会
7 業務継続体制の充実	本部事務局、総務部
8 女性視点の防災体制の充実	本部事務局、総務部

1 防災施設等の整備

(1) 市庁舎の整備

災害発生時、確実に災害対策業務を実施するため、災害対策本部を設置する市庁舎の防災機能の充実、災害対策本部の施設、設備等の機能強化を図るとともに、市庁舎が被災等により災害対策本部としての機能を果たせなくなった場合を想定した代替施設を検討する。

更に、住民基本台帳、固定資産税台帳、その他個人情報等の電子データ類の保護に努め、災害発生時においてもデータを喪失しないよう、データのバックアップ体制を強化する。

(2) 防災倉庫等の整備

ア 防災倉庫の整備

避難所となる全市立小・中学校への分散備蓄倉庫の整備が令和3年度に完了した(一部余裕教室活用)。今後については、引き続き分散備蓄倉庫の管理に努める。鍵の保管について、災害発生時に各主体の判断で使えるよう、危機管理課での管理に加え、自主防災組織の代表者、連合町会長、各小・中・高等学校長等、避難所運営組織が設立されたところへ倉庫の鍵を配布し、それぞれ管理できるように努める。

イ 事業所及び自主防災組織・町会・自治会等の団体の保有する防災倉庫は、団体・地域の実情に応じて整備を進め、災害に備える。

ウ 防災資機材等の整備

防災倉庫に必要な資機材等の充実を図り、点検整備及び操作訓練等を実施する。

(3) 応急給水設備の整備

飲料水は、市の防災用井戸、井戸付き又は飲料水兼用の耐震性貯水槽、民間事業所等の井戸の災害協定及び避難所となる小中学校の受水槽に緊急遮断弁を設置して確保する。

第5節 避難体制整備計画

【計画の指針】

被害想定では、約49件の炎上出火が予想されるほか、同地震による収容避難者数は最大で1.4万人と予測される。

延焼火災から住民等が安全に避難できるように避難場所を確保するとともに、家屋やライフラインの被害により居住困難となった住民等に避難所を確保する必要がある。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 避難場所等の指定・整備	本部事務局、保健医療部、福祉1・2部、市民部、文化スポーツ部、教育1・2部
2 避難路の整備	建設部
3 避難体制の周知	本部事務局、広報部

1 避難場所等の指定・整備

(1) 避難場所等の指定

災害から住民の身の安全を確保するための避難場所及び収容を必要とする避難者のための避難所を指定する。

市指定の避難場所等は、次の3種類とする。

なお、災害の想定等により、市外への避難が必要となる地区については、近隣市町村の協力を得る。

ア 避難場所

災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される場所である。

イ 避難所

住家の全半壊、焼失、浸水により住居を失った者又は居住が困難な被災者のうち、避難を必要とする者を一時収容し、保護するための屋内施設である。

ウ 福祉避難所

避難所生活が長期化し、避難所での生活が困難になった高齢者、障害者等の要配慮者（第7節1(1)ア参照）に対応するため、特別な配慮がなされた避難所である。

【資料編 指定緊急避難場所・指定避難所一覧】

(2) 避難施設の整備

避難所に指定した建物については、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成25年8月）等を踏まえ、次のような整備を推進する。

ア 避難所に指定した建物については、耐震性（天井等の非構造部材を含む。）、耐火性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模に配慮し、必要に応じ避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

イ 救護所、通信機器等施設・設備の整備を図る。また、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備（必要な電源や燃料を含む。）、要配慮者用の福祉避難所の確保に努める。

ウ 備蓄倉庫の整備を図るとともに、食料（アレルギー対応食品等を含む。）、飲料水、非常

第7節 要配慮者対策

【計画の指針】

高齢者、障害者等は、自力で避難できないことや、避難所では精神的・体力的負担から健康を害しやすい等、深刻な問題がある。

今後、高齢者のみの世帯は増加すると予想され、自主防災組織や福祉関係者が連携して、高齢者・障害者等の避難支援体制を整備していくことが重要である。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 避難行動要支援者に対する対応	保健医療部、福祉 1・2 部、(福)松戸市社会福祉協議会
2 福祉施設における防災対策	保健医療部、福祉 1・2 部
3 乳幼児や妊産婦に対する対策	保健医療部、福祉 2 部
4 外国人に対する対策	文化スポーツ部
5 地域の実情に合わせた配慮	保健医療部、福祉 1・2 部、(福)松戸市社会福祉協議会

1 避難行動要支援者に対する対応

(1) 要配慮者・避難行動要支援者の定義

ア 要配慮者の定義

高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦・その他特に配慮を要するものを「要配慮者」と定義する。

イ 避難行動要支援者の定義

災害対策基本法では、「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者」を「避難行動要支援者」と定義している。

本市では、以下に掲げる者のうち、在宅でかつ、避難する時に家族等の支援が困難で、何らかの助けを必要とする者を「避難行動要支援者」と定義する。

- ① 介護保険における要介護 3・4・5 認定者
- ② 障害者（身体障害 1，2 級及び知的障害（療育手帳 A 等）、精神保健福祉手帳 1 級）
- ③ その他災害時の避難支援が必要と認められる者

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 避難行動要支援者の把握

市は、次に掲げる通常業務等を通じて避難行動要支援者情報の把握に努める。

- ① 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握
 - ② 障害者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳等における情報、障害程度区分情報等により把握
 - ③ 民生委員・児童委員、福祉団体、町会・自治会などからの情報収集により把握
- なお、在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している避難行動要支援者についても可能な限り把握する。

第8節 帰宅困難者等対策

【計画の指針】

関係機関と連携した協議会を逐次立ち上げ、帰宅困難者の安全を確保、一時滞在施設の開設・運営及び帰宅困難者等対策に関する基本的指針等、帰宅困難者への支援体制を強化する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 一斉帰宅の抑制	本部事務局、広報部
2 帰宅困難者の安全確保	本部事務局、市民部、経済振興部、街づくり1・2部

1 一斉帰宅の抑制

(1) 基本原則の周知・徹底

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を、平常時から市民や市内の事業者等に対して広報・周知に努める。鉄道事業者や駅周辺事業者等の関係機関に対し、各機関の従業員や職員等への基本原則の周知と、利用客等へのルールของ普及・啓発を促進する。

(2) 安否確認方法の事前周知

災害発生時の安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板、SNS等のサービスの活用について、広報紙やホームページなどを通じて、市民及び市内の事業者等に対し、広報・周知する。

2 帰宅困難者の安全確保

(1) 一時滞在施設の確保

帰宅困難者を一時的に受け入れ、可能な範囲での物資提供等の帰宅困難者支援を行うための一時滞在施設を、関係機関との協定締結を含め、さらなる確保に努める。

また、一時滞在施設における帰宅困難者用の飲料水、食料、物資の整備を進める。

さらに、帰宅困難者を一時滞在施設等へ速やかに誘導できる体制を整えるとともに、一時滞在施設の開設・運営についての体制も整備する。

(2) 支援体制の整備

「帰宅困難者等対策に関する基本的な指針」を交通事業者や企業・学校、警察、消防機関等と連携して作成を進める。

また、帰宅困難者支援についての訓練を定期的実施するとともに、各機関の積極的な参加を促進し、帰宅困難者への支援体制の強化を図る。

(3) 帰宅困難者向け備蓄等の整備促進

遠方から通勤・通学している従業員や学生等がいる事業所、大学、高等学校等については、それらの者が帰宅困難者になる可能性があることから、帰宅困難になった場合、基本原則や必要な備蓄等の整備について、普及・啓発する。

(4) 関係機関と連携した取組み

市では、千葉県が示した「駅周辺帰宅困難者等対策協議会設置のためのガイドライン」に基づき、松戸駅、新松戸・幸谷駅に駅を中心とした鉄道事業者及び駅周辺事業者、学校、警察、消防

ア 勤務時間内の伝達

庁内放送、口頭、電話、Eメール等で通知する。

イ 勤務時間外の伝達

電話、Eメール等で通知する。また、連絡体制は、次の「配備体制別の動員数」に基づいてあらかじめ作成しておく「災害配備連絡票」による。

【資料編 防災に関する事務取扱要綱】

〈職員の配備別動員数〉

本部組織名		情報体制等 強化	警戒本部	災害対策本部		
部	班			第1	第2	第3
災害対策本部事務局		1 / 2	全員	全員	全員	全員
総務部	調整班	※	12人	1 / 2	全員	全員
	情報・運用支援班	※		1 / 2	全員	全員
広報部	事務局	※	3人	1 / 3	2 / 3	全員
	構成員	※	7人	1 / 3	2 / 3	全員
財務部	事務局	※	※	1 / 3	2 / 3	全員
	財務班	※	5人	1 / 3	2 / 3	全員
	調査班	※	※	1 / 3	2 / 3	全員
市民部	構成課	※	20人	1 / 3	2 / 3	全員
経済振興部	構成課	※	5人	1 / 3	2 / 3	全員
文化スポーツ部	構成課	※	4人	1 / 3	2 / 3	全員
環境部	構成課	※	※	1 / 3	2 / 3	全員
福祉1部	構成課	※	10人	1 / 3	2 / 3	全員
福祉2部	構成課	※	※	1 / 3	2 / 3	全員
保健医療部	構成課	※	※	1 / 3	2 / 3	全員
街づくり1部	構成課	※	36人	1 / 2	2 / 3	全員
街づくり2部	構成課	※	4人	1 / 2	2 / 3	全員
建設部	構成課	※	40人	1 / 2	2 / 3	全員
教育1部	構成課	※	15人	1 / 3	2 / 3	全員
教育2部	構成課	※	※	1 / 3	2 / 3	全員
水道部	構成課	※	6人	1 / 2	2 / 3	全員
病院部	市立総合 医療センター	※	※	別途計画		
消防局	構成課	別途計画				全員

(注1)「※」は、連絡のとれる体制又は各部等の計画によるものとする。

(注2)表中の人数は目安であり、状況によって増減する。

〈本部員の配備〉

配備体制		警戒本部 (警戒)	災害対策本部 (第1・第2・第3)
本部員			
本部長（市長）		—	○
副本部長（副市長）		—	○
本部付	教育長	—	○
	代表監査委員	—	○
	水道事業管理者	—	○
	病院事業管理者	—	○
	市議会事務局長	○	○
各部長・局長	総務部長	○（本部長）	○
	総合政策部長	○（副本部長）	○
	財務部長	○	○
	市民部長	○	○
	経済振興部長	○	○
	文化スポーツ部長	○	○
	環境部長	○	○
	健康医療部長	○	○
	福祉長寿部長	○	○
	子ども部長	○	○
	街づくり部長	○	○
	都市再生部長	○	○
	建設部長	○	○
	消防局長	○	○
	病院事業管理局長	○	○
	生涯学習部長	○	○
	学校教育部長	○	○

(3) 動員の区分

ア 所属動員

通常の勤務場所に参集する。

イ 指定動員

事前に次の指名を受けた職員は、あらかじめ指定された場所に参集する。

(ア) 災害対策本部事務局勤務者は、市庁舎別館1階災害対策室及び危機管理課に参集

(イ) 「避難所直行職員」は、担当する避難所に参集

(ウ) 「本部会議構成員」は、本部会議実施時、市庁舎別館1階災害対策室又は地下研修室に参集

(エ) 保健師・看護師は別途定める「災害時保健活動のための保健師・看護師一括集約マニュアル」に基づき中央保健センターに参集又は指定された避難所に直行

(オ) その他臨時に指名された職員は、あらかじめ指定された勤務場所と異なる場所に参集

(4) 参集時の留意事項

ア 参集方法

(ア) 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの支所に参集し、その旨を

(ア) 災害対策本部は、市庁舎別館1F災害対策室に設置する。ただし、損壊等の理由により設置予定の建物へ本部設置が困難な場合は、本部長の判断で、次の順位により本部設置場所を変更する。

(イ) 災害対策本部の代替施設

第1順位 消防局 第2順位 議会棟 第3順位 中央保健福祉センター
状況により、本部長が決定する。

(ウ) 災害対策本部設置の報告等

本部を設置した場合、直ちに千葉県、自衛隊、警察署、その他防災関係機関等に報告する。

報告先	報告手段
市各部署	庁内放送、防災行政無線、掲示板
千葉県、隣接市	千葉県防災情報システム、県防災行政無線、TEL、FAX
防災関係機関、報道機関	電話、FAX、MCA無線
一般市民	防災行政無線、松戸市ホームページ、SNS、広報車、安全安心メール

エ 組織及び事務分掌

(ア) 災害対策本部の組織及び運営は、松戸市災害対策本部条例の定めるところによる。運営の詳細は、松戸市業務継続計画（BCP）＜自然災害編＞を基準とする。

(イ) 本部の構成

本部に本部長、副本部長、総務部長、本部付、各部長・局長を置く。

(ウ) 本部会議

災害対策の基本方針や重要事項の決定、総合調整等が必要な場合、本部長は本部会議を招集する。本部会議の構成員は、本部長、副本部長、総務部長、本部付及び本部長が指名する者とする。

構成員に事故ある場合等は、次席責任者が代理として出席する。

なお、消防局にあっては、災害状況により局長の指名する者が出席する。

〈本部会議の構成〉

議 員	本部長、副本部長、本部付、部長・局長
事務局	総務部長、危機管理課長、災害対策室勤務職員等

(エ) 本部事務局

防災関係機関との連絡及び調整を行うため、本部事務局を置く。

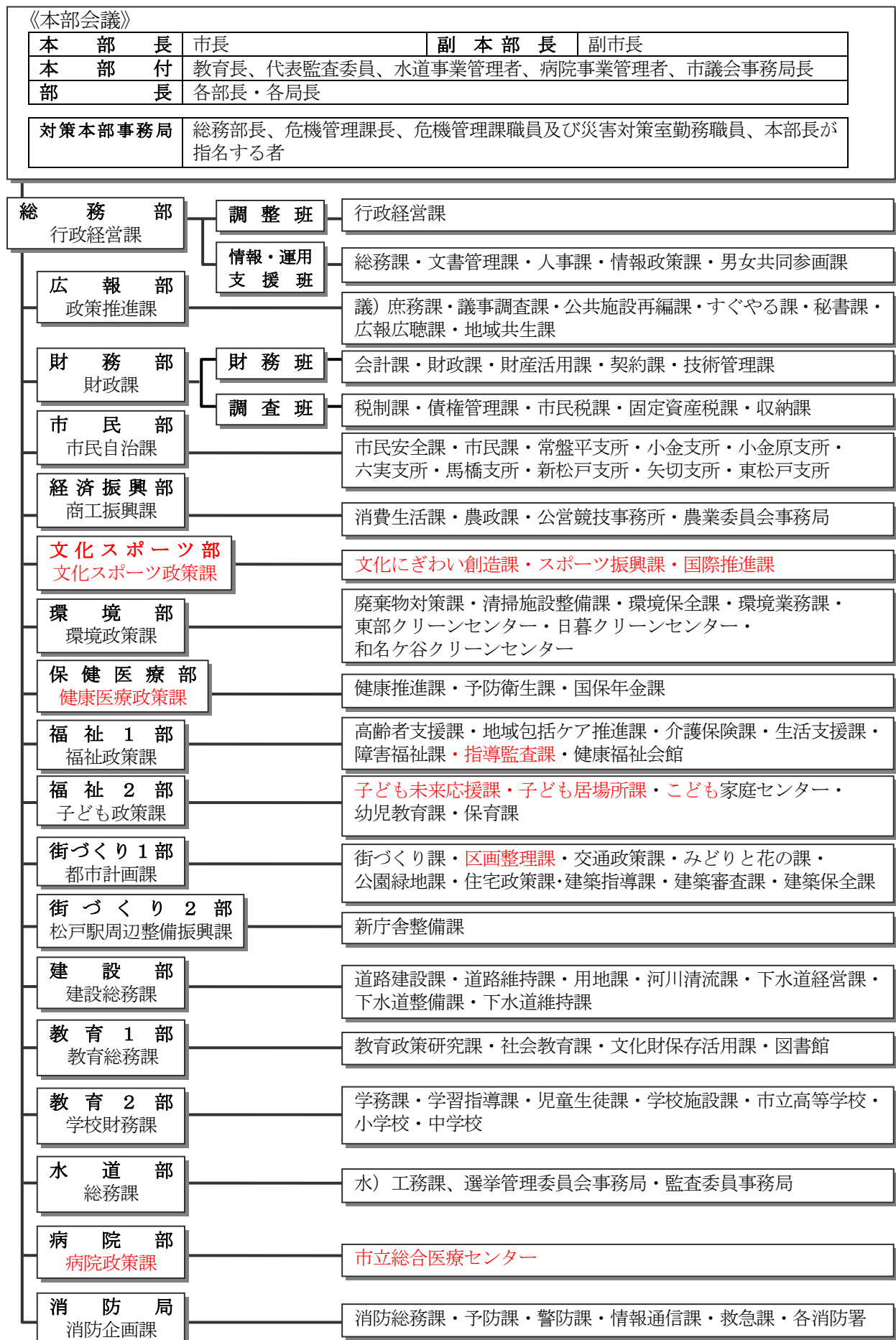
本部事務局長は総務部長とし、本部事務局員は、危機管理課を中心とした各対策ブースの運営、連絡・調整等を実施する災害対策室勤務の職員によって構成する。本部事務局は、各部との連絡・調整のため、各部の連絡調整職員を参集できる。

オ 本部長（市長）との連絡、視察者等の対応

(ア) 本部長との連絡要領は、松戸市業務継続計画（BCP）＜自然災害編＞に基づき実施する。

(イ) 本部長が行う被災地への視察や、国等からの視察者への対応には、本部事務局と調整を図りながら広報部が実施する。

〈災害対策本部の組織体系〉



部 名 部 長 事務局 他構成課	班 名 班 長 他構成課	所 掌 業 務
経済振興部 経済振興部長 商工振興課 消費生活課・農政課・公営競技事務所・農業委員会事務局		○大規模小売店舗等との連絡調整、帰宅困難者・滞留者への情報提供に関する事
		○食料・生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する事
		○救援物資集配拠点(全般)の設置・管理に関する事
		○救援物資の仕分け、避難所等への供給に関する事
		○農業用水路のはん濫等の警戒、二次災害防止に関する事
		○農林水産関連の被害調査、応急対策に関する事
		○商工業の被害調査、応急対策に関する事
		○農林水産関連の復旧対策に関する事
		○商工業者の復旧支援に関する事
文化スポーツ部 文化スポーツ部長 文化スポーツ政策課 文化にぎわい創造課・国際推進課・スポーツ振興課		○避難所(体育施設)の開設・運営支援に関する事
		○食料・生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する事
		○救援物資集配拠点(全般)の設置・管理に関する事
		○救援物資の仕分け、避難所等への供給に関する事
環境部 環境部長 環境政策課 廃棄物対策課・清掃施設整備課・環境保全課・環境業務課・東部クリーンセンター・日暮クリーンセンター・和名ヶ谷クリーンセンター		○し尿(簡易トイレによる収集・処理を含む)・災害廃棄物の収集・処理に関する事
		○し尿処理施設・ごみ処理施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事
		○トイレ対策の総括(仮設トイレの配置計画含む)に関する事
		○避難所(各クリーンセンター)の開設・運営支援に関する事
		○防疫(消毒、駆除)に関する事
		○動物対策に関する事
保健医療部 健康医療部長 健康医療政策課 健康推進課・予防衛生課・国保年金課		○市救護本部の設置・運営に関する事
		○救護所に関する事
		○防疫(保健衛生)の総括に関する事
		○遺体の処理・埋火葬の総括に関する事
福祉1部 福祉長寿部長 福祉政策課 高齢者支援課・地域包括ケア推進課・介護保険課・生活支援課・障害福祉課・指導監査課・健康福祉会館		○地域福祉避難所(老人福祉センター等)の開設・運営に関する事
		○二次福祉避難所(協定を締結している県立特別支援学校や特別養護老人ホーム)の設置・運営に関する事
		○高齢者等要配慮者の支援に関する事
		○障害者等要配慮者の支援に関する事
		○災害弔慰金の支給等の事務の補助に関する事
		○災害ボランティアセンターの設置協力、連絡調整に関する事
		○赤十字義援金の受付・保管・配分に関する事
		○災害弔慰金の支給等に関する事務の立ち上げに関する事
		○災害見舞金、被災者生活再建支援金に関する事務の立ち上げに関する事

部 名 部 長 事務局 他構成課	班 名 班 長 他構成課	所 掌 業 務
福祉2部 子ども部長 子ども政策課 子ども未来応援課・子ども居場所課・こども家庭センター・幼児教育課・保育課		○避難所（市民センター、体育施設を除く）の運営支援に関すること
		○応急保育に関すること
		○防疫（保健衛生）の補助に関すること
街づくり1部 街づくり部長 都市計画課 街づくり課・区画整理課・交通政策課・みどりと花の課・公園緑地課・住宅政策課・建築指導課・建築審査課・建築保全課		○交通機関（鉄道・バス）との連絡調整、帰宅困難者・滞留者への情報提供に関すること
		○臨時ヘリポートの設置・管理に関すること
		○被害家屋認定調査（二次調査）の協力に関すること
		○市有建築物、公園の点検、被害調査、応急・復旧対策に関すること
		○土砂災害の警戒に関すること
		○建築物及び宅地の応急危険度判定に関すること
		○被災家屋の修理・障害物除去等に関すること
		○仮設住宅等の確保・管理に関すること
		○復興都市計画に関すること
街づくり2部 都市再生部長 松戸駅周辺整備振興課 新庁舎整備課		○土砂災害の警戒に関すること
		○建築物及び宅地の応急危険度判定に関すること
		○松戸駅周辺における帰宅困難者・滞留者の情報収集及び一時滞在施設への誘導に関すること
建設部 建設部長 建設総務課 道路建設課・道路維持課・用地課・河川清流課・下水道経営課・下水道整備課・下水道維持課		○道路・河川・下水道の点検、被害調査、応急・復旧対策に関すること
		○緊急輸送道路の確保に関すること
		○土砂災害の警戒、応急・復旧対策に関すること
		○マンホールトイレの点検・管理に関すること
		○水防活動、救出活動の協力に関すること
教育1部 生涯学習部長 教育総務課 教育政策研究課・社会教育課・文化財保存活用課・図書館		○避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関すること
		○社会教育施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること
		○文化財等の被害調査、応急対策に関すること
教育2部 学校教育部長 学校財務課 学務課・学習指導課・児童生徒課・学校施設課・市立高等学校・小、中学校		○避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関すること
		○応急教育に関すること
		○被災児童・生徒の調査、学用品の調達に関すること
		○学校施設に関すること

部 名 部 長 事務局 他構成課	班 名 班 長 他構成課	所 掌 業 務
水道部 水道事業管理者 水) 総務課 工務課・選挙管理委 員会事務局・監査委 員事務局		○応急給水に関すること
		○水道施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること
		○県企業局との連絡調整に関すること
病院部 病院事業管理局長 病院政策課 市立総合医療センタ ー		○重傷者の応急処置、助産に関すること
		○負傷者の診療等に関すること
消防局 消防局長 消防企画課 消防総務課・予防 課・警防課・情報通 信課・救急課・消防 署		○水防活動に関すること
		○消防・救急・救助に関すること
		○消防団の動員・活動調整に関すること
		○危険物対策に関すること
		○火災調査に関すること
		○広報に関すること
事務局共通		○部内の情報収集と集約に関すること
		○部内への指令等の伝達に関すること
		○本部への報告に関すること
各部共通		○所掌業務に必要な情報の収集・整理、業務記録簿（災害救助法業務の台帳作成含む）の作成に関すること
		○所掌業務に必要な資器材の調達に関すること
		○所掌業務に関係する機関・団体との連絡調整及び応援に関すること
		○所掌業務に関係する専門ボランティアとの調整に関すること
		○管理施設の保全、利用者の安全確保に関すること
		○管理施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること
		○管理施設に災害対策拠点（避難所、救護所、物資集配拠点、臨時ヘリポート等）が設置される場合の設置・運営の協力に関すること
		○避難が長期化した場合の避難所の運営支援の協力に関すること

（注1）消防局は、大規模災害時の指揮命令系統に準拠した体制とする。

（注2）避難所の「開設」、「運営」、「運営支援」の違いについて

- ・「開設」とは、施設の解錠、避難者の受け入れ等の初期対応をいう。
- ・「運営」とは、各避難者の状況把握、物資の配布等をいう。
- ・「運営支援」とは、避難所施設、物資の受払い、情報等の管理、自主運営（第6節の「4 避難所の開設と運営」参照）の支援等をいう。

ウ 床上浸水や土砂の堆積で一時的に居住できない住家1世帯は、滅失世帯数1／3

2 災害救助法による事務

(1) 業務の分担

市長が災害救助法の適用業務を実施する場合は、災害対策本部の業務分掌に基づいて、業務を分担する。

各業務の担当は、災害救助法の業務実施基準や整備すべき帳簿等に留意して業務を実施する。

また、市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設した場合は、市の委託事業として行うものとし、必要な事務を実施する。

災害救助法の適用、市長による実施が不明な場合も、災害救助法による業務実施基準や整備すべき帳簿等に留意する。

〈災害救助法の救助項目と市長委任事項〉

災害救助法適用業務の種類	担当	市長委任※	実施期間
避難所の供与	市民部	○	7日以内
応急仮設住宅の供与	街づくり1部	△	20日以内に着工
炊き出しその他による食品の給与	経済振興部 文化スポーツ部	○	7日以内
飲料水の供給	水道部	○	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	経済振興部 文化スポーツ部	○	10日以内
医療	保健医療部	○	14日以内
助産	保健医療部	○	分娩の日から7日以内
被災者の救出	消防局	○	3日以内
被災住宅の応急修理	街づくり1部	○	1ヶ月以内
学用品の給与	教育2部	○	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内
埋葬	保健医療部	○	10日以内
死体の搜索（行方不明者の搜索）	福祉1部	○	10日以内
死体の処理（遺体の処理）	保健医療部		10日以内
住居障害物の除去	街づくり1部	○	10日以内

※ 迅速な救助を行う必要がある際に県知事が市長に委任を行う事項で、○は全ての事務、△は一部の事務を委任することを示す。

【資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表】

〈輸送及び賃金職員等の雇上の対象経費と担当〉

被災者の避難に係る支援	市民部
医療及び助産	保健医療部
被災者の救出	消防局
飲料水の供給	水道部
死体の搜索	福祉1部
死体の処理	保健医療部

救済用物資の整理配分	経済振興部、文化スポーツ部
------------	---------------

〈救助事務の対象経費と担当〉

時間外勤務手当	総務部
賃金職員等雇用費用	総務部
旅費	各部
需用費（消耗品、燃料、食糧、印刷製本、光熱水、修繕）	各部
使用料及び賃借料	各部
通信運搬費	各部
委託費	各部、市社会福祉協議会*

※災害ボランティアセンターを開設した場合などに限る。

(2) 災害救助法の業務実施基準

災害救助法による救助業務の程度、方法並びに実施弁償の一般基準は、県災害救助法施行細則によるが、災害の種類、態様によって一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、特別基準の適用を知事に要請する。この要請を受けて、知事は内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

この場合、期間延長については一般基準の期間内に要請する。

市及び防災関係機関は、所管の通信、同報設備の機能を維持し、関係者間の通信及び住民等への同報手段を確保する。

〈市内の主な通信手段〉

	主な手段	主な通信拠点
通信系	普通電話・FAX	本庁舎、防災関係機関、住民
	災害時優先電話	本庁舎、防災関係機関、国等
	県防災行政無線	本庁舎、県内主要防災関係機関、国等
	MCA無線機	本庁舎、市内主要防災関係機関、現場等
	消防通信	本庁舎、消防局、消防署、警察署、電力・ガス会社
放送系	防災行政無線(同報系)	本庁舎→(市内各所、市出先機関)
	広報車の巡回	(本庁舎、消防局、消防署、消防団、警察署等)→市内各所
その他	SNS、安全安心メール、ケーブルテレビ	

(注)「→」単方向

(3) 代替通信手段の確保

市及び防災関係機関は、所管する通信・放送設備の被災、機能低下等により、災害対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替手段を確保する。

ア 非常通信の利用等

- (ア) 関東地方非常通信協議会の加入機関は、無線通信の相互利用に協力する。
- (イ) 市内のアマチュア無線愛好家等に通信協力を要請する。
- (ウ) 業務用無線事業者に通信の協力を要請する。

イ 放送局への要請

災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う（災害対策基本法第57条）。

なお、知事、市長が行う避難指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求める。

2 情報収集

(1) 地震情報の収集

情報・運用支援班は、電話及び県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震情報を速やかに収集する。

通信回線の障害・不通時は、地震に関する情報をテレビ・ラジオから入手する。

〈地震情報の種類〉

種 類	内 容
緊急地震速報	地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報。
震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上の全国188に区分した地域名と地震の発生時刻を発表。松戸市は、「千葉県北西部」である。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 津波予報の発表状況や津波の心配がない場合の解説もこの中で発表する。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられるが、震度が入手できない観測点を発表する。
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(2) 被害情報の収集

地震発生直後から、各部・各班及び各防災関係機関は、所管する施設や地域に関して、被害の有無・規模及び対策実施上必要な事項を情報収集し、情報・運用支援班に報告する。

また、緊急の対策を要する情報（死者・重傷者の発生、河川の決壊の前兆等）は直ちに、その他の情報は随時、情報・運用支援班に報告する。

【資料編 被害等の記録・処理票】

〈地震直後に把握すべき主な事項〉

- ① 火災（出火地点、延焼方向・範囲）
- ② 建物の被害（倒壊、全壊等の発生箇所）
- ③ 人的被害（死者、重症者、行方不明者、生き埋め者等の発生地区）
- ④ 避難状況、孤立地区の発生状況
- ⑤ 土砂災害（斜面の異常、がけ崩れ等の発生箇所）
- ⑥ 河川災害（堤防、護岸等の損壊箇所）
- ⑦ 道路の被害・機能障害（橋梁・トンネル・盛土等の被害、倒壊・落下物・がけ崩れ等による道路閉塞、渋滞等の発生箇所）
- ⑧ ライフラインの被害・機能障害（ガス漏れ、水道管の破裂箇所等）
- ⑨ 公共交通機関の運行状況、帰宅困難者・滞留者の発生状況
- ⑩ 重要施設（庁舎、支所、消防局、消防署、消防団、学校、病院、公園等）、危険物施設等の被害
- ⑪ その他重大な被害

(6) 留意事項

- ア 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民や住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
- イ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
- ウ 罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

3 被害調査

各部・各班及び防災関係機関は、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。

〈調査項目と担当〉

調査項目		市の担当	関係機関
人的被害	死者、負傷者、行方不明者の状況	福祉1部、保健医療部、消防局 消防団	警察署 陸上自衛隊 医師会等
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況	調査班	
	全焼・半焼の状況	消防局	
	応急危険度判定	街づくり1・2部	千葉県建築士会 千葉県建築士事務所協会
非住家被害	公共建物 (官公署庁舎、公民館等)	街づくり1部、各部・各班 (平常時の施設管理者)	各官公署
	その他 (倉庫、土蔵、車庫等)	関係各部・各班 (平常時の施設管理者)	
その他の被害	農林水産業の被害状況	経済振興部	県農業事務所、坂川土地改良区、とうかつ中央農業協同組合、松戸市漁業協同組合等
	商工業の被害状況	経済振興部	松戸商工会議所
	文教施設・文化財の被害状況	教育1・2部	
	医療機関の被害状況	保健医療部	医師会等
	道路、橋梁の被害状況	建設部	東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所
	河川、水路等の被害状況	建設部	東葛飾土木事務所 江戸川河川事務所
	上水道施設の被害状況	水道部	県市川水道事務所松戸支所
	下水道施設の被害状況	建設部	県江戸川下水道事務所 県手賀沼下水道事務所
	ごみ処理施設等の被害状況	環境部	
	し尿処理施設の被害状況	環境部	
	土砂災害の被害状況	建設部、街づくり1・2部、消防局、消防団	

〈国及び県への連絡方法〉

	総務省消防庁	県
勤務時間内	【消防庁応急対策室】 ① 県防災行政無線 電話 048-500-90-49013（衛星系） FAX 048-500-90-49033（衛星系） ② 一般加入電話 電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	【県防災対策課】 ① 県防災行政無線 電話 500-7320（地上系） 012-500-7320（衛星系） FAX 500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系） ② 一般加入電話 電話 043-223-2175 FAX 043-222-1127
勤務時間外	【消防庁宿直室】 ① 県防災行政無線 電話 048-500-90-49102（衛星系） FAX 048-500-90-49036（衛星系） ② 一般加入電話 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553	【県防災行政無線統制室】 ① 県防災行政無線 電話 500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系） FAX 500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系） ② 一般加入電話 電話 043-223-2178 FAX 043-222-5219

(4) 被災者台帳の作成・活用

被害が甚大な場合等で市長（本部長）が必要と認める場合、災害対策基本法による被災者台帳を作成し、被災者に関する次の情報を管理する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ （住民基本台帳に記載の）住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害状況
- ⑥ 援護の実施の状況（支援金等の支給、租税・公共料金の減免等）
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 世帯の構成
- ⑨ 罹災証明書の交付状況
- ⑩ 台帳情報の提供先（市以外の者への台帳情報の提供に被災者本人が同意した場合）
- ⑪ 台帳情報を提供した旨及び日時（台帳情報を提供した場合）
- ⑫ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

ア 被災者台帳の作成

関係各班は連携して被災者への各種援護措置を実施し、被災者ごとの被害状況や援護の実施状況等の情報（次表参照）を被災者台帳に整理し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置に漏れなどがないか確認する。

なお、災害救助法による救助が行われたときは、災害対策基本法第90条の3、4の規定に

ウ 避難指示等の緊急情報は、結論や要点を簡潔にして、はっきりした、緊迫感のある言葉で、繰り返し伝える。

〈主な広報媒体〉

種別	媒 体	所管する機関
同報系	同報系防災行政無線 安全安心メール・エリアメール	情報・運用支援班
	広報車による巡回放送	広報部、消防局、警察署
	ラジオ、テレビ放送	放送事業者へ要請
更新系	ホームページ等への掲示	広報部
	SNS への掲示	広報部
紙面系	広報紙、チラシの発行	広報部
	公共（施設等）の掲示板	各部・各班、防災関係機関
	新聞記事	報道機関

〈主な広報事項〉

時期	広報事項	媒体
初動期	○ 用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置 ○ 地震情報（震度・震源、余震の可能性等）※ ○ 避難情報（避難所開設状況、避難指示等の対象とその理由等） ○ 被災状況（火災、土砂災害、道路・河川の損壊等） ○ 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等） ○ 道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ○ 公共交通機関の運行状況 ○ ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等） ○ 応急危険度判定の状況（判定ステッカーの意味、実施予定等）	同報系 更新系
応急期	○ 公共交通機関の運行状況 ○ ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等） ○ 医療機関の状況 ○ 感染症対策活動の実施状況 ○ 食料、生活必需品の供給予定 ○ 災害相談窓口の設置状況 ○ その他住民や事業所のとるべき措置	同報系 更新系 紙面系

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）による緊急地震速報、震度速報等は自動送信する。

(4) 市の広報

ア 広報部は、各部・各班と連携して、市本部が発信する広報内容を統括する。また、同報系防災行政無線による放送文、ホームページや広報紙の内容について、各部・各班、防災関係機関に資料提供を依頼する。

(イ) 同報系防災行政無線の緊急放送

市役所に設置の地震計が一定の数値を超えた場合は、直後に同報系防災行政無線により、

(2) 鉄道による輸送

自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道(株)等に、鉄道輸送を要請する。

(3) ヘリコプターによる輸送

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、協定団体に直接、又は県を通じて自衛隊等のヘリコプターによる輸送を要請する。

その場合、街づくり1部は自衛隊等と連携して、臨時ヘリポートを開設、管理する。

〈臨時ヘリポート予定施設〉

① 県立松戸国際高等学校	⑨ 金ケ作公園（野球場）
② 県立松戸高等学校	⑩ 六実中央公園
③ 県立松戸南高等学校	⑪ 市立松戸高等学校
④ 県立松戸向陽高等学校	⑫ 東部スポーツパーク（野球場）
⑤ 県立松戸六実高等学校	⑬ 千葉県西部防災センター
⑥ 21世紀の森と広場	⑭ 江戸川河川敷（上葛飾橋南側）
⑦ 松戸運動公園（陸上競技場）	⑮ 県立松戸馬橋高等学校
⑧ 江戸川河川敷（古ヶ崎スポーツ広場）	⑯ 県立小金高等学校

【資料編 ヘリコプター離発着可能地点の位置基準】

(4) 水上輸送

水上輸送を必要とする場合は緊急船着場（小山）を活用するとともに、自衛隊及び船舶保有者に対して船舶輸送を要請する。

第7節 避難対策

【計画の指針】

- 避難者の避難誘導及び支援は、自主防災組織、町会・自治会等・連合町会、事業所等の地域において行うことを原則とする。市は、延焼火災、危険物の漏出等の危険がある場合、避難指示等を発令し安全な場所に誘導する。
- 避難所では、避難所直行職員、学校職員、施設職員、自主防災組織等が連携して、開設、受入れ等の初動活動を行う。
- 避難所の運営は、避難者及び自主防災組織等の地域住民による自治を原則とし、円滑に運営できるよう避難所直行職員及び学校職員、施設職員等が支援に当たる。
- 避難生活では、専用スペースを確保するなどプライバシーに配慮するとともに、介護等の支援や、福祉避難室の設置等、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の負担を軽減するため、必要な配慮を行う。
- 避難所の運営にあたっては女性の意見を取り入れるため、避難所直行職員に女性職員を含めて対策を実施する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 避難の指示等	本部事務局、情報・運用支援班、消防局、消防団、警察署
2 自主避難	住民
3 避難誘導	調査班、福祉1・2部、消防団
4 避難所の開設と運営	市民部、文化スポーツ部、環境部、福祉2部、教育1・2部
5 避難所等の閉鎖	市民部
6 在宅避難者等の支援	市民部、総務部、経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部
7 広域避難	本部事務局
8 広域一時滞在	本部事務局
9 感染症対策	本部事務局、保健医療部、松戸保健所

1 避難の指示等

(1) 避難の指示等の発令

市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示し、緊急を要すると認めるときは緊急安全確保措置を指示する。また、避難の指示に先立ち、住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。

(2) 警戒区域の設定

市長（本部長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

〈警戒区域の設定権者及び要件・内容〉

設定権者	種 類	要 件	根拠法令
市 長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第 63 条
知 事	同 上	上記の場合において、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第 73 条
警 察 官	同 上	上記の場合において、市長もしくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法 第 63 条
自 衛 官	同 上	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場に行かない場合に限り行う。	災害対策基本法 第 63 条
消防吏員又は消防団員 （消防長又は消防署長）	火 災 等	火災の発生現場や危険物の漏洩等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれが著しく高く、人の生命又は財産に著しい被害が生じるおそれがあるとき	消防法 第 28 条 第 23 条の 2
警 察 官 （警察署長）	同 上	上記の場合で、消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	
消防機関に属する者	洪 水	水防上緊急の必要がある場所において	水防法 第 21 条
警 察 官	同 上	上記の場合で、消防機関に属する者がいないとき	

(3) 住民への伝達

避難指示等を発令又は解除した場合、直ちに次の方法により伝達広報を行い、住民への周知徹底を図る。

伝達方法	伝達内容
① 同報系防災行政無線 ② 広報車 ③ ケーブルテレビ放送機関への放送 依頼 ④ 戸別訪問 ⑤ 安全安心メール ⑥ 市ホームページ、エリアメール、 SNS 等、その他の多様な情報ツール	① 避難対象地域、対象者（町名、施設名等） ② 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等） ③ 避難先（場所・施設名等） ④ 避難経路（安全な方向及び避難場所の名称） ⑤ その他（避難行動時の最小携行品、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等）

カ ボランティアの要請

避難者のボランティアへのニーズをとりまとめ、ボランティアセンターに提出する。

(8) 避難状況の報告及び記録

避難所を開設したときは、知事にその旨を報告する。また、各避難所では、避難者名簿等の記録をとり、要配慮者数、体調不良者数、ライフライン等の状況、避難者数の概況等について支所（本庁第1管轄及び本庁第2管轄地域は市民部を通じ災害対策本部避難所ブース）へ報告する。

市民部は、災害対策本部内避難所ブースと連携し、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応する。

5 避難所等の閉鎖

閉鎖に当たっては、あらかじめ避難者に対し、閉鎖を予告し、地域的に統廃合し、順次閉鎖をするものとする。

学校施設については、授業再開に必要な教室等から閉鎖する。

6 在宅避難者等の支援

市は、市の避難所以外の自宅等での生活を余儀なくされた在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に避難できない車中泊避難者等に対しても避難所滞在者に準ずる支援に努める。

- (1) 市民部及び情報・運用支援班は、町会・自治会及び自主防災組織等に、在宅避難者や車中泊避難者、自主的な避難所等の所在確認、在宅避難者等への情報提供、ニーズの把握等を依頼する。
- (2) 経済振興部、文化スポーツ部及び保健医療部は、避難所等を各地区の在宅避難者等への支援拠点とし、食料及び生活必需品の配布、保健師等による巡回健康相談等の実施に努める。特に車中泊の避難者に対しては、エコノミー症候群等を予防するための保健指導を行う。

7 広域避難

市長（本部長）は、避難指示等を行った場合の立退き先を市内の指定緊急避難場所等とすることが困難で、他市町村に滞在させる必要がある場合に、災害対策基本法による広域避難を実施する。

(1) 広域避難の要請

県内の他市町村に受入れを要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町村と協議する。

県外の市町村への広域避難が必要な場合は、県に対して当該都道府県と協議するよう求める。緊急を要する場合は、県に報告して当該市町村と協議する。

(2) 広域避難の受入

他市町村又は県から本市への広域避難の受入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定緊急避難場所等を提供する。

8 広域一時滞在

市長（本部長）は、災害により被災者の居住場所を市内に確保できない場合に、災害対策基本法による他市町村への広域一時滞在を実施する。

(1) 広域一時滞在の要請

県内の他市町村の受入が可能と予想される場合は、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数等を示して当該市町村と協議する。

また、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して他の都道府県と受入れ協議を行うよう要請する。

(2) 広域一時滞在の受入

他市町村又は県から本市への広域一時滞在の受入を要請された場合は、本市も被災している場合等の理由がある場合を除いてこれを受諾する。

また、公営賃貸住宅や民間賃貸住宅等を活用して一時滞在用施設を提供し、各部局が連携して広域避難者の受け入れに努める。

9 感染症対策

市は、感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者の感染防止対策を実施する。

(1) 避難行動の普及

本部事務局は、平時から感染を防止するための適切な避難行動を市民等に周知しておく。

(ア) ハザードマップによる避難の要否の確認

(イ) 避難時の持出品（マスク、体温計等感染対策用品）の準備

(ウ) 避難所以外の避難先（親戚・知人宅、ホテル等）の確保

(2) 指定感染症や麻しん等、松戸保健所が所在を把握している者の避難

保健医療部は指定感染症、麻しん、風しん、侵襲性髄膜炎菌感染症等、松戸保健所が所在を把握している自宅療養者とその濃厚接触者について松戸保健所から情報を得て、自宅避難が困難な場合は避難先を案内する。

避難先は避難所内に隔離スペースを設ける、又は災害対策本部が確保した感染者専用の避難所を案内する。

(3) ホテル・旅館等の活用

本部事務局は、指定避難所の過密を防止するため、市内の宿泊施設や研修施設と避難所の協定を推進する。なお、感染者または濃厚接触者の受け入れの可否についても検討する。

また、保健医療部はこれらの施設への優先避難者（高齢者、基礎疾患を有する方等）を検討する。

(4) 避難所の感染防止

ア 備蓄、訓練

本部事務局は、平時から避難所での感染防止に必要な装備や備品を備蓄しておくとともに、運営職員等が適切な対応を習熟する訓練を実施しておく。

イ 滞在スペースのゾーニング等

避難所直行職員は、避難所運営委員会に対して一般の避難者、高齢者や基礎疾患のある方、妊婦、発熱・咳等の症状がある方、インフルエンザ等の感染症に罹患中の方、その家族等濃厚接触者等を適切にゾーニングし、動線の分離を図るように指導する。

洗面所、トイレなど居室以外の場所についても使用場所を固定する等、できる限り生活場所を分離する。

ウ 健康管理

避難所直行職員は、避難所運営委員会に対して受付の際や滞在期間中に、運営職員や避難者の検温、健康状態の調査を行うように指導する。

第8節 応急医療

【計画の指針】

- 災害発生時には市救護本部及び学校救護所を速やかに設置し、千葉県及び関係機関等と連携して救護活動を行う。
- あらかじめ定めている災害医療コーディネーターが、市救護本部長の指揮の下、市内における救護活動を調整する。
- 詳細な活動は、市が策定した「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき対応する。
- 災害発生後、ただちに情報収集に努め、市内の災害医療協力病院の被災状況、避難所等における傷病者の人数を確認する。
- 重症者等は市内の災害医療協力病院で対応を行い、対応できない場合は、災害拠点病院等に搬送する。
- 軽症者の応急手当、病院前救護所、学校救護所、病院への搬送は、自主防災組織等が中心となっており、救急車・ヘリコプターは重症者の搬送に活用する。軽症者の手当について、地域において開業している診療所等との連携を図る。
- 避難生活が長期にわたる場合は、避難所内で健康相談を実施し、二次的疾患の予防対策を行う。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 医療救護体制	保健医療部、松戸保健所
2 医療救護活動	保健医療部、 病院部 、消防局、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会
3 被災者の健康管理	保健医療部、 病院部 、松戸保健所、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会

1 医療救護体制

災害発生時には、中央保健福祉センターに松戸市救護本部を設置し、市が策定した「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき県災害医療本部や松戸保健所等と連携して救護活動を行う。

市内における救護活動は、市救護本部長の指揮の下、あらかじめ定める地域災害医療コーディネーターが調整する。

市救護本部では、被災地域内における医療機関や学校救護所等の状況や医療ニーズ等の情報を収集・把握するとともに、市からの要請等に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT^{※1}・JMAT^{※2}）及び医療救護班の派遣要請・配置調整、関係機関への支援要請等を行う。

後方医療を必要とする重傷者等は、災害医療協力病院又は災害拠点病院等に受け入れを要請する。また、市内の医療機関の受け入れが困難な場合は、市本部から県に災害拠点病院、県外の医療機関への受け入れを要請する。

松戸保健所は、連絡調整のため職員を派遣し、学校救護所や避難所等における対応を支援する。

※1 DMAT（Disaster Medical Assistance Team）とは、厚生労働省医政局が設立した発災から48時間以内の「超急性期医療」を担う専門訓練を受けた医療チームで、災害医療への対応や、被災地医療の機能回復、フロアマネジメントなどを支援する。（主に災害拠点病院、日本赤十字病院に従事する医師、看護師、薬剤師、検査技師、事務を中心とした隊員で構成する。）

※2 JMAT (Japan Medical Association Team) とは、日本医師会が設立した災害時の「急性期・亜急性期」の医療活動を目的とした医療チームで、災害の状況により日本医師会が都道府県医師会を通じて医療関係者を派遣する。

2 医療救護活動

(1) 市救護本部の設置

災害発生時における医療救護活動の全体的な調整や関係機関との連携を図るため、中央保健福祉センターに医療救護活動を専門的に統括する市救護本部を設置する。

市救護本部には、健康医療部長を本部長として、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会、(公社)看護協会松戸地区部会及び保健医療部の各責任者及び災害医療コーディネーターを設置し、連携して活動を実施する。

市救護本部は、震度5強以上の場合又は市長の指示がある場合や市救護本部長(健康医療部長)が必要と判断したときに設置できる。

〈市救護本部の構成等〉

設置場所	中央保健福祉センター
本部長	健康医療部長
本部長	松戸市医師会長、松戸歯科医師会長、松戸市薬剤師会長、災害医療コーディネーター
総合調整部	健康政策課長、(一社)松戸市医師会(連絡調整担当)、災害時保健活動責任者(市保健師)、保健医療部員
医療救護情報部	地域医療課長、保健医療部員
診療部	(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、市立総合医療センター医師、(公社)看護協会等
薬剤部	(一社)松戸市薬剤師会
保健衛生部	健康推進課長、保健医療部員(医療専門職含む)

〈市救護本部の各部の所掌業務〉

部 名	業 務
総合調整部	・本部長の補佐、資料作成等庶務全般 ・県医療対策本部、市の各対策本部、松戸保健所等との連携 ・松戸市医師会長、災害医療コーディネーター等と連携した医療・保健活動に関する企画立案、総合調整 ・従事職員の調整(食事、宿泊等の調整含む) ・外部からの応援人員(医療職団体等)の受援および業務コントロール
医療救護情報部	・中央保健福祉センターの開錠 ・医療機関の被害状況、稼働状況等の収集 ・E M I S の代行入力 ・病院前救護所、学校救護所の設営、連絡 ・流通備蓄医療資器材の運用 ・本部内必要物品、備品の調達
診療部	・医療従事者の確保 ・医療救護班の編成、派遣
薬剤部	・医薬品等の調達
保健衛生部	・診療部と連携して医療救護班員としての活動 ・避難所のアセスメント及び保健衛生対策支援 ・巡回健康相談、巡回保健指導(避難所、在宅) ・福祉1・2部と連携した要配慮者支援 ・感染症対策、衛生対策、健康管理全般

して対応する。

災害拠点病院又は県外の医療機関までの搬送は、救急車又はヘリコプターにより行う。

学校救護所から病院前救護所への搬送は、救急車、公用車、応援車両等を原則とするが、多数の負傷者の搬送等は災害応援協定によるタクシー、バスによる搬送を、財務班を通じて要請する。

【資料編 災害協定一覧】

(8) 透析患者等への対応

人工透析等の応急措置が必要な患者は、市内の対応可能な医療機関で対応する。対応が困難な場合、県を通じて受け入れ医療機関を確保し、車両、ヘリコプター等で搬送する。

(9) 助産

通常の分娩については、被災していない市町村の医療機関で受診するよう指導する。胎児及び妊婦に生命の危険がある場合は、医療機関の対応状況を確認し、困難な場合は、県を通じて受け入れ医療機関を確保し、救急車又はヘリコプター等で搬送する。

(10) 医療救護班等の受入れ

市救護本部は、県から派遣された医療救護班や災害派遣医療チーム（DMAT・JMAT）を速やかに受入れ、傷病者や被災状況、医薬品・医療資機材、各救護所や市救護班の活動状況に関する情報を共有し、有効な医療救護活動を実施するため、派遣された医療救護班等と調整を図る。

(11) 医療用資機材・医薬品等の確保

救護のための医療器具及び医薬品は、初動対応時には学校救護所での備蓄品を活用することとするが、状況に応じて（一社）松戸市薬剤師会、各医療機関等に協力を要請する。また、不足する場合は、松戸保健所及び県災害医療本部に対し医薬品等の供給を要請し、松戸保健所に備蓄している医薬品のほか、千葉県と千葉県医薬品卸協同組合が締結した協定に基づき、速やかに医薬品の供給を受ける。

輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、千葉県を通じて赤十字血液センター等に供給を依頼する。

3 被災者の健康管理

(1) 避難所の巡回医療

保健医療部は（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会、（一社）松戸市薬剤師会、松戸保健所等との連携のもと、医療救護班を編成して、避難所で巡回医療を行う。

(2) 避難所の巡回健康相談・保健指導

保健医療部は被災者の健康状態等の把握、エコノミー症候群の予防、療養相談、精神保健相談（こころのケア）、栄養相談等のため、三師会と連携して保健師等による避難所の巡回健康相談を行う。

また、巡回時に避難所を健康の視点からアセスメントし、必要に応じて感染対策の強化等環境対策の見直しや巡回医療につなげる。

(3) 在宅避難者の健康相談・保健指導

保健医療部は在宅避難者の健康状態の確認及び健康相談を行う。在宅避難者の中には要配慮者もいるため、松戸保健所、福祉1・2部等と連携を図って実施する。

(4) 医療職の受援と差配

保健医療部は災害派遣医療地チーム（DMAT、JMAT）以外の医療職団体（看護協会、理学療法士会等）や他自治体からの応援保健師等についても受援を行い、巡回医療や巡回相談を調

第9節 防疫・清掃・障害物の除去

【計画の指針】

災害時には、ライフライン等の機能低下により衛生状態が悪化するほか、避難所となる施設も公衆衛生上良好な環境とはいえず、感染症や食中毒、その他健康障害が発生するおそれがある。このため、防疫や衛生監視、健康診断等の活動を早期に実施することが重要である。

併せて、想定地震が発生した場合、被災家屋の解体・撤去により、市の廃棄物処理能力をはるかに超える大量のがれき（約144万トン）が発生する可能性がある。また、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散による環境汚染への対処や環境監視体制の整備を図るため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）」を参考に環境汚染防止体制の強化等を図る必要がある。さらに、ライフラインの停止により、下水道処理区域においてもし尿の収集・処理が必要となる可能性がある。このため、災害廃棄物等の収集、処理体制を早期に確保するとともに、ごみの分別ルールや、仮置場の確保、管理体制を徹底する必要がある。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 防疫活動	保健医療部、環境部、松戸保健所、（一社）松戸市医師会
2 保健活動	保健医療部、松戸保健所、（一社）松戸市医師会
3 し尿の処理	環境部
4 ごみの処理	環境部
5 障害物の除去	街づくり1部、建設部、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所、江戸川河川事務所
6 がれき等の処理	環境部、街づくり1部
7 動物対策	環境部、松戸保健所、県動物愛護センター、（公社）県獣医師会

1 防疫活動

(1) 防疫実施体制

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に基づき、県と協力して防疫活動を行う。

(2) 防疫活動

ア 検病調査及び健康診断

松戸保健所は、（一社）松戸市医師会等の協力を得て避難所等において検病調査及び健康診断を実施する。保健医療部は、松戸保健所に協力する。

イ 感染症患者への措置

感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、松戸保健所の行う必要な措置について協力する。

〈感染症患者等への措置〉

- | | | |
|-------------------|--------|--------|
| ① 発生状況、動向及び原因の調査 | ② 健康診断 | ③ 就業制限 |
| ④ 感染症指定医療機関への入院勧告 | ⑤ 消毒等 | |

ウ 広報活動

保健医療部は、防疫に関する予防教育及び広報活動の強化に努める。

(2) 住居障害物の除去

街づくり1部は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物に限り、応急的に障害物を除去する。市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

災害救助法による住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

〈障害物除去の対象者〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者② 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者 |
|---|

除去作業は、災害協定団体等に要請する。なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

(3) 災害廃棄物、堆積土砂等の一体除去

災害等廃棄物処理事業（環境省）、堆積土砂排除事業（国土交通省）を適用し、**災害廃棄物**が混在した土砂の除去、宅地内からの流木混じり土砂・ガレキ混じり土砂の除去、周辺街路等の流木混じり土砂等の除去を一体的に行う場合、街づくり1部、建設部、環境部が連携して被災者の申請窓口を一本化するなど総合的な処理を推進する。

6 災害廃棄物の処理

(1) 処理量の予測・対象等

災害廃棄物が発生した場合、環境部は「松戸市震災廃棄物処理計画」に基づいてその発生量を推計し、処理体制を確保する。

なお、市のみで処理体制を確保できない場合には、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、**県を通じて**民間事業者の協力を要請する。

また、被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度が「全壊」又は「解体」に該当する世帯に対しては、民間事業者の紹介等を行う。ただし、災害等廃棄物処理事業が適用される場合は解体住家の運搬及び処分を市が実施し、さらに、大規模な災害等により被災住家の解体について国の事業が適用される場合は、住家の解体においても市が実施する。

(2) 仮置場の確保

がれきの選別や一時保管等を長期間行える広さ、搬入・搬出の利便性、汚水対策等に優れた仮置場（候補：公園やスポーツ施設等の公有地等）を確保する。

(3) 処理体制

ア 推計したがれき量から、必要な運搬・処理体制を検討し、分別、再利用・再資源化に留意し、適切な方法で処理する体制、資器材を確保する。

イ アスベスト等の有害物については、汚染物質の発生を防ぎ、適正に処理する。

ウ 処理が長期に渡る場合は、進行管理計画を策定し、計画的に処理を行う。

エ **甚大な被害により自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、災害廃棄物処理について県に事務の委託を行う。**

オ 環境大臣が廃棄物処理特例地域に指定した場合、本部長（市長）は災害廃棄物処理の代行を国に要請することができる。

第11節 生活支援

【計画の指針】

〈給水〉

- 初期の給水は、病院、救護所等の重要施設を優先して緊急給水を行い、市民は各家庭の備蓄飲料水で対応することを原則とする。
- 給水車等の応援体制が整うまでは、給水場及び浄水場、井戸、貯水槽及び緊急遮断弁付き受水槽へ市民、自主防災組織、町会・自治会等が飲料水を取りにくることを基本とする。
- 千葉県や周辺市町村、全国からの応援体制ができしだい、避難所、公園に給水拠点を拡大し給水活動を行う。

〈食料の供給〉

- 災害発生3日目までは、家庭内備蓄、市等の備蓄食料で対応する。
- 避難生活が4日以上に及ぶ場合は、協定に基づき事業者等に食料の調達を要請して避難所に供給する。
- 自主防災組織（避難所運営委員会）から自主的に炊き出しの申し出がある場合は、ガスボンベ、調理器具、食材等の供給支援を行う。

〈生活必需品等の供給〉

- 災害発生3日目までは、家庭内備蓄、市等の備蓄物資で対応する。
- 避難生活が4日以上に及ぶ場合は、協定に基づき事業者等に物資の調達を要請して避難所に供給する。
- 全国からの救援物資は物資集積場所を設置して、被災者に供給する体制をとる。ただし、企業・団体からの救援物資のみ受け付けることを原則とする。
- 各対策は、災害救助法が適用された場合は、千葉県が行い、市はこれを補助する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 給水	水道部、県企業局
2 食料の供給	経済振興部、文化スポーツ部、市民部、福祉1・2部、調査班、情報・運用支援班
3 生活必需品の供給	経済振興部、文化スポーツ部、市民部、福祉1・2部、調査班
4 救援物資の受け入れ	経済振興部、文化スポーツ部
5 物資集配拠点の運営	経済振興部、文化スポーツ部

1 給水

(1) 水源の確保

水道部及び関係部局は、浄水場、配水場、防災用井戸、耐震性貯水槽、緊急遮断弁付き受水槽又は防災協力民間井戸等を水源とし、飲料水の確保に努める。また、県企業局は「企業局水道事業震災対策基本計画」に基づき、飲料水を確保する。

【資料編 防災用井戸・耐震性貯水槽一覧】

【資料編 防災協力民間井戸一覧】

県は水道部と連携して、県営水道区域の給水確保のため次の協力を行う。

- (ア) 給水車等への注水
 - (イ) 重要施設（医療施設、福祉施設及び救護所等）への給水協力
 - (ウ) 仮配管、仮設給水栓の設置
 - (エ) 備蓄水の容器の取扱い等、住民への安全対策指導
- (6) 応援要請等
「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業体等に応援を要請する

【資料編 災害協定一覧】

(7) 広報

拠点給水、搬送給水による給水体制について広報を行う。

また、家庭の備蓄水について、水質の変化、保存期間に十分に留意し、使用に際しては、煮沸又は滅菌するよう周知する。

2 食料の供給

(1) 家庭内備蓄、市備蓄の活用

地震発生当初は、家庭内備蓄、市の備蓄食料で対応することを基本とする。

(2) 需要の把握

食料の支給対象者は、次のとおりとする。

経済振興部、文化スポーツ部は、市民部（避難所収容者）、福祉1・2部（福祉避難所等収容者）、調査班（在宅被災者）、情報・運用支援班（災害応急対策活動従事者）等と連携して、支給対象者を把握し、配食計画（数量、メニュー等）を作成する。

〈食料供給の対象者〉

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難所に収容された者② 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊等があつて炊事のできない者③ 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者④ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者⑤ 災害応急対策活動従事者 |
|--|

(3) 食料の調達

経済振興部、文化スポーツ部は、必要がある場合、協定団体等から食料を調達する。

調達食料は、弁当、パン、牛乳、ジュース等とし、できる限り災害時要配慮者に適した供給ができるように配慮する。乳幼児に対しては、原則として、粉ミルク販売業者等からの調達による粉ミルク（調整粉乳）とする。

協定団体等からの調達が困難な場合は、県、全国市長会に供給を要請する。また、災害救助用米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急引渡しを要請する。

【資料編 災害協定一覧】

(4) 食料の輸送、供給

食料の配給は避難所で行うこととし、経済振興部、文化スポーツ部は、調達業者に各避難所への個別配送を要請する。また、各避難所への配給品目、数量等は市民部（避難所担当）、福祉1・2部（福祉避難所担当）と連携して決定する。

物資集配拠点（5の(1)参照）に受け入れた物資は、災害協定を締結した輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。また、集配拠点における仕分けなどの対応に当たっては、ボランティアや民間事業者等の協力の下、円滑に実施できるよう努める。

避難所内での配布は、避難所運営委員会にて円滑な配布を実施する。

(5) 炊き出し

避難所運営委員会や自主防災組織、町会・自治会等から炊き出しの要望があった場合には、各主体が自主的に行うことを原則として対応する。

炊き出しのための燃料、調理器具、食材等は、防災倉庫や協定締結機関等から調達する。また、状況に応じて、自衛隊、日本赤十字社奉仕団等に炊き出しの支援を要請する。

炊き出しに当たっては、食品衛生や食中毒の防止等に十分注意し、役割分担が特定の人に偏らないよう工夫して協力するように指導する。

3 生活必需品の供給

(1) 家庭内備蓄、市備蓄の活用

地震発生当初は、家庭内備蓄、市の備蓄物資で対応することを基本とする。

(2) 需要の把握

生活必需品の支給対象者は、次のとおりとする。

〈生活必需品の対象者〉

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者

- ① 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ② 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

経済振興部、文化スポーツ部は、市民部（避難所収容者）、福祉1・2部（福祉避難所等収容者）、調査班（在宅被災者）と連携して、支給対象者を把握し、支給計画（数量、品目等）を作成する。

(3) 物資の調達

経済振興部、文化スポーツ部は、必要がある場合、協定団体等から次のものを調達する。また、協定団体等からの調達が困難な場合は、県に要請する。

〈生活必需品の例〉

- ① 寝 具……タオルケット、毛布、布団等
- ② 外 衣……普通衣、作業衣、婦人服、子供服等
- ③ 肌 着……シャツ、パンツ、靴下、ブラジャー等
- ④ 身回り品……タオル、手拭い、運動靴、傘等
- ⑤ 炊事用具……鍋、炊飯器、包丁、コンロ、バケツ等
- ⑥ 食 器……茶碗、汁碗、皿、はし、スプーン等
- ⑦ 日 用 品……石鹸、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨、生理用品、紙おむつ等
- ⑧ 光熱材料……ライター、携帯型ライト、灯油等

【資料編 災害協定一覧】

(4) 物資の管理

調達した生活必需品は、物資集配拠点（5の(1)参照）にて受け入れ、関係事業者やボランテ

ィア等の協力を得て、種類や数量などの適正な管理に努める。

(5) 物資の輸送、配給

生活必需品の搬送は、供給先の避難所まで生活必需品供給業者に要請する。

避難所へ直接輸送できない場合は物資集配拠点に受け入れた後、災害協定を締結した輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。

集配拠点における仕分けなどの対応に当たっては、ボランティアや民間事業者等の協力の下、円滑に実施できるよう努める。

避難所等での配布は、避難所生活運営委員会が実施する。

4 救援物資の受け入れ

(1) 救援物資の要請・受け入れ

救援物資の要請は、必要に応じ災害対策本部事務局が関係部署と連携して行う。救援物資は登録制とし、経済振興部、文化スポーツ部が受け入れを行う。

ア 全国への要請

備蓄や調達、応援要請によっても応急物資が不足すると判断した場合には、テレビ、ラジオ、新聞等マスコミ機関を通じて全国へ救援物資の要請を行う。救援物資の要請は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について情報を提供し、物資が充足した時点で、要請の打ち切りを、マスコミ等を通じ情報提供する。

なお、救援物資の受け入れは、企業、団体からの大口の物資のみとすることを原則とする。

イ 日本赤十字社への要請

日本赤十字社に義援品の要請を行う場合、受付、整理、配布は、救援物資と同様に行う。

5 物資集配拠点の運営

(1) 物資集配拠点

食料、生活必需品、救援物資等、調達先から各避難所等へ直接配送できない物資は、物資集配拠点に受け入れる。

経済振興部、文化スポーツ部は、南部市場、松戸運動公園、21世紀の森と広場に物資集配拠点を設置し、災害協定を締結した物流事業者の協力を得て物資の受け入れ、管理、仕分けを行う。

災害対策本部は、受け入れ予定について、経済振興部、文化スポーツ部と情報を共有し、仕分け作業は関係事業者やボランティアの協力を得て行う。

財務班は、避難所等への供給のためのトラック等の手配や物資輸送を、災害協定を締結した輸送業者等に要請する。

(2) プッシュ型による供給への対応

壊滅的な被害を受けたことにより市の行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される場合、県は市からの要請を待たずに需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」の供給を行う。

市は、「プッシュ型」の供給に対応できる体制及び物資集配拠点等をあらかじめ整備する。

第12節 二次災害の防止

【計画の指針】

地震発生後3日以内を目標に避難所、病院等の災害拠点施設の応急危険度判定（第一次）を行い、続けて共同住宅、戸建て住宅の応急危険度判定（第二次）、被災宅地の危険度判定を実施する。

二次災害を防止するため、がけ地の危険防止、危険物施設等対策、放射性災害対策を実施する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 被災建築物の応急危険度判定	街づくり1・2部、(社)千葉県建築士会、(社)千葉県建築士事務所協会
2 被災宅地の危険度判定	街づくり1・2部
3 がけ地の危険防止	消防局、建設部、街づくり1・2部、本部事務局、県東葛飾土木事務所
4 危険物施設等対策	消防局、県
5 放射性災害対策	環境部、消防局、消防団

1 被災建築物の応急危険度判定

松戸市被災建築物応急危険度判定実施要綱に基づいて、次のように実施する。なお、市内で震度5弱以上を観測した場合は、市の建築職員が被害状況を考慮して建築物の危険度判定を行う。

(1) 判定実施体制

街づくり1・2部は、建物の倒壊や、敷地の崩壊等の危険性が市本部に報告された場合、市本部長からの要請に基づいて、松戸市被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、必要な判定資器材、ステッカー、調査区域の分担などの準備を行う。

また、県、(社)千葉県建築士会及び(社)千葉県建築士事務所協会の協力を得て応急危険度判定の有資格者を確保する。

(2) 判定要領

判定は、「松戸市被災建築物応急危険度判定実施要綱」（松戸市街づくり部建築指導課）に基づき目視点検により行う。判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、建物の入り口に判定結果を色紙で表示する。

判定は、避難所、病院等の重要施設を優先的に行い（第一次）、次いで共同住宅、戸建て住宅の危険度判定（第二次）を実施する。

2 被災宅地の危険度判定

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地の危険度判定を行う。

街づくり1・2部は、市役所に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、**市外に支援要請を行う場合は**県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡すると

第13節 災害派遣・応援要請

【計画の指針】

大地震は、地域の行政や住民の災害対策能力をはるかに超える事態となる可能性がある。

このため、大規模な災害が予想されるときは、優れた能力と技術を有する機関への応援を早急に求める。また、応援の受入体制を迅速に確立し、応援隊の待機時間をなくすとともに、応援隊の専門技術等を活かすように配置する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 受援体制の確立	本部事務局、情報・運用支援班、各部
2 自衛隊の災害派遣要請・受入れ	本部事務局、情報・運用支援班
3 自治体等への応援要請	本部事務局、情報・運用支援班
4 消防の広域応援要請	本部事務局、消防局
5 水道・下水道事業体の相互応援	水道部、建設部
6 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請	本部事務局

1 受援体制の確立

大規模災害の場合、市は松戸市災害時受援計画に基づいて人的支援及び物的支援の受入体制を確立する。

(1) 人的支援の受入体制

災害対策本部に受援本部を設置し、各部と連携した人的支援の受入体制を確立する。

また、あらかじめ選定した受援対象業務については、松戸市災害時受援計画に定める受援シートを活用して受入体制の確保、応援団体との情報共有、業務の進行管理を行う。

〈人的支援の受援体制〉

受援本部		受援にかかる全体調整	
各 部	統括課		受援にかかる部内の調整、受援本部との連絡調整
	受援課	指揮命令者	応援団体の職員・従業員に対する受援業務の指揮命令
		受援担当者	応援団体の職員・従業員との情報共有、活動環境の整備等

(2) 物的支援の受入体制

経済振興部、文化スポーツ部は物資対策本部を設置し、物資集配拠点、避難所、支援物資の供給団体、輸送事業者等と連携した物資の受入体制を確立する。

(3) 広域防災拠点との連携

県は被災状況等に応じて広域防災拠点に指定している施設から救援部隊等の受入れ施設を開設することから、市はこれらの広域防災拠点と連携した受け入れ体制を確保する。

ただし、消防は松戸市消防局受援計画に基づくものとする。

(2) 応急活動

被害が発生した場合は、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等を行う。**樋門・ゲートについて、適切に運転（開閉）を行い、放流先（河川等）からの逆流による浸水被害を防止する。**

(3) 下水道の復旧対策

詳細な被害調査を実施し復旧計画を作成して復旧作業にあたる。

3 電力施設

東京電力パワーグリッド(株)は、地震その他非常災害に対して、人身事故の防止並びに設備被害の早期復旧に努める。

また、感電事故並びに通電復旧時の漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。

〈電気に関する広報事項〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①切れた電線や、たれ下がった電線には絶対触らないこと。②使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。③外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。④電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにコンタクトセンターへ連絡すること。⑤建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は絶縁検査を受けてから使用すること。 |
|---|

4 都市ガス施設

京葉瓦斯(株)は、地震又は重大事故の発生により広範囲にわたりガス工作物の被害及びガスによる二次災害の防止、軽減及び早期復旧を図るため、日頃から緊急措置及び復旧活動のための組織、人員、機材及び図面等を整備するとともに、災害時には速やかに災害防止のための体制を確立する。

災害時には、供給区域全域の供給を停止することなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、住民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、消防機関、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧見通しについて広報する。

第15節 教育対策・保育対策

【計画の指針】

- 学校等において授業時間内に地震が発生した場合は、保護者の引き取りがあるまで生徒・児童・園児を安全な場所で保護し、施設の被災情報や安否情報等を保護者等に提供する。
- 避難所に指定されている場合は、避難所直行職員、避難所担当職員、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会などと協力して避難者の受入れ等を行う。
- 早期に避難所の自主運営体制を確立し、教育の再開を促進する。
- 災害発生時には、市内の文化財の被害状況を速やかに調査する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 災害発生時の対応	教育2部、福祉2部、小・中学校等
2 避難所開設への対応	文化スポーツ部、教育1・2部、小・中学校
3 応急教育	教育2部、小・中学校等
4 応急保育	福祉2部
5 文化財の保護	教育1部

1 災害発生時の対応

各学校、幼稚園、保育所における災害発生時の対応は、別に定められた避難計画等に基づき児童・生徒・園児等の安全を確保する。

(1) 児童・生徒・園児等の避難

学校長等は、地震が発生した場合、児童・生徒・園児等の安全を確認する。施設の被害、火災等が発生した場合は、安全な場所に避難させる。

児童・生徒・園児等は、保護者の引き取りがあるまで、一時的に保護する。

(2) 調査及び報告

ア 施設の被害状況等については、各学校長もしくは施設の管理者が、速やかに調査し、教育2部、福祉2部に報告する。

イ 避難所となる体育館の安全・点検及び施設の被害状況については、施設管理者等が避難所直行職員と連携して、災害対策本部及び教育2部に報告する。

ウ 保護者等に対しては、メール等を活用し、施設の被災情報や安否情報等を速やかに提供する体制を整える。

(3) 安否の確認

休日、夜間に地震が発生した場合は、各学校等の教職員で、児童・生徒・園児等の安否を確認する。

2 避難所開設への対応

(1) 学校及び体育館の対応

避難所に指定されている小・中・高等学校、市営体育館は、災害発生時の職員の配備計画を作成するなど、避難所の開設・運営支援等の災害対応を行う職員の役割分担を定めておく。

第18節 要配慮者への対応

【計画の指針】

- 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人、医療的ケアを必要とする人等の「要配慮者」は、避難所生活など災害発生時に特別な配慮が必要となる。中でも、災害発生時の迅速な避難が困難である「避難行動要支援者」への避難支援については、十分な配慮を行う。
- 要配慮者に対しては、国が策定した「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針（平成25年8月）」、千葉県が策定した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（平成28年3月）」及び市が策定した「避難行動要支援者名簿活用の手引き（令和元年11月）」に基づき、社会福祉施設の管理者や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等と連携して支援にあたる。
- 避難誘導・支援は、町会・自治会等、連合町会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等の避難支援者と連携し、実施する。
- 要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消等避難所生活に配慮する。また、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。
- 避難生活が長期化するなど必要と認める場合には、福祉避難所を開設し、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 要配慮者の安全確保	保健医療部、福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会
2 福祉避難所等の開設・運営	福祉1・2部
3 要配慮者の支援	保健医療部、福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会
4 社会福祉施設入所者等への支援	福祉1・2部

1 要配慮者の安全確保

(1) 要配慮者への情報提供

円滑かつ迅速に要配慮者を避難させるため、災害に関する情報や高齢者等避難、避難指示等の情報について、地域の支援組織やボランティア等を通じて、迅速に提供するように努める。

また、多様な情報ツールを活用し、迅速かつ確実に提供するとともに、聴覚障害のある方への提供方法として文字情報による提供や、必要に応じた手話通訳士の派遣などに努める。

〈伝達手段〉

- | | | |
|-------------------|----------------|-----------|
| ① 防災行政無線 | ④ ケーブルテレビのテロップ | ⑦ 安全安心メール |
| ② 緊急速報メール(エリアメール) | ⑤ 松戸市ホームページ | ⑧ SNS |
| ③ 広報車 | ⑥ 電話等口頭による連絡 | |

(2) 避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導等

事前に整備している避難行動要支援者名簿等を活用し、町会・自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、松戸市社会福祉協議会等、地域の避難支援者の協力を得ながら、速かに避難行動要支援者の被災状況及び避難状況の把握に努め、必要に応じ、避難支援者が中心となり避難誘導

第1節 住民生活安定対策計画

【計画の指針】

被災者の生活再建を促進するため、市及び関係機関は、生活再建支援策を速やかに周知し、手続きの円滑化を図る。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 税等の減免等	調査班
2 災害弔慰金の支給等	保健医療部、福祉1部
3 生活福祉資金の貸付け	(福)松戸市社会福祉協議会
4 郵便物の特別取扱い等	日本郵便(株)
5 雇用の確保	経済振興部、松戸公共職業安定所
6 公共料金の特例措置	各公共機関
7 災害公営住宅の建設	街づくり1部
8 災害応急資金の融資	経済振興部
9 義援金の保管及び配分	福祉1部
10 被災者生活再建支援金の支給	福祉1部、財務班
11 介護保険における対応	福祉1部

1 税等の減免等

松戸市税条例、県県税条例等の規定に基づき、被災した市税及び県税等の納付義務者（以下「被災納税者等」という。）に対し、市税等の災害救済措置として、期限の延長及び減免について速やかに適切な措置を講ずるものとする。

(1) 期限の延長

災害により被災納税者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は納付もしくは納入することができないと認めるときは、市長は適用地域及び期日を指定してその期限を延長するものとする。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた被災納税者等が市税等を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき法令等に定められている期間において、徴収を猶予する。

(3) 滞納処分の執行の停止

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予の減免等適切な措置を講じる。

(4) 減免

被災納税者等の申請に基づき、減免する。

(5) 保育料の減免等

災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免することができる。

第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う 対応措置

第1節 総則

1 計画策定の趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されており、千葉県内では、銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、御宿町、鋸南町が推進地域に指定されている。（平成26年3月31日現在）

本市は推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5強の揺れが想定されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、県東部・南部でより多くの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置」として定めるものである。

2 基本方針

(1) 計画の内容

計画の内容は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置

イ 地震発生に当たっても被害を最小限にとどめるために必要な防災措置等を定めることによって、住民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

(2) 計画の範囲

本計画の範囲は、原則として南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された時点から、地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急・復旧対策は、「松戸市地域防災計画」で対処する。

(3) 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は、原則として次のとおりである。

ア 南海トラフ地震が発生した場合の松戸市の震度は、ほぼ全域で震度5強程度とする。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時刻は、原則として最も混乱の発生の予想される平日の昼間（概ね午前10時から午後2時）とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

(4) 計画の実施

本計画の実施に当たっては、行政指導、協力要請によって対処する。

(5) 計画の位置づけ

本計画は、「松戸市地域防災計画」の附編として位置づける。

なお、防災関係機関の業務大綱及び事前の措置は、松戸市地域防災計画震災編に準ずるものとする。

3 今後の課題

本計画の策定に当たっては、現行の体制下で考えられる可能な範囲内で盛り込むべき対策を定めた。

しかし、地震予知を前提とした対応措置は、震災対策上初めてのことであり、具体的対応措置についてさらに検討を加える必要のあるものもある。

第2節 南海トラフ地震臨時情報

1 南海トラフ地震臨時情報の種類

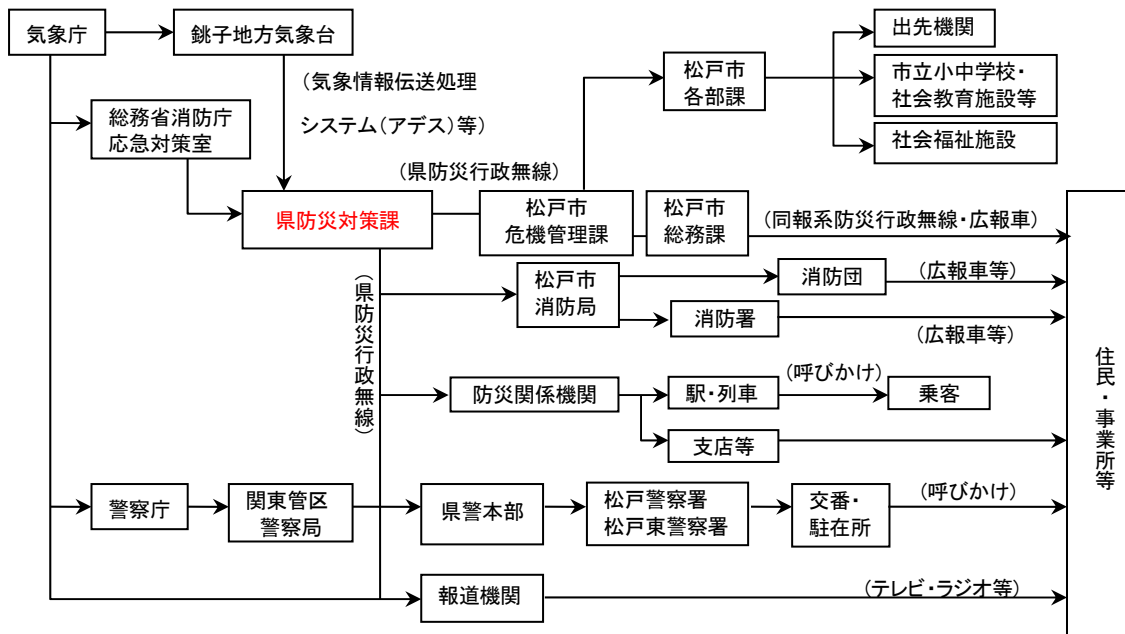
県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受け、直ちに県内市町村及び防災関係機関に伝達する。

〈南海トラフ地震臨時情報〉

南海トラフ地震臨時情報の種類	情報の発表条件	防災対応
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するか否かの調査を開始した場合、または調査を継続している場合	○特に対応はしない。
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	・南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評した場合 ・想定震源区域のプレート境界意外や、想定震源域の海溝軸外側 50Km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ・ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合	○市の体制：警戒本部設置（警戒配備） ○情報収集、行動自粛などの混乱防止措置
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合	○市の体制：災害対策本部設置（第1配備） ○交通規制、児童・生徒の帰宅措置、列車の運転規制など
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	巨大地震注意、巨大地震警戒のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	○市の体制：解除など

2 南海トラフ地震臨時情報の伝達

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、関係機関、団体等に伝達する。



〈情報連絡系統図〉

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応措置

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 活動体制	本部事務局
2 応急対策	本部事務局、福祉1・2部、教育1・2部、消防局、消防団、警察署、自衛隊、東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、NHK千葉放送局、(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエム、県、東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)

1 活動体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、警戒本部を設置し、警戒配備職員を動員する。

2 応急対策

(1) 対策の基本方針

市では、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表に伴う社会的混乱を防止するために必要に応じて措置を講じる。

(2) 住民等への情報提供

混乱を防止するため、市防災行政無線、広報車、CATV、市ホームページ等によって、注意情報の内容の周知、住民のとるべき措置、今後の対応などについて広報を行う。

また、住民等からの問い合わせに対応する。

(3) 施設等への情報提供

混乱を防止するために、学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設等の関係施設等に情報を伝達する。

(4) 関係機関の活動

関係機関は、次の体制をとる。

県警察 (警察署)	ア 災害警備本部の設置 イ 関係機関との連絡調整 ウ 情報の受理伝達等
陸上自衛隊第1空 挺団	ア 第1空挺団に指揮所を開設し、情報、指揮、通信等の整備に着手し、警戒体制を強化する。 イ 県災害対策本部に連絡班を派遣し連絡・調整を実施する。
東日本電信電話 (株)千葉支店	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 ア 通信量、通信疎通状況の監視 イ 設備運転状況の監視 ウ 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 エ 電話利用の自粛等の広報活動

(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千葉支店	次の初動措置を実施する体制をとる。 ア 通信量、通信疎通状況の監視 イ 設備運転状況の監視 ウ 輻輳発生時の規制措置
東日本旅客鉄道(株)	ア 地震防災対策本部の設置 支社、地区指導センター長及び現機関に各地震防災対策本部を設置し、 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) が発表された場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。 イ 夜間、休日等において地震対策の関係者は、地震防災対策本部等あらかじめ定められた箇所に非常参集する。
新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) 発表に備える体制に入る。
その他各防災関係機関	要員を確保し、待機体制をとる。

(5) 広報活動

日本放送協会千葉放送局、(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエムは、非常配備体制をとり、通常番組を中断し、地震関係の報道を行う。

(6) 混乱の防止

混乱を防止するため、各機関は次の対策を実施する。

県	各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。 ア 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。 イ 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施その推進を図る。 ウ その他必要な事項
県警察 (警察署)	民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。 ア 警戒警備等、必要な措置をとる。 イ 住民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。

東日本旅客鉄道(株)	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備えて次により対応する。 ア 管内全般の列車の運行、旅客の状況、地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表しうる体制を整備するものとする。 (ア) 強化地域に侵入する予定の旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。 (イ) 該地域内を運転する旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。 (ウ) 強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。 (エ) 強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。 (オ) 石油類等の化成品を輸送する貨物列車の出発又は通過を知ったときは、必要により出発の見合せ又は抑止等の手配をとる。 イ 支社社員を派遣するなど、客扱要員の増強を図る。 ウ 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 エ 階段止め等の入場制限等の実施と併せ、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行を実施する。 オ 状況により警察官の応援要請をする。
新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況の提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。また、必要に応じて警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。
東日本電信電話(株) 千葉支店	県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千葉支店	県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。

第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応措置

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 活動体制	各部・各班
2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達及び広報	各部・各班
3 災害警備	警察署
4 水防活動・消防活動	消防局、消防団
5 公共輸送	東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)、(株)千葉県バス協会、(株)千葉県タクシー協会
6 交通対策	建設部、警察署、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所
7 上下水道、電気、ガス、通信等対策	水道部、建設部、県企業局、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所、東京電力パワーグリッド(株)、京葉瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ
8 学校・医療機関・社会福祉施設等対策	福祉1・2部、 病院部 、教育2部、小・中学校
9 避難	本部事務局、情報・運用支援班、市民部、福祉1・2部、教育1・2部、消防局、消防団
10 救護救援・防疫・保健活動	保健医療部、環境部
11 その他の対策	経済振興部、 文化スポーツ部 、保健医療部、財務班、教育1・2部、環境部

1 活動体制

(1) 市の活動体制

ア 災害対策本部の設置

市は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、災害対策本部を設置し、第1配備体制をとる。

イ 所掌事務

所掌事務は、次のとおりである。

- (ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等各種情報の収集・伝達
- (イ) 社会的混乱の防止に係る施策の実施
- (ウ) 各防災関係機関との連絡調整
- (エ) 市防災行政無線及び広報車等による住民への情報提供
- (オ) その他必要な事項

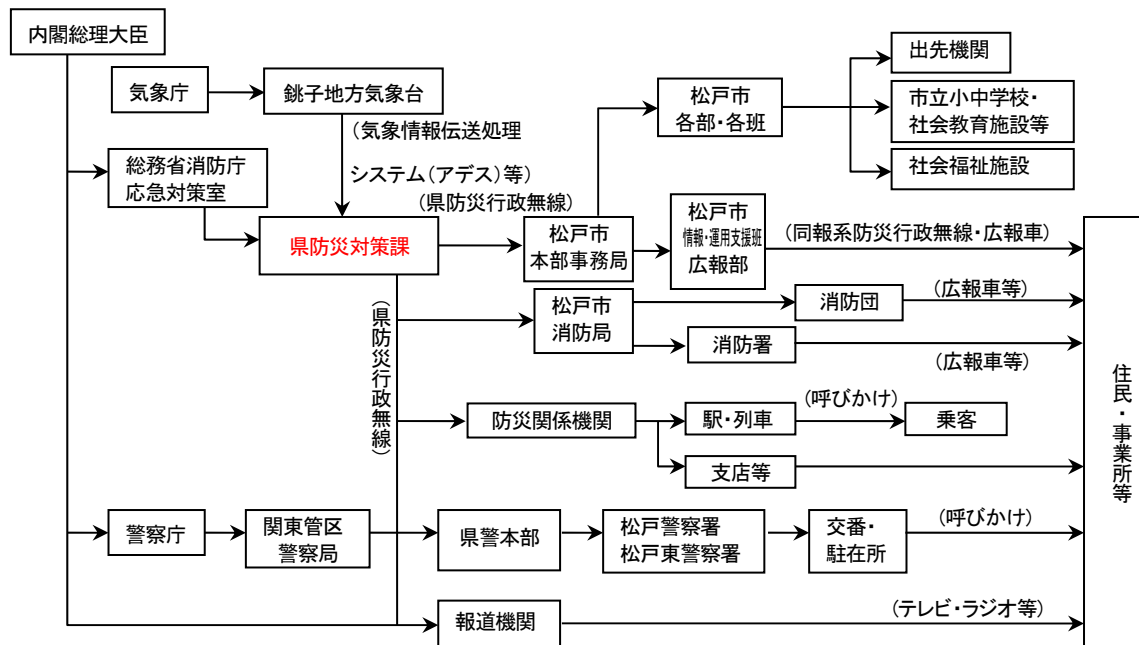
(2) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、所管業務に係る必要な防災体制を整え、組織的対応措置を講ずる。

県警察（警察署）	ア 災害警備本部の設置 イ 警備要員の招集 ウ 関係機関との連絡調整 エ 情報の受理伝達等
----------	--

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。



〈情報連絡系統図〉

(ア) 情報・運用支援班は、県から南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等を受けたときは、直ちにその旨を各部及び防災対策上重要な機関、団体等に対して伝達する。

(イ) 各部・各班は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の通知を受けたときは、所管業務上必要な関係機関及び施設に伝達する。

(ウ) 住民に対しては、同報系防災行政無線及び広報車等により、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたことを伝達する。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときの伝達事項は次のとおりとする。

(イ) 本市に対して予想される影響

(ウ) 各防災関係機関がとるべき体制

(エ) その他の必要事項

〈南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の信号〉

警鐘	(5点)	●—●—●—●—●	●—●—●—●—●
サイレン	(約45秒)	(間隔15秒)	(約45秒)
	●—————	●—————	

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の広報

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるため、これに対処するためテレビ、ラジオ等による広報のほか、市及び各防災関係機関は、所管業務を中心に広報活動を積極的に行う。

なお、各防災関係機関の現場において混乱発生のおそれと予測されるときは、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた市本部及び必要な機関は、必要な情報を速やかに住民、市内各事業所等に対し周知を図るための広報を行う。

〈南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の広報の内容〉

【広報の項目】

- ① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容の周知徹底
- ② 地域及び家庭における冷静な対応の呼びかけ及び各種情報の提供
- ③ 防災措置の呼びかけ
- ④ 急傾斜地など避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ
- ⑤ 火気の使用自粛、水のくみおき、機械器具及び家具類の転倒防止、劇毒物薬品及び火薬類の保全、その他被害を生じると予測されるもの等の防災措置の呼びかけ

【広報の実施方法】

- ① 市防災行政無線による広報の実施
- ② 広報車による広報の実施
- ③ 防災信号による広報の実施
- ④ 自主防災組織及び町会・自治会等を通じた広報活動の実施
- ⑤ 市ホームページ
- ⑥ その他の方法による広報の実施

3 災害警備

警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、警備本部を設置し警備活動を行う。

(1) 基本的な活動

- ア 警備本部要員及びあらかじめ指定された警備要員又は特別に指示された警備要員の参集
- イ 避難の指示、警告又は誘導
- ウ 警備部隊の編成及び事前配置
- エ 通信機材・装備資器材の重点配備
- オ 補給の準備
- カ 通信の統制
- キ 管内状況の把握
- ク 交通の規制
- ケ 広報

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に係る周辺地域としての特別な活動

- ア 警備部隊の事前配置
 - (イ) 主要駅等人の集中が予想される場所
 - (イ) 交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
 - (ウ) 京葉臨海石油コンビナート地域における要点

- (エ) 災害危険場所
- (オ) その他必要と認める場所
- (3) 広報
 - ア 広報内容
 - (ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容及び関連する情報
 - (イ) 住民及び自動車運転者のとるべき措置
 - (ウ) 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況
 - (エ) その他民心の安定を図るため必要な情報
 - イ 広報手段
 - (ア) パトロールカー、広報車等の警察車両
 - (イ) 警察用航空機及び警察用船舶による広報
 - (ウ) 警察署、交番等の備付け拡声器による広報
 - (エ) 報道機関、防災関係機関への情報提供

4 水防活動・消防活動

- (1) 水防活動

消防局、消防団は、水防要員を確保するとともに、重要水防箇所の点検等を実施する。
- (2) 消防活動

消防局、消防団は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対応措置を講じる。

 - ア 正確な情報の収集及び伝達
 - イ 火災・水害等防除のための警戒
 - ウ がけ地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
 - エ 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報
 - オ 資機材の点検

5 公共輸送

- (1) 鉄道会社の措置
 - ア 東日本旅客鉄道(株)
 - (ア) 警戒宣言の伝達

旅客等への伝達は次による。

 - a 駅においては、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。
 - b 運転中の列車の車掌は、車内旅客に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。
 - (イ) 運行方針

県内の線区は、安全な方法により極力運転を確保する。常磐線・武蔵野線は45km/hに運転規制される。火薬類を輸送中の貨車及び石油類、塩酸、硫酸等の危険物品を積載しているタンク車は、最寄りの安全と思われる駅等に抑留し、必要な場合には、警察、消防機関に連絡する。
 - (ウ) 主要駅の対応措置

- a 旅客の混雑の状況により、適切な放送を実施して、旅客の沈静化に努める。

b 混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。

c 旅客の混乱により危険となった場合は、直ちに列車の運転を中止する。
- (エ) 乗車券の取扱い
- a 強化地域内着、通過となる乗車券類の発売は停止する。

b 状況により警戒本部長の指示又は承認を受けて、すべての乗車券類の発売を停止する。

c 強化地域を通行する特急列車等各列車は、運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。
- イ 新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)
- (ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達
- 駅・車内等で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の放送を行い、旅客の協力を要請するほか、混乱防止と円滑な輸送を確保するとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関に情報を提供する。
- (イ) 運行方針
- 防災関係機関、報道機関等との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の列車運行についての基本方針は、次のとおりである。

発令当日	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため一部列車の間引運転等を生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。。
翌日以降	震災時のダイヤとして、一部列車の運転中止・優等列車の各駅停車化を、乗り入れ各社と調整の上実施する。 なお、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

- (ウ) 列車の運転中止措置
- 列車の運転確保に当っては、県、警察、消防機関と一致協力して上記の措置をとるものであるが、万一住民及び事業所の協力が得られず駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合、又は踏切支障等が発生した場合には、止むを得ず列車の運転を中止する場合がある。
- (2) バス、タクシーの措置
- (社)千葉県バス協会、(社)千葉県タクシー協会加盟各社等は、関東運輸局千葉運輸局の指導のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を確保する。

6 交通対策

- (1) 警察の対策
- 警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、広域交通規制道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。
- ア 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制
- イ 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を必要とする車両）の確認事務
- ウ 強化地域への一般車両流入抑制広報

これらの交通対策の実施等によって生じる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

(2) 道路管理者の対策

ア 市

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、建設部は、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

イ 県

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、県東葛飾土木事務所は、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

(ア) 危険箇所の点検

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

(イ) 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

ウ 国土交通省

(ア) 道路施設に関する対策

a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあっては、パトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。

b 地震発生の危険に鑑み、工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要な補強、落下防止等の保全処置に努めるものとする。

(イ) 道路交通対策

a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合においては、パトロール等により道路状況や交通状況の把握に努める。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表を道路情報板等を用いて道路利用者へ広報を行う。

b 公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送路の確保のために実施する場合等）に対する協力等に努める。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、強化地域及びその近くの地域において道路情報板等により道路利用者へ車両走行自粛の広報を行うものとする。

(ウ) 発災後に備えた資器材、人員等の輸送体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時においては、交通管理者、関係道路管理者からの要請に基づき、発災後の緊急輸送路確保に必要な資器材、人員等の輸送体制の確認を行うものとする。

7 上下水道、電気、ガス、通信等対策

(1) 上水道対策

ア 基本方針

水道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合においても、原則として平常どおりの供給を継続する。また、住民・事業所等が緊急貯水を実施することによ

って増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

イ 人員の確保、資器材の点検整備等

(ア) 要員の確保等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設整備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

また、松戸市上下水道管工事協同組合との連絡協力体制について確認する。

(イ) 資器材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資器材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

ウ 施設の保安措置等

(ア) 無線及び電話等の連絡網を確立する。

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

(ウ) 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された以降は原則として搬入を行わない。

(エ) 配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民・事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。

(オ) 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講ずる。

エ 広報

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として次のとおり広報活動を実施する。

広報内容	① 通常の供給が維持されていること ② 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること ・飲料水の汲み置きは、ポリタンク、バケツを利用してフタをし3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。 ・生活用水の汲み置きは、浴槽等を利用し、貯水する。 ・その他、汲み置き容器の転倒防止及び汲み置き水の流出防止策を講ずる。 ③ 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制
広報手段	① 報道機関への放送依頼 ② 広報車等による広報 ③ 水道工事店の店頭掲示等 ④ ホームページによる広報等

(2) 下水道対策

建設部及び県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所は、次の安全対策を行う。

ア 施設等の保安措置

危険物を扱う処理場、ポンプ場の運転管理について、委託業者と連携して、保安の徹底に努めるとともに、施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化及び整備を実施する。

また、工事現場については工事を中止し、現場の保安措置を講ずるとともに、応急資器材の点検、整備を行う。

イ 危険物等に対する措置

第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応措置

石油類等については、貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブの閉鎖、タンクローリーの貯蔵タンクへの移送中止、火気の使用制限等のほか、付近住民の安全確保のため必要な措置をとる。

苛性ソーダ等は、残量確認等のほか、外部への漏洩防止策等、状況に応じた必要な措置をとる。

(3) 電気対策

ア 基本方針

東京電力パワーグリッド(株)は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合においても、原則として電力の供給は継続する。

イ 人員の確保、資機材の点検整備等

サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）あるいは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合などの情報を知ったときは、事業所に参集し、資機材を整備、確保して応急出動に備えるとともに、復旧資機材の確保に努める。

ウ 施設の予防措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等に基づき、電力施設に関して、特別巡視及び特別点検等、通信網の確保、応急安全措置の予防措置を講ずる。

エ 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

広報内容	① 無断昇柱、無断工事をしないこと ② 断線、電柱の倒壊折損を発見した場合には、絶対に手を触れず、コンタクトセンターへ通報すること ③ 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを必ず切ること ④ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと ⑤ その他必要な事項
広報手段	① 報道機関による広報 ② 広報車等による広報

(4) ガス対策

京葉瓦斯(株)は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、次の対策を講じる。

ア 基本方針

地震発生時の二次災害の防止、又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制を確立する。

イ 人員の確保

勤務時間内	全社員に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表を伝達し、あらかじめ定めた要員は本部の指示に従う。
勤務時間外	要員に電話等により出動を指示する。なお、要員がテレビ・ラジオ等で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表を覚知した場合、動員は自動発令されたものとする。
工事会社の動員	当社の指示により、必要に応じて動員を行い、警戒体制に入る。

ウ 施設の保安措置等

- (ア) あらかじめ定めたガス工作物等の巡視・点検を行うための体制を準備する。
- (イ) 工事中又は作業中の工事等は中止し、必要な安全措置を講じる。
- (ウ) 無線及び電話等の連絡網を確認し、必要に応じ、通信設備の機能確認を行う。
- (エ) 本社、事業所等の見学者、来訪者等に対して**南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された**旨を伝達し、避難、帰宅させる。
- (オ) 工事現場では直ちに作業を中止し、安全措置を講じて警戒体制に入る。その他の者は日常生活を制限し、地震が極度に切迫した場合、直ちに安全な状態で作業を中止できるようにする。

エ 広報

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問い合わせに対応できる受付体制を整える。また、大口需要家及び地下街、地下室等に係る需要家には個別に連絡をとり、ガス使用上の注意及び地震発生時の対応（使用制限、供給停止等）について確認する。

広報内容	① 引き続きガスを供給していること ② 避難する際のガス栓及びメーターガス栓の処理方法 ③ 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合についての注意
広報手段	① 広報車により、直接需要家に呼びかける。 ② 関係防災機関に対し、ラジオ・テレビ等の報道機関による広報について協力を要請する。

(5) 通信対策

ア 東日本電信電話(株)

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達され防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、一般市民に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対処する。

要員の確保	応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は、次による。 ① 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。 ② 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。
情報連絡室の設置	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表 後、千葉支店管内各地域支店は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。
資機材の点検、確認等	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、次の措置をとる。 ① 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検、確認 ② 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認 ③ 工事中施設等の安全対策
応急対策	(ア) 電話の輻輳対策 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。 ① 防災機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。 ② 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないよう

	トラフィック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑、グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。 (イ) 手動通話、番号案内 ① 非常、緊急通話の取扱いは確保することとし、その他“100”番通話に対しては、可能な限り取り扱う。 ② 番号案内業務は、可能な限り取り扱う。 (ロ) 電 報 非常、緊急電線の取扱いは確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。
電話の輻輳時の広報	電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。 「〇〇地方の電話はただ今混み合っており、かかりにくくなっております。防災機関、災害救助機関などの緊急の通信を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」

イ (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、次の対策を講ずる。

基本方針等	東日本電信電話(株)に準ずる
資機材の点検、確認等	① 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認 ② 災害復旧用資機材、車両の確認 ③ 工事中施設等の安全対策
応急対策	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。 ① 防災機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 ② 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行う。

8 学校・医療機関・社会福祉施設等対策

(1) 学校等対策

教育2部及び各学校、幼稚園の教職員は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、児童・生徒等の安全を確保するとともに、学校等施設の保全を図るため、次のとおり対処する。

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後は、直ちに授業を中止し、下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。

イ 児童・生徒等の下校方法については、実態に応じて次のように定める。

(ア) 通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。

(イ) 交通機関を利用している児童・生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。

ウ 学校等に残留し、保護する児童・生徒等（上記(ア)・(イ)以外の者）については、人数をあらかじめ把握し、教職員の職務内容に従って対処する。

エ 保護者への連絡は通信不能の事態も考慮の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、

徹底させておく。

- オ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が解除されるまで、臨時休校とする。
- カ 防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全確認をし、必要な措置をとる。
- キ 実践的な防災計画により、教職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
- ク 地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

(2) 病院・診療所対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の医療体制は、県立病院に準じた対応をとる。なお、民間医療機関に対しては（一社）松戸市医師会を通じて要請する。

なお、市立総合医療センターの具体的対応は、次のとおりである。

ア 診療方針

- (ア) 外来患者の診療は状況等に応じ可能な限り平常どおり行う。
- (イ) 入院患者のうち退院及び一次帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。
- (ウ) 手術及び検査は、可能な限り延期とし、医師が状況に応じて適切に対処する。手術予定については、緊急やむを得ない場合をのぞき、延期するなどの措置を講ずる。
- (エ) 手術中の場合は、医師の判断により安全措置をとる。

イ 来院者、入院者等に対する情報の伝達、取るべき行動に関する指示

- (ア) 収集した情報は、入院患者等に不安を与えないよう、必要に応じ適宜連絡、伝達する。
- (イ) 外来患者のうち特に急を要する患者以外に対しては、受診の自粛を事前に呼びかける。

ウ 入院患者の安全確保、施設の保安措置等

- (ア) 建物、設備の点検を行い、危険物及び可燃物設備については、発災による被害防止又は軽減を図るため必要な措置を与える。
- (イ) 非常用設備の試運転、非常用備品の確保を講ずる。

(3) 社会福祉施設対策

社会福祉施設は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、迅速かつ的確な防災措置を講ずることにより、施設及び要援護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として対応措置を講ずる。

ア 情報の受伝達を行う。

イ 施設の防災点検を行う。

ウ 出火防止を行う。

エ 通所（園）者、入所者等の安全確保、応急救護体制、避難スペースの確保及び食料、飲料、医薬品、衛生材料、生活物資等の確保を行う。

オ 要保護者の引き渡しは、通常の方法で保護者に引き渡す。保護者への引き渡しが進むまで乳幼児・通所施設利用者は各施設で保護する。

カ 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置

引き渡し方法は、あらかじめ定め、保護者と十分な打ち合わせをし、防災訓練等を通じて防災教育を行う。

9 避難

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ等の危険性が特に高い地区にあつては、市長は住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、避難対象地区に対して避難指示を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講ずる。

なお、避難指示の内容は、松戸市地域防災計画震災編第3章を参照のこと。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の措置

- ア 避難指示
- イ 避難所の確認
- ウ 情報伝達体制の確認
- エ 関係機関に対する避難所開設の通知
- オ 避難所への職員派遣
- カ 災害時要援護者に対する援護措置
- キ 給食、給水措置
- ク 生活必需物資の給与
- ケ 避難対象地区の防火・防犯パトロール

(2) 事前の措置

市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

- ア 避難対象地区の選定
- イ 避難所の指定
- ウ 避難指示体制の確立
- エ 情報伝達体制の確立
- オ 災害時要援護者に対する介護体制の確立
- カ 住民に対する周知

10 救護救援・防疫・保健活動

(1) 救護救援

公共施設に救護所の設置を準備し、(一社)松戸市医師会に対して、連絡体制の確保、発災後の負傷者への対応への準備を要請する。

(2) 防疫

保健医療部及び環境部は、松戸保健所の指示により次の体制を整える。

- ア 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること。
- イ 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること。

(3) 保健活動

保健医療部は、災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

- ア 地震発生に備え、医療機関の開設状況や救護活動の準備状況、災害時要援護者の状況の把握等情報収集を行う。災害時要援護者の把握については、プライバシーの保護に十分注意する。
- イ 避難者の健康管理及び要配慮者への処遇調整を行う。
- ウ 保健師の派遣の必要性について検討し、必要時は、松戸保健所を通じ県に派遣依頼をする。
- エ 避難所におけるプライバシーの確保とマスコミ取材による不安への対応を実施する。

1.1 その他の対策

(1) 食料、医薬品の確保

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、発災後の被害者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、次の措置を講ずる。

ア 食料の確保

経済振興部、文化スポーツ部は、次の措置を行う。

(ア) 米穀の確保に当たっては、県に対し災害応急食料割当申請を行えるよう準備体制をとる。

(イ) 米穀小売販売業者又は卸売業者等へとう精準備体制をとるよう指示する。

(ウ) 民間業者（団体）に対して、在庫確認及び出庫準備体制をとるよう要請する。

イ 医薬品の確保

保健医療部は、(一社)松戸市薬剤師会に対し、医薬品の供給準備体制をとるよう依頼する。

(2) 緊急輸送の実施準備

財務班及び各防災機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講ずる。

ア 緊急輸送車両の確保

緊急輸送に必要な車両、人員等を確保し、運行計画の調整等必要な措置をとる。

イ 緊急輸送車両の確認

第3章 第6節の「2 緊急通行車両等の確認」による。

ウ 関係団体による協力

協定先の輸送会社等に緊急輸送の準備を要請する。

(3) 市が管理、運営する施設対策

市が管理、運営する社会教育施設、社会体育施設等については、原則として開館、開催を自粛するものとする。このため、各部・各班は、施設利用者に対して協力を呼びかけるとともに、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を実施する。

(4) 危険な動物の逃走防止

県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時において危険な動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。

なお、飼育者等が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時においてとるべき措置は、次のとおりである。

ア 「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」により、あらかじめ定めた緊急措置をとる。

イ 動物が施設から逃走したときは、同細目等により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講ずる。

第5節 住民等のとるべき措置

本市においては、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に伴い、若干の社会的混乱が発生することが予想される。市、県、各防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関が全ての防災活動を行うことは不可能であり、住民、自主防災組織、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものである。

本章では、住民、自主防災組織、事業所が平常時、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

1 住民のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	(1) 家や塀の耐震化を促進する。 ア わが家の耐震診断を行い、弱いところを補強する。 イ ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適確なものは改築、補強する。 (2) 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 ア タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。 イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 ウ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。 (3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 ア ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 イ プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 エ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。 (4) 消火器、消火用水の準備をする。 ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 イ 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。 (5) 非常用飲料水、食料の準備をする。 ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく（1人1日分の生命水 約3リットル）。 イ 食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶づめ、みそ、しょう油、塩等）を3日分程度準備しておく。 (6) 救急医療品の準備をする。 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾などを救急箱に入れて準備しておく。また、処方箋のコピーを用意しておく。 (7) 生活必需品の準備をする。 下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。 (8) 防災用品の準備をする。 トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。 (9) 防災講習会、訓練へ参加する。

区 分	と る べ き 措 置
	市、消防局、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。 (10) 家族で対応措置の話し合いをする。 ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表時や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 ウ 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。 (11) 自主防災組織に積極的に参加する。 (12) 市の指定避難場所のうち最寄りの避難場所を2ヶ所以上確認しておく。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されるまで	(1) テレビ、ラジオ等で正しい南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を入手し、冷静な行動をとる。 (2) 電話の使用を自粛する。 (3) 自家用車の利用を自粛する。 (4) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 (5) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されてから地震発生まで	(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を入手する。 ア 市の防災信号（サイレン）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を入手する。 イ 県、市、警察署、消防局等防災関係機関の関連情報に注意する。 (2) 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。 ア 家具、棚等の上の重いものをおろす。 イ 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。 ウ ベランダの置物をかたづける。 (3) 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 ア 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。 イ ガス器具等の安全設備を確認する。 ウ プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 エ 火気使用場所及びその周辺の整理整頓を確認する。 (4) 消火器、消火用水の置き場所を確認する。 (5) ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。 (6) 非常用飲料水、食料を確認する。 (7) 救急医薬品を確認する。 (8) 生活必需品を確認する。 (9) 防災用品を確認する。 (10) 電話の使用を自粛する。 県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。 (11) 自家用車の利用を自粛する。 ア 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。 イ 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。 (12) 幼児、児童、生徒、高齢者、病者の安全を確認する。 ア 幼児、児童、生徒、高齢者、病者（臨床者）が安全な場所にいるか確認す

2 自主防災組織のとるべき措置

自主防災組織が結成されていない地域にあっては、町会・自治会等がこの基準に準拠して対応措置をとるものとする。

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	(1) 組織の編成と、各班の役割を明確にする。 (2) 防災知識の普及活動を行う。 ア 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 イ 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 ウ 地域内の消防水利を把握する。 エ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 オ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 (3) 防災訓練を行う。 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。 (4) 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 ア 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 イ 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 ウ プロパンガスボンベの点検を指導する。 (5) 防災資器材等を整備する。 地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資器材等を整備しておく。 (6) 情報の収集、伝達体制を確立する。 ア 市、消防局等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立する。 イ 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) の発表から 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) が発表される まで	(1) テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。 (2) 地域住民に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) が発表されてから地震発生まで	(1) 自主防災組織の活動体制を確立する。 ア 自主防災組織の編成を確認する。 イ 自主防災組織本部を設置する。 ウ 自主防災組織の役割分担を確認する。 (2) 市、消防局等防災関係機関から伝達された南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。

3 事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で言う防火管理者にあたるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。 防災計画作成上の留意事項は次による。 (1) 自衛防災体制の確立 ア 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成 イ 組織の役割分担の明確化 (2) 教育及び広報活動 ア 従業員の防災知識の高揚 イ 従業員の安否確認方法 ウ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修 エ 従業員の帰宅対策 (3) 防災訓練 災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練 (4) 危険防止対策 ア 施設、設備の定期点検 イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置 (5) 出火防止対策 ア 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検 イ 消防水利、機材の整備点検 ウ 商品の整備点検 エ 易・可燃性物品の管理点検 (6) 消防資器材等の整備 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資器材等を整備する。 (7) 情報の収集、伝達体制の確立 ア 市、消防局防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制を確立する。 イ 事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意） の発表から 南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒） が発表される まで	(1) テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。 (2) 自衛防災体制を準備、確認する。 (3) 消防計画等により南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時にとるべき措置を準備、確認する。 (4) その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。

区 分	と る べ き 措 置
南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震警戒) が発表されてから地震発生まで	(1) 自衛防災組織の活動体制を確立する。 ア 自衛防災組織の編成を確認する。 イ 自衛防災本部を設置する。 ウ 自衛防災本部の役割分担を確認する。 (2) 情報の収集、伝達体制をとる。 市、消防局防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。 (3) 危険防止措置を確認する。 ア 施設、設備を確認する。 イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。 (4) 出火防止措置を確認する。 ア 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 イ 火気使用場所及び周辺を確認する。 ウ 消防水利、機材を確認する。 エ 易・可燃性物品を確認する。 (5) 防災資器材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資器材等を確認する。 (6) 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、市民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。 (7) 不特定かつ多数の者が出入りする劇場、映画館、百貨店、旅館及び地下街の店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。 (8) 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。 (9) バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。 (10) 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。 なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。 (11) 電話の使用を自粛する。 県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。 (12) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

松戸市地域防災計画

風 水 害 等 編

(令和6年度修正)

松戸市防災会議

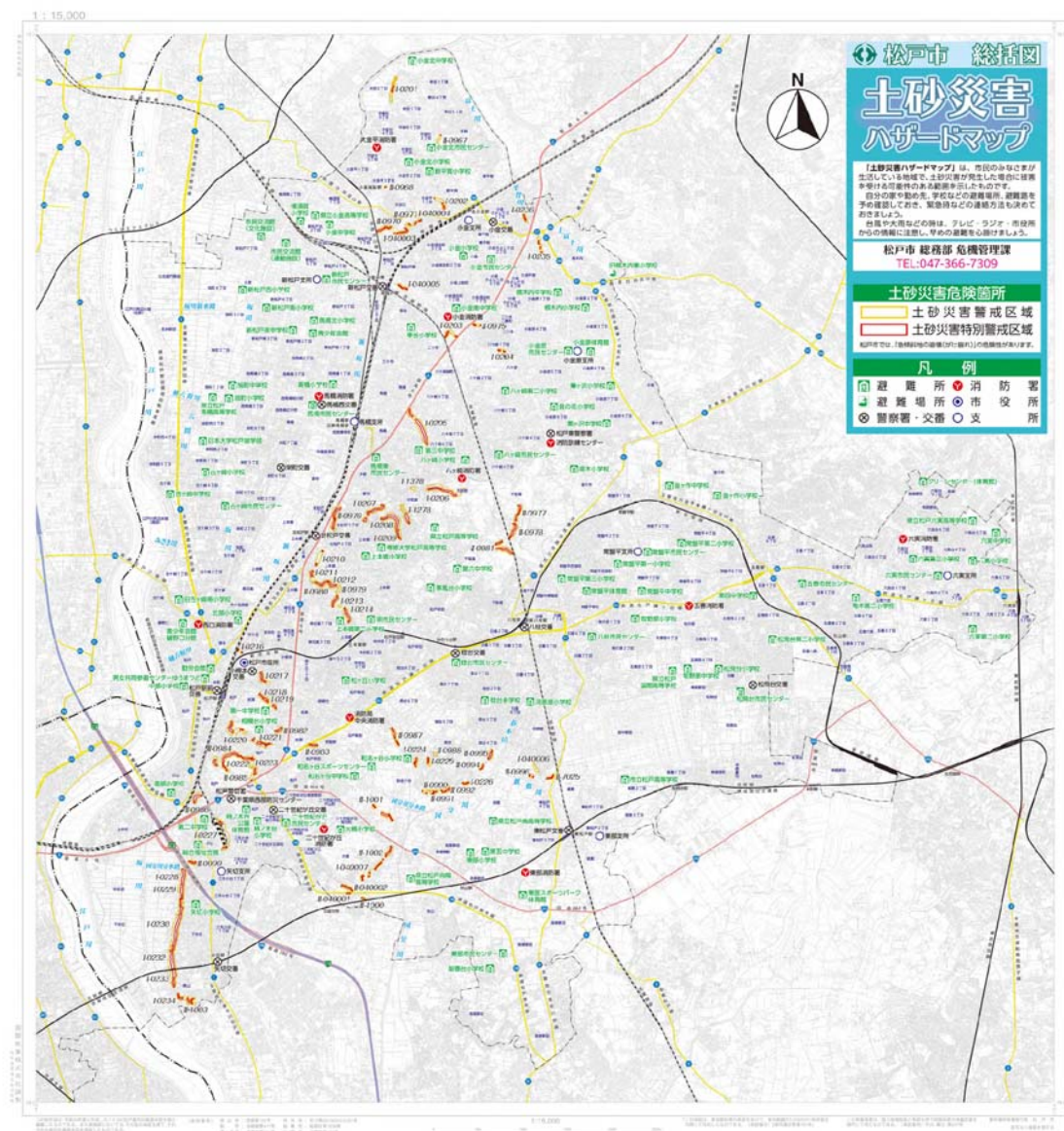
6	避難所等の閉鎖	84
7	在宅避難者等の支援	84
8	広域避難	85
9	広域一時滞在	85
10	感染症対策	85
第8節	応急医療	87
1	医療救護体制	87
2	医療救護活動	88
3	被災者の健康管理	89
第9節	防疫・清掃・障害物の除去	91
1	防疫活動	91
2	保健活動	92
3	し尿の処理	93
4	ごみの処理	93
5	障害物の除去	93
6	災害廃棄物の処理	94
7	動物対策	95
第10節	行方不明者の捜索・遺体の処理	96
1	行方不明者の捜索	96
2	遺体の処理	97
3	遺体の埋火葬	97
第11節	生活支援	99
1	給水	99
2	食料の供給	101
3	生活必需品の供給	102
4	救援物資の受け入れ	103
5	物資集配拠点の運営	103
第12節	二次災害の防止	104
1	がけ地の危険防止	104
2	被災宅地の危険度判定	104
3	危険物施設等対策	104
4	放射性災害対策	105
第13節	災害派遣・応援要請	106
1	受援体制の確立	106
2	自衛隊の災害派遣要請・受入れ	107
3	自治体等への応援要請	109
4	消防の広域応援要請	111
5	水道・下水道事業体の相互応援	112
6	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請	112
第14節	生活関連施設等の応急対策	113
1	上水道施設	113
2	下水道施設	113
3	電力施設	114
4	都市ガス施設	115

2 土砂災害

市内に分布する急傾斜地は、段丘の縁を形成する段丘崖と呼ばれる傾斜の急な崖である。令和3年4月現在、73箇所が土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定され、うち69箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。

近年の大雨では崩壊していないが、崖下まで住宅地が分布しているところもあるので、大雨時には崖に対する注意が必要となる。

【資料編 土砂災害警戒区域指定一覧】



土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（令和3年3月現在）

水流出抑制施設の設置を義務付け、河川等への雨水流出の抑制を図る。

ウ 住宅への雨水浸透桝等の設置促進

松戸市雨水浸透施設設置指導要綱に基づき、一般住宅等の新築、増改築の際、その敷地に雨水浸透施設の設置を指導し、河川の氾濫及び道路冠水等の防止を図る。

エ 盛土規制

松戸市盛土事業規制要綱による指定区域での埋め立て、盛土は、市との協議を要するものとし、降雨による住居等への浸水被害の軽減を図る。

【資料編 松戸市盛土事業規制要綱】

(3) 道路及び橋梁の防災管理

道路及び橋梁の水害予防については、側溝、暗きよの整備、橋脚の補強、崩土の防止等、平常からその維持補修を行い災害の拡大防止と災害時の交通確保に留意する。

2 点検・巡視

(1) 河川の重要水防箇所の巡視

建設部、消防局及び消防団は、国及び県が管理する河川の重要水防箇所について、江戸川河川事務所、県東葛飾土木事務所と連携し巡視する。

(2) 浸水危険箇所^{（注）}の巡視

計画的に浸水調査を実施し、浸水危険箇所^{（注）}の事前把握に努め、気象情報を元に、巡視を行い、排水施設に不具合が発見された場合は早急に対応する。また、無人の水位、雨量測定装置、監視カメラ等による遠隔治水監視システムの強化を積極的に進める。

3 警戒避難体制

(1) 浸水想定区域の避難確保措置

ア 避難確保のための体制整備

本部事務局は、洪水、内水及び高潮の浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を定めるほか、地下街、大規模な工場等又は高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、施設の名称、所在地及び洪水予報の伝達方法等を本計画に定める。

また、浸水想定区域の住民へは、避難所その他避難確保のため必要な事項を、市広報紙、洪水、内水及び高潮のハザードマップ等により住民へ周知する。

なお、避難確保計画及び洪水、内水及び高潮のハザードマップの作成にあたっては、過去の大水害の教訓の伝承や、雨量や水位、潮位等のリアルタイム情報の活用による警戒避難等の充実を図る。

イ 避難確保及び浸水防止措置の指導等

建設部、街づくり1部及び本部事務局は、洪水、内水及び高潮の浸水想定区域内に次の施設がある場合又は開発される場合には、これらの施設の名称及び所在地を本計画（資料編）に記載し、施設の管理者・所有者に必要な対策の実施を促進する。

第2節 土砂災害の予防

【計画の指針】

本市地域には急傾斜地崩壊危険箇所があり、そのうち急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所は保全措置等がなされている。しかし、ハード対策としての砂防事業には費用と時間を要するため、警戒避難体制の整備等のソフト対策を充実させ、効果的に対策を推進していく必要がある。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 土砂災害防止法に基づく対策の推進	本部事務局、建設部、街づくり1・2部、県東葛飾土木事務所
2 急傾斜地崩壊対策	建設部、街づくり1・2部、県東葛飾土木事務所
3 宅地造成工事規制区域内の保全対策	街づくり1部
4 警戒避難体制の整備	本部事務局、建設部、街づくり1・2部、県東葛飾土木事務所

1 土砂災害防止法に基づく対策の推進

(1) 土砂災害警戒区域等の調査

県及び市は、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害警戒区域等の実態を調査し、必要な手続きを推進する。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害のおそれのある区域「土砂災害警戒区域」と建物の損壊により大きな被害が生ずるおそれのある区域「土砂災害特別警戒区域」は、土砂災害防止法に基づく基礎調査（下記基準参照）を踏まえ、市長の意見を聴いた上で県（知事）が指定する。

市は、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、災害情報の伝達、避難に関する警戒避難体制を進める。特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の円滑な避難に資するための土砂災害に関する情報等の伝達体制を整備する。

〈土砂災害警戒区域指定基準（急傾斜地の崩壊）〉

- | |
|---|
| ①傾斜度が30度以上で高さが5mの以上の区域 |
| ②急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 |
| ③急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域 |

(3) 土砂災害警戒区域等の公表

土砂災害警戒区域等を本計画（資料編）に掲載するとともに、松戸市土砂災害ハザードマップの作成、広報紙、県の作成したパンフレットの配布、説明会の開催等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて広く市民への周知に努める。

また、土砂災害警戒情報や千葉県土砂災害警戒情報システムの活用、千葉県がインターネットで公表している土砂災害警戒区域等についても周知する。

【資料編 土砂災害警戒区域指定一覧】

(4) 避難確保計画の作成

建設部、街づくり1・2部及び本部事務局は、土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設で円滑な避難を要する施設の名称及び所在地を本計画（資料編）に記載するとともに、当該施設の管理者等に対して避難確保計画の作成・提出、避難訓練の実施を促進する。

【資料編 浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる地下街・要配慮者関連施設一覧】

2 急傾斜地崩壊対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）」（昭和44年法律第57号）第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定に適合する地域については、県が市の意見を聞き、地域住民の協力を得ながら順次「急傾斜地崩壊危険区域」として指定手続を行う。

なお、急傾斜地崩壊危険区域は、建築基準法第39条による災害危険区域にも指定される（千葉県建築基準法施行条例第3条2）。

〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- ① 急傾斜地の勾配が30°以上のがけ
- ② 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- ③ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの。

【資料編 急傾斜地崩壊危険区域一覧】

(2) 行為の制限等

県は、市の協力とともに急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域は、建築基準法による災害危険区域にも指定されるため、区域内の建築制限を徹底し、市は、必要に応じて「がけ地近接等危険住宅移転事業制度」等により移転を促進する。

(3) 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

(4) 急傾斜地等の調査

県と協力して、定期的に危険箇所の調査を行い、実態を把握する。

(5) 急傾斜地崩壊危険区域の公表

急傾斜地崩壊危険区域（箇所）について広報紙、県の作成したパンフレットの配布・現場への標柱の設置、説明会の開催により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて広く市民への周知に努める。

3 宅地造成工事規制区域内の保全対策

市は県と連携して、規制区域内の土地に、がけ崩れや土砂の流出等の災害の生じるおそれがあった場合、その所有者、管理者、占有者等に対して速やかに必要な措置を講じるよう指導するとともに、宅地防災工事融資制度の活用により、改善措置の推進に努める。

【資料編 宅地造成工事規制区域図】

4 警戒避難体制の整備

(1) 災害対策本部及び本部事務局の機能強化

風水害等への警戒、災害発生初動において、迅速かつ円滑に対応できる体制を保持するため、災害対策本部及び本部事務局の機能強化を推進し、災害発生時の対応全般の総合調整を行う本部事務局を中心に、災害対策本部の円滑な運営ができるよう、体制を整備する。

この際、避難所担当職員の動員・配備については、事前準備等も含め、円滑に配備できるような体制を整備する。

(2) 土砂災害に関する情報の収集

ア 平常時から、巡視により土砂災害警戒区域等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、随時、警戒パトロールを実施し、当該箇所での災害発生の兆候を把握する。

イ 県及び銚子地方気象台は、気象業務法及び災害対策基本法に基づき、市に対して土砂災害警戒情報を発表する。

市は、土砂災害警戒情報が発表された際に、土砂災害警戒区域周辺の住民に対し、迅速かつ確実に周知徹底できるよう情報伝達体制の強化を図る。

(3) 警戒・避難体制の整備

ア 土砂災害警戒区域等の周辺住民に対し、日頃から地域の危険性を周知し、自宅内での安全行動や周辺にある避難所の場所、避難経路等について周知を図る。

イ 土砂災害警戒区域等周辺地域に対する巡視、情報収集の手順を明確にするとともに、防災行政無線、広報車での巡回、戸別訪問等により避難指示等の伝達体制の強化を図る。

ウ 自主防災組織は、災害に関する情報や気象予報及び警報、避難指示等の伝達、区域周辺の情報収集等、地域の実情に合った防災活動を行う。

第5節 防災体制の整備・訓練等

【計画の指針】

市内は低地の大部分が浸水想定区域に含まれており、豪雨で多数の河川が同時に出水した場合には、浸水想定区域内の住民等の円滑な避難が必要となる。

このため、防災関係機関等と連携した洪水避難体制の整備を推進することが重要である。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 風水害避難所の確保	本部事務局
2 要配慮者対策	本部事務局、保健医療部、福祉1部
3 女性視点の防災体制の充実	本部事務局、総務部
4 防災訓練・広報の充実	本部事務局、建設部、消防局、消防団
5 食料・飲料水等の備蓄	市民部、経済振興部、文化スポーツ部

1 風水害避難所の確保

(1) 避難場所の指定

本市の避難場所は、延焼火災用の避難場所、住居滅失者用の避難所、避難行動要支援者のための福祉避難所の3種類の指定としている（※震災編 第2章 第5節の「1 避難場所等の指定・整備」参照）。

水害や土砂災害に対応する避難所は、これらの避難場所を基本として、浸水等に安全な施設を選定する。この際、「第1節 水害の予防」及び「第2節 土砂災害の予防」に定める警戒避難体制の指針等に留意して選定する。

(2) 広報活動

広報まつど、ホームページ又は各ハザードマップの修正、再配布等により、住民、学校、事業所等に対し、風水害避難所や留意事項等について周知する。

(3) 避難場所標識の設置

風水害の避難所を明示し、避難誘導を円滑に行うため、案内標識、誘導標識を設置する。

2 要配慮者対策

水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、浸水想定区域、土砂災害警戒区域に、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう施設の現況、警報の伝達方法等を本計画に定める。

（※第1節の「3 警戒避難体制」及び第2節の「1 土砂災害防止法に基づく対策の推進」参照）

3 女性視点の防災体制の充実

震災編 第2章・第4節「8 女性視点の防災体制の充実」に準じ、風水害に関する防災計画等の検討段階における女性の参画を進め、女性の視点を取り入れた防災体制や環境を充

実させる。

4 防災訓練・広報の充実

(1) 水防訓練

水防計画による水防活動の円滑な遂行を図る訓練や、広域洪水等を想定した訓練を実施する。また、東葛中部地区連合水防団演習等を推進する。

〈水防訓練の目安〉

実施時期	洪水が予想される時期前の最も訓練効果のあがる時期を選んで実施
実施地域	河川危険箇所等洪水のおそれのある地域において実施
実施方法	関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施

(2) 防災広報の充実

風水害等による被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが風水害等についての正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにすることが必要である。

このため、市及び関係機関は、防災知識の普及と啓発に努める。特に、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への広報に配慮する。

〈広報手段と内容〉

媒体	対象	内容
広報まっど 講演会 ビデオ・DVD 学級活動 パンフレット リーフレット ハザードマップ テレビ ラジオ インターネット SNS 松戸市ホームページ 防災行政無線 広報車 町会・自治会掲示板、 回覧板 等	地域住民 町会・自治会 自主防災組織 児童・生徒 市職員 学生 事業所 ボランティア	・ 地域防災計画の概要 ・ 各防災機関の風水害対策 ・ 風水害に関する一般知識 ・ 出火の防止及び初期消火の心得 ・ 屋内外、地下街等における風水害時の心得 ・ 避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容 ・ 台風接近時のマイ・タイムラインの作成 ・ 「避難者カード」を活用した避難路、避難場所、避難方法、避難時の心得 ・ 食料、救急用品等非常持出品の準備 ・ 学校施設等の防災対策 ・ 建物の風水害等対策 ・ 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等 ・ 自主防災活動の実施 ・ 防災訓練の実施 ・ 気象、河川等の情報及び市の対応 ・ 応急救護の心得 ・ 要配慮者について

(3) 災害情報伝達手段の整備推進

災害情報伝達のために、同報系防災行政無線の整備を推進する。

また、**SNS** での情報配信を行う。

〈職員の配備別動員数〉

本部名		一	警戒本部	災害対策本部			
配備基準		情報体制等強化	注意配備	警戒配備	第1	第2	第3
部	事務局・班						
災害対策本部等事務局		1 ／ 2	※～全員	全員	全員	全員	全員
総務部	調整班	※	※	12人	全員	全員	全員
	情報・運用支援班	※	※		3分の1	3分の2	全員
広報部	事務局	※	1人	3人	3分の1	3分の2	全員
	他構成課	※	4人	7人	3分の1	3分の2	全員
財務部	事務局	※	※	※	3分の1	3分の2	全員
	財務班	※	※	5人	3分の1	3分の2	全員
	調査班	※	※	※	3分の1	3分の2	全員
市民部	構成課	※	※	20人	3分の1	3分の2	全員
経済振興部	構成課	※	※	5人	3分の1	3分の2	全員
文化スポーツ部	構成課	※	※	4人	3分の1	3分の2	全員
環境部	構成課	※	※	※	3分の1	3分の2	全員
福祉1部	構成課	※	※	10人	3分の1	3分の2	全員
福祉2部	構成課	※	※	※	3分の1	3分の2	全員
保健医療部	構成課	※	※	※	3分の1	3分の2	全員
街づくり1部	構成課	※	9人	18人	3分の1	3分の2	全員
街づくり2部	構成課	※	1人	2人	3分の1	3分の2	全員
建設部	構成課	※	20人	40人	2分の1	3分の2	全員
教育1部	構成課	※	※	15人	3分の1	3分の2	全員
教育2部	構成課	※	※	※	3分の1	3分の2	全員
水道部	構成課	※	※	6人	2分の1	3分の2	全員
病院部	市立総合医療センター	※	※	※	別途計画		
消防局	構成課	別途計画					全員

(注1) 「※」は、連絡のとれる体制又は各部等の計画によるものとする。

(注2) 表中の人数は目安であり、状況により増減する。

〈本部員の配備〉

本部員		配備体制	(注意)	警戒本部 (警戒)	災害対策本部 (第1・第2・第3)
本部長（市長）			—	—	○
副本部長（副市長）			—	—	○
本部付	教育長		—	—	○
	代表監査委員		—	—	○
	水道事業管理者		—	—	○
	病院事業管理者		—	○	○
	市議会事務局長		—	—	○
各部長・局長	総務部長		—	○（本部長）	○
	総合政策部長		—	○（副本部長）	○
	財務部長		—	○	○
	市民部長		—	○	○
	経済振興部長		—	○	○
	文化スポーツ部長		—	○	○
	環境部長		—	○	○
	健康医療部長		—	○	○
	福祉長寿部長		—	○	○
	子ども部長		—	○	○
	街づくり部長		—	○	○
	都市再生部長		—	○	○
	建設部長		—	○	○
	消防局長		—	○	○
	病院事業管理局長		—	○	○
	生涯学習部長		—	○	○
	学校教育部長		—	○	○
	消防局長		—	○	○

〈第1配備、第2配備、第3配備時の職員配備要領〉

区分	指揮	種別	職員配備要領
災害対策本部設置	本部長	第1配備	①管理職の職員を含む各部所属人員の3分の1の職員 ②出先機関の施設長※ ③警戒配備職員
		第2配備	①第1配備職員 ②第2配備職員（各部所属人員の3分の2の職員）
		第3配備	全ての市職員

※出先機関の施設長とは、所長、園長、館長、場長、センター長などをいう。

(3) 動員の区分

ア 所属動員

通常の勤務場所に参集する。

イ 指定動員

(3) 災害対策本部

ア 災害対策本部の設置

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第2項及び松戸市災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置する。

災害対策本部を設置した場合は、災害の規模に応じた相当の被害を予測し、市民の生命や身体及び財産を災害から守るため、市の組織及び機能の全てを挙げて災害対策に当たるとともに、全ての部局の職員が必要な対策に当たる。

イ 設置基準

- (ア) 複数地域の避難所開設の必要があるとき
- (イ) 広範囲で被害が発生したとき又は予想されるとき
- (ウ) 災害救助法の適用規模の被害が発生したとき又は予想されるとき
- (エ) その他、市長が必要と認めたとき

ウ 設置場所

- (ア) 災害対策本部は、市庁舎本館別館1F災害対策室に設置する。ただし、損壊等の理由により設置予定の建物へ本部設置が困難な場合は、本部長の判断で、次の順位により本部設置場所を変更する。
- (イ) 災害対策本部の代替施設
 - 第1順位 消防局
 - 第2順位 議会棟
 - 第3順位 中央保健福祉センター
 当時の状況により、本部長が決定する。
- (ウ) 災害対策本部設置の報告等
 - ・本部を設置した場合、直ちに千葉県、自衛隊、警察署、その他防災関係機関等に報告する。

報告先	報告手段
市各部局	庁内放送、防災行政無線、掲示板
千葉県、隣接市	千葉県防災情報システム、県防災行政無線、TEL、FAX
防災関係機関、報道機関	電話、FAX、MCA無線
一般市民	防災行政無線、松戸市ホームページ、SNS、広報車、安全安心メール

エ 組織及び事務分掌

- (ア) 災害対策本部の組織及び運営は、松戸市災害対策本部条例の定めるところによる。運営の詳細は、「松戸市業務継続計画（BCP）＜自然災害編＞」による。
- (イ) 本部の構成
 - 本部に本部長、副本部長、総務部長、本部付、各部長を置く。
- (ウ) 本部会議
 - 災害対策の基本方針や重要事項の決定、総合調整等が必要な場合、本部長は本部会議を招集する。本部会議の構成員は、本部長、副本部長、総務部長、本部付及び本部長が指名する者とする。
 - 構成員に事故ある場合等は、次席責任者が代理として出席する。

ウ 床上浸水や土砂の堆積で一時的に居住できない住家1世帯は、滅失世帯数1／3

2 災害救助法による事務

(1) 業務の分担

市長が災害救助法の適用業務を実施する場合は、災害対策本部の業務分掌に基づいて、業務を分担する。

各業務の担当は、災害救助法の業務実施基準や整備すべき帳簿等に留意して業務を実施する。

また、市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設した場合は、市の委託事業として行うものとし、必要な事務を実施する。

災害救助法の適用、市長による実施が不明な場合も、災害救助法による業務実施基準や整備すべき帳簿等に留意する。

〈災害救助法の救助項目と市長委任事項〉

災害救助法適用業務の種類	担当	市長 委任※	実施期間
避難所の供与	市民部	○	7日以内
応急仮設住宅の供与	街づくり1部	△	20日以内に着工
炊き出しその他による食品の給与	経済振興部 文化スポーツ部	○	7日以内
飲料水の供給	水道部	○	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	経済振興部 文化スポーツ部	○	10日以内
医療	保健医療部	○	14日以内
助産	保健医療部	○	分娩の日から7日以内
被災者の救出	消防局	○	3日以内
被災住宅の応急修理	街づくり1部	○	1ヶ月以内
学用品の給与	教育2部	○	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内
埋葬	保健医療部	○	10日以内
死体の搜索（行方不明者の搜索）	福祉1部	○	10日以内
死体の処理（遺体の処理）	保健医療部		10日以内
住居障害物の除去	街づくり1部	○	10日以内

※ 迅速な救助を行う必要がある際に県知事が市長に委任を行う事項で、○は全ての事務、△は一部の事務を委任することを示す。

【資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表】

〈輸送及び賃金職員等の雇上の対象経費と担当〉

被災者の避難に係る支援	市民部
医療及び助産	保健医療部
被災者の救出	消防局
飲料水の供給	水道部
死体の搜索	福祉1部
死体の処理	保健医療部

救済用物資の整理配分	経済振興部、文化スポーツ部
------------	---------------

〈救助事務の対象経費と担当〉

時間外勤務手当	総務部
賃金職員等雇用費用	総務部
旅費	各部
需用費（消耗品、燃料、食糧、印刷製本、光熱水、修繕）	各部
使用料及び賃借料	各部
通信運搬費	各部
委託費	各部、（福）市社会福祉協議会※

※災害ボランティアセンターを開設した場合などに限る。

(2) 災害救助法の業務実施基準

災害救助法による救助業務の程度、方法並びに実施弁償の一般基準は、県災害救助法施行細則によるが、災害の種類、態様によって一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、特別基準の適用を知事に要請する。この要請を受けて、知事は内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

この場合、期間延長については一般基準の期間内に要請する。

(2) 気象警報等の伝達

松戸市域の風水害に関わる気象警報等が発表された場合、本部事務局危機管理課長は、速やかに本部長（市長）、副本部長（副市長）等にその旨を伝達する。

【資料編 風水害関係の気象警報・注意報の発表基準】

ア 勤務時間外の措置

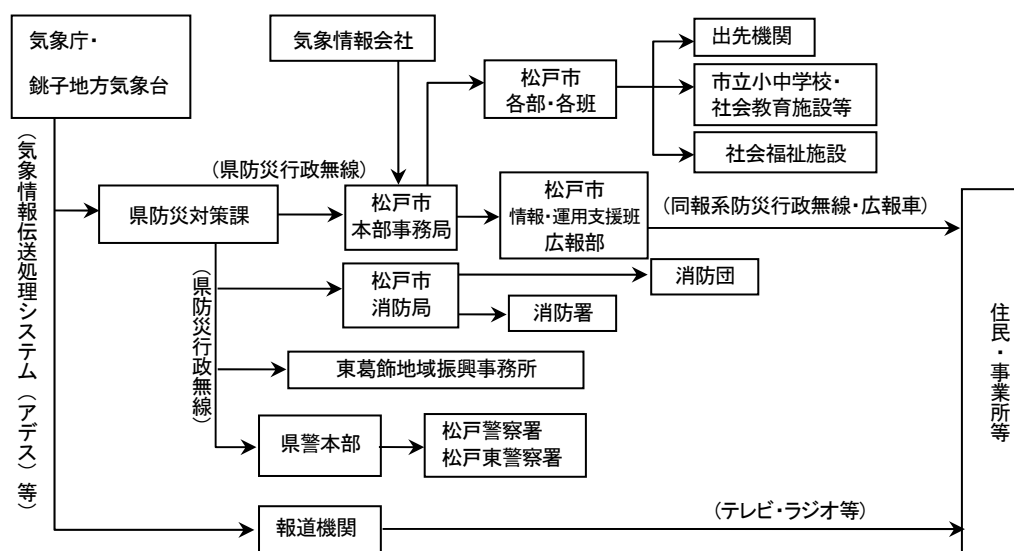
本部事務局は、配備前の段階から、気象情報会社等の提供情報を監視し、配備基準に該当する場合は、速やかに関係者等にその旨を連絡する。

イ 住民への伝達

総務班は、状況に応じて、同報系防災行政無線、松戸市安全安心メール、広報車の巡回等によりその旨を広報する。また、土砂災害警戒情報が発表された場合は、必要に応じて自主防災組織等と連携して、**土砂災害警戒区域等の周辺**住民等への伝達を迅速かつ確実に行う。

ウ 学校、社会福祉施設等への伝達

各部・各班は、所管する出先機関への伝達を行う。また、教育2部は教育施設へ、福祉1・2部は社会福祉施設への伝達を行う。



〈気象警報等の伝達系統〉

(3) 水防警報の伝達

江戸川、坂川、新坂川の水防警報は、松戸市水防計画に基づいて伝達する。

(4) 洪水予報、水位周知情報の伝達

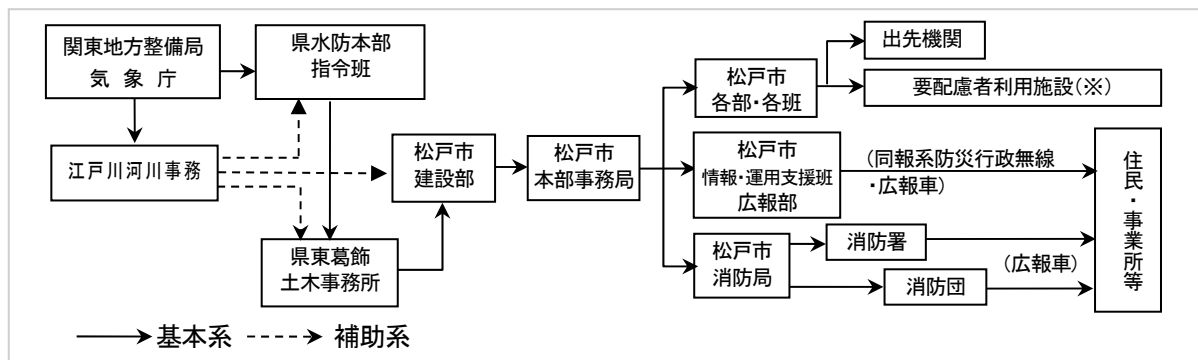
江戸川の洪水予報、又は利根運河、坂川、坂川放水路、新坂川、真間川の水位周知情報が発表された場合、建設部は、各部・各班と連携して、浸水想定区域内の住民や要配慮者関連施設の管理者等にその旨を連絡する。

〈洪水予報等のレベルと行動等の対応〉

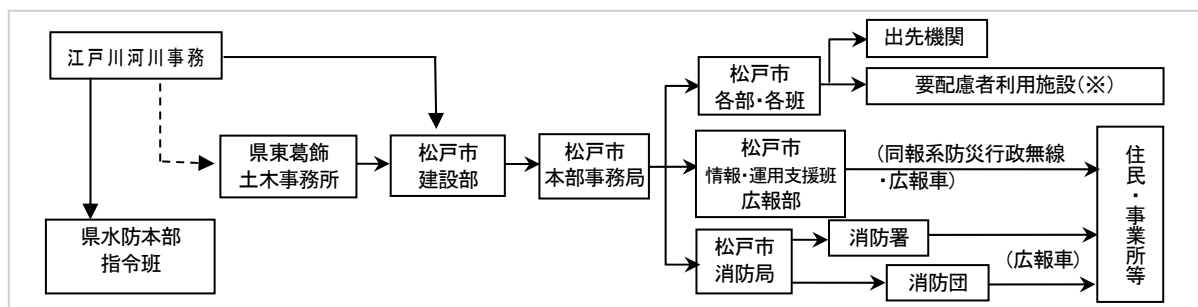
洪水の危険のレベル	洪水予報の標題 [洪水予報の種類]	水位の名称	市・住民の行動等
レベル5	氾濫発生情報 [洪水警報]	(氾濫発生)	逃げ遅れた住民の救助等 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル4	氾濫危険情報 [洪水警報]	氾濫危険水位	住民の避難完了

洪水の危険 のレベル	洪水予報の標題 [洪水予報の種類]	水位の名称	市・住民の行動等
レベル 3	氾濫警戒情報 [洪水警報]	避難判断水位	市は高齢者等避難の発令を判断 住民は避難準備、高齢者等は避難開始を判断
レベル 2	氾濫注意情報 [洪水注意報]	氾濫注意水位	住民は氾濫に関する情報に注意 消防団（水防団）出動
レベル 1	（発表なし）	消防団（水防団） 待機水位	消防団（水防団）待機

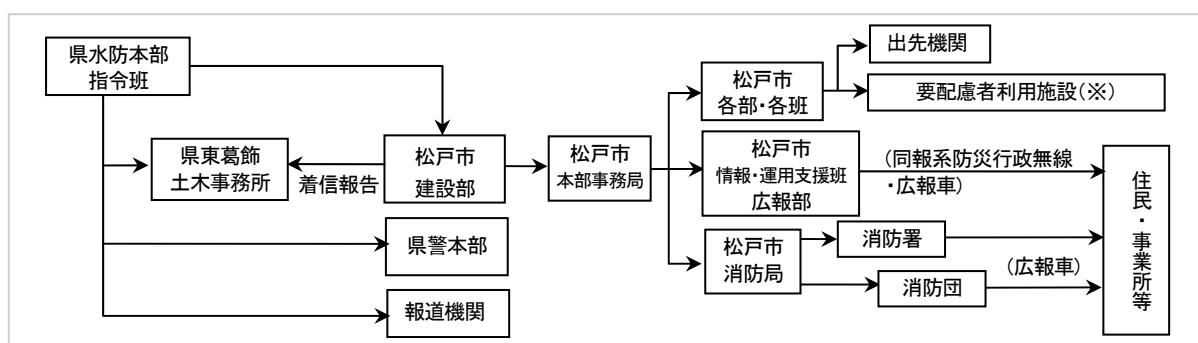
(国土交通省、2007) に加筆



〈江戸川洪水予報の伝達系統〉



〈利根運河、坂川（国管理区間）・坂川放水路の氾濫危険水位の伝達系統〉



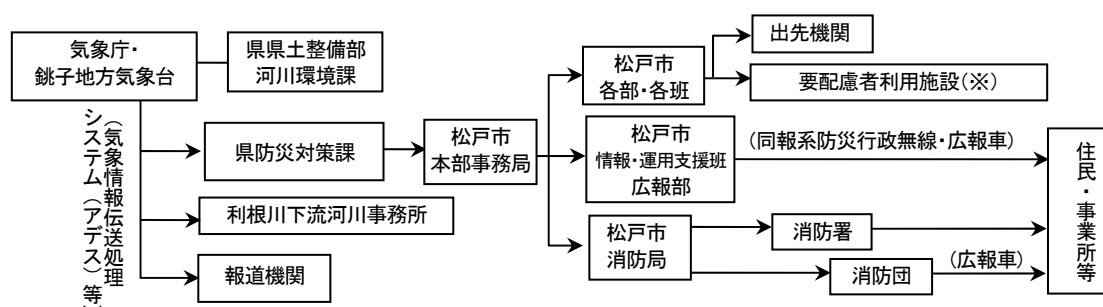
〈坂川（県管理区間）・新坂川・真間川の氾濫危険水位の伝達系統〉

(※)浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設(水防法第15条)

【資料編 浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる地下街・要配慮者関連施設一覧】

(5) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報が発表されたときは、土砂災害警戒区域等の周辺住民、要配慮者関連施設の管理者等に伝達する。



〈土砂災害警戒情報の伝達系統〉

（※）土砂災害警戒区域等内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設

(6) 被害情報の収集

各部・各班及び防災関係機関は、所管する施設や地域に関して、被害の有無・規模及び対策実施上必要な事項を直ちに情報収集し、情報・運用支援班に報告する。

また、職員が参集途上において次の状況を確認した場合、緊急の対策を要する情報（死者・重傷者の発生、河川の決壊等）は直ちに、その他の情報は随時、情報・運用支援班に報告する。

【資料編 被害等の記録・処理票】

〈風水害等の初期に把握すべき主な事項〉

- ① 氾濫（地区名、浸水深、ながれの方向等）
- ② 建物の被害（倒壊、全壊、流失、床上・床下浸水、地下階の水没等の発生箇所）
- ③ 人的被害（死者、重症者、行方不明者、生き埋め者等の発生地区）
- ④ 避難状況
- ⑤ 土砂災害（斜面・盛土の異常、がけ崩れ等の発生箇所）
- ⑥ 風害（強風による飛散・転倒落下・倒壊物等の発生箇所）
- ⑦ 河川災害（堤防、護岸等の損壊箇所、溢れた箇所）
- ⑧ 道路の被害・機能障害（橋梁・トンネル・盛土等の被害、倒壊・落下物・がけ崩れ、浸水等による通行障害、渋滞等の発生箇所）
- ⑨ ライフラインの被害・機能障害（電柱の倒壊、停電等の発生箇所等）
- ⑩ 公共交通機関の運行状況、帰宅困難者の発生状況
- ⑪ 重要施設（庁舎、支所、消防局、消防署、消防団、学校、病院、公園等）、危険物施設等の被害
- ⑫ その他重大な被害

〈情報収集方法〉

収集方法	備 考
公共施設及び周辺の状況の目視	
住民等からの通報の受付	
職員が参集途上で見聞した情報	カメラ付携帯電話等で映像等も収集
関係機関との情報交換	警察、ライフライン関係機関等
協定団体等への情報収集の要請	災害協定に基づく民間ヘリコプター、タクシー会社、バス会社への要請。アマチュア無線愛好家への協力要請等

【資料編 災害協定一覧】

【資料編 防災関係機関等連絡先一覧】

〈主な広報媒体〉

種別	媒 体	所管する機関
同報系	同報系防災行政無線 安全安心メール・エリアメール	情報・運用支援班
	広報車による巡回放送	広報部、消防局、警察署
	ラジオ、テレビ放送	放送事業者へ要請
更新系	ホームページ等への掲示	広報部
	SNS への掲示	広報部
紙面系	広報紙、チラシの発行	広報部
	公共（施設等）の掲示板	各部・各班、防災関係機関
	新聞記事	報道機関

〈主な広報事項〉

時期	広報事項	媒体
警戒期	○用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置 ○台風・気象情報 ○河川情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等） ○警報 ○災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等） ○被災状況（浸水箇所、土砂災害（危険）箇所等） ○道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ○公共交通機関の運行状況 ○ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等） ○避難情報（避難指示等とその理由、避難所等）	同報系 更新系
応急期	○公共交通機関の運行状況 ○ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等） ○医療機関の状況 ○感染症対策活動の実施状況 ○食料、生活必需品の供給予定 ○災害相談窓口の設置状況 ○その他住民や事業所のとるべき措置	同報系 更新系 紙面系

(3) 市の広報

広報部は、各部・各班と連携して、市本部が発信する広報内容を統括する。また、同報系防災行政無線による放送文、ホームページや広報紙の内容について、各部・各班、防災関係機関に資料提供を依頼するとともに、必要に応じて現地への取材等により情報を収集する。

ア 同報系防災行政無線等による緊急放送

避難指示等の緊急情報を周知する場合は、同報系防災行政無線で住民等に放送するほか、必要に応じて広報車を併用する。

イ ホームページの開設

災害専用のホームページを開設し、被災者向けの情報のほか、市外からの応援者向けの情報

車では輸送できない場合は、指定(地方)公共機関である運送事業者や協定団体等からトラック、バス等を調達する。

また、パトカー、消防車、救急車、自衛隊車両その他の緊急通行車両については、中核SS(自家発電設備を備え、災害対応能力を強化した石油製品の供給拠点となる中核給油所)での優先給油が可能である旨を関係者に周知する。

その他燃料は、県石油商業組合松戸支部加盟の松戸市内の燃料販売業者から調達する。

〈車両の調達と運用方法〉

調達先、車種等		1次運用	2次運用
市	無線車	避難誘導、道路緊急調査	各対策部の応急活動内容を考慮
	その他		
指定公共機関(日通)			救助物資の搬送
協定団体	タクシー	学校救護所(傷病者の搬送)	
	一般乗合バス	学校救護所(傷病者の集団搬送)	被災者の集団搬送
	トラック		水・食料・生活必需品の搬送
	軽トラック		医療資材集配拠点(医薬品の搬送) 救援物資集配拠点(容器入り飲料 水・食料・救援物資の搬送)
	バイク	情報収集等	
その他民間車両			人員輸送

【資料編 災害協定一覧】

(2) 鉄道による輸送

自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道(株)等に、鉄道輸送を要請する。

(3) ヘリコプターによる輸送

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、協定団体に直接、又は県を通じて自衛隊等のヘリコプターによる輸送を要請する。

その場合、街づくり1部は自衛隊等と連携して、臨時ヘリポートを開設、管理する。

〈臨時ヘリポート予定施設〉

① 県立松戸国際高等学校	⑨ 金ケ作公園(野球場)
② 県立松戸高等学校	⑩ 六実中央公園
③ 県立松戸南高等学校	⑪ 市立松戸高等学校
④ 県立松戸向陽高等学校	⑫ 東部スポーツパーク(野球場)
⑤ 県立松戸六実高等学校	⑬ 千葉県西部防災センター
⑥ 21世紀の森と広場	⑭ 江戸川河川敷(上葛飾橋南側)
⑦ 松戸運動公園(陸上競技場)	⑮ 県立松戸馬橋高等学校
⑧ 江戸川河川敷(古ヶ崎スポーツ広場)	⑯ 県立小金高等学校

【資料編 ヘリコプター離発着可能地点の位置基準】

(4) 水上輸送

水上輸送を必要とする場合は緊急船着場(小山)を活用するとともに、自衛隊及び船舶保有者に対して船舶輸送を要請する。

第7節 避難対策

【計画の指針】

- 江戸川が決壊した場合には市内が広範囲に浸水し、一部の地域では5メートル以上の水深となることから、堅牢で地上3階以上に避難者を収容できる建物を民間事業者の協力を得て確保し、垂直避難場所として指定を推進する。
- 土砂災害や生命に危険を及ぼす浸水被害等がある場合は、避難指示等を発令し安全な場所に誘導する。
- 避難所では、避難所直行職員、学校職員、施設職員、地域住民が連携して、開設、受入れ等の初動活動を行う。
- 避難所の運営は、避難所運営委員会を設立して実施する。
- 避難生活では、専用スペースを確保するなどプライバシーに配慮するとともに、介護等の支援や、福祉避難所の設置等、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の負担を軽減するため、必要な配慮を行う。
- 避難所の運営に当たっては女性の意見を取り入れる対策を実施する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 避難行動の分類	—
2 避難の指示等	本部事務局、情報・運用支援班、広報部、消防局、消防団、警察署
3 自主避難	住民
4 避難誘導	調査班、保健医療部、福祉1部、消防団
5 避難所の開設と運営	市民部、文化スポーツ部、環境部、福祉2部、教育1・2部
6 避難所等の閉鎖	市民部
7 在宅避難者等の支援	市民部、総務部、経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部
8 広域避難	本部事務局
9 広域一時滞在	本部事務局
10 感染症対策	本部事務局、保健医療部、松戸保健所

1 避難行動の分類

(1) 立退き避難

災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することであり、避難行動の基本である。

(2) 屋内安全確保

災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等によって計画的に身の安全を確保する行動で、居住者等が自ら判断する。

(3) 緊急安全確保

立退き避難を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難することができなかったこと等により、災害が発生・切迫し、安全に立退き避難をできない状況に至ってしまった場合に、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等を行うことである。ただし、この行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

〈避難の種類及び発令基準（国管理河川の洪水）〉

対象災害	江戸川の氾濫	利根運河、坂川（国管理区間）、坂川放水路の氾濫
避難対象地区	江戸川洪水浸水想定区域	利根運河洪水浸水想定区域
【レベル3】 高齢者等 避難	▶氾濫警戒情報が発表されたとき ▶氾濫危険水位を超えると予測されたとき	▶避難判断水位に達したとき ▶避難判断水位に迫り、急激に上昇するおそれがあるとき（次の例） ・上流の水位が急激に上昇しているとき ・洪水警報の危険度分布が「警戒」以上のとき
【レベル4】 避難指示	▶氾濫危険情報が発表されたとき ▶堤防高を超えると予測されたとき	▶氾濫危険水位に達したとき ▶氾濫危険水位に迫り、急激に上昇するおそれがあるとき（次の例） ・上流の水位が急激に上昇しているとき ・洪水警報の危険度分布が「危険」以上のとき
【レベル5】 緊急安全 確保	▶氾濫危険水位を超え、堤防高に迫っているとき ▶はん濫発生情報が発表されたとき ▶左岸で氾濫が確認されたとき	▶氾濫危険水位を超え、堤防高に迫っているとき ▶はん濫発生情報が発表されたとき ▶氾濫が確認されたとき
備考	※水位観測所は野田	※水位観測所は利根運河が野田、坂川及び坂川放水路が大谷口新田

〈避難の種類及び発令基準（県管理河川の洪水）〉

対象災害	坂川（県管理区間）、新坂川の氾濫	春木川、国分川、国分川分水路、紙敷川の氾濫
避難対象地区	坂川・新坂川洪水浸水想定区域	真間川洪水浸水想定区域
【レベル3】 高齢者等 避難	▶氾濫注意水位を超え、急激に上昇するおそれがあるとき（次の例） ・上流の水位が急激に上昇しているとき ・洪水警報の危険度分布が「警戒」以上のとき	▶洪水警報の危険度分布が「警戒」となり、水位上昇のおそれがあるとき
【レベル4】 避難指示	▶氾濫危険水位に達したとき ▶氾濫危険水位に迫り、急激に上昇するおそれがあるとき（次の例） ・上流の水位が急激に上昇しているとき ・洪水警報の危険度分布が「非常に危険」以上のとき	▶洪水警報の危険度分布が「危険」となり、水位上昇のおそれがあるとき ▶1時間雨量が50mmかつ累積雨量が150mmを超えるとき ▶和名ヶ谷水門を全閉するとき
【レベル5】 緊急安全確保	▶氾濫危険水位を超え、堤防高に迫っているとき ▶はん濫発生情報が発表されたとき ▶氾濫が確認されたとき	▶洪水警報の危険度分布が「災害切迫」となり、水位上昇のおそれがあるとき ▶水位が堤防高に迫っているとき ▶氾濫が確認されたとき
備考	※水位観測所は坂川が馬橋及び古ヶ崎、新坂川が新松戸及び根本	※雨量観測所は消防局、消防署、東葛飾土木及び新松戸 ※水位観測は現場確認による。

〈避難の種類及び発令基準（河川共通の洪水）〉

対象災害	河川共通
避難対象地区	—
【レベル3】 高齢者等 避難	▶堤防の軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ▶高齢者等避難が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【レベル4】 避難指示	▶異常な漏水・侵食等が発見された場合 ▶避難指示が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ▶避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
【レベル5】 緊急安全確保	▶水位が堤防高に到達した場合 ▶堤防の異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等で決壊のおそれが高まった場合 ▶樋門・水門等の機能支障を発見した場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 ▶氾濫が確認されたとき

〈避難の種類及び発令基準（土砂災害、高潮）〉

対象災害	土砂災害	高潮
避難対象地区	土砂災害警戒区域等	高潮浸水想定区域
【レベル3】 高齢者等 避難	▶大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報が実況又は予想で大雨警報の基準に達した場合 ▶大雨注意報が発表され、夜間～明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合	▶高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨言及された場合 ▶高潮注意報が発表されており、台風情報で、台風の暴風域が本市にかかると予想されている、又は台風が本市に接近することが見込まれる場合 ▶高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ▶伊勢湾台風級の台風が接近し、上陸24時間前に特別警報発表の可能性がある旨気象情報等で周知された場合
【レベル4】 避難指示	▶土砂災害警戒情報が発表された場合 ▶土砂災害の危険度分布で「危険」となった場合 ▶避難指示の発令が必要となる強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ▶避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過すると予想される場合 ▶土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	▶高潮警報又は高潮特別警報が発表された場合 ▶避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）
【レベル5】 緊急安全確保	▶大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ▶土砂災害の発生が確認された場合	▶水門等の異常が確認された場合 ▶海岸堤防等が倒壊した場合 ▶異常な越波・越流が発生した場合

属する者			第21条
警察官	同上	上記の場合で、消防機関に属する者がいないとき	

(3) 住民への伝達

避難指示等を発令又は解除した場合、直ちに次の方法により伝達広報を行い、住民への周知徹底を図る。

伝達方法	伝達内容
①防災行政無線により伝達する。 ②市、警察、消防等各機関は、広報車を利用し関係地域を巡回し伝達する。 ③災害現場へ派遣された職員は、本部の指示に基づき戸別訪問等により関係地域への伝達を行う。 ④安全安心メールにより、登録者に一斉配信する。 ⑤ケーブルテレビ等報道機関に伝達を依頼する。 ⑥市ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、SNSなどの、その他の多様な情報ツールを活用し、住民への伝達を行う。	①避難対象地域（町名、施設名等） ②避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等） ③避難先（場所・施設名等） ④避難経路（安全な方向及び避難場所等の名称） ⑤その他（避難行動時の最小携行品、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等）

【資料編 指定緊急避難場所・指定避難所一覧】

(4) 要配慮者関連施設への伝達

浸水想定区域又は**土砂災害警戒区域等**の要配慮者関連施設については、水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により、洪水予報、避難判断水位情報又は土砂災害警戒情報の伝達方法（※第3節の「2 情報収集・伝達」参照）に準じて、該当施設の施設管理者に避難指示等を伝達する。

(5) 県に対する報告

避難の指示等を発令又は解除した時は、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県災害対策本部事務局及び県東葛飾地域振興事務所に報告する。

【資料編 千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）】

(6) 関係機関への通報

市長（本部長）が避難指示等を行った時、又は警察官等から避難指示等を行った旨の通報を受けた時は、関係機関に通報する。

3 自主避難

避難は、原則として避難者による自主（自力）避難とする。避難に当たっては、自主防災組織、町会・自治会、連合町会、民生委員・児童委員、高齢者相談員などが中心となり、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人等の要配慮者を優先させる。

自力で避難できない場合、又は避難途中に危険がある場合、あるいは病院等の入院患者や病弱者の場合、それらの避難については車両等を利用して行うものとする。

エ ペット同伴者対策

ペット同伴の避難者には、ゲージ等を持参するよう求め、避難所敷地内に飼育スペースを指定する。動物が苦手な避難者に配慮して、避難所屋内へのペットの持ち込みは禁止し、問題が生じた場合は環境部を通じて、関係機関にペット対策を要請する。ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。

その他、第9節の「7 動物対策」による。

オ 生活環境対策

女性や子育て家庭、要配慮者のニーズ等に配慮しつつ、生活環境の維持、向上を図るための設備確保、ルールづくり等を行う。

(ア) 季節対策（冷暖房等）

(イ) 女性や要配慮者への配慮、プライバシー保護（更衣室・授乳室等の確保、間仕切り等）

(ウ) トイレ、洗濯・物干し場、入浴対策（設備確保、利用ルールを男女のニーズに合わせ設定する等）

(エ) 子どものための娯楽用品の確保

(オ) 防犯用品の確保及び防犯対策

(カ) 食物アレルギー対策（原材料表示や献立表の掲示等）

カ ボランティアの要請

避難者のボランティアへのニーズをとりまとめ、ボランティアセンターに提出する。

(7) 避難状況の報告及び記録

避難所を開設したときは、知事にその旨を報告する。

また、各避難所では、避難者名簿等の記録をとり、要配慮者数、体調不良者数、ライフライン等の状況、避難者数の概況等について支所(本庁第1管轄及び本庁第2管轄地域は市民部を通じ災害対策本部避難所ブース)へ報告する。

市民部は、災害対策本部内避難所ブースと連携し、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応する。

6 避難所等の閉鎖

閉鎖に当たっては、あらかじめ避難者に対し、閉鎖を予告し、地域的に統廃合し、順次閉鎖をするものとする。

学校施設については、授業再開に必要な教室等から閉鎖する。

7 在宅避難者等の支援

市は、市の避難所以外の自宅等での生活を余儀なくされた在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に避難できない車中泊避難者等に対しても避難所滞在者に準ずる支援に努める。

(1) 市民部及び情報・運用支援班は、町会・自治会及び自主防災組織等に、在宅避難者や車中泊避難者、自主的な避難所等の所在確認、在宅避難者等への情報提供、ニーズの把握等を依頼する。

(2) 経済振興部、文化スポーツ部及び保健医療部は、避難所等を各地区の在宅避難者等への支援拠点とし、食料及び生活必需品の配布、保健師等による巡回健康相談等の実施に努める。特に車中泊の避難者に対しては、エコノミー症候群等を予防するための保健指導を行う。

8 広域避難

市長（本部長）は、避難指示等を行った場合の立退き先を市内の指定緊急避難場所等とすることが困難で、他市町村に滞在させる必要がある場合に、災害対策基本法による広域避難を実施する。

(1) 広域避難の要請

県内の他市町村に受入れを要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町村と協議する。

県外の市町村への広域避難が必要な場合は、県に対して当該都道府県と協議するよう求める。緊急を要する場合は、県に報告して当該市町村と協議する。

(2) 広域避難の受入

他市町村又は県から本市への広域避難の受入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定緊急避難場所等を提供する。

9 広域一時滞在

市長（本部長）は、災害により被災者の居住場所を市内に確保できない場合に、災害対策基本法による他市町村への広域一時滞在を実施する。

(1) 広域一時滞在の要請

県内の他市町村の受入が可能と予想される場合は、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数等を示して当該市町村と協議する。

また、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して他の都道府県と受入れ協議を行うよう要請する。

(2) 広域一時滞在の受入

他市町村又は県から本市への広域一時滞在の受入を要請された場合は、本市も被災している場合等の理由がある場合を除いてこれを受諾する。

また、公営賃貸住宅や民間賃貸住宅等を活用して一時滞在用施設を提供し、各部局が連携して広域避難者の受け入れに努める。

10 感染症対策

市は、感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者の感染防止対策を実施する。

(1) 避難行動の普及

本部事務局は、平時から感染を防止するための適切な避難行動を市民等に周知しておく。

(ア) ハザードマップによる避難の要否の確認

(イ) 避難時の持出品（マスク、体温計等感染対策用品）の準備

(ウ) 避難所以外の避難先（親戚・知人宅、ホテル等）の確保

(2) 指定感染症や麻しん等、松戸保健所が所在を把握している者の避難

保健医療部は指定感染症、麻しん、風しん、侵襲性髄膜炎菌感染症等、松戸保健所が所在を把握している自宅療養者とその濃厚接触者について松戸保健所から情報を得て、自宅避難が困難な場合は避難先を案内する。

避難先は避難所内に隔離スペースを設ける、又は災害対策本部が確保した感染者専用の避難所を案内する。

(3) ホテル・旅館等の活用

第8節 応急医療

【計画の指針】

- 災害発生時には市救護本部及び学校救護所を速やかに設置し、千葉県及び関係機関等と連携して救護活動を行う。
- あらかじめ定めている災害医療コーディネーターが、市救護本部長の指揮の下、市内における救護活動を調整する。
- 詳細な活動は、市が策定した「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき対応する。
- 災害発生後、ただちに情報収集に努め、市内の災害医療協力病院の被災状況、避難所等における傷病者の人数を確認する。
- 重症者等は市内の災害医療協力病院で対応を行い、対応できない場合は、災害拠点病院等に搬送する。
- 軽症者の応急手当、病院前救護所、学校救護所、病院への搬送は、自主防災組織等が中心となっており、救急車・ヘリコプターは重症者の搬送に活用する。軽症者の手当について、地域において開業している診療所等との連携を図る。
- 避難生活が長期にわたる場合は、避難所内で健康相談を実施し、二次的疾患の予防対策を行う。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 医療救護体制	保健医療部、松戸保健所
2 医療救護活動	保健医療部、 病院部 、消防局、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会
3 被災者の健康管理	保健医療部、 病院部 、松戸保健所、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会

1 医療救護体制

災害発生時には、中央保健福祉センターに松戸市救護本部を設置し、市が策定した「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき県災害医療本部や松戸保健所等と連携して救護活動を行う。

市内における救護活動は、市救護本部長の指揮の下、あらかじめ定める地域災害医療コーディネーターが調整する。

市救護本部では、被災地域内における医療機関や学校救護所等の状況や医療ニーズ等の情報を収集・把握するとともに、市からの要請等に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT^{※1}・JMAT^{※2}）及び医療救護班の派遣要請・配置調整、関係機関への支援要請等を行う。

後方医療を必要とする重傷者等は、災害医療協力病院又は災害拠点病院等に受け入れを要請する。また、市内の医療機関の受け入れが困難な場合は、市本部から県に災害拠点病院、県外の医療機関への受け入れを要請する。

松戸保健所は、連絡調整のため職員を派遣し、学校救護所や避難所等における対応を支援する。

※1 DMAT（Disaster Medical Assistance Team）とは、厚生労働省医政局が設立した発災から48時間以内の「超急性期医療」を担う専門訓練を受けた医療チームで、災害医療への対応や、被災地医療の機能回復、フロアマネジメントなどを支援する。（主に災害拠点病院、日本赤十字

第9節 防疫・清掃・障害物の除去

【計画の指針】

- 災害発生後、速やかに生活に伴い最低限生じる「燃えるごみ」・「燃えないごみ」・「ビン、缶」の収集を開始するよう努める。
- 清掃工場の稼働停止に伴い、クリーンセンター等に臨時集積場所を設置し、収集したごみの仮置きを行う。
- 断水等によりトイレが使用不可能な場合は、自宅トイレを使用し、簡易トイレ等により自宅で処理することを原則とする。
- 避難所のトイレが使用不可能で、避難生活が1日以上に及ぶ場合は、必要に応じて避難所に仮設トイレを設置する。
- 可能な限り自宅トイレや簡易トイレ等により自己処理に努めるとともに、下水道等の使用不可能な地域において、必要と認められる場所に仮設トイレを設置する。
- 道路上の障害物は、緊急輸送道路や災害時重要路線を優先に除去を行う。災害救助法が適用された場合は、千葉県が行い、市はこれを補助する。
- 倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散による環境汚染への対処や環境監視体制の整備を図るため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）」を参考に環境汚染防止体制の強化等を図る。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 防疫活動	保健医療部、環境部、松戸保健所、（一社）松戸市医師会
2 保健活動	保健医療部、松戸保健所、（一社）松戸市医師会
3 し尿の処理	環境部
4 ごみの処理	環境部
5 障害物の除去	街づくり1部、建設部、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所、江戸川河川事務所
6 がれき等の処理	環境部、街づくり1部
7 動物対策	環境部、松戸保健所、県動物愛護センター、（公社）県獣医師会

1 防疫活動

(1) 防疫実施体制

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に基づき、県と協力して防疫活動を行う。

(2) 防疫活動

ア 検病調査及び健康診断

松戸保健所は、松戸市医師会等の協力を得て避難所等において検病調査及び健康診断を実施する。保健医療部は、松戸保健所に協力する。

イ 感染症患者への措置

感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、松戸保健所の行う必要な措置について協力する。

障害物の除去や排水等を行う。

建設部は、災害協定団体等の協力を得て実施するほか、状況に応じて消防団の協力を得るものとする。また、街路樹の除去については、街づくり1部と協力して実施する。

【資料編 災害協定一覧】

(2) 住居障害物の除去

街づくり1部は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物に限り、応急的に障害物を除去する。市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

災害救助法による住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

〈障害物除去の対象者〉

- | |
|---|
| ① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
② 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者
③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者 |
|---|

除去作業は、災害協定団体等に要請する。なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

(3) 災害廃棄物、堆積土砂等の一体除去

災害等廃棄物処理事業（環境省）、堆積土砂排除事業（国土交通省）を適用し、**災害廃棄物**が混在した土砂の除去、宅地内からの流木混じり土砂・ガレキ混じり土砂の除去、周辺街路等の流木混じり土砂等の除去を一体的に行う場合、街づくり1部、建設部、環境部が連携して被災者の申請窓口を一本化するなど総合的な処理を推進する。

6 災害廃棄物の処理

(1) 処理量の予測・対象等

災害廃棄物が予想される場合、環境部は、家屋等の被害状況等から廃棄物の収集・処理見込み量を推定する。

なお、市のみで処理体制を確保できない場合には、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、**県を通じて**民間事業者の協力を要請する。

また、被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度が「全壊」又は「解体」に該当する世帯に対しては、街づくり1部が民間事業者の紹介等を行う。

〈水害廃棄物の発生量のめやす〉

項 目	数 量
全 壊	12.9 t / 世帯
大規模半壊	9.7 t / 世帯
半 壊	6.5 t / 世帯
一部損壊	2.5 t / 世帯
床上浸水	4.6 t / 世帯
床下浸水	0.6 t / 世帯

（平山・河田、2005「水害時の行政対応における災害廃棄物発生量に関する研究」より）

(2) 仮置場の確保

がれきの選別や一時保管等を長期間行える広さ、搬入・搬出の利便性、汚水対策等に優れた仮置場（候補：公園やスポーツ施設等の公有地等）を確保する。

(3) 処理体制

ア 推計したがれき量から、必要な運搬・処理体制を検討し、分別、再利用・再資源化に留意し、適切な方法で処理する体制、資器材を確保する。

イ アスベスト等の有害物については、汚染物質の発生を防ぎ、適正に処理する。

ウ 処理が長期に渡る場合は、進行管理計画を策定し、計画的に処理を行う。

エ 甚大な被害により自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定に基づき、災害廃棄物処理について県に事務の委託を行う。

オ 環境大臣が廃棄物処理特例地域に指定した場合、本部長（市長）は災害廃棄物処理の代行を国に要請することができる。

7 動物対策

(1) 死亡獣畜の処理

環境部は、家畜の死亡が確認された場合は、松戸保健所の指導により、死亡した家畜等を処理する。

(2) 放浪動物への対応

環境部は、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、松戸保健所、県動物愛護センターと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。

(3) ペットへの対応

避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。

ペットと避難所へ同行避難する場合、飼い主はペットの飼育に責任を持ち各避難所運営ルールに基づき対応する。避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、松戸保健所及び(公社)千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。

第11節 生活支援

【計画の指針】

〈給水〉

- 初期の給水は、病院、救護所等の重要施設を優先して緊急給水を行い、市民は各家庭の備蓄飲料水で対応することを原則とする。
- 給水車等の応援体制が整うまでは、給水場及び浄水場、井戸、貯水槽及び緊急遮断弁付き受水槽へ市民、自主防災組織、町会・自治会等が飲料水を取りにくることを基本とする。
- 千葉県や周辺市町村、全国からの応援体制ができしだい、避難所、公園に給水拠点を拡大し給水活動を行う。

〈食料の供給〉

- 災害発生3日目までは、家庭内備蓄、市等の備蓄食料で対応する。
- 避難生活が4日以上に及ぶ場合は、協定に基づき事業者等に食料の調達を要請して避難所に供給する。
- 自主防災組織（避難所運営委員会）から自主的に炊き出しの申し出がある場合は、ガスボンベ、調理器具、食材等の供給支援を行う。

〈生活必需品等の供給〉

- 災害発生3日目までは、家庭内備蓄、市等の備蓄物資で対応する。
- 避難生活が4日以上に及ぶ場合は、協定に基づき事業者等に物資の調達を要請して避難所に供給する。
- 全国からの救援物資は物資集積場所を設置して、被災者に供給する体制をとる。ただし、企業・団体からの救援物資のみ受け付けることを原則とする。
- 各対策は、災害救助法が適用された場合は、千葉県が行い、市はこれを補助する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 給水	水道部、県企業局
2 食料の供給	経済振興部、文化スポーツ部、市民部、福祉1・2部、調査班、情報・運用支援班
3 生活必需品の供給	経済振興部、文化スポーツ部、市民部、福祉1・2部、調査班
4 救援物資の受け入れ	経済振興部、文化スポーツ部
5 物資集配拠点の運営	経済振興部、文化スポーツ部

1 給水

(1) 水源の確保

水道部及び関係部局は、浄水場、配水場、防災用井戸、耐震性貯水槽、緊急遮断弁付き受水槽又は防災協力民間井戸等を水源とし、飲料水の確保に努める。また、県企業局は「水道局震災対策基本計画」に基づき、飲料水を確保する。

【資料編 防災用井戸・耐震性貯水槽一覧】

【資料編 防災協力民間井戸一覧】

エ 仮設給水栓の設置

水道施設の復旧に応じて、仮設給水栓、消火栓を活用した給水栓を設置する。

オ 県企業局の協力

県は水道部と連携して、県営水道区域の給水確保のため次の協力を行う。

(ア) 給水車等への注水

(イ) 重要施設（医療施設、福祉施設及び救護所等）への給水協力

(ウ) 仮配管、仮設給水栓の設置

(エ) 備蓄水の容器の取扱い等、住民への安全対策指導

(6) 応援要請等

「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業体等に応援を要請する。

【資料編 災害協定一覧】

(7) 広報

拠点給水、搬送給水による給水体制について広報を行う。

また、家庭の備蓄水について、水質の変化、保存期間に十分に留意し、使用に際しては、煮沸又は滅菌するよう周知する。

2 食料の供給

(1) 家庭内備蓄、市備蓄の活用

災害発生当初は、家庭内備蓄、市の備蓄食料で対応することを基本とする。

(2) 需要の把握

食料の支給対象者は、次のとおりとする。

経済振興部、文化スポーツ部は、市民部（避難所収容者）、福祉1・2部（福祉避難所等収容者）、調査班（在宅被災者）、情報・運用支援班（災害応急対策活動従事者）等と連携して、支給対象者を把握し、配食計画（数量、メニュー等）を作成する。

〈食料供給の対象者〉

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難所に収容された者② 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等があつて炊事のできない者③ 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者④ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者⑤ 災害応急対策活動従事者 |
|--|

(3) 食料の調達

経済振興部、文化スポーツ部は、必要がある場合、協定団体等から食料を調達する。

調達食料は、弁当、パン、牛乳、ジュース等とし、できる限り災害時要援護者に適した供給ができるように配慮する。乳幼児に対しては、原則として、粉ミルク販売業者等からの調達による粉ミルク（調整粉乳）とする。

協定団体等からの調達が困難な場合は、県、全国市長会に供給を要請する。また、災害救助用米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急引渡しを要請する。

【資料編 災害協定一覧】

(4) 食料の輸送、供給

食料の配給は避難所で行うこととし、経済振興部、文化スポーツ部は、調達業者に各避難所への個別配送を要請する。また、各避難所への配給品目、数量等は市民部（避難所担当）、福祉1・2部（福祉避難所担当）と連携して決定する。

物資集配拠点（5の(1)参照）に受け入れた物資は、災害協定を締結した輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。また、集配拠点における仕分けなどの対応に当たっては、ボランティアや民間事業者等の協力の下、円滑に実施できるよう努める。

避難所内での配布は、避難所運営委員会にて円滑な配布を実施する。

(5) 炊き出し

避難所運営委員会や自主防災組織、町会・自治会等から炊き出しの要望があった場合には、各主体が自主的に行うことを原則として対応する。

炊き出しのための燃料、調理器具、食材等は、防災倉庫や協定締結機関等から調達する。また、状況に応じて、自衛隊、日本赤十字社奉仕団等に炊き出しの支援を要請する。

炊き出しに当たっては、食品衛生や食中毒の防止等に十分注意するように指導する。

3 生活必需品の供給

(1) 家庭内備蓄、市備蓄の活用

災害発生当初は、家庭内備蓄、市の備蓄物資で対応することを基本とする。

(2) 需要の把握

生活必需品の支給対象者は、次のとおりとする。

〈生活必需品の対象者〉

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者

① 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

② 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

経済振興部、文化スポーツ部は、市民部（避難所収容者）、福祉1・2部（福祉避難所等収容者）、調査班（在宅被災者）と連携して、支給対象者を把握し、支給計画（数量、品目等）を作成する。

(3) 物資の調達

経済振興部、文化スポーツ部は、必要がある場合、協定団体等から調達する。また、協定団体等からの調達が困難な場合は、県に要請する。

【震災編 第3章・第11節・3 〈生活必需品の例〉】

【資料編 災害協定一覧】

(4) 物資の管理

調達した生活必需品は、物資集配拠点（5の(1)参照）にて受け入れ、関係事業者やボランティア等の協力を得て、種類や数量などの適正な管理に努める。

(5) 物資の輸送、配給

生活必需品の搬送は、供給先の避難所まで生活必需品供給業者に要請する。

避難所へ直接輸送できない場合は物資集配拠点に受け入れた後、災害協定を締結した輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。

集配拠点における仕分けなどの対応に当たっては、ボランティアや民間事業者等の協力の下、円滑に実施できるよう努める。

避難所等での配布は、避難所生活運営委員会が実施する。

4 救援物資の受け入れ

(1) 救援物資の要請・受け入れ

救援物資の要請は、必要に応じ災害対策本部事務局が関係部署と連携して行う。救援物資は登録制とし、経済振興部、文化スポーツ部が受け入れを行う。

ア 全国への要請

備蓄や調達、応援要請によっても応急物資が不足すると判断した場合には、テレビ、ラジオ、新聞等マスコミ機関を通じて全国へ救援物資の要請を行う。救援物資の要請は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について情報を提供し、物資が充足した時点で、要請の打ち切りを、マスコミ等を通じ情報提供する。

なお、救援物資の受け入れは、企業、団体からの大口の物資のみとすることを原則とする。

イ 日本赤十字社への要請

日本赤十字社に義援品の要請を行う場合、受付、整理、配布は、救援物資と同様に行う。

5 物資集配拠点の運営

(1) 物資集配拠点

食料、生活必需品、救援物資等、調達先から各避難所等へ直接配送できない物資は、物資集配拠点に受け入れる。

経済振興部、文化スポーツ部は、南部市場、松戸運動公園、21世紀の森と広場に物資集配拠点を設置し、災害協定を締結した物流事業者の協力を得て物資の受け入れ、管理、仕分けを行う。

災害対策本部は、受け入れ予定について、経済振興部、文化スポーツ部と情報を共有し、仕分け作業は関係事業者やボランティアの協力を得て行う。

財務班は、避難所等への供給のためのトラック等の手配や物資輸送を、災害協定を締結した輸送業者等に要請する。

(2) プッシュ型による供給への対応

壊滅的な被害を受けたことにより市の行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される場合、県は市からの要請を待たずに需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」の供給を行う。

市は、「プッシュ型」の供給に対応できる体制及び物資集配拠点等をあらかじめ整備する。

第12節 二次災害の防止

【計画の指針】

強雨が収まった後も地盤の緩みによる土砂災害や宅地の崩壊に警戒するとともに、危険物施設等での危険物の漏洩・爆発等、二次災害の可能性を速やかに把握し、的確な警戒、避難及び防御活動を実施する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 がけ地の危険防止	消防局、建設部、街づくり1・2部、県東葛飾土木事務所
2 被災宅地の危険度判定	街づくり1・2部、建設部
3 危険物施設等対策	消防局、県
4 放射性災害対策	消防局、消防団

1 がけ地の危険防止

(1) 土砂災害の警戒・巡視

県から土砂災害警戒情報が発表された場合、あるいは住民から異常現象の通報があった場合は状況を確認し、必要と認めた場合は、**土砂災害警戒区域等の周辺**住民に対し、注意喚起や避難指示（※第7節の「1 避難行動の分類」参照）を行う。

(2) 土砂災害発生時の措置

がけ地は、県東葛飾土木事務所の支援を受けて応急点検を行う。亀裂や一部崩壊が発生した場合は、災害協定団体等に協力を依頼し、土砂の撤去、二次災害防止のためシート等による防護等を行う。

また、点検結果により周辺に危険が及ぶおそれがある場合は、避難指示（※第6節の「1 避難の指示等」参照）を行う。

2 被災宅地の危険度判定

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地や**土砂災害警戒区域等**の危険度判定を行う。

街づくり1・2部は、市役所に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

3 危険物施設等対策

(1) 施設の点検、応急措置

危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。消防局及び県は、必要に応じて立入検査を行う。

第13節 災害派遣・応援要請

【計画の指針】

江戸川や坂川等がはん濫した場合には、地域の行政や住民の災害対策能力をはるかに超える事態となる可能性がある。

このため、大規模な災害が予想されるときは、優れた能力と技術を有する機関への応援を早急に求める。また、応援の受入体制を迅速に確立し、応援隊の待機時間をなくすとともに、応援隊の専門技術等を活かすように配置する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 受援体制の確立	本部事務局、情報・運用支援班、各部
2 自衛隊の災害派遣要請・受入れ	本部事務局、情報・運用支援班
3 自治体等への応援要請	本部事務局、情報・運用支援班
4 消防の広域応援要請	本部事務局、消防局
5 水道・下水道事業体の相互応援	水道部、建設部
6 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請	本部事務局

1 受援体制の確立

大規模災害の場合、市は松戸市災害時受援計画に基づいて人的支援及び物的支援の受入体制を確立する。

(1) 人的支援の受入体制

災害対策本部に受援本部を設置し、各部と連携した人的支援の受入体制を確立する。

また、あらかじめ選定した受援対象業務については、松戸市災害時受援計画に定める受援シートを活用して受入体制の確保、応援団体との情報共有、業務の進行管理を行う。

〈人的支援の受援体制〉

受援本部		受援にかかる全体調整	
各 部	統括課		受援にかかる部内の調整、受援本部との連絡調整
	受援課	指揮命令者	応援団体の職員・従業員に対する受援業務の指揮命令
		受援担当者	応援団体の職員・従業員との情報共有、活動環境の整備等

(2) 物的支援の受入体制

経済振興部、文化スポーツ部は物資対策本部を設置し、物資集配拠点、避難所、支援物資の供給団体、輸送事業者等と連携した物資の受入体制を確立する。

(3) 広域防災拠点との連携

県は被災状況等に応じて広域防災拠点に指定している施設から救援部隊等の受入れ施設を開設することから、市はこれらの広域防災拠点と連携した受け入れ体制を確保する。

ただし、消防は松戸市消防局受援計画に基づくものとする。

移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等を行う。

また、日本郵便(株)の災害特別事務扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

7 道路・橋梁

(1) 全般

災害が発生した場合、建設部及び各道路管理者は、主要道路を最優先に、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

(2) 国道

被害状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急措置を行い交通路の確保に努める。

(3) 県道

ア 道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、災害発生時における県土整備部の対応計画やマニュアル等の定めるところにより、ライフライン占有者、建設業者及び市町村等からの道路情報の収集に努めるとともに、各土木事務所はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

イ ライフライン施設の復旧における道路法の事務手続きについては、「災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて」に基づき、迅速な対応を図る。

ウ 被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路1次路線」など交通上重要と認められるものについて最優先に応急復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

(4) 市道

ア 建設部は、市域内の道路の亀裂、陥没、冠水等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無などについて調査し、本部事務局に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。

イ 上・下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報するとともに、現場付近の安全確保に努める。

ウ 災害により被害を受けた市道については、災害時重要路線を優先し、次のような実施手順に従って応急復旧を行う。

(ア) 通行車線の確保などの応急復旧目標の設定

(イ) 道路の亀裂や陥没等の修復、がけ崩れ等による道路上の障害物除去などの応急復旧方法の選定

(ウ) 落下した橋梁、若しくはその危険があると認められた橋梁が応急復旧ができない場合、所轄警察署等関係機関と連携し、交通規制の標示等必要な措置を実施

第15節 教育対策・保育対策

【計画の指針】

- 授業時間内に災害が発生した場合は、保護者の引き取りがあるまで児童等を安全な場所で保護し、施設の被災情報や安否情報等を保護者等に提供する。
- 避難所に指定されている場合は、避難所直行職員、避難所担当職員、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会などと協力して避難者の受入れ等を行う。
- 早期に避難所の自主運営体制を確立し、教育の再開を促進する。
- 災害発生時には、市内の文化財の被害状況を速やかに調査する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 災害発生時の対応	教育2部、福祉2部、小・中学校等
2 避難所開設への対応	文化スポーツ部、教育1・2部、小・中学校
3 応急教育	教育2部、小・中学校等
4 応急保育	福祉2部
5 文化財の保護	教育1部

1 災害発生時の対応

各学校、幼稚園、保育所における災害発生時の対応は、別に定められた避難計画等に基づき児童・生徒・園児等の安全を確保する。

(1) 児童・生徒・園児等の避難

学校長等は、災害が発生した場合、児童・生徒・園児等の安全を確認する。施設の被害、火災等が発生した場合は、安全な場所に避難させる。

児童・生徒・園児等は、保護者の引き取りがあるまで、一時的に保護する。

(2) 調査及び連絡

ア 施設の被害状況等については、各学校長もしくは施設の管理者が、速やかに調査し、教育2部、福祉2部に報告する。

イ 避難所となる体育館の安全・点検及び施設の被害状況については、施設管理者等が避難所直行職員と連携して、災害対策本部及び教育2部に報告する。

ウ 保護者等に対しては、メール等を活用し、施設の被災情報や安否情報等を速やかに提供する体制を整える。

(3) 安否の確認

休日、夜間に災害が発生した場合は、各学校等の教職員で、児童・生徒・園児等の安否を確認する。

2 避難所開設への対応

(1) 学校及び体育館の対応

避難所に指定されている小・中・高等学校、市営体育館は、災害発生時の職員の配備計画を作成するなど、避難所の開設・運営支援等の災害対応を行う職員等の役割分担を定めておく。

施設管理者、学校職員及び施設職員は、避難所直行職員、自主防災組織及び町会・自治会等と

第1節 住民生活安定対策計画

【計画の指針】

被災者の生活再建を促進するため、市及び関係機関は、生活再建支援策を速やかに周知し、手続きの円滑化を図る。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 税等の減免等	調査班
2 災害弔慰金の支給等	保健医療部、福祉1部
3 生活福祉資金の貸付け	(福)松戸市社会福祉協議会
4 郵便物の特別取扱い等	日本郵便(株)
5 雇用の確保	経済振興部、松戸公共職業安定所
6 公共料金の特例措置	各公共機関
7 災害公営住宅の建設	街づくり1部
8 災害応急資金の融資	経済振興部
9 義援金の保管及び配分	福祉1部
10 被災者生活再建支援金の支給	福祉1部、財務班
11 介護保険における対応	福祉1部

1 税等の減免等

松戸市税条例、県県税条例等の規定に基づき、被災した市税及び県税等の納付義務者（以下「被災納税者等」という。）に対し、市税等の災害救済措置として、期限の延長及び減免について速やかに適切な措置を講ずるものとする。

(1) 期限の延長

災害により被災納税者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は納付もしくは納入することができないと認めるときは、市長は適用地域及び期日を指定してその期限を延長するものとする。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた被災納税者等が市税等を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき法令等に定められている期間において、徴収を猶予する。

(3) 滞納処分の執行の停止

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予の減免等適切な措置を講じる。

(4) 減免

被災納税者等の申請に基づき、減免する。

(5) 保育料の減免等

災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免することができる。

松戸市地域防災計画

大規模事故編

(令和6年度修正)

松戸市防災会議

第1節 大規模火災対策計画

【基本方針】

市街地の延焼火災、大規模・高層建築物での火災は、消火や避難が困難となり、現場の特性に応じた対策活動が重要となる。そのような大規模な火災に対する対策について定める。

【対策担当】

項 目	担 当
1 予防計画	街づくり1・2部、消防局、教育1部
2 応急対策計画	消防局、情報・運用支援班、市民部、環境部、経済振興部、 文化スポーツ部、警察署、消防団、広報部

1 予防計画

(1) 建築物不燃化の促進

火災の延焼拡大を未然に防ぐため、地域の災害危険性に即し、都市計画法、建築基準法等の法令に基づき、建築物の不燃化を促進する。

(2) 市街地の整備

道路の幅員が狭隘で老朽化した木造住宅が密集した地区は、延焼などの危険性が高いため、防災機能の確保と合理的な土地利用が図られた街区を形成する面的整備を推進し、防災上安全な市街地の形成を図る。

(3) 火災予防に係る立入検査

年間査察計画に基づき、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

(4) 多数の者を収容する建築物の防火対策

ア 多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく事項を遵守させる。

イ 点検が必要とされる特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

(5) 住宅防火対策

消防法による住宅用火災警報器等の設置義務をふまえて、すべての住宅（寝室、階段等）に住宅用火災警報器又は住宅用自動火災報知設備を設置するよう指導するとともに、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発を行う。

(6) 大規模・高層建築物等の防火対策

大規模・高層建築物等の管理権原者又は関係者に対し、(4)「多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え、次の事項について指導する。

ア 消防防災システムのインテリジェント化の推進

(ア) 高水準消防防災設備の整備

(イ) 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備

(ウ) 防災センターの整備

イ 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

ウ 防災管理制度（消防法第36条）による防災管理の実施

(6) 避難

市長は、火災が拡大し危険な区域に対しては、避難指示を発令し、市民部、環境部は、安全な地域に避難所を開設する。

松戸市消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

また、警察署は、避難指示及び避難誘導について協力する。

(7) 救援

経済振興部、文化スポーツ部は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。

(8) 広報活動

広報部は、火災発生状況や地域への影響等について、必要に応じて広報車等を活用して広報する。

(9) その他支援

市は、県、事故の原因者、その他関係機関の要請により、被災者家族の待機所や宿泊施設の提供等、必要に応じて支援する。

第2節 危険物等災害対策計画

【基本方針】

危険物等による災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物等災害に対する予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

なお、危険物等とは次のものをいう。

- ① 危険物：消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第2条第7項に規定されているもの
(例) 石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など
- ② 指定可燃物：危険物の規制に関する政令(昭和34年9月26日政令第306号)第1条の12に規定されているもの
(例) 紙くず、石炭・木炭、合成樹脂類(タイヤ等)、再生資源燃料など
- ③ 火薬類：火薬類取締法(昭和25年5月4日法律第149号)第2条に規定されているもの
(例) 火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など
- ④ 高压ガス：高压ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号)第2条に規定されているもの
(例) 液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど
- ⑤ 毒物・劇物：毒物及び劇物取締法(昭和25年12月28日法律第303号)第2条に規定されているもの
(例) 毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など

【対策担当】

項 目	担 当
1 予防計画	消防局
2 応急対策計画	消防局、本部事務局、情報・運用支援班、市民部、環境部、経済振興部、文化スポーツ部、広報部、警察署、消防団、県民センター

1 予防計画

(1) 事業所

県及び関係機関の指導に基づいて、災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、防災体制を確立する。

(2) 消防局

ア 予防査察

危険物及び指定可燃物について、消防法その他法令に基づき立入検査を行い、法令に定める基準に不適合な場合は、改修、移転など危険物等の規制を実施する。

イ 事業所防災対策の強化

危険物施設の管理者等に対し、危険物施設の規模に応じて、危険物保安監督者等の選任、予防規程等の作成、消防用設備等の設置、防災訓練等を指導する。

2 応急対策計画

(1) 情報収集・伝達体制

消防局は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握し、関係機関に連絡する。

情報・運用支援班は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

(2) 消防活動

消防局は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火、二次災害の防止等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(3) 救助・救急

消防局は、事故現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて国、県、他市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資器材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

(4) 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を図る。

(5) 避難

市長は、火災等が拡大し危険な区域、有毒物質の拡散等が予想される地区に対しては、避難指示を発令し、市民部、環境部は、安全な地域に避難場所を開設する。

松戸市消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努める。

また、警察署は、避難指示及び避難誘導について協力するものとする。

(6) 救援

経済振興部、文化スポーツ部は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。

(7) 広報活動

広報部は、事故発生状況や地域への影響等について、必要に応じて広報車等を活用して広報する。

(8) その他支援

市は、県、事故の原因者、その他関係機関の要請により、被災者家族の待機所や宿泊施設の提供等、必要に応じて支援する。

第3節 航空機災害対策計画

【基本方針】

市域において、航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、関係機関と連携して乗客及び地域住民を迅速かつ適切に救出することにより被害の軽減を図るため、応急対策について定める。

【対策担当】

項 目	担 当
1 予防計画	消防局
2 応急対策計画	消防局、消防団、本部事務局、情報・運用支援班、経済振興部、文化スポーツ部、市民部、環境部、保健医療部、広報部、警察署

1 予防計画

市は、関係機関とともに、航空機災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

2 応急対策計画

(1) 情報収集・伝達体制

事故発見者からの通報があった場合は、その旨を県及び関係機関に連絡する。

(2) 消防活動

消防局は、化学消防車両、化学消火薬剤等による消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(3) 救出・救護活動

消防局は、乗客、付近住民の救出のため担架等の必要な資器材を投入し、迅速な活動にあたる。

負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、市立総合医療センター、（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会、（一社）松戸市薬剤師会、日赤千葉県支部等が派遣する医療救護班の協力を得て、トリアージ、応急処置を行った後、医療機関に搬送する。

また、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて国、県、他市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資器材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

(4) 遺体の収容

保健医療部は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

(5) 交通規制

警察署は、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。市は、広報活動に協力する。

(6) 避難

市長は、航空機災害により影響を受ける区域の住民に対しては、避難指示を発令し、市民部、環境部は、安全な地域に避難場所を開設し、収容する。

(7) 防疫・清掃

遭難機が国際線であることが判明した場合、県を通じて成田空港検疫所等と密接に連携して、

応急対策を行う。

保健医療部は、防疫活動に協力するほか、災害現場の清掃等を行う。

(8) 救援

経済振興部、文化スポーツ部は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。

(9) 広報活動

広報部は、事故発生状況や地域への影響等について、必要に応じて広報車等を活用して広報する。

(10) その他支援

市は、県、事故の原因者、その他関係機関の要請により、被災者家族の待機所や宿泊施設の提供等、必要に応じて支援する。

第4節 鉄道災害対策計画

【基本方針】

市域の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故、又は火災、危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救助し被害の軽減を図るため、市のとるべき予防対策及び応急対策について定める。

【対策担当】

項 目	担 当
1 予防計画	東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)
2 応急対策計画	消防局、本部事務局、情報・運用支援班、経済振興部、文化スポーツ部、市民部、環境部、広報部、警察署、東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)

1 予防計画

東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)は、車両や輸送に関する安全を確保する。

また、市、関係機関は、鉄道災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

2 応急対策計画

(1) 情報収集・伝達体制

発見者からの通報があった場合、被災状況を把握し、県及び関係機関に連絡する。

(2) 消防活動

消防局は、速やかに事故の状況を把握するとともに消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(3) 救出・救護活動

消防局は、乗客、住民等の救出のため、担架等必要な資器材を投入し、迅速な活動にあたる。

負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、市立総合医療センター、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する医療救護班の協力を得て、トリアージ、応急処置を行った後、医療機関に搬送する。

また、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて国、県、他市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資器材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

(4) 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、道路管理者と協力して、迂回路の確保を図る等の確な交通規制を図る。

(5) 避難

市長は、列車事故により影響を受ける区域の住民に対しては、避難指示を発令し、市民部、環境部は、安全な地域に避難場所を開設する。

また、乗客等を一時避難させる必要がある場合は、災害現場に近い場所に避難場所を開設する。

避難誘導に際し、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努める。

(6) 救援

経済振興部、文化スポーツ部は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。

(7) 広報活動

広報部は、事故発生状況や地域への影響等について、必要に応じて広報車等を活用して広報する。

(8) 代替輸送

事故災害が発生した鉄軌道事業者は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等、代替交通手段の確保に努め、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

(9) その他支援

市は、県、事故の原因者、その他関係機関の要請により、被災者家族の待機所や宿泊施設の提供等、必要に応じて支援する。

第5節 道路災害対策計画

【基本方針】

橋梁の落下、擁壁の崩落、危険物等を積載する車両等の事故に対し、災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

【対策担当】

項 目	担 当
1 予防計画	建設部、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所
2 応急対策計画	消防局、建設部、本部事務局、情報・運用支援班、経済振興部、文化スポーツ部、市民部、環境部、広報部、警察署、消防団、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所

1 予防計画

(1) 道路構造物の被災防止

建設部及び各道路管理者は、災害の発生するおそれのある箇所を把握し、改修工事等を順次行うとともに、異常気象時においては緊急パトロール等を実施し監視体制を強化する。

また、被災した施設の早期復旧を図るため応急復旧用資器材の保有に努める。

(2) 危険物積載車の災害予防

輸送事業者は、法令の定めるところにより防護具を携帯するとともに、危険物の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。また、荷重積載の防止や運転手の健康管理等を指導する。

2 応急対策計画

(1) 情報収集・伝達体制

危険物積載車両の事故が発生した場合、輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防隊に流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達する。

消防局は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

情報・運用支援班は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

(2) 消防活動

消防局は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、道路管理者と協力して、危険物の拡散防止及び防除等を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(3) 救助・救急

消防局は、事故現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて国、県、他市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資器材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

(4) 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、道路管理者と協力して、障害物の除去や迂回路の確保を図る等、的確な交通規制を行う。

(5) 避難

市長は、有毒物質の拡散等が予想される地区に対して、避難指示を発令し、市民部、環境部は、安全な地域に避難場所を開設する。

松戸市消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努める。

また、警察署は、避難指示及び避難誘導について協力するものとする。

(6) 救援

経済振興部、文化スポーツ部は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。

(7) 広報活動

広報部は、事故発生状況や周辺への影響等について、必要に応じて広報車等を活用して広報する。

(8) その他支援

市は、県、事故の原因者、その他関係機関の要請により、被災者家族の待機所や宿泊施設の提供等、必要に応じて支援する。

第6節 放射性物質事故対策計画

【基本方針】

市域及び千葉県には原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に規定される原子力事業所は存在しないが、市内に放射性同位元素使用事業所が立地するほか、県内には核燃料物質・核原料物質を取扱う事業所がある。

また、千葉県に隣接する地域には、臨界事故等の発生を想定し対策を検討すべき施設が存在するほか、東京湾での原子力艦の通行、核燃料物質等運搬時の県内通過が想定される。これらの核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という）の取扱や原子力艦寄港の状況を把握することは、国の所掌事項であり、本市は放射性物質の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、放射性物質事故による影響の甚大性や、東日本大震災時の福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の環境汚染に鑑み、放射性物質を取扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策、他地域の原子力事業所事故を含む事故発生時の対策について定める。

【対策担当】

項 目	担 当
1 放射性物質事故の想定	—
2 予防計画	消防局、総務部、市民部、環境部、保健医療部、消防団、警察署、松戸保健所、放射性同位元素使用事業所
3 応急対策計画	消防局、本部事務局、情報・運用支援班、広報部、経済振興部、文化スポーツ部、市民部、環境部、保健医療部、消防団、警察署、松戸保健所
4 災害復旧計画	本部事務局、環境部、保健医療部

1 放射性物質事故の想定

(1) 核燃料物質使用事業所における事故の想定

市内には核燃料物質使用事業所はないため、これらの施設から人為的ミスや地震等の自然災害等による漏えい等の事故が発生したとしても、市域への影響は比較的少ないものと想定する。

(2) 核燃料物質の輸送中における事故の想定

核燃料物質の運搬については、そのルートや時期等が非公開であるが、千葉県は原子力施設が多数所在する茨城県に隣接していることなどから、核燃料物質が県内を通過する可能性がある。本計画においては、原子力発電所用低濃縮ウラン等の陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、六フッ化ウランが露出する事態を想定する。

(3) 他県事故に伴う本市への影響想定

東日本大震災時の福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、本市は、水道水の制限、土壌等の汚染、風評被害、汚染された廃棄物の処理等の問題が生じた。そのため、茨城県等に立地している原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

(4) 原子力艦事故の影響想定

原子力艦については、茨城県等に立地している原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

(4) 避難等の防護対策

ア 「屋内退避」又は「避難」の措置

市長は、国又は県からの指示等に基づき、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、市民及び滞在者に対して避難又は屋内退避を指示し、急を要する場合には避難を指示する。

市民部、環境部は安全な地域に避難場所（退避施設）を開設する。

避難誘導に際し、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努める。

イ 「屋内退避」又は「避難」の措置の解除

市長は、国又は県からの指示等に基づき、応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるとき、屋内退避又は避難の措置を解除するものとする。

(5) 放射性物質等による汚染の除去

事業者は、国、県、市及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行うものとする。併せて市内公共施設を所管する関係部署も同様に除染、除去を行うものとする。

(6) 防災業務関係者の安全確保

市事故対策本部及び応急対策に係る関係部署は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、事故災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

市事故対策本部及び応急対策に係る関係部署は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

市事故対策本部及び応急対策に係る関係部署は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

(7) 救援

経済振興部、文化スポーツ部は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。

(8) 広報活動

広報部は、周辺住民等の民心安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難指示等を踏まえた警戒情報について、広報する。

市は、住民等からの問い合わせに対応する。

(9) 健康被害の調査

保健医療部は、住民等の健康被害について、松戸保健所等と協力して調査を行う。

(10) 放射性核種濃度の測定と公表

環境部は、各部署が測定する水道水、下水道処理汚泥、廃棄物焼却灰、降下物、食品、農産物等の放射性核種濃度の測定を監理し、広報広聴課と連携をとりホームページ等で公表する。

(11) 飲料水及び飲食物の摂取制限等

市事故対策本部及び応急対策に係る関係部署は、住民の内部被ばくに対処するため、市営水道及び県営水道が放射性物質により汚染され又は汚染される恐れのある場合は、給水の停止並びに水道水の摂取の制限を促すほか、国・県による指示、指導又は助言を受けた場合には、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農産物の出

松戸市地域防災計画

資 料 編

(令和6年度修正)

目 次

松戸市防災会議条例	1
松戸市防災会議委員一覧表（令和5年5月）	3
松戸市防災会議運営要領	4
松戸市防災会議医療部会設置要綱	5
松戸市災害対策本部条例	6
松戸市災害対策本部規程	7
本部標識等	10
松戸市自主防災組織補助金交付要綱	12
松戸市地域防災リーダー設置要綱	15
防災に関する事務取扱要綱	16
松戸市盛土事業規制要綱	17
災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表	20
風水害関係の気象警報・注意報の発表基準	25
災害協定一覧	26
防災協力民間井戸一覧	31
土砂災害警戒区域指定一覧	32
急傾斜地崩壊危険区域指定一覧	34
宅地造成工事規制区域図	35
浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる地下街・要配慮者関連施設一覧	37
指定緊急避難場所・指定避難所一覧	43
避難所開設・運営マニュアル	46
備蓄品一覧	70
防災用井戸・貯水槽一覧	72
応急給水重要施設（防災協力医療機関含む）一覧	73
学校救護所予定施設一覧	75
ヘリコプター離発着可能地点の位置基準	76
緊急輸送道路・災害時重要路線図	81
緊急用船着場位置図	82
防災関係機関等連絡先一覧	83
同報系防災行政無線の自動放送文	89
千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）	90
被害認定基準	91
各部・各班の報告等一覧	95
職員動員報告書	96
参集途上の被害状況報告	97
送信・受信用紙	98
被害等の記録・処理票	99
避難者カード（松戸市）	100
物品受け払い簿	101
義援金品受領書	102
罹災届出証明申請書	103
罹災証明書	104
用語集	105

実施要領等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表

千葉県災害救助法施行細則による（令和6年1月現在）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 （災害救助法 第4条第1項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人1日当たり340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においてはホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。（ホテル・旅館の利用額は7,000円（食費込・税込）／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府・千葉県と事前に調整する。
避難所の設置 （災害救助法 第4条第2項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人1日当たり340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害救助法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、災害救助法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府・千葉県と協議する。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

実施要領等

救助の種類	対象	費用の限度額				期間	備考		
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額				災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。		
炊き出しその他の食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内 (特別基準の設定が可能) ※食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額の範囲内であればよい。				災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)		
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費				災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品の喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半壊 半焼	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
			冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内				災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上		
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額				分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費				災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上		

実施要領等

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)	1 災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 2 大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象(全壊は、修理することで居住することが可能な場合)	1 ビニールシート、ロープ、土のう等の資材費 2 修理に要する労務費 3 修理に係る事務費等 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり50,000円以内 ※特別基準の設定はなし ブルーシート、ロープ、土のうなど資材費及び建設業者・団体等が行う際の施工費用の合計	災害発生の日から10日以内に完了(特別基準の設定が可能)	
被災した住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限の部分の修理)	1 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊、半焼した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり 半壊以上 706,000円以内 準半壊 343,000円以内	災害発生の日から3カ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6カ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から1ヵ月以内 (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

実施要領等

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,500円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 138,700円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(災害救助法第4条第1項)	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(災害救助法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	1 災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 2 避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 3 避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	日当 1人1日当たり 医師、歯科医師 24,700円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,300円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 14,200円以内 救急救命士 13,300円以内 土木技術者、建築技術者 13,900円以内 大工 24,800円以内 左官 26,900円以内 とび職 27,300円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
	災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内		

実施要領等

風水害関係の気象警報・注意報の発表基準

令和5年6月8日現在

発表官署 銚子地方気象台

松戸市	府県予報区		千葉県	
	一次細分区域		北西部	
	市町村等をまとめた地域		東葛飾	
警 報	大 雨	(浸 水 害)	表面雨量指数基準	19
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	128
	洪 水		流域雨量指数基準	坂川流域=11.5, 新坂川流域=5.8, 国分川流域=11.5, 六間川流域=4
			複合基準 ※1	坂川流域= (11, 9.1), 国分川流域= (7, 5.8) 江戸川流域= (9, 15.4)
			指定河川洪水予報による基準	江戸川 [野田]
	暴 風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大 雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
	波 浪		有義波高	
	高 潮		潮 位	
注意報	大 雨		表面雨量指数基準	9
			土壌雨量指数基準	103
	洪 水		流域雨量指数基準	坂川流域=9.2, 新坂川流域=4.6, 国分川流域=9.2, 六間川流域=3.3
			複合基準 ※1	坂川流域= (5, 8.2), 新坂川流域= (5, 4.6) 国分川流域= (5, 5.2), 江戸川流域= (6, 13.8)
			指定河川洪水予報による基準	江戸川 [野田]
	強 風		平均風速	13m/s
	風 雪		平均風速	13m/s 雪を伴う
	大 雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 cm
	波 浪		有義波高	
	高 潮		潮 位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融 雪			
	濃 霧		視 程	100m
	乾 燥		最小湿度 30%で、実効湿度 60%	
	なだれ			
	低 温		夏季（最低気温）：銚子地方気象台で 16℃以下の日が 2 日以上継続 冬季（最低気温）：銚子地方気象台で- 3℃以下、千葉特別地域気象観測所で- 5℃以下	
	霜		晩霜期に最低気温 4℃以下	
着氷・着雪		著しい着氷（雪）が予想される場合		
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	100mm

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

災害協力関係

2 民間との協定

No.	区分	災 害 協 定 名	協 定 先	締結日	協 力 内 容	
1	物資供給	災害時における物資供給に関する協定	山崎製パン（株）松戸工場	H10. 11. 1	パンの供給	
2			東京千住青果（株）東葛支社	H10. 11. 1	野菜・梅干の供給	
3			東京シティ青果（株）千葉支社	H10. 11. 1		
4			とうかつ中央農業協同組合	H12. 12. 20	米・味噌・醤油等生活物資の供給	
5			イオン（株）イオン北小金店	H19. 8. 30		
6			NPO 法人コメリ災害対策センター	H28. 11. 2	応急生活物資・物的資源等の供給	
7			（株）マツモトキヨシ	H26. 9. 1		
8		災害時における物的資源等の協力に関する協定	（公社）松戸青年会議所	H25. 12. 16	生活協同組合コープみらい 生活協同組合パルシステム千葉 生活クラブ生活協同組合	
9		災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書	生活協同組合コープみらい	H14. 3. 21		
10			生活協同組合パルシステム千葉			
11			生活クラブ生活協同組合			
12		災害時における応急給食に関する協定書	松戸保健所管内食品衛生協会	H10. 11. 1	応急給食の提供	
13		災害時における寝具の供給に関する協定書	（株）伊賀屋	H11. 4. 1	毛布・布団・枕・シーツ等の供給	
14		災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定書	（一社）日本福祉用具供給協会	H27. 5. 27	福祉用具等物資の供給	
15		災害時における段ボール製品の調達に関する協定書	東日本段ボール工業組合	H29. 1. 27	物資の供給	
16		災害時における地図製品等の供給等に関する協定	（株）ゼンリン	H27. 1. 14	地図等の供給	
17		災害時における物資供給等に関する協定	（株）セブンイレブン・ジャパン	H27. 8. 17	被災住民を救助するための物資等の調達及び供給	
18		災害時における携帯トイレ等の提供協力に関する協定	（株）総合サービス	H28. 1. 28	携帯トイレの供給等	
19		災害時における物資集配拠点の運営等に関する協定	いちごマルシェ（株）	H28. 2. 24	物資集配拠点としての活用と運営協力	
20		災害時における物資の供給に関する協定書	（株）メリーチョコレートカムパニー	H31. 4. 23	被災者に菓子等の物資提供	
21		災害時における物資の供給等に関する協定書	（株）マミーマート	H31. 3. 7	災害時における生活物資提供	
22		災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書	三協フロンテア（株）	R4. 1. 26	ユニットハウス等の供給	
23		災害時におけるキャンピングカーの貸出しに関する協定	キャンピングカー（株）	R4. 12. 26	キャンピングカー、電源等の貸出し	
24		災害時等における物資の供給に関する協定	（株）アイリスプラザユニディカンパニー	R5. 4. 1	物資の供給	
25		災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定	（一社）日本キッチンカー経営審議会	R6. 1. 22	キッチンカー等による炊き出しの実施	
26		災害時における量の提供等に関する協定	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	R6. 4. 26	量の提供・輸送・設置	
27	飲料水供給	災害時における飲料水運搬用器材提供に関する協定書	合同酒精（株）東京工場	H10. 11. 1	飲料水運搬用容器等の提供	
28		災害時における飲料水等の供給の協力に関する協定書	山崎製パン（株）松戸工場	H9. 9. 9	所有井戸による飲料水等の供給	
29			宝酒造（株）松戸工場	H9. 9. 9		
30			マブチモーター（株）	H9. 9. 9		
31			（株）的場製館所	H9. 9. 9		
32			松戸建設業協同組合	H26. 3. 20		
33			コカ・コーラボトラーズジャパン（株）	H21. 3. 24	飲料水等の供給	
34		（株）伊藤園	H24. 4. 1			
35		大蔵屋商事（株）	R4. 4. 1			

災害協力関係

No.	区分	災 害 協 定 名	協 定 先	締結日	協 力 内 容
36	飲料水 供給	災害時における飲料水等の供給の協力に関する協定書	サントリービバレッジソリューション (株)	R4. 4. 1	飲料水等の供給
37			(株) アベックス	R4. 4. 1	
38	救 護	松戸市災害時医療救護活動についての協定書	(一社) 松戸市医師会	S56. 8. 1	医療活動に関する協力
39			(公社) 松戸歯科医師会	H7. 7. 20	歯科医療に関する協力
40			(一社) 松戸市薬剤師会	H11. 4. 1	医療救護活動に関する協力
41		災害時における助産師による支援活動協力に関する協定	(一社) 千葉県助産師会	H28. 3. 30	妊産婦等を支援する助産師の派遣
42		松戸市災害時応急救護活動についての協定書	(公社) 千葉県柔道整復師会松戸支部	H9. 1. 17	応急救護衛生材料等の提供
43	避難所 関連	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング (株)	H26. 5. 20	東電柱に設置する民間広告看板と併せて避難場所等の案内表示を記載
44		災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	(株) バカン	R4. 5. 20	避難所の混雑状況を公開できるシステムの提供
45	応急建設業務	災害時における応急建設業務に関する協定書	松戸建築組合	H10. 11. 1	応急仮設住宅建設・被災住宅の応急修理
46		災害時における公共施設の応急補修、応急仮設住宅の建設、その他の応急対策の協力に関する協定書	全建総連千葉土建一般労働組合松戸支部	H18. 12. 5	公共施設の応急補修・応急仮設住宅の建設等
47		災害時における木材の提供に関する協定書	松戸鎌ヶ谷木材同業組合	H10. 9. 1	木材の提供
48	搬送活動・ 情報収集及び傷病者搬送	災害時における航空機出動に関する協定	朝日航洋 (株)	S60. 7. 1	防災活動に必要な航空機の出動
49		災害時における搬送活動及び情報提供に関する協定書	松戸地区タクシー運営委員会	H9. 9. 30	傷病者等の緊急搬送及び災害情報の提供
50			京成バス (株)	H9. 9. 30	傷病者 (多数) 等の緊急搬送及び災害情報の提供
51			松戸新京成バス (株)	H9. 9. 30	
52			東武バスイースト (株)	H9. 9. 30	
53		災害時における自動車の貸渡しに関する協定	(株) カクタ	R1. 10. 1	災害対策に係る活動に使用する車両の提供等
54		災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定	(株) ジェイコム千葉 東葛・葛飾局	R2. 2. 1	災害発生時における地域のための人員及び車両等の提供
55		災害発生時における松戸市と松戸市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便 (株) 松戸郵便局	H29. 10. 5	災害時の情報収集、応急活動の相互協力
56		災害時における無人航空機による支援活動に関する協定	(株) BFHD、ドローン・エージェンツカンパニー (株)	R3. 7. 1	災害時の情報収集、災害地図作成等の支援
57			(株) 昭和精機	R4. 11. 21	
58			赤帽首都圏軽自動車運送協同組合千葉県支部	H9. 8. 27	
59	物資輸送等		(一社) 千葉県トラック協会松戸支部	H9. 9. 30	収容避難場所等への物資輸送
60		災害時における応急活動の協力に関する協定書	(特非) 千葉レスキューサポートバイク	H18. 4. 1	
61		災害における物資供給及び物資集配拠点の運営の協力に関する協定	ヤマト運輸 (株)	H28. 8. 17	物流専門家の派遣及び物資配送業務
62		災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便 (株) 東関東支店	R4. 9. 30	支援物資の受入及び配送等

災害協力関係

No.	区分	災 害 協 定 名	協 定 先	締結日	協 力 内 容
63	ゴミ処理	災害時等における塵芥収集運搬業務に関する協定	松戸市環境清掃協業組合	※年次更新	災害時におけるごみの収集・運搬
64			松戸市一般廃棄物処理事業協同組合	※年次更新	
65	処理 ゴミ	災害時等におけるし尿収集運搬業務に関する協定	市内浄化槽清掃業許可業者 11 社	※年次更新	災害時におけるごみの収集・運搬
66	資 葬 供 祭 給 物	災害時における葬祭物資の供給等に関する協定書	松戸葬祭業同業組合	H12. 12. 20	遺体の収容、柩、ドライアイス等の提供
67			(一社) 全日本冠婚葬祭互助協会	H12. 12. 20	
68			千葉中央葬祭業協同組合	H23. 12. 6	
69	要配 慮者 関係	障害者等を対象とした避難所施設使用に関する協定	千葉県立つくし特別支援学校他 2 校	H28. 2. 12	二次福祉避難所の開設及び運営
70		災害時における二次福祉避難所の開設及び運営に関する協定	(福) 松栄会 ひまわりの丘他 18 施設	H28. 2. 12	
71			(福) 陽光会 東松戸ヒルズ	H28. 4. 8	
72			(福) 白寿会 プレミア東松戸他 2 施設	H29. 12. 5	
73			(社福) 清和園 セイワ松戸 (社福) 草加福祉会 アウル大金平	R2. 3. 1	
74		災害時における福祉避難所等への介護福祉士の派遣に関する協定	(公社) 日本介護福祉士会	H28. 8. 17	介護福祉士の派遣
75		災害時等における外国人支援に関する協定	(公財) 松戸市国際交流協会	R5. 10. 23	平時は外国人への防災意識の普及・啓発 災害時は窓口設置等
76	施設等の提供	災害時における一時避難場所等の提供に関する覚書	国立大学法人千葉大学	H22. 3. 8	一時避難場所としての施設提供
77		災害時における施設等の提供協力に関する協定書	松戸公産 (株)	H21. 4. 13	競輪場施設のトイレ、駐車場の開放
78		大規模災害時等における協力体制に関する基本協定	学校法人日通学園 流通経済大学	H24. 2. 8	大学施設の一部を市民及び帰宅困難者等の安全確保のための避難施設としての提供等
79		災害時における避難所等の提供に関する協定書	市内千葉県立高校 7 校	H25. 3. 28	災害時における施設の一時避難場所・収容避難所としての使用
80			学校法人専修大学松戸高等学校	H26. 1. 22	
81			日本大学松戸歯学部	H26. 4. 1	
82			(公財) ニッセイ聖隷健康福祉財団	H26. 12. 24	
83		大規模水害時における施設等の提供協力に関する協定	松戸公産 (株)	R2. 9. 24	大規模水害時における施設等の提供
84		大規模水害時における施設等の提供協力に関する協定	松戸商工会議所	R3. 11. 16	洪水災害時における施設の一時避難場所としての使用
85			SKビルディング (株)	R4. 9. 1	
86			トラスコ中山 (株)	R4. 9. 30	
87			(株) サントロペ	R4. 9. 30	
88		災害時における被災者への一時的な施設等の提供に関する協定	(株) ヤオコー	R6. 4. 1	一時的な施設・駐車場の提供
89	燃料供給	災害時における燃料の供給に関する協定書	千葉県石油商業協同組合松戸支部	H10. 11. 1	ガソリン・軽油・灯油の供給
90			(公社) 千葉県LPガス協会松戸支部	H10. 11. 1	プロパンガスの供給
91		災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書	千葉トヨタ自動車 (株)	R3. 4. 22	電力の供給
92	応急 復旧	災害時における道路、橋梁等の応急修理、障害物の除去その他の応急措置等に関する協定書	松戸建設業協同組合	H17. 4. 1	道路・橋梁等の応急修理、障害物の除去、その他応急措置

災害協力関係

No.	区分	災 害 協 定 名	協 定 先	締結日	協 力 内 容
93	応急復旧	災害時における道路、橋梁等の応急修理、障害物の除去その他の応急措置及び簡易トイレ等の貸出しに関する協定	(株) DAYS	R5. 11. 1	道路・橋梁等の応急修理、障害物の除去、その他応急措置及び簡易トイレ等の貸出し
94		災害時における公共施設内電気設備の応急復旧対策の協力に関する協定書	松戸市電業協会	H18. 5. 23	公共施設内電気設備の応急復旧
95		災害時等における大型土のうの設置等に関する協定	(株) クマガイ工業	H25. 12. 27	大型土のうの提供
96		災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド (株)	R3. 2. 16	広範囲の長期間停電が発生した時の早期復旧及び事前対応
97	その他	災害発生時における放送要請に関する協定	(株) ジェイコム東葛・葛飾局	H24. 7. 5	災害情報の放送要請に関するもの
98		災害時における被災者探索及びし尿の収集運搬等の応急活動に関する協定書	東葛環境整備事業協同組合	H22. 5. 7	被災者探索及びし尿の収集・運搬、その他応急措置
99		災害時における飲料水の水質検査に関する協定書	(一社) 松戸市薬剤師会	H8. 4. 1	飲料水の水質検査
100		松戸市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書	(福) 松戸市社会福祉協議会	H25. 5. 24	災害ボランティアセンター設置・運営に関するもの
101		災害に係る情報発信等に関する協定	LINE ヤフー (株)	H28. 2. 12	運営サイト上に平時からの避難所情報等の掲載と、災害時のキャッシュサイトの提供等
102		災害時における浴場の使用等に関する協定について	千葉県公衆浴場業生活協同組合 松戸市公衆浴場組合	H29. 1. 19	災害時における浴場の使用・生活用水の提供
103		松戸市防災行政無線(移動系)の設置に関する協定について	東日本旅客鉄道 (株) 東京支社	H29. 11. 6	防災行政無線(移動系)の設置等
104		災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定	千葉県理容生活衛生同業組合松戸支部	H30. 10. 15	災害時における避難所、福祉避難所での理容ボランティア
105		災害時における家屋被害認定調査等に関する協定	千葉県土地家屋調査士会	H30. 10. 17	被害家屋調査及び市民相談の補助
106		災害時における支援協力に関する協定	千葉県行政書士会	H31. 2. 14	災害時における行政書士業務の提供
107		災害時等における消防用水の供給支援に関する協定	千葉北部生コンクリート協同組合	R2. 4. 22	災害時等における消防用水の供給
108		災害時における松戸駅西口地下駐車場の浸水対策としての警戒措置等に関する協定	輝建設 (株)	R1. 10. 15	浸水対策としての警戒活動に関するもの
109		災害時における動物救護活動に関する協定書	東葛地域獣医師会	H29. 3. 29	災害時における動物救護活動
110		災害時における防疫措置等に関する協定書	イカリ消毒 (株) 松戸営業所、トキワ消毒 (有)、(株) ダスキン誠実	R2. 4. 1(※年次更新)	災害時における防疫措置等
111		災害配備体制時における職員用物資の供給に関する協定	森紅、(株) ファミリーマート	R6. 2. 1	災害時における職員用物資の供給

災害危険箇所等

浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる地下街・要配慮者関連施設一覧

(注) 江戸川、利根運河、坂川・坂川放水路は、国管理区間の洪水浸水想定区域を示す。

坂川・新坂川、真間川は、県管理区間の洪水浸水想定区域を示す。

高潮は、県の高潮浸水想定区域を示す。

土砂は、「◎」が土砂災害特別警戒区域、「○」が土砂災害警戒区域を示す。

1 地下街

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・坂川放水路	坂川・新坂川	真間川	高潮	備考
1	松戸駅西口地下駐車場	本町24の3	367-5553	○		○	○		○	

2 要配慮者利用施設

(1) 保育園・幼稚園

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・坂川放水路	坂川・新坂川	真間川	高潮	土砂
1	上本郷保育園	上本郷 2292	366-0675	○	○	○	○	○		
2	つばみ保育園	上矢切 1101-2	368-7811	○	○	○	○	○	○	
3	松戸南保育園	小山 523-5	368-0366	○	○	○	○	○	○	
4	さわらびこども園	栄町 3-185-1	362-1530	○	○	○	○		○	
5	新松戸中央保育所	新松戸 3-111	344-7221	○	○	○	○		○	
6	新松戸グレース保育園 ベビーホーム	新松戸 6-118-1	344-3222	○	○	○	○	○	○	
7	新松戸北保育所	新松戸 7-145-3	346-5161	○	○	○	○	○	○	
8	小金西グレース保育園	新松戸北 2-11-3	345-4994	○	○	○	○	○	○	
9	新松戸南部保育所	新松戸南 2-17	344-0010	○	○	○	○	○	○	
10	松戸ひばり保育園	西馬橋 1-28-16	346-0336	○	○	○	○	○	○	
11	いわさき保育園	西馬橋 3-49-2	341-0941	○	○	○	○	○	○	
12	馬橋西保育所	西馬橋広手町 123	344-8001	○	○	○	○	○	○	
13	古ヶ崎第二保育所	古ヶ崎 1-1994-2	363-4044	○	○	○	○	○	○	
14	古ヶ崎保育所	古ヶ崎 4-3617	367-9981	○	○	○	○	○	○	
15	いわさき第二幼稚園	旭町 2-300	346-3164	○	○	○	○	○	○	
16	清風幼稚園	馬橋 2547	341-2469	○	○			○		
17	さかえ幼稚園	栄町 4-252	361-0532	○	○	○	○	○	○	
18	新松戸幼稚園	新松戸 3-256	344-4199	○	○	○	○	○	○	
19	第二かきのき幼稚園	新松戸 5-191	345-4722	○	○	○	○	○	○	
20	いわさき幼稚園	西馬橋 2-6-23	342-8706	○	○	○	○	○	○	
21	北部幼稚園	根本 190	367-3121	○	○	○	○		○	
22	第一平和保育園	松戸 2283-2	367-0123	○						
23	けやきの森保育園まばし	新作 1-1035-2	330-0084	○						
24	小金北保育所	中金杉 3-192	344-4155	○						
25	みなみ新松戸保育園	新松戸 1-82	340-3730	○						
26	ゆいまーる保育園	松戸 1129-1 ニューパリスビル 1F	362-2215	○						◎
27	ゆいまーる保育園中和倉	中和倉 175-2	712-1507	○						
28	第二平和保育園	松戸 1394	367-0105	○					○	
29	保育園きぼうのたから	本町 13-9	308-3088	○	○	○	○		○	
30	東進ポップキッズ	新松戸 1-345-2	340-3434	○						
31	保育園きぼうのつばさ	根本 12-16	710-9939	○			○		○	
32	大金平グレース保育園	大金平 3-132-1	382-6181	○						
33	ゆめのみ保育園	西馬橋蔵元町 134-1	701-7755	○	○	○	○		○	
34	ナーサリースクールいずみ 新松戸	新松戸北 1-11-15	382-6612	○		○	○			
35	新松戸ゆいのひ保育園	新松戸 4-31-1	711-6655	○	○	○	○		○	
36	ケヤキッズベビールーム	本町 12-17 秋本ビル 101	368-5120	○		○	○		○	
37	へいわオリーブ保育室	松戸 1344-1 エンデュランス松戸 1F	712-1933	○						○
38	さわらびこども園 北松戸ルーム	上本郷 867-5 サポーレ北松戸 101	712-2180	○		○	○			
39	さわらびドリームこども園 馬橋ルーム	馬橋 179-1 馬橋ステーションモール 1F B2	712-1745	○	○	○	○		○	

災害危険箇所等

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・坂川放水路	坂川・新坂川	真間川	高潮	土砂
82	オハナキッズルーム馬橋	西馬橋相川町1 クレインヒルズ101	394-4576	○	○	○	○		○	
83	こすもすベビールーム 新松戸ゆりのき通り	新松戸3-270 サンハイム光洋1F	710-0826	○	○	○	○		○	
84	フレンドキッズランド 東松戸園	東松戸4-8-6	701-7695					○		
85	松戸いずみ幼稚園	上本郷2794	363-3289	○						○
86	へいわ野のはな保育園	松戸1331-10	710-0355	○					○	
87	松戸ゆいのひ保育園	本町13-20	712-0800	○	○	○	○		○	
88	エンゼルさつき保育園馬橋	馬橋312-3	710-0565	○	○		○			
89	エンゼルさくら保育園松戸	本町20-10	382-6277	○	○	○	○		○	
90	こすもすベビールーム 新松戸ゆりのき通り 第2ルーム	新松戸3-270 サンハイム光洋1F	710-0650	○		○	○		○	

(2) 学校

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・坂川放水路	坂川・新坂川	真間川	高潮	土砂
91	旭町小学校	旭町1-20-2	345-1177	○	○	○	○		○	
92	河原塚小学校	河原塚47-1	392-5100					○		
93	古ヶ崎小学校	古ヶ崎4-3620-1	364-5118	○	○	○	○		○	
94	幸谷小学校	幸谷212-2	344-6765	○						
95	北部小学校	根本217	363-5251	○	○	○	○		○	
96	新松戸西小学校	小金1180	344-1061	○	○	○	○		○	
97	南部小学校	小山148	363-5171	○	○	○	○		○	
98	中部小学校	松戸2062	363-4191	○	○	○	○		○	
99	上本郷第二小学校	上本郷2677	367-3413							◎
100	新松戸南小学校	新松戸6-301	343-3275	○	○		○		○	
101	馬橋北小学校	新松戸南2-1	344-8586	○	○		○		○	
102	横須賀小学校	新松戸北2-13-1	344-4040	○	○	○	○		○	
103	馬橋小学校	西馬橋1-12-1	341-1218	○	○		○		○	
104	小金北小学校	殿平賀270	343-1263	○						
105	旭町中学校	旭町1-150	342-3651	○	○	○	○		○	
106	河原塚中学校	河原塚190	391-6161							○
107	第一中学校	岩瀬587	363-4171							○
108	古ヶ崎中学校	古ヶ崎2515-1	366-0420	○	○	○	○		○	
109	新松戸南中学校	新松戸南2-124	344-0188	○	○		○		○	
110	小金中学校	新松戸北2-16-11	341-0646	○	○	○	○		○	
111	第三中学校	馬橋2080	341-5195	○						○
112	小金北中学校	幸田206	348-5700	○	○	○				
113	聖徳大学附属小学校	秋山600	392-3111					○		
114	光英 VERITAS 中学校	秋山600	392-8111					○		
115	矢切特別支援学校	中矢切54	312-3010	○	○	○	○		○	
116	旧古ヶ崎南小学校	古ヶ崎1-3073	番号なし	○		○				

(3) 障害者福祉施設

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・坂川放水路	坂川・新坂川	真間川	高潮	土砂
117	福祉作業所ウィング	竹ヶ花西町306-1	047-331-5024	○	○	○	○		○	
118	ビオラ工房	松戸1485 メゾントーカン1・2F	331-6018	○	○	○		○	○	
119	ほくと	根本79 谷口ビル1階	711-8835	○	○	○	○		○	
120	生活介護事業所 アウーの アトリエ松戸中和倉	中和倉194-9	710-9853	○						
121	喜楽家	馬橋2986	344-9951	○						
122	キッズフロンティアⅡ番館	新作240-3 プレメンスト2F	349-1841	○						○
123	Cocorport 新松戸駅前Office	新松戸1-439-8 新松戸岡田ビル5F	710-9071	○	○	○	○		○	

災害危険箇所等

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・坂川放水路	坂川・新坂川	真間川	高潮	土砂
124	ミラトレ新松戸	新松戸 2-18 長谷川ビル 6F	349-3410	○		○	○		○	
125	ワークスタジオ松戸	新松戸 3-91 セチュールビル 201	701-7798	○	○	○	○		○	
126	ディーキャリア 新松戸オフィス	新松戸 4-37 野沢天 祐堂第 2 ビル 5F	701-8770	○	○	○	○		○	
127	就労移行支援事業所 リンクス松戸	根本 6-1 シェモア松戸 2F	712-2444	○		○	○		○	
128	ウェルビー松戸センター	本町 14-2 松戸第一生命ビル 6F	703-3636	○		○	○		○	
129	ウェルビー松戸 第 2 センター	本町 14-1 松戸本町ビル 2F	712-0507	○		○	○		○	
130	エナベル松戸	本町 19-14 平野第 2 ビル 3F	369-7991	○		○	○		○	
131	L I T A L I C O ワークス 松戸	松戸 1307-1 松戸ビル 5F	367-1813	○	○	○	○		○	
132	L I T A L I C O ワークス 松戸西口中通	松戸 1834-15 キュービック松戸ビル 1F	362-6260	○			○		○	
133	L I T A L I C O ジュニア 松戸教室	本町 23-5 土屋ビル 6F	330-2330	○		○	○		○	
134	株式会社 CBS	西馬橋幸町 2 松戸シティハイツ 1F	342-8289	○	○	○	○		○	
135	総活躍 松戸	上本郷 858-4 北松戸駅西口ビル 4F	308-2020	○		○	○		○	
136	福祉事業部「結」	上本郷 86	331-7100	○	○	○	○		○	
137	あるば	松戸 1879-24	703-1236	○			○		○	
138	えるあいサポート	新松戸 4-65-1 アイビス新松戸ビル 201	710-9955	○	○	○	○		○	
139	あじょうだ	根本 141-4 フローラル松戸 402	367-0800	○	○	○			○	
140	オレンジハウス	新松戸 7-214-105	711-8459	○	○	○	○		○	
141	ハビー松戸西口教室	本町 19-14 平野第 2 ビル 2F	703-8381	○		○	○		○	
142	わくわくクラブ	新松戸 2-9 トレノ新松戸 2F	344-3055	○	○	○	○		○	
143	わくわくクラブエース	新松戸四 4-35 興学 社学園新松戸ビル 3F	344-5225	○	○	○	○		○	
144	スターギフト	新松戸北 2-2-14 すずらん健美クラブ 1F	711-9657	○	○	○	○		○	
145	ゆったり	古ヶ崎 3-3322-2	048-212-2 527	○	○	○	○		○	
146	あらた松戸事業所	栄町西 2-865	710-3780	○	○	○	○		○	
147	プレジール秋桜	栄町西 3-991-15	703-7210	○	○	○	○		○	
148	通所支援ベルテール 松戸馬橋園	西馬橋 1-35-14	718-4019	○	○	○	○		○	
149	えがいの教室新松戸南	西馬橋 2-12-4	345-3330	○	○	○	○		○	
150	運動遊びと療育支援 こどもプラス新松戸教室	新松戸 3-219 C S ビル 201	369-7650	○	○	○	○		○	
151	こばんはうす さくら新松戸教室	新松戸 4-84 貴和ビル 2F	711-8217	○	○	○	○		○	
152	このこのリープ秋山	秋山 738-3	382-5750					○		
153	アサヒファンレイズファーム 松戸	上本郷 700-3	703-7333	○	○		○		○	
154	ニューロワークス 新松戸 センター	新松戸 1-426 BEARE 新松戸 BLDG 3F B 号室	712-0480	○	○		○			
155	馬橋児童発達支援事業所	西馬橋幸町 2 松戸シティハイツ 201	710-7547	○	○	○	○		○	
156	こすもすカレッジジュニア 新松戸教室	新松戸 1-448-2 藤喜ビル 2F	375-8091	○					○	
157	どらせなきつず	新松戸 4-232-3	723-9993	○	○	○	○		○	
158	まるたらんち	栄町西 4-1158-3	375-8910	○	○	○	○			
159	からふる K i d s 松戸	新作 240-3 フ・レメンスト 101 号室	711-6839	○						○

災害危険箇所等

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・坂川放水路	坂川・新坂川	真間川	高潮	土砂
160	コペルプラス馬橋教室	松戸市西馬橋蔵元町104-2 フェリス蔵元2F A号室	710-7683	○	○	○	○		○	
161	TAKUMI 新松戸	新松戸南1-355 サクトワンビル1階	382-6606	○	○		○		○	
162	ネイスふらす新松戸校	新松戸2-2 兵藤プラザ202	369-7723	○	○		○		○	
163	こぼんはうすさくら新松戸第2教室	新松戸6-32	712-1510	○	○		○		○	
164	とばり農園	栄町西5-1366-6	361-2109	○	○	○			○	
165	就労移行支援事業所、就労移行ITスクール松戸	松戸1307-1	707-3335	○	○	○			○	
166	みらいず 松戸	本町14-1 松戸本町センタービル3-F	710-5977	○	○	○			○	
167	みらいず 馬橋	西馬橋蔵元町183 シティプラザII201	375-8655	○		○	○		○	
168	シュウエール新松戸	新松戸5-158-1 新松戸第2すずらんビル2階	710-7473	○	○	○	○		○	
169	ドリカムサポート新松戸	新松戸4-36-2	712-1100	○	○	○	○		○	
170	キッズフロンティアⅢ番館	西馬橋相川町1 クレインヒルズ1F	711-7901	○	○	○	○		○	
171	クラルテ 松戸	松戸1307-1 9階	271-0092	○			○		○	
172	児童発達支援・放課後等デイサービス ふらん新松戸	新松戸3-5 ペガサスビル2F	340-6660	○	○	○	○		○	
173	フルーツバスケット	根本323-1R FIELDS MATSUDO 1階	382-6313	○	○	○	○		○	

(4) 高齢者福祉施設

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・坂川放水路	坂川・新坂川	真間川	高潮	土砂
174	特別養護老人ホーム陽光苑	旭町2-238	348-1866	○	○	○	○	○	○	
175	特別養護老人ホーム秋桜	栄町西3-1036-2	703-1275	○	○	○	○		○	
176	特別養護老人ホーム緑風園	和名ヶ谷1484	392-2900	○	○	○	○	○		
177	特別養護老人ホーム松戸陽だまり館	幸田111	374-6311	○		○	○			
178	特別養護老人ホームなでしこ	中矢切259-1	312-3033	○		○	○		○	
179	特別養護老人ホームアウル大金平	大金平3-155	382-6011	○						
180	特別養護老人ホーム芙蓉園	幸田153	711-5565	○		○	○			○
181	特別養護老人ホームセイワ松戸	大橋89	382-6161					○		
182	介護老人保健施設 偕楽園	西馬橋幸町23	340-1300	○	○	○	○		○	
183	介護老人保健施設 まつど徳洲苑	幸田180-1	309-7172	○		○	○			
184	ケアハウス サンシャイン	旭町2-270-1	374-6211	○	○	○	○	○	○	
185	ケアハウス なでしこ	馬橋1435-8	309-8883	○	○	○		○		
186	エルダーホーム松戸	樋野口699	331-8300	○	○	○	○		○	
187	エルダーホーム上本郷	上本郷1464	309-7900							◎
188	エルダーホーム 新松戸	三ヶ月1234	330-5801	○						
189	エルダーホーム 新松戸式番館	二ツ木1468-1	330-5500	○						
190	かぜのおと	中和倉161-7	718-1852	○						
191	SOMPOケア ラヴィール松戸	馬橋312-1	347-4165	○						
192	グレースメイト松戸	旭町1-193	330-5557	○	○	○	○		○	
193	グループホームユウカリ新松戸式番館	新松戸6-191	702-7881	○	○	○	○		○	

災害危険箇所等

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・ 坂川放水路	坂川・ 新坂川	真間川	高潮	土砂
194	あさひガーデン松戸	栄町西 3-1066	331-6541	○	○	○	○		○	
195	島村洗心苑	和名ヶ谷 660	392-3946					○		
196	サンセット豊夢	河原塚 146-1	391-1881					○		
197	アイホームまつど中央	岩瀬 595-1	367-0088							◎
198	メディクスケアホーム松戸	松戸 1063-1	366-0072	○						◎
199	ジャンティエス松戸	樋野口 771	360-8383	○	○		○		○	
200	ケアレジデンス松戸	樋野口 756	711-7485	○	○		○		○	
201	グループホームあゆみ	大金平 5-365-1	710-3571	○		○	○	○		
202	ショートステイセンター エルケア	新松戸 3-114	309-2711	○		○	○	○	○	
203	ミモザ新松戸	新松戸 4-119-2	343-8161	○		○	○	○	○	
204	ニチイケアセンター河原塚	和名ヶ谷 9-2	703-5451					○		
205	認知症対応型共同生活介護 サンパティオ	旭町 2-271-2	710-4186	○		○	○		○	
206	小規模多機能型居宅介護サ ンパティオ	旭町 2-271-2	710-4186	○		○	○		○	
207	グループホームかがやき新 松戸	旭町 4-1150-3	710-7773	○		○	○		○	
208	松戸グループホームそよ風	馬橋 530-2	340-1800	○		○	○		○	
209	エスケアホーム松戸	馬橋 2844	312-1550	○		○	○			
210	エスケアライフ松戸	馬橋 2844	312-1551	○		○	○			
211	わいわい豊夢栄町	栄町西 1-851-4	393-8992	○		○	○		○	
212	グループホームユーカリ新 松戸	新松戸 6-186	369-6631	○	○	○	○		○	
213	看多機かえりえ河原塚	河原塚 69-1	050-1753- 4348					○		

(5) 病院・医院（有床に限る）

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・ 坂川放水路	坂川・ 新坂川	真間川	高潮	土砂
214	松戸整形外科病院	旭町 1-161	344-3171	○	○	○	○	○	○	
215	大川レディースクリニック	馬橋 1902	341-3011	○						
216	日本大学松戸歯学部附属病院	栄町西 2-870-1	360-7111	○	○	○	○	○	○	
217	新松戸中央総合病院	新松戸 1-380	345-1112	○			○			
218	東葛クリニック病院	樋野口 865-2	364-5121	○	○	○	○	○	○	

避難関係

No	施設・場所名	住所	指定緊急避難場所(対象とする異常な現象)							指定 避難所
			洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	大規模 火事	内水 氾濫	
91	馬橋小学校	西馬橋 1-12-1	△	○	△	○		○	○	○
92	旭町小学校	旭町 1-20-2	△	○	△	○		○	○	○
93	小金中学校	新松戸北 2-16-11	△	○	△	○		○	△	○
94	新松戸南中学校	新松戸南 2-124	△	○	△	○		○	○	○
95	旭町中学校	旭町 1-150	△	○	△	○		○	○	○
96	県立小金高等学校	新松戸北 2-14-1	△	○	△	○		○	△	○
97	県立松戸馬橋高等学校	旭町 1-7-1	△	○	△	○		○	○	○
98	小金北市民センター	中金杉 2-159-2	○	○	○	○			△	○
99	小金市民センター	小金きよしヶ丘 3-1-1	○	○	○	○			○	○
100	小金原体育館	小金原 6-4-1	○	○	○	○			△	○
101	小金原市民センター	小金原 6-6-2	○	○	○	○			○	○
102	常盤平市民センター	常盤平 3-30	○	○	○	○			○	○
103	八柱市民センター	牧の原 1-193-6	○	○	○	○			○	○
104	松飛台市民センター	松飛台 210-2	○	○	○	○			○	○
105	五香市民センター	五香 2-35-5	○	○	○	○			○	○
106	常盤平体育館	常盤平松葉町 1-3	○	○	○	○			○	○
107	六実市民センター (別館含む)	六高台 3-71	○	○	○	○			○	○
108	東部市民センター	高塚新田 494-9	○	○	○	○			○	○
109	二十世紀が丘市民セン ター	二十世紀が丘中松町 2	○	○	○	○			○	○
110	総合福祉会館	上矢切 299-1	○	○	○	○			○	○
111	和名ヶ谷スポーツセン ター	和名ヶ谷 1360	○	○	○	○			○	○
112	明市民センター	上本郷 3018-1	○	○	○	○			○	○
113	稔台市民センター (別館含む)	稔台 7-1-5	○	○	○	○			○	○
114	勤労会館	根本 8-11	△	○	△	×			○	○
115	男女共同参画センター	本町 14-10	△	○	△	×			○	○
116	青少年会館樋野口分館	樋野口 543	△	○	△	○			○	○
117	八ヶ崎市民センター	八ヶ崎 5-15-1	△	○	○	○			○	○
118	新松戸市民センター	新松戸 3-27	△	○	△	○			△	○
119	馬橋市民センター	西馬橋蔵元町 177	△	○	△	○			△	○
120	青少年会館	新松戸南 2-2	△	○	△	○			○	○
121	松戸競輪場	上本郷 594	△	○	△	○		○	△	
122	馬橋東市民センター	馬橋 1854-3	△	○	○	○			○	○
123	古ヶ崎市民センター	古ヶ崎 4-3490	×	○	○	○			○	○
124	市民交流会館 (文化施設)	新松戸 7-192-1	×	○	△	○			○	○
125	市民交流会館 (運動施設)	新松戸 5-179-1	×	○	△	○			○	○
126	市民会館	松戸 1389-1	△	○	△	○		○	△	○

※「○」は指定基準を満たすもの(耐震基準や、浸水深 0m、土砂災害警戒区域にかからない、火事にあつては面積が 10h 以上)「△」は指定基準を一部満たすもの(洪水、内水は 2.3 階以上の建物である、土砂は建物の一部がかかる等)

松戸市避難所開設・運営マニュアル

自助・共助をめざした地域防災のために

令和6年2月修正

松戸市総務部危機管理課

防災関連施設等

備蓄品一覧

(令和6年3月末現在)

項目	物資名	数量	項目	物資名	数量
食糧・水	サバイバルフーズ6缶入	635箱	医薬品	医療資機材	27セット
	クッキー(7年)1箱100食	202箱	寝具	毛布	9,910枚
	アレルギーフリークッキー(5年)1箱6食	39箱		布団(敷掛セット)	500セット
	アルファ米	2,055箱	衛生用品	石鹸	1,361個
	梅がゆ	248箱		哺乳ビン	440本
	ペットボトル(500ml)	30,480本		おむつ(子ども用)	6,312枚
機材	浄水機	29台		おむつ(大人用)	3,800枚
	簡易水槽(1t)	69基		トイレットペーパー	9,424巻
	発電機(ガソリン)	121台		簡易組立式トイレ(テクレット)	1,195個
	発電機(カセットガス)	187台		障害者用組立トイレ	60個
	カセットガス	1,005本		組立トイレ(みんなでトイレ)	68個
	投光機一式(三脚付)	310台		組立トイレ(ベンクイック)	92個
	コードリール	173個		簡易トイレ(サニタクリーン)	390個
	トランジスターメガホン	302個		生理用品	7,056個
	強力ライト	369個		小物入れ	78個
	担架	204台		哺乳ビン用替え乳首	165個
	組立リアカー	71台		マンホールトイレ	609基
	エアテント	6個		マンホールトイレ用テント・ボックス	545張
	防水シート	1,360枚		マンホールトイレ障害者用テント・ボックス	64張
	救助道具セット	10式		簡易トイレ(ポータブルジョン)	70台
	自転車	21台		パーソナルテント	65台
	担架棒(2本/組)	10組	本部用	防災服(上)	2,101着
	ガスコンロ	170台		ヘルメット	2,155個
	ガソリン携行缶(10ℓ)	152缶		雨合羽	1,825着
	乾電池(単一)	502本		長靴	1,913足
	乾電池(充電用、単3)	44個		防災服(下)	2,045着
	発電機付投光器	7台	帰宅困難者用	帰宅困難者対策セット	4,600セット
	ランタン	1,183個			

防災関連施設等

備蓄品一覧

(令和6年3月末現在)

項目	物資名	数量	項目	物資名	数量
居 住 関 係	ポリタンク (18ℓ、20ℓ)	821 個	感 染 症 対 策 物 品	マスク (50 枚入)	1,65 セット
	ポリタンク (10ℓ)	62 個		消毒液	4,615 本
	給水バッグ (6 リットル)	2,325 個		ハンドソープ	1,541 本
	プラスチックコップ	52,060 個		非接触型体温計・乾電池セット	651 台
	ローソク	1,360 本		フェイスシールド	9,170 個
	バスタオル	4,546 枚		透明間仕切り・アクリル板 (受付)	665 枚
	給食用パック	6,300 個		間仕切りシート カーテン	1,260 枚
	ビニール手袋	315 個		クッションマット	1,725 枚
	ゴミ袋(可燃用)	630 枚		段ボールベッド	1,925 基
	ゴミ袋 (不燃用)	6,300 枚		防護服	3,804 枚
	軍手	3,138 双		ビニール手袋 100 枚 (50 組)	358セット
	トラロープ	131 巻		養生シート 17.5m	636 本
	湯沸しセット	74 セット		体調チェック用大型テント	212 基
	大ハンマー	20 本		ブルーシート	3,087 枚
	バール	10 本		キャリーケース	212 台
	ツルハシ	10 本		雑巾ふきん (10 枚)	378 セット
	スコップ	10 本		トイレセット 1 箱 (500 回袋)	261 箱
	ラジオ付ランプ	10 台		簡易ベッド	636 基
	シグナル誘導棒	30 本			
	延長コード	20 個			
	空気入れ	10 台			
	誘導棒	125 本			
	パーテーション	3,846 組			
	プライベートルーム	953 組			

情報連絡関係

防災関係機関等連絡先一覧

1 関係機関

機 関 名		連 絡 先	一般電話	FAX	県 防 災 行政無線	MCA 無 線
千 葉 県	東葛飾地域振興事務所	地域防災課	361-2111	367-4348	○	○
	東葛飾土木事務所	調整課	364-5980	362-4884	○	○
	企業局市川水道事務所松戸支所	料金管理課	368-6143	363-5340		
	松戸保健所	総務課	361-2121	367-7554	○	○
	西部防災センター		331-5511	331-5522	○	
	千葉県警察	松戸警察署	警備課	369-0110		○
		松戸東警察署	警備課	349-0110		○
指定 地方 行政 機関	関東地方 整備局	江戸川河川事務所	防災対策課	04-7125-7436	04-7123-1741	
			松戸出張所	343-3722	344-8919	○
		千葉国道事務所	管理第二課	043-287-0315	043-285-0412	○
			柏維持修繕出張所	04-7143-4230	04-7144-2063	
		首都国道事務所	工務課	362-4114		
	関東運輸局 千葉運輸支局		総務企画部門	043-242-7336	043-244-0760	
	関東農政局 千葉県拠点		地方参事官室	043-224-5611	043-227-7135	○
	関東森林管理局 千葉森林管理事務所		調整官	043-242-4656	043-242-4658	
	東京管区气象台 銚子地方气象台		防災業務課	0479-23-7705		○
	陸上自衛隊松戸駐屯地		需品学校企画室	387-2171		○
指定 公共 機関	東日本電信電話(株) 千葉事業部		千葉西支店	04-7162-4650	04-7162-7998	○
	東日本旅客鉄道(株)		松戸駅	360-1402	360-1402	○
	日本通運(株)		柏営業所	04-7191-5511	04-7191-5723	
	東京電力パワーグリッド(株)		東葛支社	0120-995-007	0120-995-606	○
	日本郵便 (株)		松戸郵便局	362-2357	363-9134	
	日本赤十字社 千葉県支部		救護福祉課	043-241-7531	043-248-6812	○
	日本放送協会 千葉放送局		企画総務	043-203-1001		○
指定 地方 公共 機関	(公社)千葉県LPガス協会		松戸支部	368-1200	368-1296	○
	京葉瓦斯(株) 供給企画部		災害対策室	04-7164-0581	04-7162-5254	○
	東武鉄道(株)		六実駅	387-6795	—	○
	新京成電鉄(株)		松戸駅	362-2014	—	
	新京成電鉄(株)		八柱駅	387-3451		○
	流鉄(株)		運輸区駅務担当区	04-7158-0117	04-7158-2274	○
	北総鉄道(株)		東松戸駅駅務区	392-3235	392-3235	
	(一社)千葉県トラック協会松戸支部		事務局	04-7139-6811	04-7139-6811	○
	東武バスセントラル(株)		沼南営業所	04-7193-2683	0471-93-2685	○
	京成バス(株)		松戸営業所	362-1256	364-8470	○
	松戸新京成バス(株)		本社	387-0388	389-8624	○
	千葉テレビ放送(株)		報道制作局	043-231-3111		
	(株)ベイエフエム		総務部	043-351-7878		○
公 共 的 団 体 等	(一社)松戸市医師会		事務局	368-2255	365-4915	○
	(公社)松戸歯科医師会		事務局	368-3553	365-4015	○
	(一社)松戸市薬剤師会		事務局	360-3600	360-3614	○
	(公社)千葉県柔道整復師会		松戸支部	366-8567	366-8567	○
	(福)松戸市社会福祉協議会			368-0503	368-0203	○
	(公財)松戸市国際交流協会			711-9511	308-6789	
	(公社)松戸市シルバー人材センター			330-5005	330-5008	
	(公財)松戸市文化振興財団			384-5050	384-5243	
	とうかつ中央農業協同組合		経済センター	341-5151	341-5154	
	松戸市漁業協同組合			362-3462		

同報系防災行政無線の自動放送文

震度4の場合	こちらは、松戸市役所です。ただ今、強い地震がありました。 皆さん、落ち着いて行動して下さい。 市では、情報収集体制 を強化します。 (以上繰り返し)
震度5弱の場合	こちらは、松戸市役所です。ただ今、強い地震がありました。 皆さん、落ち着いて行動して下さい。 まず身の安全を守り、火の始末をして下さい。 あわてて外に飛び出さないで下さい。戸や窓を開けて出口を確保して下さい。 落下物やブロック塀などに気を付けて、落ち着いて行動して下さい。 もう一度火の元、ガスの元栓を確かめて下さい。 今後のテレビ、ラジオの正しい地震情報を聞いて落ち着いて行動して下さい。 市では、 警戒配備体制 をとります。 (以上繰り返し)
震度5強の場合	こちらは、松戸市役所です。ただ今、非常に強い地震がありました。 皆さん、落ち着いて行動して下さい。 まず身の安全を守り、火の始末をして下さい。 あわてて外に飛び出さないで下さい。戸や窓を開けて出口を確保して下さい。 落下物やブロック塀などに気を付けて、落ち着いて行動して下さい。 もう一度火の元、ガスの元栓を確かめて下さい。 今後のテレビ、ラジオの正しい地震情報を聞いて落ち着いて行動して下さい。 今後も余震が続くと思われませんが、隣近所と助け合い安全を確保して下さい。 市では、 第1 配備体制 をとります。 (以上繰り返し)
震度6弱の場合	こちらは、松戸市役所です。ただ今、非常に強い地震がありました。 皆さん、落ち着いて行動して下さい。 まず身の安全を守り、火の始末をして下さい。 あわてて外に飛び出さないで下さい。戸や窓を開けて出口を確保して下さい。 落下物やブロック塀などに気を付けて、落ち着いて行動して下さい。 もう一度火の元、ガスの元栓を確かめて下さい。 今後のテレビ、ラジオの正しい地震情報を聞いて落ち着いて行動して下さい。 今後も余震が続くと思われませんが、隣近所と助け合い安全を確保して下さい。 市では、 第2 配備体制 をとります。 (以上繰り返し)
震度6強以上の場合	こちらは、松戸市役所です。ただ今、非常に強い地震がありました。 皆さん、落ち着いて行動して下さい。 まず身の安全を守り、火の始末をして下さい。 あわてて外に飛び出さないで下さい。戸や窓を開けて出口を確保して下さい。 落下物やブロック塀などに気を付けて、落ち着いて行動して下さい。 もう一度火の元、ガスの元栓を確かめて下さい。 今後のテレビ、ラジオの正しい地震情報を聞いて落ち着いて行動して下さい。 今後も余震が続くと思われませんが、隣近所と助け合い安全を確保して下さい。 市では、全職員を以って 第3 配備体制 をとります。 (以上繰り返し)

情報連絡関係

各部・各班の報告等一覧

1 県への報告事項

報告内容	組織名	報告様式
人的被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式 1 (人的被害)
住家等被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式 2 (住家等被害)
交通規制・道路被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式 3 (交通規制・道路被害)
その他の被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式 4 (その他の被害)
避難指示等に関する情報	市町村	様式 5 (避難指示等)
物資資源管理に関する情報	市町村	様式 6 (物資情報)
避難所・救護所等に関する情報	市町村	様式 7 (避難所等情報)
消防庁が指定する災害に関する情報 (災害年報関係)	市町村	消防庁様式 (災害即報 4 号様式)

※千葉県危機管理情報共有要綱 別表 3 「市町村、消防本部、警察本部における報告一覧表」より

2 災害救助法の帳簿等

帳簿等の種類	報告担当	備 考
救助の種目別物資受払状況	福祉 1 部	
避難所設置及び収容状況	市民部	
応急仮設住宅台帳	街づくり 1 部	
炊出し給与状況	経済振興部、文化スポーツ部	
飲料水の供給簿	水道部	
物資の給与状況	経済振興部、文化スポーツ部	
救護班活動状況	保健医療部	
病院診療所医療実施状況	病院部	
助産台帳	保健医療部	
被災者救出状況記録簿	警防部	
住宅応急修理記録簿	街づくり 1 部	
学用品の給与状況	教育 2 部	
埋葬台帳	保健医療部	
死体処理台帳	保健医療部	
障害物除去の状況	街づくり 1 部	住居障害物
輸送記録簿	財務班	
令第 10 条第 1 号～第 4 号に規定する者の 従事状況	保健医療部、街づくり 1・2 部、 建設部	医師、建築土木技術者等
令第 10 条第 5 号～第 10 号に規定する者の 従事状況	街づくり 1・2 部、建設部、財務 班	土木建築業者、自動車運送事業者等

3 松戸市の様式

様 式 名	報告担当	備 考
職員動員報告書	各部・各班	
参集途上の被害状況報告	各部・各班	
受信用紙	各部・各班	
発信用紙	各部・各班	
被害等の記録・処理票	各部・各班	
避難者カード	市民部、環境部、福祉 1・2 部、 教育 1・2 部	
物資受払簿	各部・各班	
義援金品領収書	財務班、福祉 1 部	
罹災届出証明 申請書	調査班	
罹災証明書	調査班	

議案第 2 号

令和 6 年度松戸市総合防災訓練について

【概要】

- 令和 6 年 1 1 月 9 日（土） 9 時から 1 2 時まで（予定）
- 訓練会場（メイン） 市立松戸高校
- 訓練想定 松戸市直下地震 マグニチュード 7.1 最大震度 6 強（松戸）
- 訓練項目
 - ・ 防災フェア（市立松戸高校）
 - ・ 学校救護所開設訓練（市立松戸高校）
 - ・ 福祉避難所開設訓練（調整中）
 - ・ 災害対策本部会議訓練（市役所）
 - ・ 物資供給訓練（南部市場）
 - ・ 通信訓練（指定避難所）
 - ・ 救出救助訓練（特殊災害対応訓練）（消防訓練センター）
 - ・ 緊急輸送訓練（調整中）
 - ・ 避難所訓練（市立小中学校、市民センター等）

1 総合防災訓練の考え方

大規模地震において、市として実施すべき実践的な訓練を実施し、発災当初の初動対応要領を確立するとともに、地域防災計画の有効性の検証を実施する。

この際、能登半島地震における自治体等の教訓を踏まえた実効性のある訓練の実施に努める。

2 重点項目

- （1）避難所直行職員等を指定避難所へ直行させるとともに、市立小中学校において「選択制」による避難所訓練を学校ごとに実施する。
- （2）学校救護所及び要配慮者のための福祉避難所の開設訓練を実施する。
- （3）各部から市長に被害状況等を報告する災害対策本部会議訓練を実施する。
- （4）総合防災訓練に合わせて、消防、自衛隊、警察等による救出救助訓練（特殊災害対応訓練）を消防訓練センターで実施する。
- （5）市民が楽しみつつ、防災の展示体験ができる「防災フェア」を実施する。

3 実施日時

令和 6 年 1 1 月 9 日（土） 9 時 0 0 分～1 2 時 0 0 分

4 訓練想定

午前9時00分、松戸市直下に大地震（マグニチュード7.1、市内震度6強）が発生

5 訓練会場

- （1）防災フェア : 市立松戸高校
- （2）学校救護所開設訓練 : 市立松戸高校
- （3）福祉避難所開設訓練 : 調整中
- （4）災害対策本部会議訓練 : 市役所別館1階災害対策室等
- （5）物資供給訓練 : 南部市場
- （6）通信訓練 : 指定避難所（市立小中学校、市民センター等）、支所
- （7）救出救助訓練 : 消防訓練センター
（特殊災害対応訓練）
- （8）緊急輸送訓練 : 調整中
- （9）避難所訓練 : 指定避難所（市立小中学校、市民センター等）

6 訓練概要

- （1）防災フェア
 - ① 自衛隊、消防、警察等の関係機関、協定団体等による特殊車両、資器材等の展示、体験
 - ② 音楽隊による音楽演奏
 - ③ 防火服の着用体験
 - ④ 地震・水害体験（VR、AR）
- （2）学校救護所開設訓練
 - ① 学校救護所の開設
 - ② トリアージ訓練
- （3）福祉避難所開設訓練
要配慮者のための福祉避難所を開設し、資器材の取り扱い訓練や情報集約を実施する。
- （4）災害対策本部会議訓練
発災の状況、市の対応方針、各部の対応について報告するための災害対策本部会議を実施する。
- （5）物資供給訓練
南部市場に支援物資を集約し、各避難所への輸送訓練を実施する。

(6) 通信訓練

避難所直行職員が避難所に直行し、災害対策本部へ情報を送信するMCA無線通信訓練を一斉に実施する。

(7) 救出救助訓練（特殊災害対応訓練）

総合防災訓練と連携し消防、自衛隊及び警察等による救出救助訓練を実施する。

(8) 緊急輸送訓練（調整中）

陸上輸送が困難な場合におけるヘリコプターによる輸送訓練を実施する。

(9) 避難所訓練【市立小中学校、市民センター等】

各学校、住民・自治会等が連携し次の5パターンから訓練内容を選択して避難所訓練を実施する。11月9日を基本に、地域の特性を考慮して、避難所ごとに年度内に実施する。また、物資供給訓練も実施する。

① 避難所運営ゲーム（HUG）の実施

実施対象は、教職員、住民・自治会等

② 防災備蓄品の確認・設置

パーテーションの取扱、緊急遮断弁による給水、マンホールトイレの設置、組立トイレの設置、簡易ベッドの組立等

③ 避難所開設レイアウトの設定

防災備蓄品の展開、避難所のレイアウト作成（通路・区割りの作成、受付の設置等）

④ 避難所開設・運営訓練

住民・自治会等参加による避難所の開設、住民の避難誘導、避難者の収容までを避難所運営委員会等の役割に応じて実施

⑤ 避難訓練（水平・垂直）

生徒、住民・自治会等を対象に各地域の特性に応じた避難訓練を実施

7 訓練参加・協力機関

(1) 防災関係機関（調整中）

(2) 協定団体等（調整中）

8 令和5年度総合防災訓練検証結果

(1) 避難所開設・運営訓練において避難所直行職員、近隣町会が連携した体験型の訓練を実施することにより実践的な訓練となり知識と技術の向上を図れた。

(2) 屋外において関係機関及び協定締結団体による展示体験型訓練を実施し、地域を担う各世代に対して防災について、理解が深まり防災意識の向上を

図れた。

- (3) 物資供給訓練にて、物資の集配及び供給により協定締結団体と連携強化が図れ、支援物資の受入れから避難所に届け受入れまで一連の流れを確認し理解が深まった。

【避難所開設】



【避難所運営】



【展示訓練 自衛隊】



【消火訓練 消防】



【トリアージ訓練】



【物資供給訓練】



議案第 3 号

松戸市災害時医療救護活動マニュアルの改訂について

【概要】

松戸市の組織改編やこれまでの訓練などの取組みを踏まえて、実情に合わせた改訂を行うとともに、能登半島地震での教訓内容をマニュアルに反映させるため修正を行います。

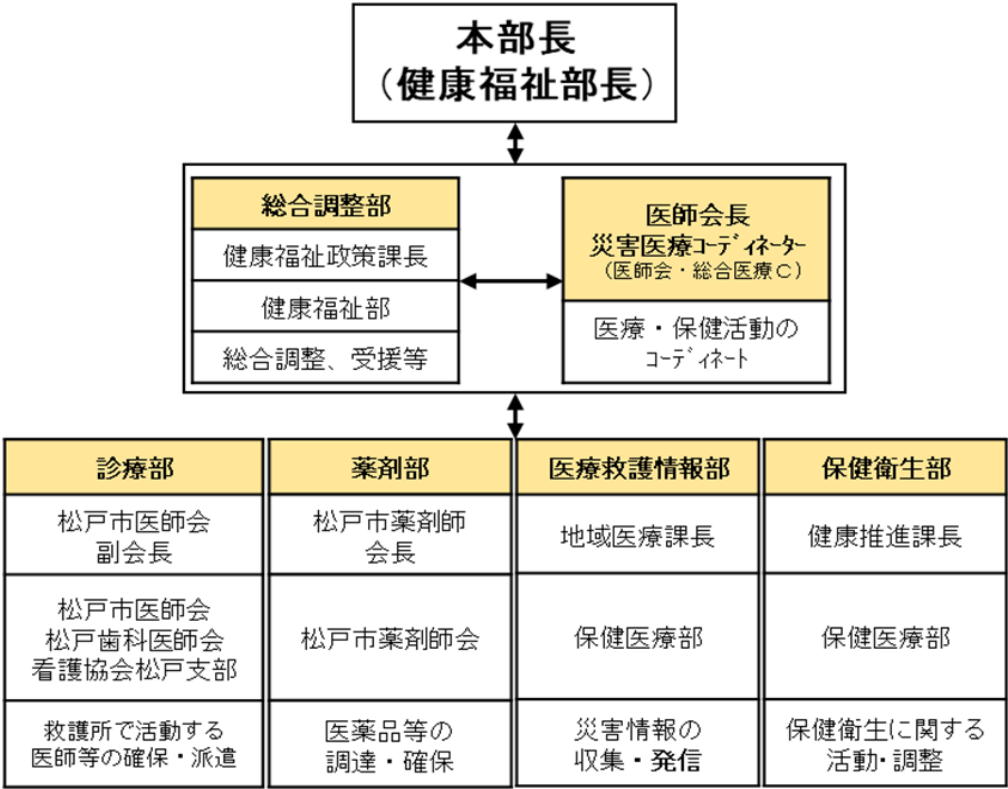
1. 改訂の視点

- (1) 市の組織変更にあわせた部署名の修正
- (2) 救護本部図上訓練の教訓を踏まえた救護本部体制の見直し
- (3) 能登半島地震の教訓から、家屋倒壊の危険度マップの掲載、受援体制の構築や災害関連死の予防に関する内容を更新
- (4) 個別避難計画作成等、在宅療養患者支援に関する平時の取組内容を追加
- (5) 遺体安置訓練の内容を踏まえた遺体の検死・検案・安置の手順の具体化

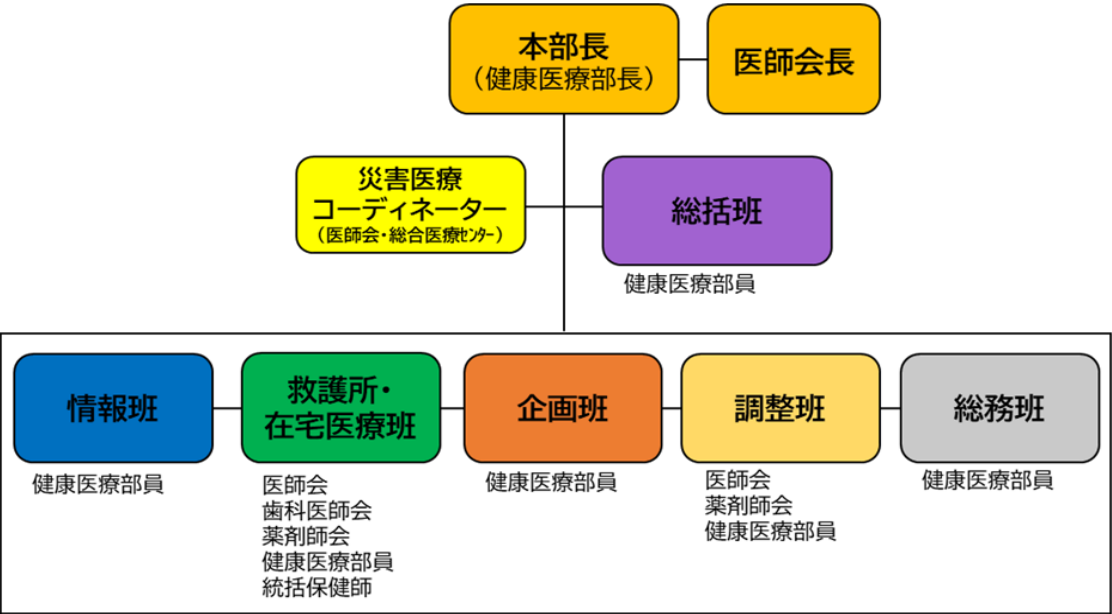
2. 主な改訂内容

- (1) 部署名の修正：健康福祉部→健康医療部（全体）
- (2) 建物被害の確率が高いエリアの明示：揺れによる建物全壊率、建物被害率を掲載（3p）
- (3) 救護本部内の編成の変更：別紙のとおり（7p、16p）
- (4) 受援に関する記載の追加：保健医療ニーズの収集と運用について掲載（12p、13p、16p）
- (5) 災害関連死等に関する記載の追加：[災害関連死]と具体的な疾患名を追加（13p、28p）
- (6) 被災地外医療機関とのオンライン診療に関して明示：今後その実施方法等の検討の必要があるため掲載（28p）
- (7) 在宅療養患者に関する平時の取組みの記載の追加：個別避難計画の作成、停電対応訓練や地域全体での支援体制構築の取組みについて掲載（28p、29p）
- (8) 遺体の検死等の手順に関する記載の追加：遺体安置所での検死、検案、身元確認、安置の流れを掲載（44p、45p）

現
行



改
訂
案



松戸市災害時医療救護活動マニュアル（改訂案）

新旧対照表

（令和 6 年 5 月）

松戸市災害時医療救護活動マニュアル改訂案 新旧対照表

改訂後ページ	改訂後	改訂前
全体	健康医療部	健康福祉部
表紙	松戸市災害時保健医療救護活動マニュアル	松戸市災害時医療救護活動マニュアル
目次	第1章 災害時保健医療の体制 第1節 本マニュアルの目的及び適用・・・・・・・・・・1 第2節 松戸市の地震被害想定・・・・・・・・・・1 第3節 松戸市の災害時保健医療体制・・・・・・・・・・6 第4節 千葉県災害医療本部との調整事項・・・・・・・・・・11 第2章 災害時保健医療の活動内容 第1節 災害時保健医療救護活動の基本方針・・・・・・・・・・12 第2節 部門別の活動内容・参集基準等・・・・・・・・・・14 第3節 松戸市救護本部の活動内容・・・・・・・・・・16 第4節 各医療機関の役割・・・・・・・・・・18 第5節 救護所の設置・・・・・・・・・・20 第6節 避難所の医療活動内容・・・・・・・・・・27 第7節 在宅療養患者に対する医療活動内容・・・・・・・・・・28 第8節 傷病者の搬送等・・・・・・・・・・30 第9節 医薬品・衛生材料の確保・搬送等・・・・・・・・・・31 第10節 情報収集・発信等・・・・・・・・・・32 第11節 外部支援チーム・ボランティアとの連携・・・・・・・・・・33 ＜削除＞ 第3章 災害時の具体的な医療救護活動内容 第1節 トリアージ・・・・・・・・・・34 第2節 軽症者の応急処置・・・・・・・・・・39 第3節 JMAT・・・・・・・・・・40 第4節 DMAT・・・・・・・・・・42 第5節 市内搬送拠点・・・・・・・・・・44 第6節 死体検視・検案等・・・・・・・・・・44 第4章 日頃の防災対策 第1節 救護本部等の環境整備・・・・・・・・・・46 第2節 救護本部等における配置要員・・・・・・・・・・47 第3節 訓練・・・・・・・・・・47	第1章 災害時保健医療の体制 第1節 本マニュアルの目的及び適用・・・・・・・・・・1 第2節 松戸市の地震被害想定・・・・・・・・・・1 第3節 松戸市の災害時保健医療体制・・・・・・・・・・5 第4節 千葉県災害医療本部との調整事項・・・・・・・・・・10 第2章 災害時保健医療の活動内容 第1節 災害時保健医療救護活動の基本方針・・・・・・・・・・11 第2節 部門別の活動内容・参集基準等・・・・・・・・・・12 第3節 松戸市救護本部の活動内容・・・・・・・・・・13 第4節 各医療機関の役割・・・・・・・・・・16 第5節 救護所の設置・・・・・・・・・・19 ＜新設＞ ＜新設＞ 第6節 傷病者の搬送等・・・・・・・・・・27 第7節 医薬品・衛生材料の確保・搬送等・・・・・・・・・・29 第8節 情報収集・発信等・・・・・・・・・・30 第9節 外部支援チーム・ボランティアとの連携・・・・・・・・・・31 第10節 在宅医療・避難所巡回・・・・・・・・・・31 第3章 災害時の具体的な医療救護活動内容 第1節 トリアージ・・・・・・・・・・34 第2節 軽症者の応急処置・・・・・・・・・・39 第3節 JMAT・・・・・・・・・・40 第4節 DMAT・・・・・・・・・・42 第5節 市内搬送拠点・・・・・・・・・・44 第6節 死体検案・検視等・・・・・・・・・・44 第4章 日頃の防災対策 第1節 救護本部等の環境整備・・・・・・・・・・46 第2節 救護本部等における配置要員・・・・・・・・・・47 第3節 訓練・・・・・・・・・・47

松戸市災害時医療救護活動マニュアル改訂案 新旧対照表

改訂後ページ	改訂後	改訂前
	第4節 連携・・・・・・・・・・・・・47 第5節 住民への啓発活動・・・・・・・・・・47 第5章 資料編・・・・・・・・・・・・・48	第4節 連携・・・・・・・・・・・・・47 第5節 住民への啓発活動・・・・・・・・・・47 第5章 資料編・・・・・・・・・・・・・48
2	第1章 災害時医療の体制 第1節 本マニュアルの目的及び適用 2 被害想定 想定地震による建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等の予測結果は次のとおり。約<u>5,000人</u>が死傷し、2万人以上が避難すると予想される。	第1章 災害時医療の体制 第1節 本マニュアルの目的及び適用 2 被害想定 想定地震による建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等の予測結果は次のとおり。約<u>6,000人</u>が死傷し、2万人以上が避難すると予想される。
3	<u>揺れが強い市の南西部で、建物の被害率が高い。また、軟らかい地盤の江戸川沿いの低地や谷底平野では、周辺より全壊率が高くなっている。さらに、古い建物の比率が多い地区でも全壊率が高い。</u> <u>(揺れによる建物全壊率)</u> <u>(揺れによる建物被害率)</u> <u><図></u> <u><図></u>	<u><新設></u>
6	第3節 松戸市の災害時保健医療体制 1 松戸市災害対策本部と救護本部の関係 <略> (1) 救護本部の構成団体 ① 松戸市保健医療部 <u>(健康医療部)</u> ② 松戸市医師会 ③ 松戸歯科医師会 ④ 松戸市薬剤師会 ⑤ 災害医療コーディネーター (2) 活動内容 ①～④ <略> ⑤ <u>在宅療養患者（人工呼吸器患者等）の被災状況の収集と必要な支援</u> ⑥ <u>関係機関への要員派遣等の協力・応援要請</u>	第3節 松戸市の災害時保健医療体制 1 松戸市災害対策本部と救護本部の関係 <略> (1) 救護本部の構成団体 ① 松戸市保健医療部 ② 松戸市医師会 ③ 松戸歯科医師会 ④ 松戸市薬剤師会 ⑤ 災害医療コーディネーター (2) 活動内容 ①～④ <略> <u><新設></u> ⑥ <u>関係機関への要員派遣等の協力・応援要請</u>
7	3 指示命令系統の体系及び関係機関・団体等の主な役割 (1) 指示命令系統 <u><図></u>	3 指示命令系統の体系及び関係機関・団体等の主な役割 (1) 指示命令系統 <u><図></u>

松戸市災害時医療救護活動マニュアル改訂案 新旧対照表

改訂後ページ	改訂後	改訂前
9	(2) 関係機関・団体等の主な業務 ①～⑧ <略> ⑨ 松戸警察署・松戸東警察署 業 務：松戸市災害対策本部との連携、震災警備、救出・救護活動、緊急輸送路交通規制、遺体の<u>検視・搬送</u> 等 ⑩～⑪ <略> ⑫ 災害医療協力病院（2次病院等） 病 院：新東京病院、新松戸中央総合病院、東葛クリニック病院、山本病院、五香病院、三和病院、松戸整形外科病院 <略> ⑬～⑰ <略>	(2) 関係機関・団体等の主な業務 ①～⑧ <略> ⑨ 松戸警察署・松戸東警察署 業 務：松戸市災害対策本部との連携、震災警備、救出・救護活動、緊急輸送路交通規制、遺体の搬送 等 ⑩～⑪ <略> ⑫ 災害医療協力病院（2次病院等） 病 院：新東京病院、新松戸中央総合病院、東葛クリニック病院、山本病院、五香病院、<u>東松戸病院</u>、三和病院、松戸整形外科病院 <略> ⑬～⑰ <略>
11	第4節 千葉県災害医療本部との調整事項 3 EMIS（広域災害救急医療情報システム）からの<u>情報収集</u> (1) <u>災害拠点病院・災害医療協力病院</u>の被災状況・傷病者の受入可否 (2) 広域搬送が必要な傷病者情報 (3) 被災地外医療機関の傷病者受入について	第4節 千葉県災害医療本部との調整事項 3 EMIS（広域災害救急医療情報システム）からの<u>情報閲覧</u> (1) 災害医療協力病院の被災状況・傷病者の受入可否 (2) 広域搬送が必要な傷病者情報 (3) 被災地外医療機関の傷病者受入について
12	第2章 災害時保健医療の活動内容 第1節 災害時保健医療救護活動の基本方針 1 超急性期（72時間以内） <u>(1) 救護本部の設置・活動</u> ○ 救護本部参集要員は、市域で震度5強以上の地震が観測された場合や市長の指示等があった場合、直ちに救護本部を設置する。 ○ 市災害医療コーディネーターは、<u>救護本部において</u>、市内の医療救護活動のコーディネートを行う。 ○ 救護本部は、関係機関と連携し、死傷者の発生場所・規模及び病院の被害の状況を収集し、当面の医療救護活動の対策を確立する。 ○ 救護本部は、被災状況を早期に確認し、どの病院前救護所および学校救護所を稼働させるかを速やかに決定し、救護所参集者に周知する。 ○ 救護本部は、毎日、市全体の被災と状況変化について<u>定期的な情報</u>をとりまとめ、関係者への定期的な情報提供を行う。 <u>(2) 傷病者の医療救護</u>	第2章 災害時保健医療の活動内容 第1節 災害時保健医療救護活動の基本方針 1 超急性期（72時間以内） <u><新設></u> ○ 救護本部参集要員は、市域で震度5強以上の地震が観測された場合や市長の指示等があった場合、直ちに救護本部を設置する。 ○ 救護本部は、関係機関と連携し、死傷者の発生場所・規模及び病院の被害の状況を収集し、当面の医療救護活動の対策を確立する。 ○ 救護本部は、被災状況を早期に確認し、どの病院前救護所および学校救護所を稼働させるかを速やかに決定し、救護所参集者に周知する。 ○ 救護本部は、毎日、市全体の被災と状況変化について<u>定期的な情報</u>のとりまとめ<u>と</u>、関係者への定期的な情報提供を行う。 <u><新設></u>

改訂後ページ	改訂後	改訂前
	○ <u>震度6弱以上の地震発生時は、災害拠点病院・災害医療協力病院前に設置する病院前救護所、学校救護所及び診療所において、トリアージを実施する。</u> ○ トリアージに基づき、中等症・重症者を災害拠点病院と災害医療協力病院で受入、軽症者は学校救護所、診療所、トリアージ実施場所（病院前救護所）において対応し、効果的な超急性期の医療救護活動を実施する。 ○ 中等症・重症者への医療救護活動対応能力を向上させるため、松戸市内の医師、歯科医師、薬剤師等は、災害拠点病院、災害医療協力病院へ参集し、トリアージ・救護所活動を実施する。 ○ 医療救護班長等は、原則として学校救護所に集合する。 ○ 手術等が必要な患者や重症者で被災地外に搬送可能な者を被災地外の安全な場所に搬送し、安定した環境で治療可能とする。 ○ 派遣されるDMATは、災害拠点病院に設置されるDMAT活動拠点本部により、災害協力病院等に適切に配分される。 ○ 市内の備蓄又は入手可能な医薬品を活用する。 <u>(3) 在宅療養患者・要配慮者支援</u> ○ 応急医療を要しない被災者の状況把握に努め、超急性期以降の保健医療活動へ体制を変換するための準備を行う。 ○ 在宅医療サービス事業者と連携し、事前トリアージに基づき、電力が必要な在宅患者の電源確保、急性期医療が必要な在宅避難者を支援する。 ○ 要配慮者のうち、事前トリアージに基づき、人工透析患者など72時間以内に治療が必要な患者を適切に支援する。被災地外に搬送可能な者を被災地外の安全な場所に搬送し、安定した環境で治療可能とする。 <u>(4) 受援体制の構築</u> ○ <u>急性期以降本格化する被災地外からの応援派遣を見据え、医療機関・救護所、避難所、在宅における保健医療ニーズの収集に努める。</u> ○ <u>応援チーム及び医療職ボランティアの適切な配置・組織化を行い、外部人材の力を効果的に運用する。</u>	○ 災害拠点病院・災害医療協力病院前に設置する病院前救護所、学校救護所及び診療所において、トリアージを実施する。トリアージに基づき、中等症・重症者を災害拠点病院と災害医療協力病院で受入、軽症者は学校救護所、診療所、トリアージ実施場所（病院前救護所）において対応し、効果的な超急性期の医療救護活動を実施する。また、手術等が必要な患者や重症者で被災地外に搬送可能な者を被災地外の安全な場所に搬送し、安定した環境で治療可能とする。 ○ <u>災害の状況により、中等症・重症者への医療救護活動対応能力を向上させるため、松戸市内の医師、歯科医師、薬剤師等を災害拠点病院、災害医療協力病院へ増援し、トリアージ・救護所活動を支援する。</u> ○ 医療救護班長等は、原則として学校救護所に集合する。 ○ 派遣されるDMATは、災害拠点病院に設置されるDMAT活動拠点本部により、災害協力病院等に適切に配分される。 ○ 市災害医療コーディネーターは、救護本部内各部と連携し、市内の医療救護活動のコーディネートを行う。 ○ 市内の備蓄又は入手可能な医薬品を活用する。 <u><新設></u> ○ 応急医療を要しない被災者の状況把握に努め、超急性期以降の保健医療活動へ体制を変換するための準備を行う。 ○ 在宅医療サービス事業者と連携し、事前トリアージに基づき、電力が必要な在宅患者の電源確保、急性期医療が必要な在宅避難者を支援する。 ○ 要配慮者のうち、事前トリアージに基づき、人工透析患者など72時間以内に治療が必要な患者を適切に支援する。被災地外に搬送可能な者を被災地外の安全な場所に搬送し、安定した環境で治療可能とする。 <u><新設></u> ○ <u>市外・県外からの医療職ボランティアを適切に組織し、ボランティアの力が生きるように、適材適所の配置を行う。</u>

松戸市災害時医療救護活動マニュアル改訂案 新旧対照表

改訂後ページ	改訂後	改訂前
13	2 急性期（72時間以降～1週間） ○ 病院前救護所を閉鎖、各診療所、学校救護所、巡回医療活動を逐次充実させ、避難所及び在宅避難者等、地域における保健医療救護活動を強化する体制へ変換する。 ○ 災害拠点病院及び災害医療協力病院の医療救護活動を引き続き維持・向上させる。 ○ <u>救護本部及び市災害医療コーディネーターは、医療機関・救護所、避難所、在宅における保健医療ニーズに基づき、JMAT等の外部支援チームを適切に運用する。</u> ○ 県と連携して、医療器材及び医薬品を補給する。	2 急性期（72時間以降～1週間） ○ 病院前救護所を閉鎖、各診療所、学校救護所、巡回医療活動を逐次充実させ、避難所及び在宅避難者等、地域における保健医療救護活動を強化する体制へ変換する。 ○ 災害拠点病院及び災害医療協力病院の医療救護活動を引き続き維持・向上させる。 ○ 市災害医療コーディネーターは、救護本部内各部と連携し、JMAT等の外部支援チームを適切に運用する。 ○ 県と連携して、医療器材及び医薬品を補給する。
13	3 亜急性期（1週間～1ヶ月） ○ 避難所生活の中長期化に伴い、避難所生活での体調不良者、慢性疾患患者に対する医療活動、感染症対応、避難所避難者・在宅避難者の健康管理が重要になる。 ○ そのため、市医師会・歯科医師会・薬剤師会や松戸保健所と連携し、<u>外部支援チームの力も活用しながら巡回医療や健康相談により、疾患予防・感染予防や心理的ケアを行い、災害関連死、二次健康被害を予防する。</u> ○ 住居を失った者に対しては、円滑な仮設住宅への移行を推進するとともに、経済的支援と同時に、孤立死対策、自殺対策に重点を置いて、医療・福祉の多職種による支援を継続する。	3 亜急性期（1週間～1ヶ月） ○ 避難所生活の中長期化に伴い、避難所生活での体調不良者、慢性疾患患者に対する医療活動、感染症対応、避難所避難者・在宅避難者の健康管理が重要になる。 ○ そのため、市医師会・歯科医師会・薬剤師会や松戸保健所と連携し、巡回医療や健康相談により、疾患予防・感染予防や心理的ケアを<u>実施する。</u> ○ 住居を失った者に対しては、円滑な仮設住宅への移行を推進するとともに、経済的支援と同時に、孤立死対策、自殺対策に重点を置いて、医療・福祉の多職種による支援を継続する。
13	<u>（災害医療救護活動の流れ）</u> ＜表＞ ＜図＞	＜新設＞

松戸市災害時医療救護活動マニュアル改訂案 新旧対照表

改訂後ページ

改訂後

14

第2節 部門別の活動内容・参集基準

1 部門別活動内容

部門	主な活動内容
健康医療部	○職員の参集・配置 ○本部レイアウト設置 ○EMIS立ち上げ・入力 ○三師会との連携 ○災害対策本部からの情報収集（被災状況・避難所状況・輸送体制等） ○医療機関の被災状況・受け入れ態勢の把握 ○救護所の状況把握 ○傷病者数（特に重症）の把握 ○救護所への市職員派遣及び医師等の派遣調整 ○医療的ケアを要する在宅避難者の把握 ○医薬品の搬送・緊急調達 ○本部会議資料準備・会議開催 ○受援体制の構築 ○不足する人員要請・受け入れ
災害医療 コーディネーター	○救護本部参集 ○被災状況把握 ○対応方針の決定 ○DMATとの連携 ○重症者の把握、要移送者の把握 ○医療的ケアを要する在宅避難者の把握

改訂前

第2節 部門別の活動内容・参集基準

1 部門別活動内容

部門	主な活動内容
健康福祉部	○職員の参集・配置 ○本部レイアウト設置 ○EMIS立ち上げ・入力 ○三師会との連携 ○災害対策本部からの情報収集（被災状況・避難所状況・輸送体制等） ○医療機関の被災状況・受け入れ態勢の把握 ○救護所の状況把握 ○傷病者数（特に重症）の把握 ○救護所への市職員派遣及び医師等の派遣調整 <新設> ○医薬品の搬送・緊急調達 ○本部会議資料準備・会議開催 ○受援体制の構築 ○不足する人員要請・受け入れ
災害医療 コーディネーター	○救護本部参集 ○被災状況把握 ○対応方針の決定 ○DMAT要請 ○重症者の把握、要移送者の把握 ○医療的ケアを要する在宅避難者の把握

16

第3節 松戸市救護本部の活動内容

2 組織及び役割

(1) 本部長 [健康医療部長]

市の保健医療救護活動方針の決定、救護所設置の指示等、救護本部の指揮を執る。

(2) 医師会長（又は代理者）

本部長とともに、市の保健医療救護活動の全般をマネジメントする。

(3) 災害医療コーディネーター（指定された医師）

市全域に係る保健医療救護活動の対策立案・総合調整を実施する。救護本部内各部への指示・助言を行う。

第3節 松戸市救護本部の活動内容

2 組織及び役割

(1) 本部長 [保健医療部長（健康福祉部長）]

千葉県や関係機関及び市災害対策本部との調整、救護所設置の指示等、救護本部の指揮を執る。

(2) 医師会長（又は代理者）

市全域に係る保健医療救護活動の対策立案・総合調整を実施する。救護本部内各部への指示・助言を行う。

(3) 災害医療コーディネーター（指定された医師）

市全域に係る保健医療救護活動の対策立案・総合調整を実施する。救護本部内各部への指示・助言を行う。

松戸市災害時医療救護活動マニュアル改訂案 新旧対照表

改訂後ページ	改訂後		改訂前	
	＜略＞ 市立総合医療センターの災害医療コーディネーター	＜略＞ 主に、救護所内外での重症者治療、急性期病院における救護医療、DMATの受入れと配置、被災地外への搬送マネジメントを行う。	＜略＞ 市立総合医療センターの災害医療コーディネーター	＜略＞ 主に、救護所内外での重症者治療、急性期病院における救護医療、DMATの受入れと配置、EMIS情報管理、被災地外への搬送マネジメントを行う。
	(4) 各対策班〔健康医療部、松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会〕		(4) 総合調整部〔保健医療部（健康福祉部健康福祉政策課）〕	
	総括班 健康医療部	・本部内各班の対応状況を管理する。 ・対応状況の本部長への報告（重要事項は即時）、本部長指示事項・本部決定事項の各班への伝達等を行う。 ・資料作成（本部会議用、外部情報提供用）を行う。	本部長を補佐する。庁内関係部、救護本部内の調整、外部派遣チーム/医療職ボランティアの受入調整等の総合調整を医師会長、災害医療コーディネーターと連携して実施する。 総合調整部内には、受援班を設置し、DMAT・JMAT、他自治体から派遣保健師以外の外部からの専門職ボランティア（専門職団体・編成されたチーム・個人）の受入れを松戸市災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）と連携して実施する。市内各エリアにおける専門職の必要性に関する情報に基づき、ニーズと供給のマッチングを行う。	
	企画班 健康医療部	・情報分析、対応内容の検討を行い、各班と対応内容を調整する。		
	情報班 健康医療部	・MCA無線機やEMIS等での情報収集、クロノロジー作成、状況図作成を行う。 ・MCA無線機担当、EMIS担当、クロノロ担当を配置する。	(5) 医療救護情報部〔保健医療部（健康福祉部地域医療課）〕 情報の収集・分析及び関係機関との連絡会議、必要な人員・資機材・医薬品・衛生材料等の確保、水・食料等の物資の供給等を実施する。	
	救護所・在宅医療班 健康医療部 医師会 歯科医師会 薬剤師会	・救護所の統括、搬送マネジメントを行う。 ・市医療職、三師会員の派遣・調整を行う。 ・各会員（医師等）への連絡・調整を行う。 ・在宅療養患者支援に関する総合調整を行う。	(6) 保健衛生部〔保健医療部（健康福祉部健康推進課）〕 超急性期においては、一括集約された庁内の医療専門職による応急医療の補助活動の調整を行う。急性期以降は、三師会や要配慮者等への支援の中心となる福祉長寿部と連携した保健活動の企画立案、総合調整部で受け入れた外部保健師等の医療専門職による活動の調整を実施する。	
	調整班 健康医療部 医師会 薬剤師会	・関係機関、協定団体等から医薬品や燃料等の物資を調達し、供給する。 ・関係機関、協定団体等から人員を調達し、派遣する。	(7) 診療部〔松戸市医師会・松戸歯科医師会〕 医師会の連絡調整担当を派遣し、各会員（医師）への連絡・調整を実施する。 歯科医師会長又は代理者を派遣し、各会員（歯科医師）への連絡・調整を実施する。	
	総務班 健康医療部	・救護本部への参集状況整理、勤務ローテ管理、施設管理、消耗品手配などの庶務を行う。 ・救護本部と健康医療部内各課及び庁内の連絡	(8) 薬剤部〔松戸市薬剤師会〕 薬剤師会長又は代理者を派遣し、各会員（薬剤師）への連絡・調整を実施する。	

改訂後ページ	改訂後	改訂前
	窓口となる。 ・救護本部に参集した関係機関の受付、整理を行う。 ※受援や保健活動の調整を担う部門をフェーズに応じて設置する。 →受援：医療機関・救護所、避難所、在宅における保健医療のニーズに基づいて、ニーズと供給のマッチングを行う。この際、DMAT・JMAT、他自治体からの派遣される保健師以外の外部からの専門職ボランティア（専門職団体・編成されたチーム・個人）の受入れを松戸市災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）と連携して実施する。 →保健活動：三師会や要配慮者等への支援の中心となる福祉長寿部と連携し、災害関連死・二次健康被害予防を中心とした巡回医療・健康相談を実施する。	
17	5 活動事項 (1)～(10)＜略＞ (11) 在宅療養患者支援の総合調整 (12) 遺体安置所の設置・運営 (13) 巡回医療、健康相談の総合調整 (14) 千葉県災害医療本部との情報共有及び調整 (15) 千葉県医療救護班派遣、DMAT派遣の要請と受入れ・配置 (16) 関係機関への要員派遣等の協力・応援要請 (17) 外部支援チーム、その他専門職ボランティアの受入れ・調整 ＜削除＞ (18) 広報 (19) その他、状況に応じた必要事項	5 活動事項 (1)～(10)＜略＞ ＜新設＞ ＜新設＞ ＜新設＞ (11) 千葉県災害医療本部との情報共有及び調整 (12) 千葉県医療救護班派遣、DMAT派遣の要請と受入れ・配置 (13) 関係機関への要員派遣等の協力・応援要請 (14) 外部支援チーム、その他専門職ボランティアの受入れ・調整 (15) 救護所、避難所スタッフへの日々の定期的な情報提供 (16) 広報 (17) その他、状況に応じた必要事項
23	第5節 救護所の設置 1 学校救護所の活動内容 (4) 設置等 ② 設置場所（17箇所） ＜表＞（MCA無線機番号追加）	第5節 救護所の設置 1 学校救護所の活動内容 (4) 設置等 ② 設置場所（17箇所） ＜表＞
23	④ 使用する資機材等の準備 保健室に保管されている災害用医療資器材を活用し、活動環境を確保する。また、同資器材が不足する場合は、支所等（10箇所）保管の災害用	④ 使用する資機材等の準備 保健室に保管されている災害用医療資器材を活用し、活動環境を確保する。また、同資器材が不足する場合は、支所等（10箇所）保管の災害用医

改訂後ページ	改訂後	改訂前
	医療資器材を活用したり、松戸保健所が備蓄する医薬品や救急セットの供給を千葉県に要請する。	療資器材を活用する。
26	2 病院前救護所の活動内容 (4) 設置等 ② 設置場所 ＜表＞ (MCA無線機番号追加、東松戸病院削除)	2 病院前救護所の活動内容 (4) 設置等 ② 設置場所 ＜表＞
26	③ 使用する資機材等の準備 各病院に保管されている災害用医療資器材を活用し、活動環境を確保する。また、同資器材等が不足する場合は、支所等（10 箇所）保管の災害用医療資器材を活用したり、松戸保健所が備蓄する医薬品や救急セットの供給を千葉県に要請する。	③ 使用する資機材等の準備 各病院に保管されている災害用医療資器材を活用し、活動環境を確保する。
27	第6節 避難所における医療活動内容 1 急性期の対応 (1) 避難所の傷病者の把握と報告 ○ 避難所責任者は、外傷の有無や避難者名簿の内容等から避難所内にいる傷病者を把握し、MCA無線機等を使用して、市災害対策本部または救護本部へ報告する。また、避難者の情報等から周辺地域の傷病者の状況も報告する。 ○ 避難所責任者は、同時に、避難者の中の医療従事者を募り、必要に応じ、応急処置に協力してくれる医療従事者に、初期判断と応急処置を依頼する。また、搬送が必要な傷病者の搬送を要請する。救護所を併設している避難所の場合には、傷病者を救護所に搬送する。 ○ 避難者の傷病者の状況等から市保健師や外部支援人員等の必要な医療職を要請する。 (2) 巡回診療 ○ 救護本部は災害医療コーディネーターと連携し、発災早期に、DMATやJMATのチームの巡回システムを構築し、定期的な巡回診療を避難所に対して行う。 ○ 避難所側は、巡回診療に合わせて診療してもらう患者の受診に向けて準備し、巡回診療チームの発着に合わせて効率的に診療ができるように配慮する。また、薬剤師会は巡回診療チームの診療に合わせて、必	3 避難所の医療活動内容 ＜新設＞ (1) 避難所の傷病者の把握と報告 外傷の有無や避難者名簿の内容等から避難所内にいる傷病者を把握し、MCA無線機等を使用して、市災害対策本部へ報告する。また、避難者の情報等から周辺地域の傷病者の状況も報告する。 市災害対策本部を通じて、または、電話等を使用して救護本部との連絡確保

改訂後ページ	改訂後	改訂前
	<u>要な薬剤を調剤する。</u> (3) 福祉避難所への収容要請 ○ <u>避難所内で生活することが困難な要配慮者等については、福祉避難所への搬送の必要性を判断し、必要に応じて、適切な福祉避難所への搬送を行う。避難所からの搬送にあたっては、安全性が十分に確保されていることを見極めて搬送する。状態が安定している要配慮者の搬送は、急を要さないことから、安全性の担保がない限り実施しない。</u> <u><削除></u> <u><削除></u> (4) 医薬品・衛生材料の要請・受入れ・保管 ○ <u>避難所責任者は、MCA無線機等を使用して、必要な医薬品・衛生材料を市災害対策本部または救護本部へ要請する。受入れした後は、適切に保管する。</u> ○ <u>救護本部と薬剤師会は連携し、避難所・福祉避難所で使用する一般的な医薬品・衛生材料が速やかに配給されるようマネジメントを行う。医薬品・衛生材料が不足する場合は、必要に応じて、災害対策本部あるいは千葉県・千葉県薬剤師会に要請を行う。</u> 2 急性期以降の対応 ○ <u>急性期以降は、避難所生活の中長期化に伴い、劣悪な避難所生活での体調不良者、慢性疾患患者に対する医療活動、避難所避難者・在宅避難者の健康管理が重要になる。</u> ○ <u>一方、外部からのDMATなどの応援は得られなくなるため、市医師会・歯科医師会・薬剤師会や松戸保健所等と連携し、外部支援チームの力も活用しながら巡回医療や健康相談により、疾患予防、感染予防、口腔ケア、心理的ケアを行い、災害関連死、二次健康被害を予防する。特に、低体温症・熱中症、エコノミークラス症候群、誤嚥性肺炎を防ぐための医療活動・保健活動・物資提供を行う。</u>	(2) 福祉避難所への収容要請 <u>避難所内で生活することが困難な要配慮者等の福祉避難所への収容を要請</u> <u>(3) 傷病者に対する処置と適切な救護所への搬送要請</u> <u>避難者の中から医療従事者を募り、傷病者に対する処置を行う。また、搬送が必要な傷病者の搬送を要請</u> <u>(4) 市保健師等や外部支援人員の派遣要請・受け入れ</u> <u>避難者の傷病者の状況等から必要な医療職を要請する。</u> (5) 医薬品・衛生材料の要請・受入れ・保管 <u>必要な医薬品・衛生材料を要請する。受入れした後は、適切に保管する。</u> <u><新設></u>

改訂後ページ	改訂後	改訂前
	○ <u>巡回医療の実施状況や在宅避難者の健康状況を踏まえて、被災地外医療機関とのオンライン診療体制の構築を検討する。</u>	
28	<u>第7節 在宅療養患者に対する医療活動内容</u> <u>1 平時の対応</u> ○ <u>在宅医療を行う医療機関および訪問看護事業所は、各々の在宅療養患者について、災害時の支援優先度の目安となる「在宅療養患者事前トリアージ（以下「事前トリアージ」という。）を平時に行う。つまり、人工呼吸器装着者や自力で食事が摂取できない患者等については、「赤」あるいは「黄」など、家族の介護力などを含めて総合的に判断の上、「事前トリアージ」を行っておく。</u> ○ <u>また、電源を必要とする在宅療養患者（人工呼吸器装着者、在宅酸素利用者、吸引器利用者等）を予め把握し、専用外部バッテリー、ポータブル電源（蓄電池）等の非常用電源、ＡＣインバータ等の購入を薦めておく。</u> ○ <u>市は、松戸市医師会や松戸市訪問看護連絡協議会等と連携し、平時の医療・ケアが災害時にも継続できるよう地域全体の連携・支援体制の構築に取り組む。</u> ○ <u>市は、訪問看護事業所等と協力し、在宅療養患者一人ひとりの個別避難計画を作成し、停電時の医療機器の稼働時間、安否の確認・共有、電源供給可能場所、避難方法等を支援者と共有しておく。また、ポータブル電源（蓄電池）による人工呼吸器稼働訓練を実施する。</u> <u>2 急性期の対応</u> <u>（１）電源確保</u> ○ <u>電源を必要とする在宅療養患者は、停電時には直ちに電源確保が必要である。在宅医療を行う医療機関および訪問看護事業所は、その他の在宅サービス事業者と連携し、事前トリアージに基づき、発災時にただちに電源を確保する。電源の確保は、安全性、確実性、簡便性の観点から、①専用外部バッテリー、②ポータブル電源（蓄電池）、③自</u>	<u>4 在宅療養患者に対する医療活動内容</u> <u><新設></u> （１）電源管理 松戸市訪問看護連絡協議会は、電源を必要とする在宅療養患者（人工呼吸器装着者、在宅酸素利用者、吸引器利用者等）を予め把握しておく。また、専用外部バッテリーとＡＣインバータ等の購入を薦めておく。 電源を必要とする在宅療養患者には、発災時にただちに電源を確保する。電源の確保は、安全性、確実性、簡便性の観点から、①専用外部バッテリー、②蓄電池、③自動車、④発電機（外部バッテリーの充電用）の順で準備することとする。

改訂後ページ	改訂後	改訂前
	<u>動車、④発電機（外部バッテリーの充電用）の順で準備することとする。</u> <u>（２）人工透析支援</u> <u>○ 救護本部は、松戸市医師会と連携して、人工透析医療機関に日本透析医会災害時情報ネットワークの情報を確認しつつ、DMA Tの支援を受けて前回の人工透析から２日以内、遅くとも３日以内に透析が行えるよう手配する。</u> <u><削除></u> <u>（３）安否確認</u> <u>○ 訪問看護事業所・居宅介護支援事業所・介護サービス事業所は、各種マニュアルに基づき、在宅療養患者の安否確認、ライフラインや家屋等の被災状況の把握を行う。</u> <u>○ 甚大な被害が出たエリアが存在する場合、救護本部は、各種団体や外部支援人員等と連携し、当該エリアにおいてローラー作戦を実施し、全戸の住民・在宅療養者の被災状況の把握と必要な医療の提供を行う。</u> <u>○ 安否確認により得た情報については、市および介護サービス事業者間で情報を共有する。（情報共有の方法については今後検討）</u> <u>（４）重症者対応</u> <u>○ 上記の安否確認の結果、訪問看護事業所・居宅介護支援事業所・介護サービス事業所が傷病者を発見した場合、必要に応じて、在宅医の往診を依頼する。往診医に連絡がつかない場合や、往診では治療困難と考えられる重症傷病者については、必要に応じて、近隣住民の協力を得て、救護所への搬送を行う。</u> <u>（５）安全な場所への転送・福祉避難所連携</u> <u>○ 上記の安否確認の結果、訪問看護事業所・居宅介護支援事業所・介護サービス事業所が在宅医療受療者の被災家屋が安全でないと判断した場合、必要に応じて、近隣住民の協力を得て、避難所または福祉避難所への搬送を行う。</u>	<u>（２）人工透析支援</u> 救護本部は、松戸市医師会と連携して、前回の人工透析から２日以内、遅くとも３日以内に透析が行えるよう手配する。 <u>（３）在宅医療・在宅療養者支援</u> 松戸市訪問看護連絡協議会は、救護本部と連携して、在宅医療を受ける療養者の被災状況の把握と必要な医療の提供を行う。 <u>（４）ローラー作戦</u> 甚大な被害が出た場合、救護本部は、各種団体や外部支援人員等と連携し、ローラー作戦を実施し、全戸の住民・在宅療養者の被災状況の把握と必要な医療の提供を行う。

改訂後ページ	改訂後	改訂前
	○ 家族介護者が負傷したり死亡した場合も、在宅療養は困難になることから、必要に応じて、同様に搬送を行う。 3 急性期以降の対応 ○ 自宅避難していた在宅医療受療者に関しては、医師会、訪問看護事業所などの協力関係で、可能な限り、平時に近い形で在宅療養が送れるように支援する。また、福祉避難所に避難した在宅医療受療者に関しても、訪問看護事業所・居宅介護支援事業所・介護サービス事業所の協力により、早期に自宅に帰ることができるように支援する。 4 家族支援 ○ 在宅医療受療者を介護する家族は日常的にも身体的・精神的負担が大きいが、被災により、その負担は増大する。訪問看護事業所・居宅介護支援事業所・介護サービス事業所は協力して、平時より一層、家族負担の軽減に努め、在宅医療受療者の自宅での療養継続を支援する。	
-	＜削除＞ 第7節 在宅療養患者に対する医療活動内容 に統合し、削除	第10節 在宅医療・避難所巡回 在宅医療及び避難所巡回医療は、「医療機関ではない場で行われる医療」という共通点がある。その意味では、そこで利用される医療技術は共通のものがあるため、一括して本節で論じる。 1 在宅医療 (1) 平時の対応 在宅医療を行う医療機関および訪問看護事業所は、各々の在宅医療受療者について、災害時の支援優先度の目安となる「在宅医療受療者事前トリアージ（以下「事前トリアージ」という。）を平時に行う。つまり、人工呼吸器装着者や自力で食事が摂取できない患者等については、「赤」あるいは「黄」など、家族の介護力などを含めて総合的に判断の上、「事前トリアージ」を行っておく。 また、電源を必要とする在宅療養患者（人工呼吸器装着者、在宅酸素利用者、吸引器利用者等）を予め把握し、専用外部バッテリーとACインバータ等の購入を薦めておく。 (2) 電源確保 電源を必要とする在宅医療受療者は、停電時には直ちに電源確保が必要である。在宅医療を行う医療機関および訪問看護事業所は、その他の在宅サ-

改訂後ページ	改訂後	改訂前
		ビス事業者と連携し、事前トリアージに基づき、発災時にただちに電源を確保する。電源の確保は、安全性、確実性、簡便性の観点から、①専用外部バッテリー、②蓄電池、③自動車、④発電機（外部バッテリーの充電用）の順で準備することとする。 （３）安否確認 訪問看護事業所・居宅介護支援事業所・介護サービス事業所は、各種マニュアルに基づき、在宅医療受療者の安否確認、ライフラインや家屋等の被災状況の把握を行う。 甚大な被害が出たエリアが存在する場合、救護本部は、各種団体や外部支援人員等と連携し、当該エリアにおいてローラー作戦を実施し、全戸の住民・在宅療養者の被災状況の把握と必要な医療の提供を行う。 安否確認により得た情報については、市および介護サービス事業者間で情報を共有する。（情報共有の方法については今後検討） （４）重症者対応 上記の安否確認の結果、訪問看護事業所・居宅介護支援事業所・介護サービス事業所が傷病者を発見した場合、必要に応じて、在宅医の往診を依頼する。往診医に連絡がつかない場合や、往診では治療困難と考えられる重症傷病者については、必要に応じて、近隣住民の協力を得て、救護所への搬送を行う。 （５）安全な場所への転送・福祉避難所連携 上記の安否確認の結果、訪問看護事業所・居宅介護支援事業所・介護サービス事業所が在宅医療受療者の被災家屋が安全でないと判断した場合、必要に応じて、近隣住民の協力を得て、避難所または福祉避難所への搬送を行う。 家族介護者が負傷したり死亡した場合も、在宅療養は困難になることから、必要に応じて、同様に搬送を行う。 （６）急性期以降の対応 自宅避難していた在宅医療受療者に関しては、医師会、訪問看護事業所などの協力関係で、可能な限り、平時に近い形で在宅療養が送れるように支援する。また、福祉避難所に避難した在宅医療受療者に関しても、訪問看護事業所・居宅介護支援事業所・介護サービス事業所の協力により、早期に自宅に帰ることができるように支援する。

改訂後ページ	改訂後	改訂前
	第6節 避難所における医療活動内容 に統合し、削除	(7) 家族支援 在宅医療受療者を介護する家族は日常的にも身体的・精神的負担が大きい が、被災により、その負担は増大する。訪問看護事業所・居宅介護支援事業 所・介護サービス事業所は協力して、平時より一層、家族負担の軽減に努め、 在宅医療受療者の自宅での療養継続を支援する。 2 避難所巡回 (1) 急性期対応 災害対策本部・救護本部は災害医療コーディネーターと連携し、発災早期 に、避難所に対して、DMAT あるいは JMAT のチームを巡回させるシステムを 構築する。 避難所責任者は、外傷の有無や避難者名簿の内容等から避難所内にいる傷 病者を把握し、MCA無線機等を使用して、災害対策本部へ報告する。また、 避難者の情報等から周辺地域の傷病者の状況も報告する。 避難所責任者は、同時に、避難者の中の医療従事者を募り、必要に応じ、 応急処置に協力してくれる医療従事者に、初期判断と応急処置を依頼する。 救護所を併設している避難所の場合には、傷病者を救護所に搬送する。 要配慮者については、福祉避難所への搬送の必要性を判断し、必要に応じ て、適切な福祉避難所への搬送を行う。避難所からの搬送にあたっては、安 全性が十分に確保されていることを見極めて搬送する。状態が安定している 要配慮者の搬送は、急を要さないことから、安全性の担保がない限り実施し ない。 (2) 巡回診療 DMAT あるいは JMAT のチームを巡回させるシステムが構築されたら、災害 対策本部・救護本部は災害医療コーディネーターと連携し、定期的な巡回診 療を避難所に対して行う。 避難所側は、巡回診療に合わせて診療してもらう患者の受診に向けて準備 し、巡回診療チームの発着に合わせて効率的に診療ができるように配慮す る。また、薬剤師会は巡回診療チームの診療に合わせて、必要な薬剤を調剤 する。 (3) 医薬品・衛生材料などの調達 救護本部と薬剤師会は連携し、避難所・福祉避難所で使用する一般的な医

改訂後ページ	改訂後	改訂前
		薬品・衛生材料が速やかに配給されるようマネジメントを行う。医薬品・衛生材料が不足する場合は、必要に応じて、災害対策本部あるいは松戸市薬剤師会・千葉県薬剤師会に要請を行う。 (4) 急性期以降の対応 急性期以降は、避難所生活の中長期化に伴い、劣悪な避難所生活での体調不良者、慢性疾患患者に対する医療活動、避難所避難者・在宅避難者の健康管理が重要になる。 一方、外部からの DMAT などの応援は得られなくなるため、市医師会・歯科医師会・薬剤師会や松戸保健所と連携し、巡回医療や健康相談により、疾患予防・感染予防や心理的ケアを実施する。
44	第6節 死体検視・検案等 2 手順等 (1) 害現場等でのトリアージの結果、傷病者が黒色と判断された場合には、トリアージした時刻及び実施した者の氏名をトリアージタグに明記し、近くの黒スペースへ移動する。その後、医師による死亡確認が実施されれば、病院には搬送せずに遺体として扱う。 (2) 遺体安置所（松戸市北山会館）への遺体の搬送は、警察署、消防局、消防団、遺族又は自主防災組織等が協力して実施する。困難な場合は、市有車両、自衛隊等の搬送可能な車両により実施する。この際、死者等の尊厳を損なうことのないよう、また、<u>納体袋等により公衆から見えないう</u>十分に配慮して対応する。 (3) 遺体安置所（松戸市北山会館）において、<u>遺体の搬入・受付を行い、搬送した者から発見場所等の聞き取りを行う。遺体に受付番号をとり、受付票を遺体につける。</u> (4) 警察による検視を行う。全身の状態を確認し、事件性の有無などを確認する。 (5) 検視後、医師による検案を行う。警察から検視内容を聞きながら、<u>死因等を確認する。</u> (6) 警察による指紋と DNA の採取、歯科医による歯科所見を行う。身元確認後、<u>遺体安置所へ遺体を移動し、遺族対策担当へ死因などを詳細に伝えて引き継ぐ。</u>	第6節 死体検案・検視等 2 手順等 (1) 災害現場等でのトリアージの結果、傷病者が黒色と判断された場合には、トリアージした時刻及び実施した者の氏名をトリアージタグに明記し、近くの黒スペースへ移動する。その後、医師による死亡確認が実施されれば、病院には搬送せずに遺体として扱う。遺体安置所（松戸市北山会館）への遺体の搬送・安置は、警察署、消防局、消防団、遺族又は自主防災組織等が協力して実施する。困難な場合は、市有車両、自衛隊等の搬送可能な車両により実施する。 (2) 担当者は、死者等の尊厳を損なうことのないよう、また、公衆から見えないう十分に配慮して対応する。 <新設> (3) <u>死体検案は遺体安置所（松戸市北山会館）で実施する。死体検案に当たっては、医師、歯科医師等によるチームで行い、市職員が支援に当たる。</u> <新設>

松戸市災害時医療救護活動マニュアル改訂案 新旧対照表

改訂後ページ	改訂後	改訂前
	<u>(7) 身元が判明している遺体と判明していない遺体に分けて、遺体を安置する。棺がある場合は、身元判明遺体から順次、棺にうつす。</u> <u>(8) 遺体安置所（松戸市北山会館）にきた行方不明者の家族等の対応（安否確認、身元確認、遺体引き渡し等）を行う。行方不明者の状況を聞き取り、聞き取った内容と一致する遺体がないかを確認する。遺体発見の状況、身体的特徴等から該当する遺体があった場合は、家族等に確認をお願いする。対応する職員は、明らかになっていることのみを伝え、遺族の気持ちに寄り添った対応を行う。遺族対応を行う職員は、心理的な負担が非常に大きくなるため、職員の心のケアを行う。</u>	
47	第4章 日頃の防災対策 第4節 連携 「松戸市防災会議医療部会」を定期的に開催し、平常時から各関係機関が災害医療について話し合い、認識の共有や、連携強化を図る。 ＜略＞	第4章 日頃の防災対策 第4節 連携 「松戸市災害医療対策会議」を定期的に開催し、平常時から各関係機関が災害医療について話し合い、認識の共有や、連携強化を図る。 ＜略＞
49	第5章 資料編 1 救護所の配置 <u>＜図＞（東松戸病院削除）</u>	第5章 資料編 1 救護所の配置 <u>＜図＞</u>
50	2 関係機関一覧 <u>＜表＞（MCA 無線機番号追加、東松戸病院削除）</u>	2 関係機関一覧 <u>＜表＞</u>
51	3 MCA 無線機 無線網図 <u>＜図＞</u>	3 MCA 無線機 無線網図 <u>＜図＞</u>
61	10 学校救護所が保管する災害用医療資器材一覧 <u>＜表＞</u>	10 学校救護所が保管する災害用医療資器材一覧 <u>＜表＞</u>
71	<u>松戸市災害時医療救護活動についての協定書</u> <u>＜略＞</u> <u>医療救護活動に係る費用弁償等に関する覚書</u> <u>＜略＞</u>	<u>松戸市災害時医療救護活動についての協定書</u> <u>＜略＞</u> <u>医療救護活動に係る費用弁償等に関する覚書</u> <u>＜略＞</u>
80	<u>歯科医療活動に係る費用弁償等に関する覚書</u> <u>＜略＞</u>	<u>＜新設＞</u>

松戸市 災害時**保健**医療救護活動マニュアル

平成 28 年 5 月
松戸市防災会議医療部会

(令和 3 年 5 月一部改訂)
(令和 6 年●月一部改訂)

発災時の行動

団体名		参集基準	参集場所	住所
松戸市 健康医療部	部長 各課長、各課員	震度 5 強 自動参集	市救護本部 (中央保健福祉センター 2 階集団指導室)	竹ヶ花 74-3
医師会	医師会長 (又は代理者)	震度 5 強 自動参集	市救護本部 (中央保健福祉センター 2 階集団指導室)	竹ヶ花 74-3
	災害医療 コーディネーター	震度 5 強 自動参集	市救護本部 (中央保健福祉センター 2 階集団指導室)	竹ヶ花 74-3
	医師会員	震度 6 弱 自動参集	災害拠点病院・協力病院 10 か所の病院前救護所(病院敷地内トリアージブース) ※会員毎に参集場所指定	
	医師会員 (学校救護所班長)	震度 6 弱 自動参集	指定された学校 17 か所の学校救護所(校庭内トリアージブース) ※班長毎に参集場所指定	
市立総合医療 センター	災害医療 コーディネーター	震度 5 強 自動参集	市救護本部 (中央保健福祉センター 2 階集団指導室)	竹ヶ花 74-3
歯科医師会	歯科医師会長 (又は代理者)	震度 5 強 自動参集	市救護本部 (中央保健福祉センター 2 階集団指導室)	竹ヶ花 74-3
	歯科医師会員	震度 6 弱 自動参集	災害拠点病院・協力病院 10 か所の病院前救護所(病院敷地内トリアージブース) または 指定された学校 17 か所の学校救護所(校庭内トリアージブース) ※会員毎に参集場所指定	
薬剤師会	薬剤師会長 (又は代理者)	震度 5 強 自動参集	市救護本部 (中央保健福祉センター 2 階集団指導室)	竹ヶ花 74-3
	薬剤師会員	震度 6 弱 自動参集	災害拠点病院・協力病院 10 か所の病院前救護所(病院敷地内トリアージブース) または 指定された学校 17 か所の学校救護所(校庭内トリアージブース) ※会員毎に参集場所指定	

— 目 次 —

第1章 災害時保健医療の体制

第1節	本マニュアルの目的及び適用	1
第2節	松戸市の地震被害想定	1
第3節	松戸市の災害時保健医療体制	6
第4節	千葉県災害医療本部との調整事項	11

第2章 災害時保健医療の活動内容

第1節	災害時保健医療救護活動の基本方針	12
第2節	部門別の活動内容・参集基準等	14
第3節	松戸市救護本部の活動内容	16
第4節	各医療機関の役割	18
第5節	救護所の設置	20
第6節	避難所の医療活動内容	27
第7節	在宅療養患者に対する医療活動内容	28
第8節	傷病者の搬送等	30
第9節	医薬品・衛生材料の確保・搬送等	31
第10節	情報収集・発信等	32
第11節	外部支援チーム・ボランティアとの連携	33

第3章 災害時の具体的な医療救護活動内容

第1節	トリアージ	34
第2節	軽症者の応急処置	39
第3節	JMAT	40
第4節	DMAT	42
第5節	市内搬送拠点	44
第6節	死体検視・検案等	44

第4章 日頃の防災対策

第1節	救護本部等の環境整備	46
第2節	救護本部等における配置要員	47
第3節	訓練	47
第4節	連携	47
第5節	住民への啓発活動	47

第5章 資料編

第5章	資料編	48
-----	-----	----

第1章

災害時保健医療の体制

第1節

本マニュアルの目的及び適用

1 目的

本マニュアルは、松戸市域に大規模な災害¹が発生した場合に、松戸市地域防災計画²（以下「地域防災計画」という。）に基づき活動する保健医療救護活動について、より具体的かつ実効性を確保するため、松戸市救護本部（以下「救護本部」という。）の設置や関係機関の役割等を明記したものである。

2 適用

松戸市において救護本部が設置された時とする。

3 想定する災害

地震災害を基本とするが、風水害や大規模な事故が発生した場合には、関係者と協議し、本マニュアルの内容を準用するなどして活動する。

第2節

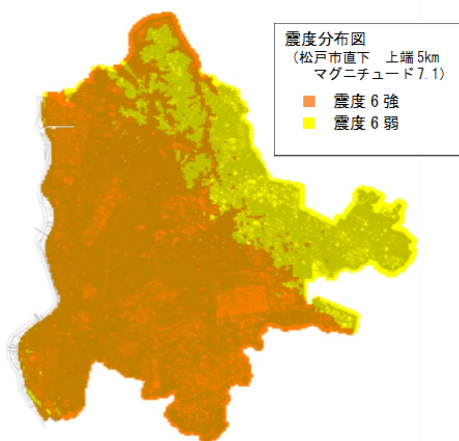
松戸市の地震被害想定

1 想定地震

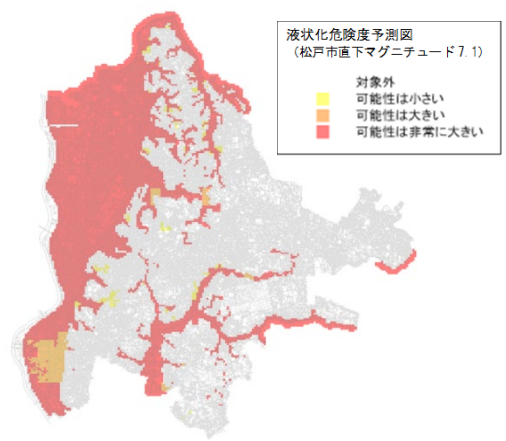
令和元年度実施の松戸市防災アセスメント調査による想定地震は以下のとおり。

- 松戸市の直下約5kmで発生、マグニチュード7.1
- 市の南西部及び小金地区の谷底平野で震度6強、北東部で震度6弱を予測
- 江戸川沿いの低地と谷底平野で液状化の可能性が非常に大きいと予測

（想定地震による震度分布）



（想定地震による液状化予測）



¹ 災害対策基本法第2条に定める「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいう。

² 災害対策基本法第42条の規定に基づき作成された市域の災害における予防・応急対策等の全般事項を定めた計画であり、震災編・風水害等編・大規模事故編・資料編から構成される。

2 被害想定

想定地震による建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等の予測結果は次のとおり。約 5,000 人が死傷し、2 万人以上が避難すると予想される。

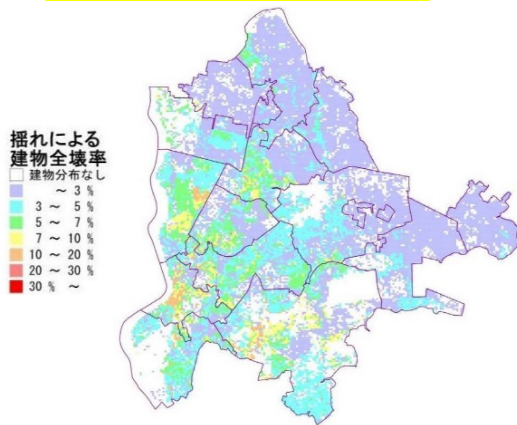
項 目			地殻内のごく浅い地震 冬 18 時、風速 8m/s
建物被害	全 壊	揺れ＋液状化	3,991 棟
		急傾斜地崩壊	106 棟
		総計※1	4,097 棟
	半 壊	揺れ＋液状化	14,808 棟
		急傾斜地崩壊	246 棟
		総計※1	15,054 棟
火 災		炎上出火件数	48.7 件
		焼失棟数※2	2,545 棟
人的被害	死 者	建物被害	156 人
		火 災	168 人
		急傾斜地崩壊	6 人
		ブロック塀等・自動販売機等の転倒、屋外落下物	8 人
		総計（※1）	338 人
	負傷者 〔うち 重傷者〕	建物被害	3,998 人 (487 人)
		火 災	167 人 (47 人)
		急傾斜地崩壊	7 人 (4 人)
		ブロック塀等・自動販売機等の転倒、屋外落下物	266 人 (104 人)
		総計※1	4,439 人 (642 人)
ライフライン被害	電力施設	停電率（1 日後）	47%
	都市ガス	供給停止率	100%
		復旧日数	30 日
	L P ガス	転倒率	最大 30%
	上水道	断水率（1 日後）	44%
		供給率（1 週間後）	75%
下水道	支障人口	17,279 人	
避 難 者	1 日後	避難者数	23,310 人
		避難所避難者数	13,986 人
帰宅困難者・滞留者		市内常住者	54,286 人
		市内に滞留する市外常住者	19,154 人
		総計※1	73,440 人
震災廃棄物			1,438 千トン

※1 内訳の合計と合わないことがある。（重複排除、四捨五入による）

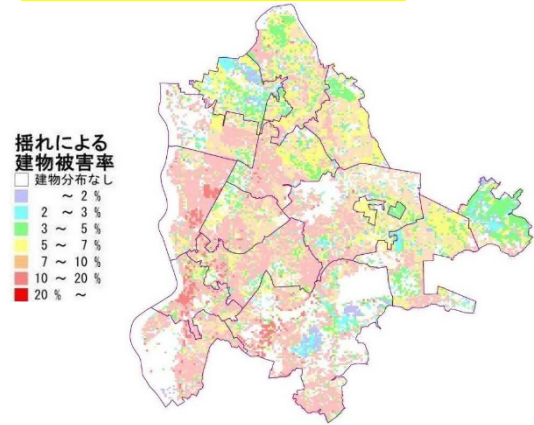
※2 全壊した建物を含む。

揺れが強い市の南西部で、建物の被害率が高い。また、軟らかい地盤の江戸川沿いの低地や谷底平野では、周辺より全壊率が高くなっている。さらに、古い建物の比率が多い地区でも全壊率が高い。

(揺れによる建物全壊率)



(揺れによる建物被害率)



3 発災時間帯による対応の変化

発災時刻に関わらず、指揮系統、病院及び救護所の役割分担は変わることがないが、医療従事者等の人的資源は大きく変化する。

松戸市民全体の状況としては、平日日中は、都内に勤務している人が多く、夜間休日は、大部分の人口が松戸市内に存在する。

医療機関勤務者については、平日日中は、市内の医療機関に勤務しているが、夜間休日は市外に在住している者も多い。

また、一般に、被災状況下では道路の損傷や瓦礫等により搬送や救護は通常よりも困難かつ危険が伴うことになる。日中は比較的容易に行えるものの、夜間はより危険が伴う。

このような発災時間帯による状況の違いに応じた対応が必要である。

<発災時間帯別の状況>

発 災		平日日中	平日夜間・休日
時間の割合		24%	76%
医療従事者の所在地	市内勤め・市内在住	市 内（自院）	市 内（自宅）
	市内勤め・市外在住	市 内（自院）	市 外（自宅）
	市外勤め・市内在住	市 外（自院）	市 内（自宅）
	現在勤務無の医療従事経験者	市 内（自宅）	
病院・有床診療所の状況		普段の勤務者数で対応	少ない勤務者数で対応
一般診療所・薬局の状況		普段の勤務者数で対応	休 診
傷病者の行動		付近の診療所・病院へ行く	付近の避難所・病院へ行く

（１）夜間・休日の発災

夜間・休日は、全時間帯の76%を占めることから、この時間帯に発災する可能性が高い。医療機関勤務者は自宅等にいる可能性が高い。

①病院の状況

- 医師や看護師数が少なく、救急外来機能、入院患者の受入れ、手術などの能力が低い状態にある。病院機能回復のために、早急に医師その他のスタッフを病院に呼び寄せる必要があるが、病院が日中の稼働能力を発揮するまでにはある程度の時間がかかる。
- 病院前救護所開設準備を早期に開始するが、病院機能が回復していない状況では、病院前救護所でのトリアージ後の患者の病院受け入れ能力がしばらくは限られている。
- 夜間はヘリコプターが稼働できないので、夜が明けるまではヘリコプターでの市外搬送が不可能である。

②医師会医療機関の状況

- 医師や看護師は不在である。医師は自宅から病院前救護所または学校救護所に参集する。
- 夜間には、医師の病院前救護所参集、班長医師の学校救護所参集は、特に危険を伴う。懐中電灯、底の丈夫な靴、ゴーグル、マスク、手袋などを着用しての参集が望ましい。

③学校救護所の状況

- 市の救護本部の指示により救護所開設準備を早期に開始するが、夜間には危険が伴うため、現実には夜明けを待って開設を行う。

④避難所の状況

- 勤務地に関わらず松戸市在住の医療従事者・介護従事者が避難所に避難するため、避難者の中から、医療従事者・介護従事者のボランティアを募集しうる。

⑤地域の傷病者の状況

- 夜間は日中より市内人口が多く、住民救護に多くの人材を投入できる。住民による傷病者救護が積極的に行われるが、夜間は救護に危険が伴う。
- 夜間の発災では要配慮者の身体的危険が大きいため、要配慮者を緊急に救護し、必要に応じて、福祉避難所等に搬送する必要がある。

⑥在宅医療現場の状況

- 電源必要者に対して緊急性を持って電源確保を行うが、特に夜間は救護に危険が伴う。
- 住民組織、訪問看護師等による患者の安否確認を行うが、特に夜間は安否確認作業に危険が伴う。

（２）平日日中の発災

全時間帯の24%を占めるにすぎず、この時間帯に発災する可能性は比較的低い。

医療機関勤務者は医療機関にいる可能性が高い。

①病院の状況

- 設備や人員の損傷を除いては、日中の病院能力を発揮できる可能性がある。
- 病院前救護所開設準備を早期に開始し、目視が可能であり、トリアージ後の患者受け入れは比較的スムーズに行われる。

- 天候状況が良ければ、重症者のヘリコプターでの市外搬送が即座に可能である。
- ②医師会医療機関の状況
 - 医師は自己の医療機関を閉めて病院前救護所または学校救護所に参集する（開業医が単独で自院で被災者対応を行うと疲弊しかねないため、救護所でのグループ診療に参加する）。
 - 医師の病院前救護所参集、班長医師の学校救護所参集は、ある程度の危険を伴う。日中でも、懐中電灯、底の丈夫な靴、ゴーグル、マスク、手袋などを着用しての参集が望ましい。
- ③学校救護所の状況
 - 救護本部の指示等により救護所開設準備を早期に開始する。
 - 被災状況により、班長が一人しか参集していなくても、またその他の参集要員が不完全であっても、可能な限り早期に診療を開始する。
- ④避難所の状況
 - 松戸市勤務の医療従事者等が主に避難所に避難するため、その中で、医療従事者・介護従事者のボランティアを募集しうる。必要に応じて、それらのボランティアの力を借りて、避難所での応急医療を開始する。
- ⑤地域の傷病者の状況
 - 住民による傷病者救護が積極的に行われる。住民による傷病者の病院搬送が積極的に行われる。
 - 夜間ほどではないが、要配慮者の身体的危険が大きい。要配慮者を緊急に救護し、在宅避難が適切な者に対しては在宅避難状態での支援を開始し、自宅が損壊している者や在宅生活が困難な者に関しては、必要に応じて、福祉避難所等に搬送する。
- ⑥在宅医療現場の状況
 - 電源必要者に対して、緊急性を持って速やかに電源確保を行う。
 - 住民組織、訪問看護師等による患者の安否確認を行う。
 - 日中は、電源必要者のヘリコプターによる市外搬送が可能である。

4 新型コロナウイルス等の感染症を考慮した感染予防策

発災時の救護活動においては、常に、新型コロナウイルス等の感染症への感染の可能性を考慮した救護活動を行う。

- ①救護活動における新型コロナウイルス等の感染予防策
 - 手指消毒、防護衣等の着用
 - 間隔をあけたトリアージや診療設備の設営
 - スタッフの交通制限、フロアや部屋を用いた感染遮断策（ゾーニング）を実施
 - 被災者のワクチン接種歴の確認
- ②クラスター発生時の対応の手順予測
 - 隔離対応
 - 治療
 - 保健所連携

第3節

松戸市の災害時保健医療体制

1 松戸市災害対策本部と救護本部の関係

多くの人命を救うために最も重要な保健医療体制を確保するため、市災害対策本部での対応の中で保健医療を専門で担当する救護本部を別に設置して、対応に当たる。

(1) 救護本部の構成団体

- ① 松戸市保健医療部（健康医療部）
- ② 松戸市医師会
- ③ 松戸歯科医師会
- ④ 松戸市薬剤師会
- ⑤ 災害医療コーディネーター

(2) 活動内容

- ① 市内全般の救護及び保健活動に関わる調整
- ② 医療救護班の編成及び医療救護活動
- ③ 災害拠点病院・災害医療協力病院の被害状況、傷病者受入態勢等の医療に関する情報を収集し、関係機関と情報共有
- ④ 救護所の設置・運営
- ⑤ 在宅療養患者（人工呼吸器患者等）の被災状況の収集と必要な支援
- ⑥ 関係機関への要員派遣等の協力・応援要請

2 松戸健康福祉センター（松戸保健所）との連携

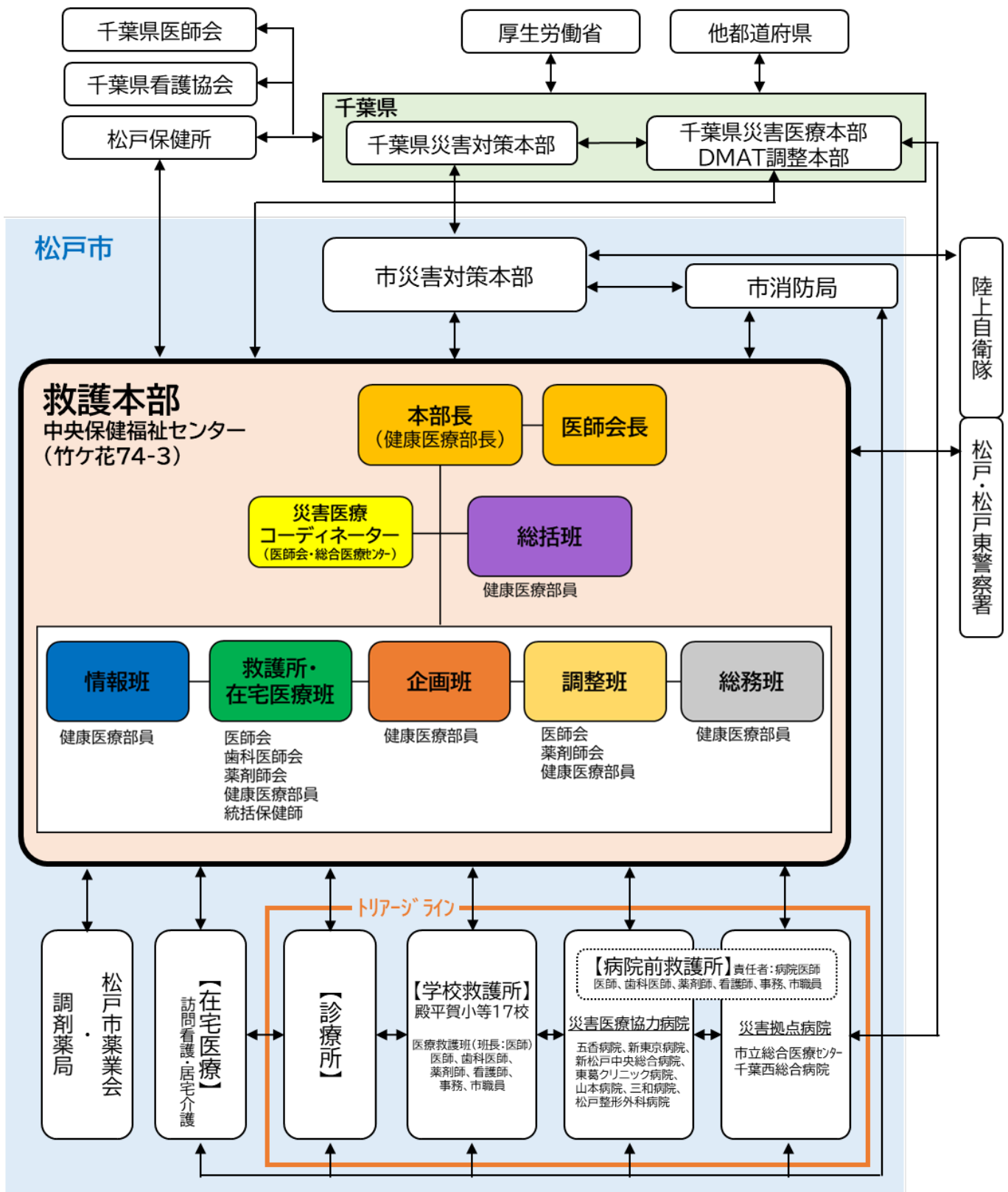
松戸健康福祉センター（松戸保健所）（以下、「松戸保健所」という。）は災害医療における地域の拠点として位置づけられているが、松戸市・流山市・我孫子市の3市を管轄しているため、松戸市の災害対応のみに注力できるわけではない。また、保健所の人員数も限られ、災害医療現場の実務対応に人員を投下できる体制にはないが、千葉県が行う松戸市への医療・救護の支援活動の窓口となるとともに、近隣市との災害対応連携の調整役としての役割を担う。

また、医薬品等の供給支援、他県自治体からの保健師の派遣等の調整、及び災害現場では感染症の感染拡大などが起こりやすく広域での対応が必要なことから、感染症コントロールの主導を担う。

なお、DMA Tの県内配置に関しては、千葉県DMA T調整本部が行うため、松戸保健所では行われない。

3 指揮命令系統の体系及び関係機関・団体等の主な役割

(1) 指示命令系統



(2) 関係機関・団体等の主な業務

① 千葉県災害医療本部

本部長：健康危機対策監

設置場所：千葉県庁本庁舎11階会議室（本庁舎13階医療整備課内）

構成員：健康福祉部関係課、県災害医療コーディネーター、千葉県医師会、日赤千葉県支部等

業務：災害医療対策の基本方針の決定、医療機関及び救護所の状況把握、関係機関への支援要請と連絡及び調整、医療チームの編成・派遣、他県への医療チームの派遣要請等

「DMAT調整本部（災害医療本部内）」

構成員：統括DMAT、DMAT隊員、千葉県職員

業務：千葉県内におけるDMAT活動方針の決定、他県等へのDMATの派遣要請、千葉県内で活動するDMATの支援等

② 松戸保健所

業務：医療機関の情報把握、備蓄医薬品・衛生材料の補給、職員派遣、救護所・避難所支援、在宅難病患者・在宅小児慢性特定疾患児支援・感染症対策等

③ 松戸市災害対策本部

設置場所：松戸市役所別館1階

業務：松戸市地域防災計画に基づく市内全体の災害対応における総合調整、方針決定等

④ 松戸市医師会

「松戸市災害時医療救護活動についての協定書」による。

業務：救護本部への協力、市災害医療コーディネーターの支援、医師の派遣、医療救護班の編成、病院の支援等

⑤ 松戸歯科医師会

「松戸市災害時歯科医療救護活動についての協定書」による。

業務：救護本部への協力、歯科医師の派遣、医療救護班（法歯学的活動を含む）の編成等

⑥ 松戸市薬剤師会

「災害時における医療救護活動についての協定書」による。

業務：救護本部への協力、薬剤師の派遣、医療救護班の編成、医薬品・衛生材料の供給・管理等

⑦ 千葉県看護協会松戸支部

業務：救護本部への協力、看護師の派遣、医療救護班の編成

⑧ 松戸市消防局

業務：災害時の応急対策、傷病者の救出・救命処置・搬送業務等

⑨ 松戸警察署・松戸東警察署

業務：松戸市災害対策本部との連携、震災警備、救出・救護活動、緊急輸送
路交通規制、遺体の検視・搬送 等

⑩ 陸上自衛隊松戸駐屯地

業務：松戸市災害対策本部との連携、救出・救護活動、道路啓開、被災者支
援等

⑪ 災害拠点病院

(3次病院)

病院：松戸市立総合医療センター

業務：超急性期における病院前救護所の設置と病院前トリアージ³、重篤な
患者の救命医療、災害医療協力病院等からの処置困難な傷病者（重症
者）の受入、域外搬送への対応、外部支援チームの運用、保有するD
MATの派遣、自施設被災状況・受入態勢をEMISへ入力

(2次病院)

病院：千葉西総合病院

業務：自施設被災状況・受入態勢・医療救護班派遣の可能性等を救護本部へ
連絡、超急性期における病院前救護所の設置と病院前トリアージ、傷
病者・中等症者・重症者への医療処置、自施設被災状況・受入態勢を
EMISへ入力

※重症系ベッド数

病院名	ICH	救命HCU	院内HCU
松戸市立総合医療センター	16 床	16 床	12 床
千葉西総合病院	20 床	-	6 床

⑫ 災害医療協力病院（2次病院等）

病院：新東京病院、新松戸中央総合病院、東葛クリニック病院、山本病院、五香病
院、三和病院、松戸整形外科病院

業務：自施設被災状況・受入態勢・医療救護班派遣の可能性等を救護本部へ
連絡、超急性期における病院前救護所の設置と病院前トリアージ、傷
病者・中等症者・重症者への医療処置、自施設被災状況・受入態勢を
EMISへ入力

※病院・救護所の配置図は第5章 資料編P49「救護所の配置」参照

⑬ 上記以外の病院

業務：自施設被災状況・受入態勢等をEMISへ入力、自施設の診療を継続、
傷病者・中等症者・重症者への医療処置

⑭ 専門的医療を提供する医療機関、有床診療所

【人工透析医療機関】

業務：自施設被災状況・受入態勢を救護本部へ連絡、日本透析医会災害時
情報ネットワークに情報登録、透析患者の受入

³ 「トリアージ」とは、大規模災害時に多数の傷病者が発生した場合に、短時間で最善の救命効果を得るため、傷病者の傷病程度により処置や搬送の優先度を定め、救命の順序を決めるもの。（詳細は、「第3章 第1節トリアージ」に記載）

【産科医療機関】

業 務：自施設被災状況・受入態勢を救護本部へ連絡、妊産婦の受入

【有床診療所】

業 務：自施設被災状況・受入態勢をEMISへ入力、自施設での診療を継続

⑮ 一般診療所（無床診療所）

業 務：医師は、松戸市医師会マニュアル等に基づき、学校救護所及び病院前救護所へ参集し、トリアージ活動・応急処置
 ※参集不可能な場合は、各施設で医療活動を継続
 ※診療所に勤務する看護師等は、必要に応じて、医師と行動を共にする。

⑯ 歯科診療所

業 務：医師は、松戸歯科医師会マニュアル等に基づき、学校救護所及び病院前救護所へ参集し、トリアージ活動・応急処置、その他の傷病者対応
 ※参集不可能な場合は、各施設で医療活動を継続

⑰ 薬局

業 務：薬剤師は、「松戸市薬剤師会災害対策マニュアル」等に基づき、学校救護所及び病院前救護所へ参集し、医薬品・衛生材料の管理・要請、トリアージ活動の補助
 ※参集不可能な場合は、各施設で医療活動を継続

⑱ 学校救護所

場 所：殿平賀小学校等 計 17 箇所
 責 任 者：医療救護班長（医師）
 要 員：医師、歯科医師、薬剤師、看護師、事務員、市職員、その他関係機関からの派遣要員
 業 務：軽・中等症者に対する応急手当、傷病者のトリアージ、後方医療機関への搬送手続き、医療機関の被災により受診が困難になった患者の医療の実施及び代替医療施設等の情報提供

⑲ 病院前救護所

場 所：災害拠点病院及び災害医療協力病院 計 10 箇所
 責 任 者：各病院の計画による。
 要 員：医師、歯科医師、薬剤師、看護師、事務員、市職員、その他関係機関からの派遣要員
 業 務：軽・中等症者に対する応急手当、傷病者のトリアージ、後方医療機関への搬送の手続き、医療機関の被災により受診が困難になった患者の医療の実施及び代替医療施設等の情報提供

⑩ 在宅医療・福祉サービス提供事業者

業務：訪問看護事業所は、各種マニュアル等に基づき、在宅患者の安否確認、治療・搬送を行う。
居宅介護支援事業所・介護サービス事業所は、各種マニュアル等に基づき、在宅患者の安否確認、搬送を行う。

⑪ 避難所 106 箇所

業務：避難者の収容、要配慮者⁴等に対する福祉避難所⁵への適切な避難者の収容、避難傷病者の適切な救護所への患者搬送

第4節

千葉県災害医療本部との調整事項

1 概要

救護本部は、様々な情報を千葉県災害医療本部と共有し、活動における必要な事項を調整する。

2 調整事項

(1) 報告内容

- ① 救護本部の設置状況
- ② 学校・病院前救護所の設置状況
- ③ その他、定時連絡が必要な事項等は別途千葉県の連絡による

(2) 情報収集内容

- ① 千葉県及び他都道府県のDMA Tの派遣状況

3 E M I S（広域災害救急医療情報システム）⁶からの情報収集

- (1) 災害拠点病院・災害医療協力病院の被災状況・傷病者の受入可否
- (2) 広域搬送が必要な傷病者情報
- (3) 被災地外医療機関の傷病者受入について

4 要請事項

- (1) 広域搬送（救急車両やヘリによる搬送等）要請
- (2) 医療救護班（J M A T、DMA T）の派遣要請、医療器具及び医薬品等の供給

⁴ 「要配慮者」とは、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等、災害時に特別な配慮を要する人

⁵ 「福祉避難所」とは、高齢者、障害者等、特別な配慮を要する人を受け入れる避難所

⁶ 「E M I S（広域災害救急医療情報システム）」とは、大規模災害時において、被災した都道府県を超えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供するための情報共有システム。ちば救急医療ネットのホームページ内にリンクしている。

第2章

災害時保健医療の活動内容

第1節

災害時保健医療救護活動の基本方針

1 超急性期(72時間以内)

(1) 救護本部の設置・活動

- 救護本部参集要員は、市域で震度5強以上の地震が観測された場合や市長の指示等があった場合、直ちに救護本部を設置する。
- 市災害医療コーディネーターは、救護本部において、市内の医療救護活動のコーディネートを行う。
- 救護本部は、関係機関と連携し、死傷者の発生場所・規模及び病院の被害の状況を収集し、当面の医療救護活動の対策を確立する。
- 救護本部は、被災状況を早期に確認し、どの病院前救護所および学校救護所を稼働させるかを速やかに決定し、救護所参集者に周知する。
- 救護本部は、毎日、市全体の被災と状況変化について定期的に情報をとりまとめ、関係者への定期的な情報提供を行う。

(2) 傷病者の医療救護

- 震度6弱以上の地震発生時は、災害拠点病院・災害医療協力病院前に設置する病院前救護所、学校救護所及び診療所において、トリアージを実施する。
- トリアージに基づき、中等症・重症者を災害拠点病院と災害医療協力病院で受入、軽症者は学校救護所、診療所、トリアージ実施場所（病院前救護所）において対応し、効果的な超急性期の医療救護活動を実施する。
- 中等症・重症者への医療救護活動対応能力を向上させるため、松戸市内の医師、歯科医師、薬剤師等は、災害拠点病院、災害医療協力病院へ参集し、トリアージ・救護所活動を実施する。
- 医療救護班長等は、原則として学校救護所に集合する。
- 手術等が必要な患者や重症者で被災地外に搬送可能な者を被災地外の安全な場所に搬送し、安定した環境で治療可能とする。
- 派遣されるDMA Tは、災害拠点病院に設置されるDMA T活動拠点本部により、災害協力病院等に適切に配分される。
- 市内の備蓄又は入手可能な医薬品を活用する。

(3) 在宅療養患者・要配慮者支援

- 応急医療を要しない被災者の状況把握に努め、超急性期以降の保健医療活動へ体制を変換するための準備を行う。
- 在宅医療サービス事業者と連携し、事前トリアージに基づき、電力が必要な在宅患者の電源確保、急性期医療が必要な在宅避難者を支援する。
- 要配慮者のうち、事前トリアージに基づき、人工透析患者など72時間以内に治療が必要な患者を適切に支援する。被災地外に搬送可能な者を被災地外の安全な場所に搬送し、安定した環境で治療可能とする。

(4) 受援体制の構築

- 急性期以降本格化する被災地外からの応援派遣を見据え、医療機関・救護所、避難所、在宅における保健医療ニーズの収集に努める。
- 応援チーム及び医療職ボランティアの適切な配置・組織化を行い、外部人材の力を効果的に運用する。

2 急性期（72時間以降～1週間）

- 病院前救護所を閉鎖し、各診療所、学校救護所、巡回医療活動を逐次充実させ、避難所及び在宅避難者等、地域における保健医療救護活動を強化する体制へ変換する。
- 災害拠点病院及び災害医療協力病院の医療救護活動を引き続き維持・向上させる。
- 救護本部及び市災害医療コーディネーターは、医療機関・救護所、避難所、在宅における保健医療ニーズに基づき、JMAT等の外部支援チームを適切に運用する。
- 県と連携して、医療器材及び医薬品を補給する。

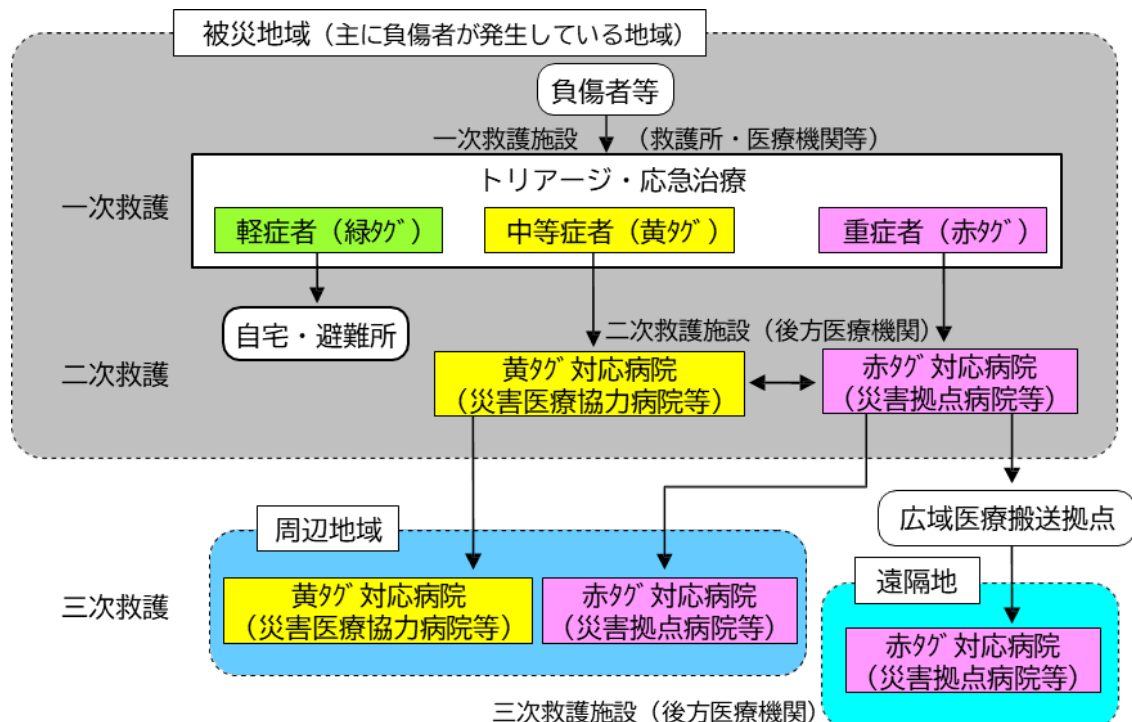
3 亜急性期（1週間～1ヶ月）

- 避難所生活の中長期化に伴い、避難所生活での体調不良者、慢性疾患患者に対する医療活動、感染症対応、避難所避難者・在宅避難者の健康管理が重要になる。
- そのため、市医師会・歯科医師会・薬剤師会や松戸保健所と連携し、外部支援チームの力も活用しながら巡回医療や健康相談により、疾患予防・感染予防や心理的ケアを行い、災害関連死、二次健康被害を予防する。
- 住居を失った者に対しては、円滑な仮設住宅への移行を推進するとともに、経済的支援と同時に、孤立死対策、自殺対策に重点を置いて、医療・福祉の多職種による支援を継続する。

（災害時医療救護活動の流れ）

※千葉県災害医療救護計画（千葉県健康福祉部）より

一次救護	被災地域内の救護所や医療施設で、負傷者等に最初に行われるトリアージや応急治療
二次救護	一次救護の結果さらに治療が必要と判断された患者に対し、主に被災地域内の医療機関で実施される医療活動
三次救護	二次救護の結果さらに治療が必要と判断された患者や、二次救護に関わる医療機関の医療機能を維持するために転院が求められた患者に対し、被災地の周辺地域や遠隔地の医療機関で実施される医療活動



第2節

部門別の活動内容・参集基準等

1 部門別活動内容

部門		主な活動内容
救護本部	健康医療部	○職員の参集・配置 ○本部レイアウト設置 ○E M I S 立ち上げ・入力 ○三師会との連携 ○災害対策本部からの情報収集（被災状況・避難所状況・輸送体制等） ○医療機関の被災状況・受け入れ態勢の把握 ○救護所の状況把握 ○傷病者数（特に重症）の把握 ○救護所への市職員派遣及び医師等の派遣調整 ○医療的ケアを要する在宅避難者の把握 ○医薬品の搬送・緊急調達 ○本部会議資料準備・会議開催 ○受援体制の構築 ○不足する人員要請・受け入れ
	医師会長（又は代理者）	○救護本部参集 ○被災状況把握 ○対応方針の決定
	災害医療コーディネーター	○救護本部参集 ○被災状況把握 ○対応方針の決定 ○DMAT との連携 ○重症者の把握、要移送者の把握 ○医療的ケアを要する在宅避難者の把握
	医師会担当者	○救護本部参集 ○医師会員の被災状況把握 ○医師会員の救護所への派遣調整
	歯科医師会長（又は代理者）担当者	○救護本部参集 ○歯科医師会員の被災状況把握 ○歯科医師会員の救護所への派遣調整
	薬剤師会長（又は代理者）担当者	○救護本部参集 ○薬剤師会員の被災状況把握 ○薬剤師会員の救護所への派遣調整 ○医薬品・衛生材料の状況把握
医師会員		○施設内被災状況把握 ○患者の安全確保・応急処置 ○診療機能の回復 ○救護所の参集・開設準備、トリアージ、応急処置
歯科医師会員		○施設内被災状況把握 ○患者の安全確保・応急処置 ○診療機能の回復 ○緊急歯科治療 ○救護所の参集・開設準備、トリアージ、応急処置 ○状況により身元確認等の検視支援
薬剤師会員		○施設内被災状況把握 ○患者の安全確保・応急処置 ○診療機能の回復 ○救護所の参集・開設準備、医薬品供給・管理・要請
災害拠点病院（病院前救護所）		○院内被災状況の把握 ○患者の安全確保・応急処置 ○病院機能の回復 ○E M I S 入力 ○病院前救護所の開設準備・トリアージ・応急処置 ○中等症、重症者の受入れ ○転院、広域搬送調整 ○DMAT、医師等の派遣要請・受け入れ ○医薬品・衛生材料の要請・受け入れ
災害医療協力病院（病院前救護所）		○院内被災状況の把握 ○患者の安全確保・応急処置 ○病院機能の回復 ○E M I S 入力 ○病院前救護所の開設準備・トリアージ・応急処置 ○中等症、重症者の受入れ ○転院、広域搬送調整 ○DMAT、医師等の派遣要請・受け入れ ○医薬品・衛生材料の要請・受け入れ

部門	主な活動内容
学校救護所	○予め指定された医師等の参集・開設準備 ○トリアージ・応急処置 ○中等症、重症者の搬送
避難所・福祉避難所	○避難所の中の傷病者の把握・報告 ○市災害対策本部・救護本部との連絡、必要な医療活動の要請
訪問看護連絡協議会	○事前トリアージに基づき、電力が必要な在宅患者の電源確保
居宅介護支援専門員協議会	○在宅患者の安否確認、急性期医療が必要な者を搬送 ○福祉避難所への応援
社会福祉協議会 (ボランティアセンター)	○ボランティアの受付 ○ボランティアの受け入れについて救護本部と連携

2 参集基準等

場所	参集基準	参集要員	設置基準
救護本部	・市域で震度5強以上観測 - または、 ・市長の指示がある場合や健康医療部長が必要と認めた場合	・健康医療部員 ・医師会長（又は代理者） ・災害医療コーディネーター （医師会選出 総合医療センター選出） ・医師会担当者 ・歯科医師会長（又は代理者） ・薬剤師会長（又は代理者）	・市域で震度5強以上の地震が観測された場合 - または、 ・市長の指示がある場合や健康医療部長が必要と認めた場合
病院前救護所	・救護本部の指示 - または、 ・市域で震度6弱以上観測	・健康医療部員 ・医師会員 ・歯科医師会員 ・薬剤師会員	・救護本部の要請 - または、 ・被災状況等から設置が必要と判断される場合（要請を待たず設置）
学校救護所			・救護本部の指示 - または、 ・被災状況等から設置が必要と判断される場合（指示を待たず設置）

第3節

松戸市救護本部の活動内容

1 概要

救護本部は、市災害対策本部が設置された場合に、市災害対策本部と連携し、市内における保健医療救護活動の総合調整を行う。

2 組織及び役割

(1) 本部長〔健康医療部長〕

市の保健医療救護活動方針の決定、救護所設置の指示等、救護本部の指揮を執る。

(2) 医師会長（又は代理者）

本部長とともに、市の保健医療救護活動の全般をマネジメントする。

(3) 災害医療コーディネーター〔指定された医師〕

市の保健医療救護活動の対策立案・総合調整を実施する。

医師会選出の 災害医療コーディネーター	主に、一次トリアージと重症者の振り分け、救護所での入院を要さない患者の治療、要配慮者医療や在宅医療に関する総合調整等を行う。病院・学校救護所、避難所・福祉避難所の医学管理、在宅医療患者の医学管理等に従事する。
市立総合医療センターの 災害医療コーディネーター	主に、救護所内外での重症者治療、急性期病院における救護医療、DMATの受入れと配置、被災地外への搬送マネジメントを行う。

(4) 各対策班〔健康医療部、松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会〕

総括班 健康医療部	・本部内各班の対応状況を管理する。 ・対応状況の本部長への報告（重要事項は即時）、本部長指示事項・本部決定事項の各班への伝達等を行う。 ・資料作成（本部会議用、外部情報提供用）を行う。
企画班 健康医療部	・情報分析、対応内容の検討を行い、各班と対応内容を調整する。
情報班 健康医療部	・MCA無線機やEMIS等での情報収集、クロノロジー作成、状況図作成を行う。 ・MCA無線機担当、EMIS担当、クロノロ担当を配置する。
救護所・在宅医療班 健康医療部 医師会 歯科医師会 薬剤師会	・救護所の統括、搬送マネジメントを行う。 ・市医療職、三師会員の派遣・調整を行う。 ・各会員（医師等）への連絡・調整を行う。 ・在宅療養患者支援に関する総合調整を行う。
調整班 健康医療部 医師会 薬剤師会	・関係機関、協定団体等から医薬品や燃料等の物資を調達し、供給する。 ・関係機関、協定団体等から人員を調達し、派遣する。
総務班 健康医療部	・救護本部への参集状況整理、勤務ローテ管理、施設管理、消耗品手配などの庶務を行う。 ・救護本部と健康医療部内各課及び庁内の連絡窓口となる。 ・救護本部に参集した関係機関の受付、整理を行う。

※受援や保健活動の調整を担う部門をフェーズに応じて設置する。

→受援：医療機関・救護所、避難所、在宅における保健医療のニーズに基づいて、ニーズと供給のマッチングを行う。この際、DMAT・JMAT、他自治体からの派遣される保健師以外の外部からの専門職ボランティア（専門職団体・編成されたチーム・個人）の受入れを松戸市災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）と連携して実施する。

→保健活動：三師会や要配慮者等への支援の中心となる福祉長寿部と連携し、災害関連死・二次健康被害予防を中心とした巡回医療・健康相談を実施する。

3 要員の参集

救護本部の各要員は、次の基準で中央保健福祉センターに参集する。

【参集基準】

災害種別等	参集時期（自動・指示）
地震 （市域で震度5強以上観測）	各自で震度を確認後、自動参集 ※震度が確認できない場合等で参集の判断ができないときは、進んで各参集場所に参集する。
その他、市長の指示がある場合や健康医療部長が必要と認めた時	必要に応じて電話等による連絡網で参集の指示を受けた場合に参集

4 設置等

（1）設置基準

市域で震度5強以上の地震が観測された場合、または、市長の指示がある場合や健康医療部長が必要と認めた場合に設置する。

（2）設置場所

- 第1順位：中央保健福祉センター
- 第2順位：松戸市衛生会館
- 第3順位：松戸市立総合医療センター

（3）本部長及び本部長代理

本部長は健康医療部長とし、必要に応じて代理を充てる。

- 第1順位：健康医療部統括課長
- 第2順位：健康医療部統括課長の次の職位の者

（4）使用する備品等の準備

情報活動のための通信機器、情報整理のための備品（ホワイトボード、記録用紙、地図等）、夜間や停電時の対応のための照明（懐中電灯等）等を準備する。

5 活動事項

- （1）三師会、医療機関等の被害状況の把握と整理
- （2）医療機関の傷病者受入態勢に係る情報収集
- （3）E M I Sの代行入力（市職員が医療機関スタッフに代わって入力する作業）
- （4）市災害対策本部への報告・調整
- （5）定期的な連絡会議（1日1回以上）の開催、関係機関との情報交換・調整
- （6）学校・病院前救護所の設置検討・指示
- （7）学校・病院前救護所の設置・運営
- （8）医薬品・衛生材料の輸送、各要員の派遣
- （9）医療機関、救護所、避難所の傷病者の把握、搬送手段、搬送先の調整
- （10）医薬品・衛生材料の流通状況、補充調整、調達
- （11）在宅療養患者支援の総合調整
- （12）遺体安置所の設置・運営
- （13）巡回医療、健康相談の総合調整
- （14）千葉県災害医療本部との情報共有及び調整

- (15) 千葉県医療救護班派遣、DMAT派遣の要請と受入れ・配置
- (16) 関係機関への要員派遣等の協力・応援要請
- (17) 外部支援チーム、その他専門職ボランティアの受入れ・調整
- (18) 広報
- (19) その他、状況に応じた必要事項

6 留意事項

救護本部や救護所等の医療従事者の疲労予防のため、休憩・食事・交代等について考慮する（外部支援チーム/外部ボランティア含む）。

第4節 各医療機関の役割

市内各医療機関の役割分担は、原則、以下のとおりとする。

種 別		役 割
病 院	災害拠点病院	・病院前救護所設置とトリアージ ・中等症、重症患者の受入、処置 ・他機関からの重症者の受入
	災害医療協力病院	・病院前救護所設置とトリアージ ・中等症、重症患者の受入、処置
	専門的医療を行う病院 （透析、産科）	・自施設での専門的医療の継続
	一般的医療を行う病院	・自施設での医療の継続
診療所 歯科診療所	専門的医療を行う診療所 （透析、産科）	・自施設での専門的医療の継続
	有床診療所	・自施設での医療の継続
	一般的医療を行う診療所	・救護所での医療活動への協力*
薬 局		・救護所での医療活動への協力* ・薬局の業務継続

（*）救護所への参集が不可能な場合は、自施設での医療を継続
救護所へ参集する際は、自院の入口等に救護所で医療活動を行っている旨の掲示を行う

1 災害拠点病院の活動内容

（1）指定要件

災害拠点病院は厚生労働省によってその要件が定められ、県の承認にて指定される。多発外傷や挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能を有する必要がある。東葛北部地区では、松戸市立総合医療センター、慈恵医大柏病院、千葉西総合病院が指定されている。

- ① 24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うこと
- ② 災害発生時に、被災地からの傷病者の受入れ拠点にもなること
- ③ 災害派遣医療チーム（DMAT）を保有し、その派遣体制があること
- ④ 救命救急センターもしくは第二次救急医療機関であること
- ⑤ 地域の二次救急医療機関とともに定期的な訓練を実施すること。又、災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えていること

（2）超急性期（72時間以内）

①松戸市立総合医療センター災害対策本部の設置

- 災害規模に応じた職員召集体制を敷いている。
- 自主参集職員は協議の上、参集レベルと災害時事業継続計画（BCP）運用の適否を判断する。
- BCP 運用適応判断をもって災害対策本部設置とする。
- 災害対策本部長は原則として病院長とする。

*対象とする災害

- ・松戸市民の医療需要が松戸市立総合医療センターの医療供給を上回る可能性のある、以下の2項目を満たすあらゆる災害
- ・松戸市地域防災計画に定める震災及び風水害、大規模事故
- ・参集職員がBCPの運用が妥当と判断

②松戸市立総合医療センター受入れ体制

- 災害時はトリアージポストを設置し、重症度に応じた診療エリアに適宜誘導する。
- 災害拠点病院として各種組織からの重症傷病者の受け入れを行う。受入れは千葉県東葛北部地域に留まらず、東京都や埼玉県からも要請に基づき収容する。
- 入院中の重症患者を下記重症系ベッドから一般病棟に移動させ、可能な限り院外からの重症傷病者を受け入れることができるようにする。

*病床数

- ・Intensive Care Unit (ICU) : 16 床
- ・救命 High Care Unit (HCU) : 16 床
- ・院内 High Care Unit (HCU) : 12 床

③松戸市立総合医療センターからの域外搬送

- 多数の重症傷病者が市立総合医療センターに収容されたが病院の対応能力を超えている場合は、被災地外に素早く搬送を行う。
- 傷病者情報はEMISに入力し、松戸市および千葉県災害医療本部に連絡する。
- DMA Tの搬送機能を用いて車両またはヘリコプターで搬送する。ヘリコプター搬送は、災害拠点病院からの搬送を基本とする。なお、松戸市運動公園からのヘリコプター搬送も可能である。

④災害現場への医師等の派遣

災害現場に医師等を派遣する要請があり、同院災害対策本部が派遣可能と判断した際は、病院長は、医師、看護師及び運転手(又は事務職員)を災害現場に出動させることができる。

(3) 超急性期以降(72時間以降)

①外部支援チーム(DMA T等)との共同運用

- 被災地外からの支援チームの協力を得て、引き続き東葛北部地域の災害医療の中心的役割を担っていく。
- 支援チームは同院の常勤医療スタッフと交代勤務を行い、災害拠点病院としての機能を維持していく。

②災害医療協力病院への患者転院

市立総合医療センターで状態が落ち着いている傷病者は、災害医療協力病院への転院を進める。必要に応じて、福祉避難所、在宅医療フィールド等への退院調整を行う。

③災害医療協力病院への支援

支援要請のあった災害医療協力病院へ、救護本部と協力し人的物的支援を行う。

2 災害医療協力病院の活動内容

(1) 超急性期(72時間以内)

- 中等症及び重症者の受入れを重視して医療救護活動を実施する。
- 発災後72時間までは病院敷地内において、近隣の医師(松戸市医師会)、歯科医師(松戸歯科医師会)、薬剤師(松戸市薬剤師会)等の応援により病院前救護所を設置してトリアージを行い、中等症及び重症者の院内への受入れを実施する。軽症者については、病院前救護所において可能な範囲で応急処置を実施する。
- 傷病者の重症度に応じ、救護本部、消防局、DMATと連携し、災害拠点病院あるいは市外の病院への転院及び搬送、自宅または福祉避難所への退院を実施する。
- 在宅医療を支援する。
- 院内に災害対策のための本部を設定し、各病院の災害対策マニュアルに基づき行動する。
- 医療機関の情報をEMIS(広域災害救急医療情報システム)へ入力し、情報の共有を進める。

(2) 急性期以降(72時間以降)

- 救護本部と連携し医療救護活動を実施する。
- 病院前救護所を閉鎖し、応援医師等を解散させる。
- 救護本部と連携し、避難所・福祉避難所医療の支援の実施や在宅医療支援を継続する。

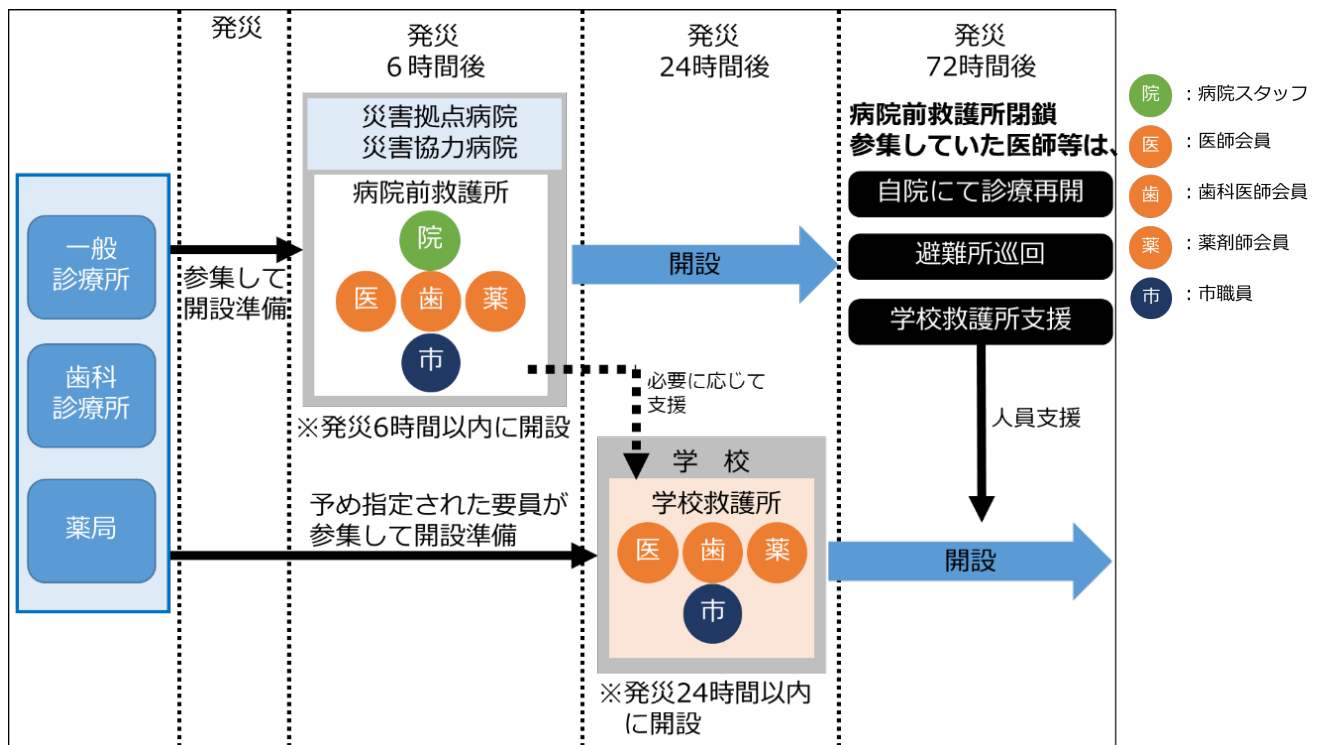
第5節

救護所の設置

震度6弱以上の地震発生時等、通常の医療体制では対応できない場合、救護所を設置する。

	病院前救護所	学校救護所
①目的	○病院前救護所においてトリアージを行い、重症者・中等症者等に対する病院の診療機能を確保	○病院前救護所がない地域における医療機能の提供 ○避難生活長期化による被災者の健康管理等
②開設期間	○発災6時間後から72時間	○発災24時間後から ※閉所は、地域の医療機能の回復状況から判断
③設置場所	○市内災害拠点病院及び災害医療協力病院 全10病院	○市内小・中学校の一部 全17箇所
④機能 活動事項	○トリアージ ○軽症者(慢性疾患等含む)に対する治療 ○中等症・重症者に対する院内受入れ又は搬送までの応急処置	○トリアージ ○軽症者(慢性疾患等含む)に対する治療 ○受入可能医療機関への搬送 ○中等症・重症者に対する応急処置 ○避難者等に対する健康相談
⑤従事者 (参集要員)	○病院スタッフ ○医師会、歯科医師会、薬剤師会からの派遣要員 ○市職員	○医師会、歯科医師会、薬剤師会からの派遣要員 ○市職員

[救護所開設の流れイメージ図]



1 学校救護所の活動内容

(1) 概要

学校救護所は、救護本部の指示に従い、あらかじめ指定した場所に設置し、被災住民のトリアージと応急処置及び傷病者の搬送等、円滑な医療救護活動を行うための拠点として位置付け、医療救護班長（医師）の指揮の下、医療救護活動を実施する。

(2) 組織及び役割

組織に基づき各職種の専門知識・技術を生かして次の役割を担うことを基本とし、必要に応じて、その場で必要とされる業務に各要員が協力して柔軟に対応するものとする。

①責任者〔医療救護班長（医師）〕 各学校救護所 2 名

救護所要員の確保、傷病者の受入れや救護本部との派遣要員、搬送先医療機関の調整等、学校救護所の指揮を執る。

②派遣要員〔医師〕松戸市医師会のマニュアル等に基づき参集

ア トリアージの実務リーダー

イ 重症者・中等症者の病院への搬送指示等

③派遣要員〔歯科医師・看護師〕松戸市歯科医師会や所属機関のマニュアル等に基づき参集

ア トリアージの補助

イ 軽症者の応急処置等

ウ 応急処置を待つ者への対応、応急処置後の患者の状態管理

エ 搬送の補助

オ 医療空間や療養空間の環境整備

カ 傷病者の精神的支援

キ コミュニケーションに時間を要する要配慮傷病者（聴覚障害者・視覚障害者・言語の障害がある者・外国人等）への対応

④派遣要員〔薬剤師〕 松戸市薬剤師会災害対策マニュアル等に基づき参集

- ア トリアージの補助
- イ 軽症者や慢性疾患患者等への服用薬の聞き取り、受診の必要性の振り分け
- ウ 医師の処方に基づく調剤
- エ 一般用医薬品の管理と軽症者への提供
- オ 医療用医薬品・衛生材料の管理・要請

⑤派遣要員〔市職員〕

○事務職

- ア 救護所設営用品の確保と設営、医療材料、食料・飲料水の調達・管理
- イ トリアージの受付、トリアージタグの記載管理
- ウ 救護本部との連絡手段の確立、連絡・調整
- エ 近隣の稼働している医療機関の確認
- オ 医療職と協力して、搬送の調整等
- カ ボランティアの要請と配置

○医療職

- ア トリアージ及び応急処置の補助、医療用品・薬剤の確保

○事務職・医療職共通

- ア 医療空間・療養空間の環境整備
- イ 傷病者の精神的支援
- ウ コミュニケーションに時間を要する要配慮傷病者（聴覚障害者・視覚障害者・言語の障害がある者・外国人等）への対応
- エ 傷病者及び家族の問合せや相談への対応

(3) 要員の参集

①参集要件

学校救護所の各要員は、市域で震度6弱以上が観測された場合や風水害等により同等の被災状況が生じた場合、自動的に各学校救護所に参集する。その他、救護本部の指示があった場合に参集する。

この際、医療救護班長に指名されている医師や歯科医師会・薬剤師会の指定要員は必ず参集する。

なお、指名する医師等は、可能な限り、夜間・休日においても迅速に参集できる医師を指名する。

②参集人員の配分

○医療救護班長（医師会医師）は必ず参集する。

- ア 班長は原則2名とし、初期には2班に分かれてトリアージブースを2列で実施する。
- イ 傷病者が多い場合、班長の判断で、医師会医師をリーダーとしたトリアージブースを増設し、3列以上のトリアージを実施する。
- ウ トリアージブースの数は、訪れる傷病者数の時間経過によって、班長の判断で増減する。また、必要に応じて、班長は、二次トリアージを実施する。

○その他の参集した医師等の配置は、班長が指示する。

- ア 班長は、専門職等の人員が十分に集まらない状態でも可及的速やかに救護所を立ち上げ、可能な救護活動を速やかに開始する。不足する人員は、救護本部への要請や避難してきた者の中から医療従事者を募る等して確保する。
- イ 傷病者に比較して多くの医師・看護師・歯科医師・薬剤師等が参集した場合、班長の判断で、病院前救護所、避難所等での医療活動に人員を配分する。

○市職員は、救護所に直行して設営・トリアージ物品整備等に関与する者を予め設定しておき、発災時に適切に参集する。

(4) 設置等

①設置基準

○救護本部の指示に基づき設置する。

○状況が不明若しくは被災状況から必要と判断される場合や傷病者がすでに集まっている場合は救護本部の指示を待たずに、参集と同時に設置し、活動を開始することを妨げない。

②設置場所（17箇所）

No.	管 轄	施 設 名	所 在 地	MCA	電 話
1	小 金	殿 平 賀 小 学 校	殿平賀339-1	00289	344-8621
2		小 金 小 学 校	小金355	00290	341-0450
3	小 金 原	栗ヶ沢小 学 校	小金原7-16	00291	341-2640
4	常 盤 平	常盤平第二小学校	常盤平4-18	00292	386-1331
5		常盤平第三小学校	常盤平西窪町25-1	00293	387-4605
6		松飛台第二小学校	松飛台59	00294	385-4111
7	六 実	六実第三小学校	六高台3-141	00295	384-3161
8	東 部	市立松戸高等学校	紙敷2-7-5	00296	385-3201
9		東 部 小 学 校	高塚新田382-1	00297	391-2971
10	矢 切	第 二 中 学 校	小山685	00298	363-7205
11		大 橋 小 学 校	二十世紀ヶ丘梨元町32	00299	392-2921
12	本庁第一	相 模 台 小 学 校	岩瀬434-2	00300	363-4245
13		寒 風 台 小 学 校	松戸新田316-25	00301	363-1048
14	本庁第二	古ヶ崎中 学 校	古ヶ崎2515-1	00302	366-0420
15	馬 橋	八ヶ崎小 学 校	八ヶ崎6-53-1	00303	342-1094
16	新 松 戸	馬 橋 北 小 学 校	新松戸南2-1	00304	344-8586
17		小 金 中 学 校	新松戸北2-16-11	00305	341-0646

③学校救護所の責任者

各学校救護所の責任者は、医療救護班長（医師）とする。班長が2名参集している場合は、2人の合議による運営を行う。初期には、班長一人ずつ、それぞれ2班に分かれて2列のトリアージブースを運営する。

④使用する資機材等の準備

保健室に保管されている災害用医療資器材を活用し、活動環境を確保する。

また、同資器材等が不足する場合は、支所等（10箇所）保管の災害用医療資器材を活用したり、松戸保健所が備蓄する医薬品や救急セットの供給を千葉県に要請する。

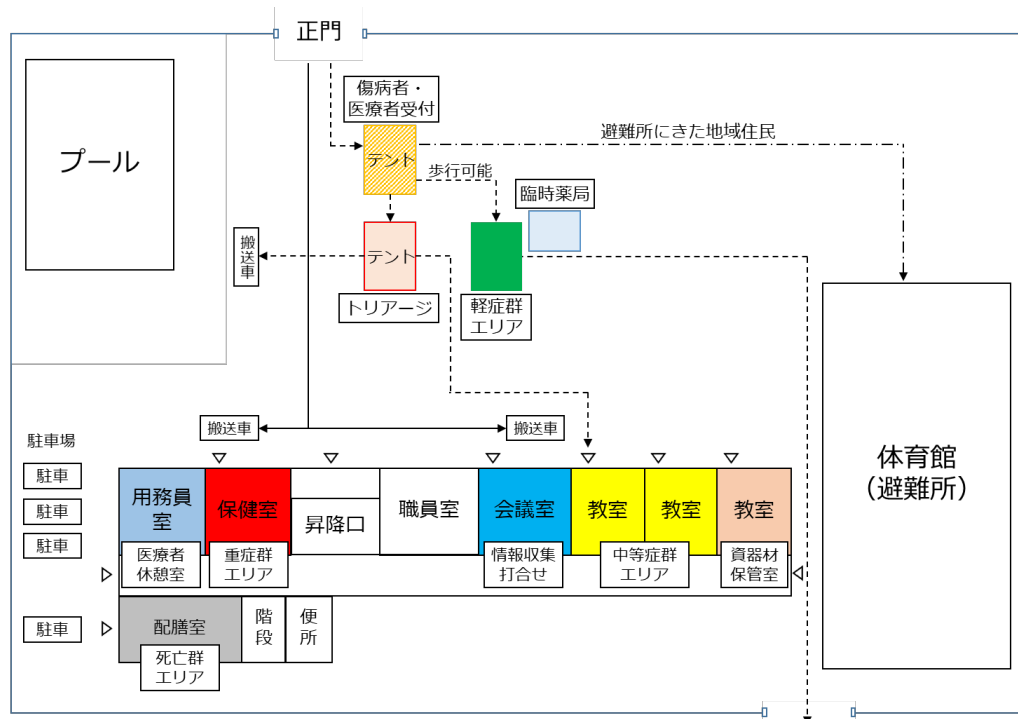
⑤設置手順等

ア 学校救護所設置場所に参集後、あらかじめ定めた場所に各要員が協力して学校救護所を設置し、施設管理者（学校長・教頭）へ報告する。その際、可能な限り避難者やボランティアの協力を得る。

- イ 設置後、M C A無線、各施設の電話、アマチュア無線等による救護本部との連絡手段を確立し、連絡担当要員を置く。無線等の連絡手段が麻痺している場合には、直接人員を送ることによって情報のやり取りを行う。
- ウ 連絡手段の確立後、参集状況、参集状況を踏まえた活動可能内容等を報告し、救護本部からの指示を受け、活動する。
- エ 学校救護所は、各要員の参集状況や施設の被害状況、周辺地域の被害状況、傷病者の受入れ状況などを救護本部へ逐一報告し、輸送手段や資機材、医薬品・衛生材料、交代要員等が必要な場合は、応援を要請する。
- オ 学校救護所は、傷病者が存在する限り継続して設置することを基本とするが、時間経過や傷病者数、医療機関の復旧状況などを考慮し、救護本部と協議した上で、必要に応じて規模の縮小等を検討する。

(学校救護所レイアウト例)

※医療救護開設マニュアル ver. 2 (災害医療救護訓練の科学的解析に基づく都市減災コミュニティの創造に関する研究開発 RISTEX プロジェクト) を参考に作成



(5) 活動事項

- ① 傷病者のトリアージ
- ② 重症者（赤タグ）及び中等症者（黄タグ）を各医療機関へ搬送
- ③ 軽症者（緑タグ）への応急処置
- ④ 医薬品・衛生材料の需給状況の管理
- ⑤ 診療記録（診療録・診療日誌・業務日誌・傷病者一覧）の作成
- ⑥ 遺体（黒タグ）発生状況に応じて死体検視及び死体検案書の作成
- ⑦ 救護本部との連携及び必要な報告
- ⑧ 傷病者からの様々な問い合わせに対する対応
- ⑨ 傷病者及び家族の精神的支援
- ⑩ 要配慮傷病者に対する時間をかけた支援
- ⑪ その他、状況に応じた必要事項

(6) 留意事項

学校救護所における医療従事者の疲労予防のため、休憩・食事・交代等について救護本部と連携し、対応する。

2 病院前救護所の活動内容

(1) 概要

病院前救護所は、各病院の計画等に従い、災害拠点病院及び災害医療協力病院前駐車場等に設置する。派遣された医師、歯科医師、薬剤師等は、各病院と連携して被災住民のトリアージと応急処置及び傷病者の搬送等円滑な医療救護活動を行い、病院機能、特に救命救急機能の維持を図る。

(2) 組織及び業務

各病院の医師等と協力して実施するものとする。

①責任者 病院医師 1 名

責任者は、救護所要員の確保、傷病者の受入れや救護本部との派遣要員、搬送先医療機関の調整等、病院前救護所の指揮をとる。

②病院スタッフ（医師・看護師・薬剤師等）

派遣された医師等とともに、病院前救護所でのトリアージ等を行うとともに、傷病者の院内への受入れ等の院内との連携を行う。

③派遣要員【医師】松戸市医師会のマニュアル等に基づき参集

ア トリアージの実務リーダー

イ 重症者・中等症者の病院への搬送指示等

④派遣要員【歯科医師・看護師】松戸市歯科医師会や所属機関のマニュアル等に基づき参集

ア トリアージの補助

イ 軽症者の応急処置等

ウ 応急処置を待つ者への対応、応急処置後の患者の状態管理

エ 搬送の補助

オ 医療空間や療養空間の環境整備

カ 傷病者の精神的支援

キ コミュニケーションに時間を要する要配慮傷病者（聴覚障害者・視覚障害者・言語の障害がある者・外国人等）への対応

⑤派遣要員【薬剤師】松戸市薬剤師会災害対策マニュアル等に基づき参集

ア トリアージの補助

イ 軽症者や慢性疾患患者等への服用薬の聞き取り、受診の必要性の振り分け

ウ 医師の処方に基づく調剤

エ 一般用医薬品の管理と軽症者への提供

オ 医療用医薬品・衛生材料の管理・要請

カ 病院薬剤部の支援

⑥派遣要員【市職員】

○事務職

ア 救護所設営用品の確保と設営、医療材料、食料・飲料水の調達・管理

イ トリアージの受付、トリアージタグの記載管理

ウ 救護本部との連絡手段の確立、連絡・調整

エ 医療職と協力して、搬送の調整等

オ ボランティアの要請と配置

○医療職

ア トリアージ及び応急処置の補助、医療用品・薬剤の確保

○事務職・医療職共通

ア 医療空間・療養空間の環境整備

イ 傷病者の精神的支援

ウ コミュニケーションに時間を要する要配慮傷病者（聴覚障害者・視覚障害者・言語の障害がある者・外国人等）への対応

エ 傷病者及び家族の問合せや相談への対応

(3) 要員の参集

①参集要件

病院前救護所の派遣要員は、市域で震度 6 弱以上が観測された場合や風水害等により同等の被災状況が生じた場合、自動的に各病院前救護所に参集する。その他、救護本部の指示があった場合に参集する。

②参集人員の配分

○責任者

病院医師が責任者となり、その判断で医師会医師をリーダーとしたトリアージブースを設営する。責任者は、訪れる傷病者数の時間経過によって、トリアージブース列の数を増減する。また、必要に応じて、責任者は、二次トリアージを実施する。

○その他の参集した医師等の配置は、責任者が指示する。

傷病者に比較して参集した医師・看護師・歯科医師・薬剤師等が少ない場合は、責任者は病院長と相談し、病院スタッフの支援を求める。

傷病者に比較して多くの医師・看護師・歯科医師・薬剤師等が参集した場合、班長の判断で、災害拠点病院、災害医療協力病院、避難所等での医療活動に人員を配分する。

○市職員は、救護所に直行して設営・トリアージ物品整備等に関与する者を予め設定しておき、発災時に適切に参集する。

(4) 設置等

①設置基準

震度 6 弱以上の地震が発生した際等、救護本部の要請により開設するが、傷病者の来院状況を見て、責任者の判断で救護本部からの要請を待つことなく、開設することは差し支えない。

②設置場所

病院名	所在地	MCA	電話番号
松戸市立総合医療センター	千駄堀 993-1	00075	712-2511
千葉西総合病院	金ヶ作 107-1	00214	384-8111
新松戸中央総合病院	新松戸 1-380	00215	345-1111
新東京病院	和名ヶ谷 1271	00216	711-8700
五香病院	五香 8-40-1	00217	311-5550
山本病院	小金きよしヶ丘 2-7-10	00218	341-3191
東葛クリニック病院	樋野口 865-2	00219	364-5121
三和病院	日暮 7-379	00220	712-0202
松戸整形外科病院	旭町 1-161	00221	344-3171

③使用する資機材等の準備

各病院に保管されている災害用医療資器材を活用し、活動環境を確保する。

また、同資器材等が不足する場合は、支所等（10 箇所）保管の災害用医療資器材を活用したり、松戸保健所が備蓄する医薬品や救急セットの供給を千葉県に要請する。

④設置手順等

- ア 三師会の派遣要員は各病院に参集し、病院の病院前救護所の責任者の指示により、医師等と連携してトリアージブース及び救護所を設置する。
設置後、E M I S、M C A無線、各施設の電話等により救護本部へ報告し、救護本部からの指示を受け、活動する。
- イ 病院前救護所は、各要員の参集状況や施設の被害状況、周辺地域の被害状況、傷病者の受入れ状況などを救護本部へ逐一報告し、輸送手段や資機材、医薬品・衛生材料、交代要員等が必要な場合は、応援を要請する。
- ウ 病院前救護所は、発災後72時間を基準に閉鎖することを基本とするが、時間経過や傷病者数、医療機関の復旧状況などを考慮し、救護本部と協議した上で、開設期間を延長するものとする。
- エ 救護所閉鎖以降は、医師・看護師・歯科医師・薬剤師は、各自の診療所若しくは最寄の学校救護所へ赴き、医療救護活動を継続する。

(5) 活動事項

- ①傷病者のトリアージ
- ②重症者（赤タグ）及び中等症者（黄タグ）を各病院内へ搬送
- ③軽症者（緑タグ）への応急処置
- ④医薬品・衛生材料の需給状況の管理
- ⑤診療記録（診療録・診療日誌・業務日誌・傷病者一覧）の作成
- ⑥遺体（黒タグ）発生状況に応じて死体検視及び死体検案書の作成
- ⑦救護本部との連携及び必要な報告
- ⑧傷病者からの様々な問い合わせに対する対応
- ⑨傷病者及び家族の精神的支援
- ⑩要配慮傷病者に対する時間をかけた支援
- ⑪その他、各病院マニュアルに定められた事項等

(6) 留意事項

病院前救護所における医療従事者の疲労予防のため、休憩・食事・交代等について救護本部と連携し、対応する。

第6節

避難所の医療活動内容

1 急性期の対応

(1) 避難所の傷病者の把握と報告

- 避難所責任者は、外傷の有無や避難者名簿の内容等から避難所内にいる傷病者を把握し、M C A無線機等を使用して、市災害対策本部または救護本部へ報告する。また、避難者の情報等から周辺地域の傷病者の状況も報告する。
- 避難所責任者は、同時に、避難者の中の医療従事者を募り、必要に応じ、応急処置に協力してくれる医療従事者に、初期判断と応急処置を依頼する。また、搬送が必要な傷病者の搬送を要請する。救護所を併設している避難所の場合には、傷病者を救護所に搬送する。
- 避難者の傷病者の状況等から市保健師や外部支援人員等の必要な医療職を要請する。

(2) 巡回診療

- 救護本部は災害医療コーディネーターと連携し、発災早期に、DMAT や JMAT のチームの巡回システムを構築し、定期的な巡回診療を避難所に対して行う。

- 避難所側は、巡回診療に合わせて診療してもらう患者の受診に向けて準備し、巡回診療チームの発着に合わせて効率的に診療ができるように配慮する。また、薬剤師会は巡回診療チームの診療に合わせて、必要な薬剤を調剤する。

(3) 福祉避難所への収容要請

- 避難所内で生活することが困難な要配慮者等については、福祉避難所への搬送の必要性を判断し、必要に応じて、適切な福祉避難所への搬送を行う。避難所からの搬送にあたっては、安全性が十分に確保されていることを見極めて搬送する。状態が安定している要配慮者の搬送は、急を要さないことから、安全性の担保がない限り実施しない。

(4) 医薬品・衛生材料の要請・受入れ・保管

- 避難所責任者は、MCA無線機等を使用して、必要な医薬品・衛生材料を市災害対策本部または救護本部へ要請する。受入れ後は、適切に保管する。
- 救護本部と薬剤師会は連携し、避難所・福祉避難所で使用する一般的な医薬品・衛生材料が速やかに配給されるようマネジメントを行う。医薬品・衛生材料が不足する場合は、必要に応じて、災害対策本部あるいは千葉県・千葉県薬剤師会に要請を行う。

2 急性期以降の対応

- 急性期以降は、避難所生活の中長期化に伴い、劣悪な避難所生活での体調不良者、慢性疾患患者に対する医療活動、避難所避難者・在宅避難者の健康管理が重要になる。
- 一方、外部からのDMATなどの応援は得られなくなるため、市医師会・歯科医師会・薬剤師会や松戸保健所等と連携し、外部支援チームの力も活用しながら巡回医療や健康相談により、疾患予防、感染予防、口腔ケア、心理的ケアを行い、災害関連死、二次健康被害を予防する。特に、低体温症・熱中症、エコノミークラス症候群、誤嚥性肺炎を防ぐための医療活動・保健活動・物資提供を行う。
- 巡回医療の実施状況や在宅避難者の健康状況を踏まえて、被災地外医療機関とのオンライン診療体制の構築を検討する。

第7節

在宅療養患者に対する医療活動内容

1 平時の対応

- 在宅医療を行う医療機関および訪問看護事業所は、各々の在宅療養患者について、災害時の支援優先度の目安となる「在宅療養患者事前トリアージ（以下「事前トリアージ」という。）を平時に行う。つまり、人工呼吸器装着者や自力で食事が摂取できない患者等については、「赤」あるいは「黄」など、家族の介護力などを含めて総合的に判断の上、「事前トリアージ」を行っておく。
- また、電源を必要とする在宅療養患者（人工呼吸器装着者、在宅酸素利用者、吸引器利用者等）を予め把握し、専用外部バッテリー、ポータブル電源（蓄電池）等の非常用電源、ACインバータ等の購入を薦めておく。
- 市は、松戸市医師会や松戸市訪問看護連絡協議会等と連携し、平時の医療・ケアが災害時にも継続できるよう地域全体の連携・支援体制の構築に取り組む。

- 市は、訪問看護事業所等と協力し、在宅療養患者一人ひとりの個別避難計画を作成し、停電時の医療機器の稼働時間、安否の確認・共有、電源供給可能場所、避難方法等を支援者と共有しておく。また、ポータブル電源（蓄電池）による人工呼吸器稼働訓練を実施する。

2 急性期の対応

（1）電源確保

- 電源を必要とする在宅療養患者は、停電時には直ちに電源確保が必要である。在宅医療を行う医療機関および訪問看護事業所は、その他の在宅サービス事業者と連携し、事前トリアージに基づき、発災時にただちに電源を確保する。電源の確保は、安全性、確実性、簡便性の観点から、①専用外部バッテリー、②ポータブル電源（蓄電池）、③自動車、④発電機（外部バッテリーの充電用）の順で準備することとする。

（2）人工透析支援

- 救護本部は、松戸市医師会と連携して、人工透析医療機関に日本透析医会災害時情報ネットワークの情報を確認しつつ、DMA Tの支援を受けて前回の人工透析から2日以内、遅くても3日以内に透析が行えるよう手配する。

（3）安否確認

- 訪問看護事業所・居宅介護支援事業所・介護サービス事業所は、各種マニュアルに基づき、在宅療養患者の安否確認、ライフラインや家屋等の被災状況の把握を行う。
- 甚大な被害が出たエリアが存在する場合、救護本部は、各種団体や外部支援人員等と連携し、当該エリアにおいてローラー作戦を実施し、全戸の住民・在宅療養者の被災状況の把握と必要な医療の提供を行う。
- 安否確認により得た情報については、市および介護サービス事業者間で情報を共有する。（情報共有の方法については今後検討）

（4）重症者対応

- 上記の安否確認の結果、訪問看護事業所・居宅介護支援事業所・介護サービス事業所が傷病者を発見した場合、必要に応じて、在宅医の往診を依頼する。往診医に連絡がつかない場合や、往診では治療困難と考えられる重症傷病者については、必要に応じて、近隣住民の協力を得て、救護所への搬送を行う。

（5）安全な場所への転送・福祉避難所連携

- 上記の安否確認の結果、訪問看護事業所・居宅介護支援事業所・介護サービス事業所が在宅医療受療者の被災家屋が安全でないと判断した場合、必要に応じて、近隣住民の協力を得て、避難所または福祉避難所への搬送を行う。
- 家族介護者が負傷したり死亡した場合も、在宅療養は困難になることから、必要に応じて、同様に搬送を行う。

3 急性期以降の対応

- 自宅避難していた在宅医療受療者に関しては、医師会、訪問看護事業所などの協力関係で、可能な限り、平時に近い形で在宅療養が送れるように支援する。また、福祉避難所に避難した在宅医療受療者に関しても、訪問看護事業所・居宅介護支援事業所・介護サービス事業所の協力により、早期に自宅に帰ることができるように支援する。

4 家族支援

- 在宅医療受療者を介護する家族は日常的にも身体的・精神的負担が大きいが、

被災により、その負担は増大する。訪問看護事業所・居宅介護支援事業所・介護サービス事業所は協力して、平時より一層、家族負担の軽減に努め、在宅医療受療者の自宅での療養継続を支援する。

第8節

傷病者の搬送等

1 傷病者の搬送に関する原則事項

大規模地震発生時には、多数の傷病者が市内各所で発生することが予想され、平常時と同様の対応が困難である。近隣の状況、救護本部からの情報により、現実的な最善の方法で搬送する。

- (1) トリアージの結果、最優先と判断された者を優先とし、災害医療協力病院や災害拠点病院へ搬送する。救急車が利用可能な場合は利用するが、救急車がすぐに来られない場合や道路事情が不良の場合は、その他の搬送手段を講じる。
- (2) 市外の災害拠点病院等への搬送は、可能であれば、災害拠点病院である市立総合医療センターを中心に、DMA Tや市外からの応援救急隊と連携して搬送する。
- (3) 学校救護所から病院への搬送、多数傷病者の搬送等は、可能であれば、災害応援協定によるタクシー・バス・患者搬送車両などを有する民間事業者と連携し搬送する。
- (4) トリアージの結果、軽症とされた者あるいは救急車等に引き継ぐことができない場合は、「搬送に伴う危険」が搬送の必要性を上回らないことを慎重に判断の上、可能であれば、住民、自主防災組織、事業所の協力により医療機関等に搬送する。
- (5) 道路の被害等で救急車等による搬送ができない場合は、自衛隊等ヘリコプターの出動を要請し、医療機関に搬送する。
※ヘリコプターの要請には、離着陸場所があることが望ましい。また、一般に、ヘリコプターは、視界が良好な気象状況下で肉眼で地上が目視できる日中に限り稼働できることを知ったうえで要請する。夜間や天候の悪い場合は、別の搬送手段を講じる。
- (6) 手術の周術期患者、重症者については、医療従事者が多数必要であり、それらの方に被災地の限られた医療資源を投下すると、多くの傷病者に対応できなくなるため、市立総合医療センターやDMA Tと連携し、可能な限り域外に搬送する。特に、手術必要患者で待機手術が必要な患者については、域外で安定した医療状況で手術を受けることが患者の利益にもなり得る。
- (7) 人工透析患者、人工呼吸器患者等の常時電源利用者は、市内での人工透析場所、電源確保場所等の確保が困難な場合は、市立総合医療センターやDMA Tと連携し、早期に域外に搬送する。

2 搬送要領

搬送場所		搬送手段
自宅等	⇒ 学校救護所	徒歩、自主防災組織（市民自家用車、リヤカー）等
学校救護所	⇒ 災害医療協力病院 災害拠点病院	消防局・千葉県消防広域応援隊・緊急消防援助隊救急車、公用車、協定事業者車両（緊急車両の使用は、原則重症患者のみ）

災害医療協力病院 ⇒ 災害拠点病院	消防局・千葉県消防広域応援隊・緊急消防援助隊救急車
災害拠点病院 ⇒ 域外災害拠点病院	消防局・千葉県消防広域応援隊・緊急消防援助隊救急車、ヘリコプター、DMAT

なお、災害拠点病院より域外搬送するためのヘリポートを松戸運動公園内に早期に確保する。

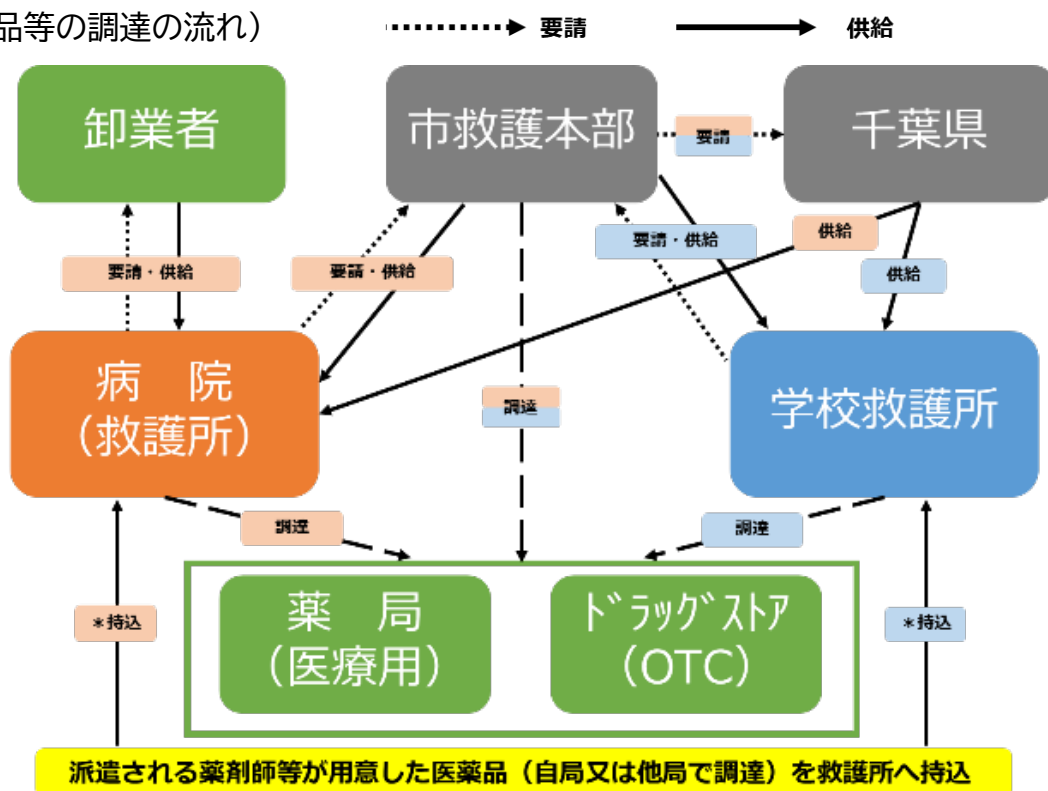
第9節 医薬品・衛生材料の確保・搬送等

学校救護所及び支所には、医薬品・衛生材料（第5章 資料編P61～P64「災害用医療資器材一覧」参照）を備蓄する。

救護本部は、病院・病院前救護所・学校救護所等から不足している医薬品・衛生材料の供給要請を受けた時は、備蓄医薬品・衛生材料を市職員等が搬送する。

また、救護本部は協定事業者・各薬局や千葉県災害医療本部、県が協定している医薬品卸協同組合へ供給を要請する。

（医薬品等の調達の流れ）



1 病院・病院前救護所

救護本部は、病院で救急医療や手術に必要な医薬品について、上記で不足する場合、必要に応じて、市外DMAT参集時等に移送してもらうよう要請する。

2 学校救護所

学校救護所及び支所には医薬品・衛生材料（第5章資料編P61～P64「災害用医療資器材一覧」参照）を備蓄する。発災時には、学校救護所に参集した松戸市薬剤師会薬剤師がその管理を行い、必要に応じて、医薬品・衛生材料の要請を市災害対策本部・救護本部あるいは松戸市薬剤師会・千葉県薬剤師会に行う。

3 避難所・福祉避難所

薬剤師会薬剤師および市職員が共同し必要に応じて、避難所・福祉避難所への医薬品の提供、管理を行う。

第10節 情報収集・発信等

1 概要

救護本部は、被害状況等の情報を収集し、千葉県災害医療本部、その他関係機関等と相互に連絡及び調整を行う。

また、市災害対策本部と連携し、各救護所の開設状況や医療機関の対応状況等の情報を、防災行政無線（固定系）による放送、安全・安心メールの配信、広報車による巡回、災害広報紙等を活用して、広く市民へ発信する。

2 通信手段

市防災行政無線、MC A無線、医師会無線、有線電話、IP電話、携帯電話、FAX、メール、インターネット、衛星電話

3 E M I S（広域災害救急医療情報システム）による情報収集要領

災害時の情報収集手段として、E M I Sをメインとし、MC A無線機はその補完的な役割として活用する。

E M I Sを活用した情報集ルールは以下のとおり。

【E M I S運用方法】

機関名	運用方法
災害拠点病院・災害医療協力病院	入力・閲覧
消防局	閲覧
救護本部	閲覧・代行入力
千葉県（本庁・保健所）	閲覧・代行入力

（1）E M I S入力可能な医療機関

○医療機関は、災害モード切替後、概ね3時間以内に入力する。

※災害モードへの切り替え（E M I Sの一斉メールにより医療機関に連絡有）条件は以下のとおり

- ・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合
- ・県災害対策本部が設置されるような大規模災害発生時

※入力は、災害発生直後に必要最低限の情報を発信するための「緊急時入力」を行い、その後に状況を確認した上で「詳細入力」を行う。被害がない場合は、被害状況「無」と入力する。

- 医療機関は、入力情報のうち、即時確認が必要な事項がある場合は、MC A無線機にて、その旨を救護本部に伝達する。
- 医療機関は、停電・ネット途絶等により入力できない場合、救護本部に対し、MC A無線、FAX、電話等により以下内容を報告し、代行入力を依頼する。
 - ・第1報は、緊急時入力の代行入力依頼書の内容
 - ・第2報以降は、詳細入力の代行入力依頼書の内容
 ※代行入力依頼書の様式は資料編P53～P55「E M I S 代行入力依頼書」参照
- (2) 救護本部
 - 救護本部は、災害モード切替後、概ね3時間以内に入力がなかった災害拠点病院・災害医療協力病院に、MC A無線機により状況を確認する。
 - 病院前救護所の開設状況は、各医療機関が入力する。
 - ・入力できない場合は、救護本部に代行入力を依頼する。
 - 学校救護所の開設状況は、救護本部が入力する。
 - 避難所情報は、市災害対策本部からの情報に基づき、救護本部が入力する。
- (3) E M I S 入力権限がない医療機関（無床診療所・歯科診療所・薬局）
 - 医師会、歯科医師会、薬剤師会のネットワークによる情報収集を行う。
 - 病院前救護所や学校救護所に参集した医師等の情報により把握する。
 - 救護本部が定期的開催する連絡会議に参加し、情報共有を行う。
- (4) 学校救護所
 - 学校内に設置しているMC A無線機等により、市災害対策本部または救護本部へ状況を報告する。

4 関係者との情報共有

救護本部は、毎日、市全体の被災と状況変化について定期的な情報のとりまとめと、関係者への定期的な情報提供を行う。

情報提供方法は、関係者の参加が可能な情報共有会議の開催や、利用可能な共有ツールを活用する。

第11節 外部支援チーム・ボランティアとの連携（今後要検討）

1 外部支援チーム・ボランティアとの連携の基本的な考え方

発災時には、多数の傷病者や負傷等により災害対応ができない職員等が発生することにより、人的資源が多く不足するため、外部支援チーム・ボランティアと連携を図ることが重要である。

過去の災害では、受入側が業務多忙により、受入れを断る事例も多く発生しているが、人的資源が不足する中で、より多くの傷病者の処置等を行うため、努めて支援チーム・ボランティアは受け入れることとする。

救護本部、各救護所において、支援チーム・ボランティアと連携し、災害対応機能を向上させる。

なお、DMATやJMAT等、被災地からの要請に応じて派遣されるチームは、複数の職種でチームを編成して派遣されるため、受入れは容易だが、プッシュ型で派遣される団体や個人のボランティア等は、職種が限られていたり、単身で来られるため、被災地でのニーズとのマッチングが課題となっている。

主な外部支援チームの一覧は資料編P58「外部支援チーム一覧」参照

第3章

災害時の具体的な医療救護活動内容

第1節

トリアージ

1 概要

短時間で最善の救命効果を得るため、傷病者の傷病程度の判定と選別により処置や搬送の優先度を判断する方法がトリアージで、救命の順序を決めるものである。

2 手順等

- (1) トリアージの判定基準は標準化されており、医療従事者は、トリアージタグに書かれた区分で診療を行う。
- (2) トリアージタグは、4色（黒・赤・黄・緑）のマーカー付カードである。必要事項を記入し、傷病者の右手首に取り付けるようゴムバンドが付いている。
- (3) トリアージタグ（1枚目）は、トリアージ実施場所で回収保管し、重症度と傷病名等を集計し、救護本部へ報告する。各救護所においては、1枚目を後日、市に送付し、市は、概ね1年間トリアージタグ（1枚目）を保管する。

3 参考

- (1) トリアージの趣旨
トリアージは、限られた医療資源を最大限に活用するための決断である。
大規模災害発生時には、「一人ひとりへ最良の医療を行うこと（救急医療）」から、「できるだけ多くの方への最良の医療を提供すること（災害医療）」へ切り替えることが重要である。
また、トリアージは、その後の治療と搬送へ円滑につながっていることが必要である。
- (2) 災害現場での医療支援
災害現場での医療支援は、次の3段階がある
第一段階：トリアージ（Triage）
第二段階：応急処置、治療（Treatment）
第三段階：後方医療機関へ搬送（Transport）
- (3) 災害弱者の認識と医療支援
災害弱者として、幼小児、高齢者、妊婦、障害者、慢性基礎疾患の保有者、日本語のわからない旅行者が挙げられる。これらの傷病者はトリアージレベルを上げることにも考慮する。
- (4) トリアージタグによる分類（優先順位の決定）
第一順位：赤色（Ⅰ）…重症。直ちに救命処置が必要な傷病者。
第二順位：黄色（Ⅱ）…中等症。数時間以内に治療を要する傷病者。（バイタルサインが安定している者）
第三順位：緑色（Ⅲ）…軽症。救急転送不要な軽症者。歩行可能。
第四順位：黒色（Ⅳ）…既に死亡している者または明らかに救命不能な状態の傷病者。
- (5) トリアージを行う場所
傷病者の状態の変化に対応するため、トリアージは繰り返し行う。トリアージは、連続的な過程として捉え、傷病者の病状変化に気付き次第、再評価することとなる。

- ① 一次トリアージ → 災害現場、病院前救護所、学校救護所等（振り分け）
- ② 二次トリアージ → 現場救護所、病院前救護所、学校救護所等（精度向上、搬送順位付け）

（6）トリアージタグの（一次・二次）運用

トリアージタグは、3枚複写になっており、災害現場、救護所・搬送機関・医療機関それぞれの場所で記載する。

①一次トリアージ（振り分け）

- ア）トリアージは専任で行い、タグへの記入は補助者が行う。
- イ）タグへは、トリアージ実施者の氏名、実施時刻を記入する。
- ウ）トリアージは、傷病者に対する処置に優先して実施する。
- エ）トリアージは、生理学的評価に準じた、START法で実施する。傷病者が少ない場合は、PAT（生理学的解剖学的トリアージ）法で実施してよい。
- オ）タグが決定したら、判定色までを切り取る。
- カ）タグは、直接右手首に付け、衣類等には付けない。
- キ）再トリアージによって、優先順位を下げる場合は、新しいタグを使用し、古いタグに斜線を入れる。古いタグは捨てずにそのまま付けておく。
- ク）トリアージの結果は、本人と家族に説明する。
- ケ）タグの1枚目は一次トリアージ実施場所で保管する。
- コ）タグの色別で傷病者を誘導する。
 - 赤色 → 重症者スペース（赤）へ → 病院へ搬送
 - 黄色 → 中等症者スペース（黄）へ → 重傷者（赤）の次に病院へ搬送
 - 緑色 → 軽症者スペースへ
 - 黒色（救命不能状態） → 黒スペースへ
 - 黒色（医師が死亡確認後） → 遺体安置スペースへ

② 二次トリアージ（選別）

- ア）2回目のトリアージでは、PAT法で行い、詳細なバイタルサインをチェックし、身体診察をする。
- イ）タグの記入
 - a）氏名、年齢、受傷場所、連絡先（電話番号）等の確認
 - b）身体図に受傷部位をチェック
- ウ）二次トリアージの結果、緑となった傷病者には、適切な場所で応急処置等をする。

③ トリアージタグの受領・保管

「トリアージタグ3枚綴りの各受領・保管先」（38ページ）参照

（7）混乱の回避

現場の混乱を最小限にするため、まず、歩行可能な傷病者を安全な場所へ誘導することが重要である。

その後、個別の対応をするのではなく、役割を分担し、トリアージの流れに沿った対応を実施する。

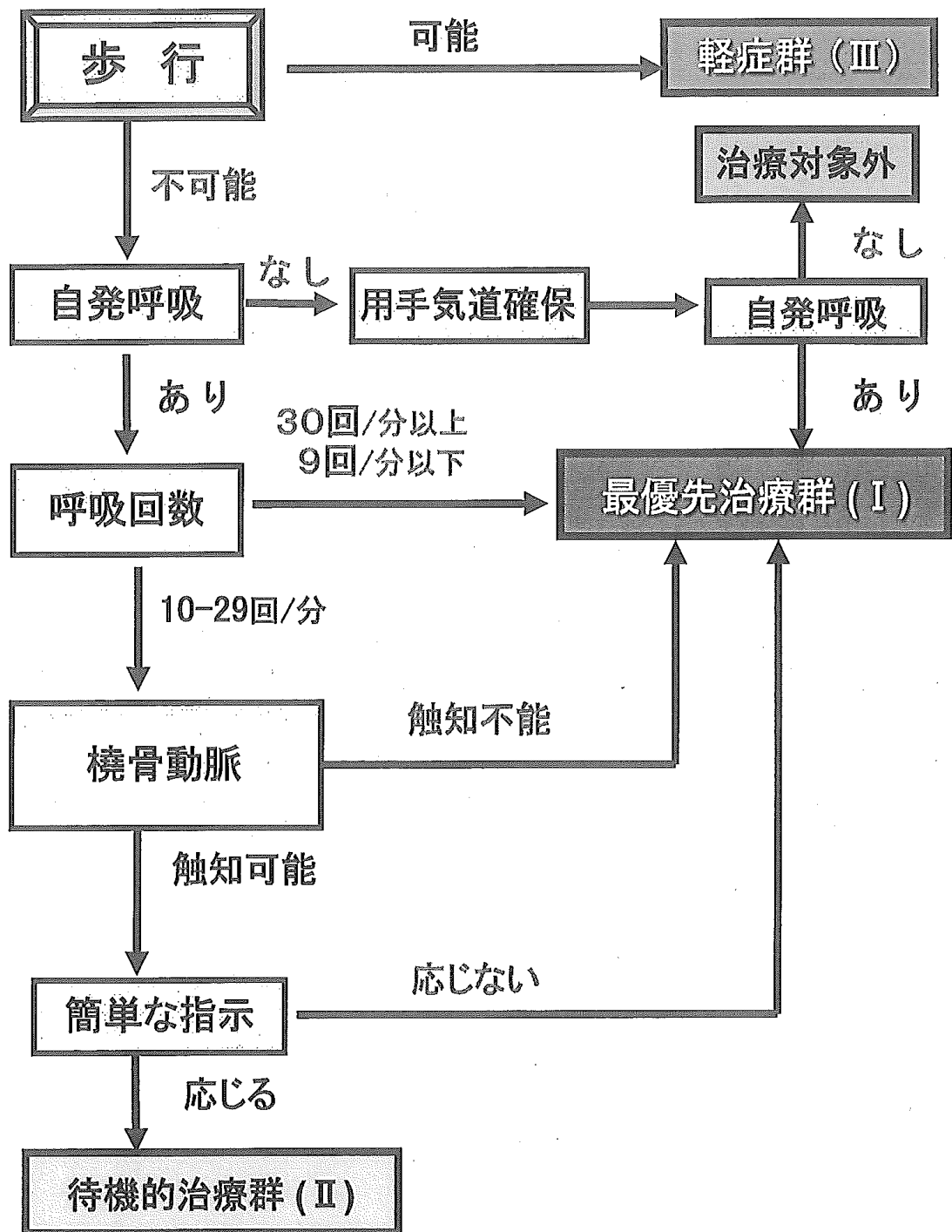
（8）トリアージブースの従事者

トリアージブースの1チームは、トリアージを行う医師とトリアージタグを記載する者の2名が必要となるため、最低2名で編成する。

その他、トリアージブースの手前にて、緑タグ患者（歩行可能な軽症者）とそれ以外の傷病者に分ける誘導を行う者、トリアージ後に傷病者をしかるべき場所へ誘導する者が必要になる。

緑タグ患者（歩行可能な軽症者）の急激な体調変化に注意する。

＜トリアージ START法＞ Ver.2.0



<第1段階(生理学的評価)>

<トライアージ PAT 法>

意識	呼びかけ反応なし、不穏	JCS2ケタ以上	
気道	舌根沈下、気道閉塞		
呼吸	浅い深い、速い遅い、失調性 胸郭挙上左右差、呼吸音左右差	呼吸数(／分) 10回未満、30回以上	SpO2 90%未満
循環	橈骨弱い、速い、触知不能 皮膚蒼白・冷感・湿潤、活動性出血	脈拍数(／分) 120回以上、50回未満	収縮期血圧(mmHg) 90未満、200以上
体温			35℃以下

<第2段階(解剖学的評価)>

< 身体所見 >	< 疑われる病態 >
頭部の開放創、変形	開放性頭蓋骨骨折、陥没骨折
髄液鼻漏、髄液耳漏	頭蓋底骨折
頸部皮下気腫、気管変形	気管損傷
外頸静脈の著しい怒張	心タンポナーデ、緊張性気胸
気管偏位	緊張性気胸、気管損傷
皮下気腫	気胸
呼吸音左右差	血気胸
胸郭動揺、奇異性呼吸	フレイルチェスト
胸部開放創より気泡混じりの出血	開放性気胸
腹壁緊張、腹部膨隆、腸管脱出	腹腔内出血・腹部臓器損傷
骨盤動揺・圧痛、下肢長差	骨盤骨折
大腿の変形・出血・腫脹・圧痛、下肢長差	両側大腿骨骨折
四肢麻痺	上位脊髄脊椎損傷
四肢軟部組織剥脱	デグロービング損傷
顔面の熱傷、鼻毛焼灼、口鼻腔内スス付着、嘔声	気道熱傷
重量物挟まれ・下敷き、ポートワイン尿	圧挫(クラッシュ)症候群
頭頸部・体幹部・そけい部への穿通性外傷	重要臓器損傷、大血管損傷
四肢の切断	
15%以上の熱傷を伴う外傷、顔面/気道熱傷	

<第3段階(受症機転)>

体幹部挟まれ、1肢以上の挟まれ(4時間以上)
高所墜落、爆発、異常温度環境
有毒ガス、NBC汚染

<第4段階(災害弱者)>

幼小児、高齢者、妊婦、障害者
慢性基礎疾患、旅行者

トリアージタグ3枚綴りの各受領・保管先

最初にトリアージタグを付ける場所	災害現場	学校救護所	病院（医療機関）入口
1枚目	現場指揮所	各学校救護所	各病院前救護所
2枚目	公的搬送機関※ または現場救護所 （設置された場合のみ）	公的搬送機関※	公的搬送機関※ （他院に搬送する場合）
3枚目本体	最終医療機関	最終医療機関	最終医療機関

※公的搬送機関は、消防、警察、自衛隊、DMAT等を指し、その他の民間搬送機関は2枚をはがして保管しないこと。

- ・緑タグ患者は、医療機関受診を基本とするが、救護所でその必要がないと現場医師が判断した場合は、救護所を出る際に、救護所で3枚目本体を保管する。
- ・トリアージタグ3枚目本体は、最終医療機関または救護所担当医師会にて2年間保存すること。それまでは破棄しない。

（2015. 4. 1 松戸市災害医療コーディネーター作成）

第2節

軽症者の応急処置

1 概要

発災後、多数の傷病者が、一時的に病院、診療所、学校救護所等に集中する。そのため、出来る限り混乱を回避しながら、トリアージ後に行う応急処置が必要となる。

2 手順等

- (1) 応急処置スペースの確保
- (2) 指揮系統と役割分担の明確化
- (3) 外科的処置の留意点

基本的には止血、感染予防、疼痛の軽減の3点に留意して処置を行う。

- ① 応急処置に従事する者は、ゴム手袋やビニール袋を着用して感染対策を行う。
- ② 切り傷など活動性の出血がある場合は止血を優先する。止血法には創部を清潔なガーゼで圧迫する方法（直接圧迫止血法）と創部よりも心臓に近い動脈を圧迫する方法（間接圧迫止血法）がある。前記の方法で止血が困難な場合は30分間を限度に駆血を行う。その際には駆血を開始した時間を必ず明記する。
- ③ すり傷や刺し傷は、水道水等で洗浄し、可及的に表面についた異物を除去する。湿潤環境を保てる被覆材や絆創膏等を貼って、創部を密閉する。
- ④ 創の汚染が強い、刃物や金属片、ガラス等による深い創が疑われる場合は縫合や異物の除去はせずに、清潔なガーゼ・タオルを当てて固定する。
- ⑤ 熱傷の場合は水道水で患部を冷却し、清潔なガーゼ・タオルなどで覆う。
- ⑥ 骨折・脱臼・捻挫が疑われる場合は、副子や三角巾、包帯による簡易固定を行う。
- ⑦ 中等症・重症の傷病者、コンパートメント症候群⁷・クラッシュ症候群⁸が疑われる傷病者は生理食塩水の点滴を行いつつ、直ちに災害医療協力病院・災害拠点病院に搬送する。
- ⑧ 軽症の傷病者は帰宅可否の判断と処置後の継続診療が可能な近隣の医療機関を案内する。

3 留意事項

- (1) 災害の状況を判断しながら、現場で必要最小限の処置を行う。医療資源の消費を可能な限り抑える。
- (2) バイタルサインの不安定な場合は、応急処置に時間をかけず早期に搬送する。
- (3) 多数の傷病者を扱う場合でも、可能な限り診療録を作成する。しかし、その余裕がない場合は、トリアージタグをカルテの代用とする。
- (4) 医療者が不足する場合は、現場で臨機応変に援助者を募り、処置の協力を要請する。
- (5) 外科的処置を要しない患者（慢性疾患患者等も含む）については、薬剤師カウンターを設置することで、一般用医薬品の交付か受診が必要かどうかの振り分けや、服用薬等についての聞き取りを診察前に行え、医師の診療負担の軽減ができる。

⁷「コンパートメント症候群」とは、四肢の筋膜、筋間中隔や骨より区画された閉鎖腔（筋区画（コンパートメント）において、出血や浮腫のために組織内圧の上昇が起こり、その中の血管や神経が圧迫されることにより虚血に陥る症候群をいう。適切に処置が行われないと、筋肉壊死・四肢切断・急性腎不全を合併し、時に死に至ることがある。主な原因としてクラッシュ症候群、熱傷等がある。

⁸「クラッシュ症候群」とは、四肢などの長時間の圧迫をうけ骨格筋の壊死をきたし、同部の筋組織からミオグロビンやカリウムが全身に流れ、急性腎障害や致死性の不整脈などの重篤な病態を起こす

第3節

JMAT（JMAT要綱より抜粋）

1 概要

JMATは、被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療や地域包括ケアシステムの再生・復興を支援することを目的とする災害医療チームである。

2 派遣に関する手順

- (1) 日本医師会対策本部によるJMATの派遣の決定
なお、これは被災地の都道府県医師会からの要請を原則とするが、被災地の都道府県医師会との連絡がとれない場合や被災地の状況の把握が困難な場合等においては、日本医師会の判断により、統括JMAT（先遣JMAT機能を含む）を派遣し、被災地の都道府県医師会を支援する。
- (2) 被災地の都道府県医師会との連絡調整を踏まえ、日本医師会JMAT本部による当該災害におけるJMATスキームの決定
- (3) 日本医師会から被災地内外の都道府県医師会に対するJMATの結成の要請
- (4) 被災地の都道府県医師会に対するJMATの派遣決定の通知
- (5) 都道府県医師会において、日本医師会からの要請を受け、JMATの派遣の決定
- (6) 当該都道府県医師会における規定に基づき、管下郡市区医師会、医療機関等より、JMATの結成。
- (7) 被災地の都道府県医師会との調整に基づき、日本医師会から該当都道府県医師会へのJMATの派遣の依頼
- (8) 派遣元都道府県医師会において、当該の被災地の都道府県医師会等との協議、調整により、具体的な派遣内容を決定、JMATを派遣
- (9) JMATの派遣、被災地の都道府県医師会や統括JMATによるコーディネート機能の下での活動、後継チームへの引継ぎ
- (10) 日本医師会、被災地の都道府県医師会による統括JMATの被災地の評価等を踏まえた被災地の医療ニーズの変化に関する協議、JMATの撤収の決定
- (11) JMATから被災地の医療機関への引継ぎ、移行
- (12) JMATの終了宣言（JMATⅡの派遣決定）
- (13) 事後処理（費用負担、活動報告その他）

3 活動内容

- (1) 医療支援と健康管理
 - ①被災地の救護所
 - ②被災地の医療施設（災害発生前からの医療の継続）
 - ③被災地の避難所
 - ④被災地の避難所以外への巡回診療（要配慮者対策、在宅医療、車中泊等を含む。医療支援が空白・不十分な地域の把握・対応）
 - ⑤被災地の社会福祉施設、介護施設等への医療支援
 - ⑥被災地の活動者（行政、学校関係者など）
- (2) 公衆衛生支援
 - ・被災地の避難所等における公衆衛生支援と管理
 - ・避難所等の水や食事など栄養状態の把握とその改善、避難者の健康状態チェック、要援護者の把握とその対策、感染症対策（感染制御）その他の公衆衛生対策

(3) 被災地医師会支援

- ①先遣JMAT・統括JMATによる被災地医師会の災害対策本部への支援と情報収集
- ②被災地医師会を中心とした現地調整本部や連絡会の設置・運営支援
- ③派遣先地域の医療ニーズの把握と評価
 - ・主な患者像
 - ・高齢者、難病患者や障害者その他特別に医療・介護支援を必要とする者（要配慮者）
 - ・感染症や他の疾病の発生状況
 - ・追加派遣の要否
 - ・被災者の流動化の有無、撤収時期

(4) 被災地行政支援

- ・被災地医師会とともに、統括JMATによる被災地の災害医療コーディネーターへの支援と情報収集・情報連携
- ・被災地の保健所、保健センター、保健師、民生委員等の行政関係者との連携

(5) 被災地での検視・検案支援（可能な場合のみ）

- ・警察医会との密な連携による活動を目指す。

(6) 現地の情報の収集・把握、及び日本医師会・都道府県医師会・JMAT関係者への情報の発信と共有

- ①被災地の医療関係者との連携（3日～1週間程度で交代するJMATに対し、被災地の患者の状況や地理的特性等を把握しているため。）
- ②交通ルート（被災地の空港・主要駅・主要道路から派遣先地域へのアクセス、帰路、燃料確保等）
- ③被災者の状況（性別・年齢別の避難者数、共同体意識の強弱、自治組織）、被災地までの地形・気象条件
- ④公衆衛生の状況（トイレ、瓦礫による粉塵飛散、ヘドロ・汚泥物質等含む）
- ⑤被災地の安全性（二次災害の危険性）
- ⑥医薬品等の不足物資
- ⑦必要な職種
- ⑧現地の災害医療コーディネーター・避難所等のリーダー、支援受入れ窓口等

(7) コーディネート機能

相応の経験や知識を持つチームや参加者においては、DMA T等からのコーディネート機能の引き継ぎや、その機能が確立しておらず混乱している地域での指揮命令、ロジスティックスが求められる。

(8) その他、被災地のニーズに合わせて支援

- ・様々なニーズが発生するため、内容と範囲を変えていく必要がある。
- ・最終的には、被災地の医師会・医療機関に円滑な引き継ぎ

4 チーム構成

JMATは、医師を含む職種により構成する。

(1) チーム構成例

- ① 医師1名、看護職員2名、事務職員（ロジスティックス担当者）1名
（事務職員の主な業務内容：運転、医療事務、活動の記録、情報収集、関係者との連絡調整、派遣元医師会等への報告等）
- ② ①に加え、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、診療放射線技師、救急救命士、介護・福祉関係者、（管理）栄養士等

- ③ 統括JMAT（先遣JMAT機能を含む）においては、その役割について豊富な経験を有する者によって構成することが望ましい。また、JMAT研修 統括JMAT編を修了していることが望ましい。
- (2) チーム構成例の考え方
- ① (1)に掲げた構成例は、医師を必ず含むことを除き、あくまでも例であり、職種・員数は、派遣元都道府県医師会等の要員確保の状況や現地でのニーズなどに応じて柔軟に対応する。
- ② 1つのJMATの参加者が、同一の医療機関・団体に所属する者で構成される必要はない。
- ③ チームリーダーに就任する者は、日本医師会や都道府県医師会等が実施するJMAT研修（基本編、統括JMAT編）を修了していることが望ましい。

5 派遣期間

- (1) JMATの全体の派遣期間は、日本医師会から都道府県医師会に対してJMATの結成の要請を行ってから、JMATの派遣を終了したときまでとする。
- (2) 1つのJMATの派遣期間は、3日から1週間を目途とする。

第4節

DMAT（日本DMAT活動要領より抜粋）

1 概要

DMATとは、災害発生直後の急性期に活動を開始できる機動性を持った、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームである。

専門的な訓練を受けた医療チームが被災地における急性期の医療体制を確立し、緊急治療や病院支援を行うことで、死亡や後遺症の減少が期待されている。

2 派遣要請

- (1) 以下の基準に基づき、千葉県は他の都道府県、厚生労働省、国立病院機構等にDMATの派遣を要請する。

災害の規模	要請先
震度6弱の地震又は死者数が2人以上50人未満若しくは傷病者数が20名以上見込まれる災害	千葉県内
震度6強の地震又は死者数が50人以上100人未満見込まれる災害	千葉県内、隣接する都道府県、関東ブロック
震度7の地震又は死者数が100人以上見込まれる災害	千葉県内、隣接する都道府県、関東ブロック、隣接するブロック
東海地震、東南海・南海地震又は首都直下型地震	千葉県内、全国

- (2) 厚生労働省は、千葉県の要請に応じ、他の都道府県、文部科学省、国立病院機構等にDMATの派遣を要請する。
- ※厚生労働省は、緊急の必要があると認めるときは、千葉県の要請がない場合でもDMATの派遣の要請ができる。
- (3) DMAT指定医療機関は、都道府県、厚生労働省、文部科学省、国立病院機構等の派遣要請を受け、速やかにDMATを派遣する。

3 活動体制

【機関別DMA T運用の役割】

機関等	設置場所	役割
千葉県災害医療本部	千葉県庁	千葉県内で活動するすべてのDMA Tを統括する
DMA T調整本部	千葉県庁 (災害医療本部内)	千葉県内で活動するすべてのDMA Tの指揮・調整等
DMA T活動拠点本部	災害拠点病院	参集したDMA Tの指揮・調整等
DMA T病院支援指揮所・ DMA T現場活動指揮所	DMA Tが活動する 病院・災害現場等	病院や災害現場等のDMA Tの 指揮・調整等
DMA T・SCU本部	千葉県内の各SCU	SCUのDMA Tの指揮・調整等
DMA T・SCU指揮所	航空搬送拠点	航空搬送拠点のDMA Tの指揮・ 調整等
DMA T域外拠点本部	被災地外の搬送拠点 DMA T参集拠点	搬送拠点・DMA T参集拠点に参集 したDMA Tの指揮・調整等
厚生労働省医政局災害医 療対策室・DMA T事務局	厚生労働省	DMA Tの派遣要請等DMA Tの 活動全般の本部機能
DMA T指定医療機関	当該医療機関	派遣したDMA Tの活動把握・ 連絡・調整、EMI Sによる情報共有

※SCU・・・広域搬送拠点。大型のヘリ等が離着陸可能な場所に設置。

4 活動内容

- (1) 被災地域での活動
 - ① 病院支援
 - ② 地域医療搬送
 - ③ 現場活動
- (2) 広域医療搬送
 - ① 広域医療搬送拠点のSCU活動
 - ② 航空機内の医療活動
- (3) ロジスティクス（DMA Tの活動に関わる通信、移動手段、医薬品・衛生材料、生活手段等を確保すること）
- (4) ドクターヘリ及び災害医療調査ヘリの活用

5 松戸市におけるDMA Tの運用

派遣されるDMA Tは、2次保健医療圏毎に設置されるDMA T活動拠点本部（災害拠点病院）に配置される。その後、EMI S等からの被災情報に基づき、病院や救護所等に派遣され、病院・救護所支援、広域搬送等の対応にあたる。

松戸市を管轄する東葛北部2次保健医療圏では、東京慈恵医大附属柏病院、松戸市立総合医療センター、千葉西総合病院が災害拠点病院に指定され、発災時にはいずれかが東葛北部DMA T活動拠点本部に指定され、千葉県DMA T調整本部を經由して派遣されるDMA Tを東葛北部内で運用する。

第5節

市内搬送拠点

重症者を被災地の外に搬送するための市内搬送拠点として、必要に応じて臨時ヘリポートを開設し、使用する。

開設は、都市部（街づくり部公園緑地課）が自衛隊と連携して開設する。

【市内臨時ヘリポート設置予定場所】

- | | |
|------------------|------------|
| ① 21世紀の森と広場 | ⑪ 県立小金高校 |
| ② 金ヶ作公園 | ⑫ 県立松戸国際高校 |
| ③ 六実中央公園 | ⑬ 県立松戸高校 |
| ④ 市立松戸高校 | ⑭ 県立松戸南高校 |
| ⑤ 東部スポーツパーク | ⑮ 県立松戸向陽高校 |
| ⑥ 県西部防災センター | ⑯ 県立松戸六実高校 |
| ⑦ 松戸運動公園 | |
| ⑧ 江戸川河川敷（上葛飾橋南側） | |
| ⑨ 江戸川河川敷（古ヶ崎野球場） | |
| ⑩ 県立松戸馬橋高校 | |

第6節

死体検視・検案等

1 概要

災害時の医療救護活動は、傷病者の救出・救護・搬送を最優先する。一方、死者が発生した場合には、充分な対応と配慮が求められる。

災害による死亡は、異常死として位置付けられるため、警察による検視の手続きが必要になる。また、医療救護活動に携わる医師は、その手続きを医学的側面から協力し、死体検案書等を作成する。

2 手順等

- (1) 災害現場等でのトリアージの結果、傷病者が黒色と判断された場合には、トリアージした時刻及び実施した者の氏名をトリアージタグに明記し、近くの黒スペースへ移動する。その後、医師による死亡確認が実施されれば、病院には搬送せずに遺体として扱う。
- (2) 遺体安置所（松戸市北山会館）への遺体の搬送は、警察署、消防局、消防団、遺族又は自主防災組織等が協力して実施する。困難な場合は、市有車両、自衛隊等の搬送可能な車両により実施する。この際、死者等の尊厳を損なうことのないよう、また、納体袋等により公衆から見えないよう充分に配慮して対応する。
- (3) 遺体安置所（松戸市北山会館）において、遺体の搬入・受付を行い、搬送した者から発見場所等の聞き取りを行う。遺体に受付番号をとり、受付票を遺体につける。
- (4) 警察による検視を行う。全身の状態を確認し、事件性の有無などを確認する。
- (5) 検視後、医師による検案を行う。警察から検視内容を聞きながら、死因等を確認する。
- (6) 警察による指紋とDNAの採取、歯科医による歯科所見を行う。身元確認後、遺体安置所へ遺体を移動し、遺族対策担当へ死因などを詳細に伝えて引き継ぐ。
- (7) 身元が判明している遺体と判明していない遺体に分けて、遺体を安置する。棺が

ある場合は、身元判明遺体から順次、棺にうつす。

- (8) 遺体安置所（松戸市北山会館）にきた行方不明者の家族等の対応（安否確認、身元確認、遺体引き渡し等）を行う。行方不明者の状況を聞き取り、聞き取った内容と一致する遺体がないかを確認する。遺体発見の状況、身体的特徴等から該当する遺体があった場合は、家族等に確認をお願いする。対応する職員は、明らかになっていることのみを伝え、遺族の気持ちに寄り添った対応を行う。遺族対応を行う職員は、心理的な負担が非常に大きくなるため、職員の心のケアを行う。

3 留意事項

(1) 遺体の安置

- 遺体は、遺体安置所（松戸市北山会館）に安置し、腐敗等を防ぐ手立てを講じる。また、救護所や避難所等において適切な場所（可能な限り安全で清潔な場所）が確保できた場合には、その場所へ一時的に遺体を安置する。
- その場合、救護所や避難所等の管理者は、可能な限り、遺体の腐敗等を防ぐ手立てを講じる。
- 救護所や避難所等において一時的に遺体を安置した場合には、市が定める一元管理ができる様式により、必要な遺体情報を記録・整理して厳重に管理する。

(2) 遺体の検視

初診時に既に死亡している者及び災害に起因する外傷や疾患が原因で診療中に死亡した者は、検視の対象になる。

※松戸警察署又は松戸東警察署に届出を行い、検視を要請する。

→ 検察官又は司法警察員が出向いて検視が行われる。

(3) 遺体の洗浄

遺体安置所（松戸市北山会館）においては、遺体識別のため、洗浄、縫合、消毒等を行う。なお、実施に当たっては、遺体洗浄等において生ずる廃水処理や必要に応じた設備の設置等について、関係機関と連携し、また、必要に応じて医療従事経験者等のボランティアを活用する。

(4) 死体検案書を作成する場合の留意点

- ① 「死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル」（厚労省）に沿って記入すること。
- ② 必ず写しを保管すること。
- ③ 身体的特徴（ほくろの位置や瘢痕等）を記載し、可能な場合は、写真やビデオを用いて記録を残す。また、身元不明の遺体は、歯科医師によりデンタルチャートを作成し、併せて死体検案書の写しやカルテに指紋を押印させること。
- ④ 所持品は記録したうえで、ビニール袋にまとめて封印し、遺体と一緒に保管すること。
- ⑤ 死体検案が終了し、身元の確認が終了した遺体は、死体検案書とともに引取人に引き渡す。なお、引取人の氏名と連絡先を確認し、記録すること。

(5) 死亡の宣告

死亡を宣告する業務は、医師に限られる。死亡を宣告するには、無呼吸、心停止（脈拍触知不可）及び瞳孔の固定・散大を確認するための慣例的な検査が必要となる。

(6) 遺体の表示

遺体には、黒色のトリアージタグを付け、死亡確認済みであることを記載して明示する。これは、医師が同じ遺体を何度も確認することを避けることにつながる。

(7) 遺体の保管

身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋葬することが困難な場合には、遺体安置所（松戸市北山会館）において腐敗や腐臭並びに感染症対応について、関係機関と連携し冷却保存等の必要な措置を実施する。

第4章

日頃の防災対策

第1節

救護本部等の環境整備

救護本部の事務局となる保健医療部は、災害発生時に迅速かつ円滑な対応が行えるよう、日頃から関係機関と協力し、救護本部や救護所の環境整備に努める。

1 救護本部

(1) 資機材等の整備

日頃から本部運営に必要な備品や資機材等を計画的に整備し、維持・管理に努める。

(2) 通信機器

災害発生時に重要な通信機器として整備している医師会無線機の適正な維持管理を支援し、併せてE M I S用のパソコンやM C A無線機を配備する。

また、千葉県防災行政無線（電話・F A X）やP H S、トランシーバーなど、その他の通信機器の整備についても検討する。

(3) 情報ツール

メディアからの災害情報を得るため、テレビ、ラジオ、インターネットを活用する。

(4) 発電装置、暖房器具、照明、その他食料、水、雨具、防寒具、ライト、ヘルメット、移動手段の確保に努める。

2 学校救護所

(1) 配置数及び配置場所の検討

学校救護所は、地域の状況、交通状況、災害医療協力病院、医療関係者の人員数等の状況を考慮して17か所に設置するが、必要に応じて検討を加え、市の状況に適した配置数・配置場所とする。

(2) 資機材等の整備

学校救護所の運営に必要な医薬品・衛生材料、また、応急処置に使用する医療資器材等を計画的に整備し、各施設管理者と協力して維持・管理に努める。

(3) 通信機器

災害発生時に重要な通信機器として、各学校の職員室等に設置されたM C A無線を活用する。

また、その他の通信機器についても、整備を検討する。

(4) 鍵の管理

災害発生時に、参集後、直ぐに活動が開始できるよう、各施設の鍵の管理について施設管理者と協議の上、適切に保管するよう検討する。

3 病院前救護所

(1) 配置数及び配置場所の検討

病院前救護所は、災害拠点病院及び災害医療協力病院計10箇所とするも、逐次、その他病院との協力関係の構築に努め、病院前救護所を拡充していく。

(2) 資機材等の整備

各病院は、救護所の運営に必要な医薬品・衛生材料、また、応急処置に使用する医療資器材等を計画的に整備する。

市は、状況により必要な資器材等を調達、配分する。

(3) 通信機器

災害発生時に重要な通信機器として、各病院に設置されたパソコンやMCA無線を活用する。

また、その他の通信機器についても、整備を検討する。

(4) 市職員及び三師会等との連携

事務担当者会議を定期的に行い、情報の共有や意見聴取を行う。

第2節

救護本部等における配置要員

各組織の責任において、あらかじめ救護本部や学校救護所・病院前救護所への派遣要員を指定し、必要に応じた研修を実施する。

また、各組織において、配置要員の連絡体制を整備する。

第3節

訓練

訓練は、本マニュアルに基づき、関係機関の連携により実施する。また、訓練を通じて本マニュアルを検証し、より実効性の高い災害医療体制の整備や災害発生時への即応体制の確立を図る。なお、訓練内容は関係者と協議し、決定する。

第4節

連携

「松戸市防災会議医療部会」を定期的に行い、平常時から各関係機関が災害医療について話し合い、認識の共有や、連携強化を図る。

<主な検討内容>

- 本マニュアルの見直し
- 関係機関の連絡網（通信手段）の整備・更新等
- その他防災対策として必要とする事項

第5節

住民への啓発活動

1 概要

災害医療の充実を図る観点から、本マニュアルの仕組みや災害発生時に市民がとるべき行動等について、防災・救急・医療・保健・福祉が連携し、日頃からの危機管理意識の醸成や、防災訓練の大切さ、また、情報の周知・徹底等を図り、「自分の身は自分で守る（自助）」や「地域の住民同士で助け合う（共助）」を基本とし、市民と地域と行政が一体となり、災害に強い、安全で安心なまちづくりを進める。

2 手段等

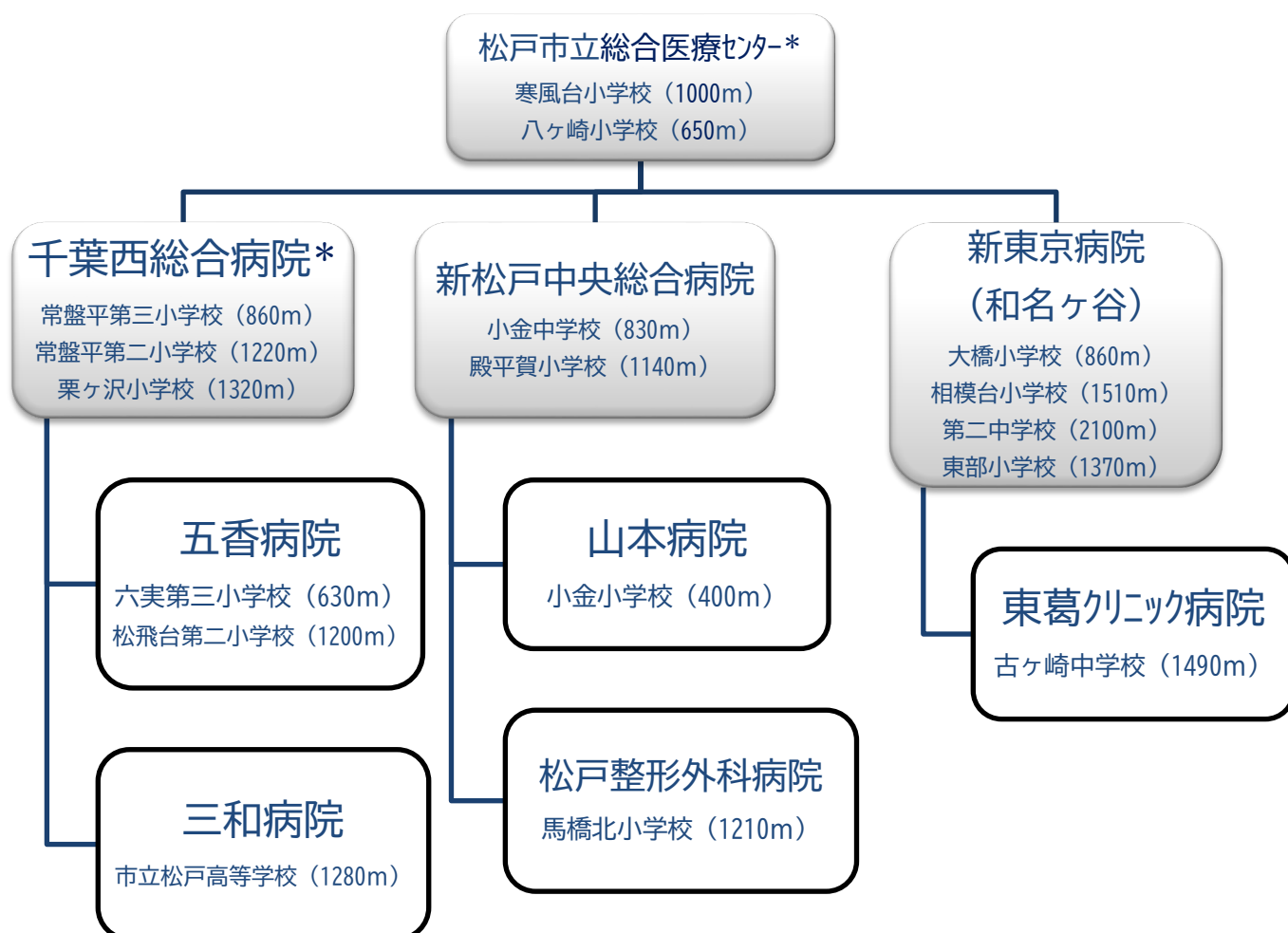
啓発活動は、概ね次の手段により実施するものとし、内容は関係者と協議をした上で決定する。

- (1) 広報・ホームページ等の活用
- (2) 出前講座、まちづくり会議、研修会等の活用
- (3) 自主防災組織との連携

第5章 | 資料編

1. 救護所の配置	49
2. 関係機関一覧	50
3. MCA無線網図	51
4. EMI S代行入力依頼書	53
5. 救護所の割当別一覧（医師会、歯科医師会、薬剤師会）	56
6. 松戸市救護本部・救護所体制	57
7. 外部支援チーム一覧	58
8. 医療救護所等出動時の装備等チェックシート	59
9. 学校救護所開設マニュアル	60
10. 学校救護所が保管する災害用医療資器材一覧	61
11. 支所が保管する災害用医療資器材一覧	63
12. 各種様式	
①医薬品・衛生材料 注文受払書	65
②災害時診療録	66
③傷病者一覧	67
④診療日誌	68
⑤業務日誌	69
13. 松戸市防災会議医療部会設置要綱	70
14. 災害医療に関する各種協定書（写し）	
①松戸市災害時医療救護活動についての協定書（松戸市医師会）	71
②松戸市災害時歯科医療活動に関する協定書（松戸歯科医師会）	80
③災害時における医療救護活動についての協定書（松戸市薬剤師会）	82

1. 救護所の配置



*印は、災害拠点病院を示す。
距離は、両施設間の直線距離を示す。

2. 関係機関一覧

区分	名称	MCA	住所
市	松戸市救護本部（健康医療部）	00212 00213	中央保健福祉センター 2 階集団指導室 （竹ヶ花 74-3）
	松戸市災害対策本部（危機管理課）	00007	市役所本庁舎別館 1 階（根本 387-5）
	松戸市消防局警防本部	00047 00048	松戸市消防局（松戸新田 114-5）
	健康医療部健康医療政策課	00037	京葉ガス F 松戸第 2 ビル 6 階（小根本 7-8） 衛生会館 1 階（竹ヶ花 45-53）
	健康医療部健康推進課	-	中央保健福祉センター 3 階
	健康医療部予防衛生課	-	中央保健福祉センター 3 階
	健康医療部国保年金課	-	市役所本庁舎本館 1 階
	総務部危機管理課	-	市役所本庁舎別館 1 階
	消防局救急課	-	松戸市消防局 1 階
医療関係 団体	松戸市医師会	00222	衛生会館 1 階
	松戸歯科医師会	00223	衛生会館 2 階
	松戸市薬剤師会	00224	衛生会館 2 階
	千葉県看護協会松戸地区部会	-	-
災害拠点 病院	松戸市立総合医療センター	00075	千駄堀 993-1
	千葉西総合病院	00214	金ヶ作 107-1
災害医療 協力病院	新松戸中央総合病院	00215	新松戸 1-380
	新東京病院	00216	和名ヶ谷 1271
	五香病院	00217	五香 8-40-1
	山本病院	00218	小金きよしヶ丘 2-7-10
	東葛クリニック病院	00219	樋野口 865-2
	三和病院	00220	日暮 7-379
	松戸整形外科病院	00221	旭町 1-161
学校 救護所	殿平賀小学校	00289	殿平賀 339-1
	小金小学校	00290	小金 355
	栗ヶ沢小学校	00291	小金原 7-16
	常盤平第二小学校	00292	常盤平 4-18
	常盤平第三小学校	00293	常盤平西窪町 25-1
	松飛台第二小学校	00294	松飛台 59
	六実第三小学校	00295	六高台 3-141
	市立松戸高等学校	00296	紙敷 2-7-5
	東部小学校	00297	高塚新田 382-1
	第二中学校	00298	小山 685
	大橋小学校	00299	二十世紀が丘梨元町 32
	相模台小学校	00300	岩瀬 434-2
	寒風台小学校	00301	松戸新田 316-25
	古ヶ崎中学校	00302	古ヶ崎 2515-1
	八ヶ崎小学校	00303	八ヶ崎 6-53-1
	馬橋北小学校	00304	新松戸南 2-1
	小金中学校	00305	新松戸北 2-16-11

3. MCA無線機 無線網図

災害対策本部02(00002)

(グループ00001 本庁第1G)		(グループ00002 本庁第2G)	
統括: 市民自治課01(00030)		統括: 市民自治課02(00031)	
1 相模台小学校	00119	1 中部小学校	00126
2 総台小学校	00120	2 北部小学校	00127
3 上本郷小学校	00121	3 南部小学校	00128
4 上本郷第二小学校	00122	4 古ヶ崎小学校	00129
5 松ヶ丘小学校	00123	5 旧古ヶ崎南小学校(みらい分校)	00130
6 寒風台小学校	00124	6 古ヶ崎中学校	00175
7 第一中学校	00165	7 日本大学松戸歯学部	00194
8 専修大学松戸高等学校	00193	8 古ヶ崎市民センター	00091
9 明市民センター	00089	9 青少年会館榎野口分館	00109
10 総台市民センター	00090	10 ゆうまつど	00111
		11 勤労会館	00112
		12 市民会館	00274

災害対策本部03(00003)

(グループ00003 常盤平支所G)		(グループ00004 小金支所G)	
統括: 常盤平支所(00051)		統括: 小金支所(00052)	
1 常盤平第一小学校	00131	1 小金小学校	00143
2 常盤平第二小学校	00132	2 小金北小学校	00144
3 常盤平第三小学校	00133	3 殿平賀小学校	00145
4 牧野原小学校	00134	4 小金南中学校	00178
5 金ヶ作小学校	00135	5 小金北中学校	00179
6 松飛台小学校	00136	6 小金市民センター	00094
7 松飛台第二小学校	00137	7 小金北市民センター	00095
8 高木小学校	00138		
9 第四中学校	00168		
10 第六中学校	00170		
11 常盤平中学校	00171		
12 牧野原中学校	00172		
13 金ヶ作中学校	00173		
14 松戸国際高等学校	00189		
15 八柱市民センター	00092		
16 常盤平市民センター	00093		
17 常盤平体育館	00116		

災害対策本部04(00004)

(グループ00005 小金原支所G)		(グループ00006 六実支所G)	
統括: 小金原支所(00053)		統括: 六実支所(00054)	
1 根本内小学校	00146	1 高木第二小学校	00139
2 栗ヶ沢小学校	00147	2 六実小学校	00140
3 貝の花小学校	00148	3 六実第二小学校	00141
4 栗ヶ沢中学校	00176	4 六実第三小学校	00142
5 根本内中学校	00177	5 六実中学校	00183
6 小金原市民センター	00096	6 松戸六実高等学校	00191
7 小金原体育館	00117	7 五香市民センター	00097
		8 松飛台市民センター	00098
		9 六実市民センター	00099
		10 クリーンセンター(体育館)	00115

災害対策本部05(00005)

(グループ00007 馬橋支所G)		(グループ00008 新松戸支所G)	
統括: 馬橋支所(00055)		統括: 新松戸支所(00056)	
1 ハケ崎小学校	00149	1 旭町小学校	00152
2 ハケ崎第二小学校	00150	2 馬橋小学校	00153
3 幸谷小学校	00151	3 馬橋北小学校	00154
4 第三中学校	00167	4 横須賀小学校	00155
5 県立松戸高等学校	00186	5 新松戸南小学校	00156
6 ハケ崎市民センター	00100	6 新松戸西小学校	00157
7 馬橋東市民センター	00101	7 小金中学校	00180
		8 新松戸南中学校	00181
		9 旭町中学校	00182
		10 小金高等学校	00187
		11 松戸馬橋高等学校	00188
		12 馬橋市民センター	00102
		13 新松戸市民センター	00103
		14 市民交流会館(文化施設)	00106
		15 市民交流会館(運動施設)	00107
		16 青少年会館	00108

災害対策本部06(00006)

(グループ00009 矢切支所G)		(グループ00010 東松戸支所G)	
統括: 矢切支所(00057)		統括: 東松戸支所(00058)	
1 矢切小学校	00158	1 和名ヶ谷小学校	00125
2 柿ノ木台小学校	00159	2 東部小学校	00161
3 大橋小学校	00160	3 梨香台小学校	00162
4 第二中学校	00166	4 河原塚小学校	00163
5 二十世紀が丘市民センター	00104	5 東松戸小学校	00164
6 総合福祉会館	00110	6 第五中学校	00169
7 柿ノ木台公園体育館	00118	7 和名ヶ谷中学校	00174
		8 河原塚中学校	00184
		9 市立松戸高等学校	00185
		10 松戸南高等学校	00190
		11 松戸向陽高等学校	00192
		12 東部市民センター	00105
		13 東部スポーツパーク	00113
		14 和名ヶ谷スポーツセンター	00021

災害対策本部07(00007)

(グループ00011 医療対策G)		(グループ00022 学校救護所G)	
統括: 救護本部01(00212)		統括: 救護本部02(00213)	
1 市立総合医療センター	00075	1 救)殿平賀小学校	00289
2 千葉西総合病院	00214	2 救)小金小学校	00290
3 新松戸中央総合病院	00215	3 救)栗ヶ沢小学校	00291
4 新東京病院	00216	4 救)常盤平第二小学校	00292
5 五香病院	00217	5 救)常盤平第三小学校	00293
6 三和病院	00218	6 救)松飛台第二小学校	00294
7 山本病院	00219	7 救)六実第三小学校	00295
8 松戸整形外科病院	00220	8 救)市立松戸高等学校	00296
9 東葛クリニック病院	00221	9 救)東部小学校	00297
10 東松戸病院	00076	10 救)第二中学校	00298
11 医師会	00222	11 救)大橋小学校	00299
12 歯科医師会	00223	12 救)相模台小学校	00300
13 薬剤師会	00224	13 救)寒風台小学校	00301
14 柔道整復師会松戸支部	00225	14 救)古ヶ崎中学校	00302
15 松戸保健所	00226	15 救)ハケ崎小学校	00303
		16 救)馬橋北小学校	00304
		17 救)小金中学校	00305

災害対策本部08(00008)

(グループ00013 ライフラインG)		(グループ00014 建設部G)	
統括: 災害対策本部08(00008)		統括: 建設総務課01(00039)	
1 松戸警察署	00253	1 道路建設課01	00063
2 松戸東警察署	00254	2 道路建設課02	00064
3 陸上自衛隊松戸駐屯地	00255	3 道路維持課01	00065
4 江戸川河川事務所 松戸(出)	00256	4 道路維持課02	00066
5 東葛飾土木事務所	00257	5 河川清流課01	00067
6 NTT東日本(松戸)	00259	6 河川清流課02	00068
7 東京電力パワーグリッド(東葛)	00260	7 下水道整備課01	00069
8 水道部総務課	00043	8 下水道整備課02	00070
9 建設総務課02	00040	9 下水道維持課01	00071
10 警防課	00048	10 下水道維持課02	00072
11 LPガス協会松戸支部	00261	11 用地課01	00025
12 石油商業協同組合松戸支部	00262	12 用地課02	00026

災害対策本部09(00009)

(グループ00012 交通機関G)		(グループ00015 備用施設G)	
統括: 交通政策課01(00022)		統括: 交通政策課02(00023)	
1 JR松戸駅	00263	1 東葛飾地域振興事務所	00258
2 JR新松戸駅	00264	2 松戸商工会議所	00285
3 八柱駅	00265	3 市民会館	00274
4 六実駅	00266	4 市民劇場	00275
5 流山駅	00267	5 西部図書館	00276
6 京成タクシー松戸東	00268	6 松戸競輪場	00286
7 ダブルユータクシー	00269	7 アトレ松戸店	00280
8 京成バス松戸営業所	00270	8 イトーヨーカドー松戸店	00281
9 松戸新京成バス松戸営業所	00271	9 ダイエー新松戸店	00282
10 東武バス沼南営業所	00272	10 コープみらい	00283
11 東武バス八潮営業所	00273	11 千葉大学園芸学部	00277
		12 聖徳大学	00278
		13 流通経済大学新松戸キャンパス	00279
		14 日本大学松戸歯学部	00194
		15 八柱霊園	00284

災害対策本部10(00010)

(グループ00017 特連協G)

(グループ00018 福祉避難所G)

統括: 福祉政策課01(00034)		統括: 福祉政策課02(00035)		
1	陽光苑	00230	1 松戸特別支援学校	00227
2	緑風園	00231	2 つくし特別支援学校	00228
3	松寿園	00232	3 矢切特別支援学校	00229
4	南花園	00233	4 ふれあい22	00083
5	マーシヒル	00234	5 東部老人福祉センター	00084
6	やわら木苑	00235	6 六実高柳老人福祉センター	00085
7	ひまわりの丘	00236	7 常盤平老人福祉センター	00086
8	松戸愛光園	00237	8 矢切老人福祉センター	00087
9	まんさくの里	00238	9 野菊野敬老ホーム	00088
10	明民苑	00239	10 小金原市民センター	00096
11	秋桜	00240		
12	あすなろ	00241		
13	松峰苑	00242		
14	芙蓉園	00243		
15	松戸陽だまり館	00244		
16	なでしこ	00245		
17	第二南花園	00246		
18	リバーサイド・ヴィラ	00247		
19	親愛の丘	00248		
20	東松戸ヒルズ	00249		
21	プレミア東松戸	00250		
22	セイワ松戸	00251		
23	アウル大金平	00252		

災害対策本部11(00011)					
					
(グループ00016 物資物流G)		(グループ00019 保育所G)			
統括: 商工振興課(00032)		統括: 保育課(00060)			
1	南部市場	00077	1	北松戸保育所	00195
2	松戸運動公園	00078	2	松ヶ丘保育所	00196
3	森のホール21	00079	3	古ヶ崎保育所	00197
4	21世紀の森と広場	00080	4	古ヶ崎第二保育所	00198
5	コープみらい	00283	5	牧の原保育所	00199
6	山崎製パン 第一松戸工場	00287	6	八柱保育所	00200
7	トラック協会松戸支部	00288	7	松飛台保育所	00201
8	ヤマト運輸流山主管支店	00019	8	梨香台保育所	00202
9	佐川急便松戸営業所	00020	9	小金原保育所	00203
			10	コアラ 保育所	00204
			11	二十世紀ヶ丘保育所	00205
			12	六実保育所	00206
			13	馬橋西保育所	00207
			14	新松戸中央保育所	00208
			15	新松戸南部保育所	00209
			16	新松戸北保育所	00210
			17	小金北保育所	00211

統括：災害対策本部12(00012)

(グループ00020 市民センターG)
(グループ00021 災害統括課G)

統括：市民自治課01(00030)		統括：行政経営課(00027)						
1	明市民センター	00089	1	政策推進課	00028	⇔	秘書課	00059
2	総台市民センター	00090	2	財政課	00029			
3	古ヶ崎市民センター	00091	3	市民自治課02	00031			
4	八柱市民センター	00092	4	商工振興課	00032			
5	常盤平市民センター	00093	5	環境政策課	00033	⇔	日暮クリーンセンター	00073
6	小金市民センター	00094				⇔	和名ヶ谷クリーンセンター	00114
7	小金北市民センター	00095	6	福祉政策課02	00035	⇔	社会福祉協議会	00082
8	小金原市民センター	00096	7	子ども政策課	00036			
9	五香市民センター	00097	8	健康政策課	00037	⇔	北山会館	00081
10	松飛台市民センター	00098	9	都市計画課	00038	⇔	みどりと花の課01	00061
11	六実市民センター	00099				⇔	みどりと花の課02	00062
12	ハヶ崎市民センター	00100	10	松戸駅周辺整備振興課	00024			
13	馬橋東市民センター	00101	11	建設総務課02	00040			
14	馬橋市民センター	00102	12	教育総務課	00041			
15	新松戸市民センター	00103	13	学校財務課	00042			
16	二十世紀が丘市民センター	00104	14	水道部総務課	00043	⇔	水道部01	00044
17	東部市民センター	00105				⇔	水道部02	00045
18	常盤平支所	00051				⇔	常盤平浄水場	00074
19	小金支所	00052	15	病院政策課	00046			
20	小金原支所	00053	16	警防課	00048	⇔	情報通信課	00047
21	六実支所	00054				⇔	西口消防署01	00049
22	馬橋支所	00055				⇔	西口消防署02	00050
23	新松戸支所	00056						
24	矢切支所	00057						
25	東松戸支所	00058						

4. E M I S 代行入力依頼書

【様式2】

代行入力依頼書(緊急時入力)

※ EMISへの入力が出来なかった場合、入力可能な機関にFAX送付

※ FAX送付もできない場合には、下記内容を電話等で伝達

送信先	機関名	相手先担当者	
発信者	機関名	発信者 職・氏名	
送信日時	平成 年 月 日	時 分	

概況	チェック	
赤	☐	至急、支援が必要(大きな被害、重傷者殺到など)
黄	☐	支援が必要(自力での維持が困難)
緑	☐	通信以外の被害なし(又は軽微)
黒	☐	全壊(震災、津波、火災、土砂災害)…以下記載不要

緊急時入力項目

倒壊状況

該当項目チェック

入院病棟の倒壊、または倒壊の恐れ	有	無
------------------	---	---

ライフライン・サプライ状況

※代替手段での使用時は、供給「無」または「不足」とする

電気の通常の供給	無	有
水の通常の供給	無	有
医療ガスの不足	不足	充足
医薬品・衛生資器材の不足	不足	充足

患者受診状況

多数患者の受診	有	無
---------	---	---

職員状況

職員の不足	不足	充足
-------	----	----

その他支援が必要な状況(200字以内で)

情報日時

情報取得日時	平成 年 月 日	時 分
--------	----------	-----

緊急連絡先

電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

【様式2】

代行入力依頼書(詳細情報第 報)

- ※ 緊急時入力の送付を優先する事
 ※ EMISへの入力が出来なかった場合、入力可能な機関にFAX送付
 ※ FAX送付もできない場合には、下記内容を電話等で伝達

送信先	機関名	相手先担当者	
発信者	機関名	発信者 職・氏名	
送信日時	平成 年 月 日	時 分	

詳細入力項目

施設の倒壊、または倒壊の恐れ

該当項目チェック

入院病棟	有	無
救急外来	有	無
一般外来	有	無
手術室	有	無

その他 上記以外の倒壊・破損(200字以内で)

ライフライン・サプライ状況

残日数

電気	停電	発電機	正常	半日・1日・2日超
水道	枯渇	井戸	貯給水 正常	半日・1日・2日超
医療ガス	枯渇	見込無	見込有 正常	半日・1日・2日超
配管破損	有	無		半日・1日・2日超
食糧	枯渇	備蓄	通常	半日・1日・2日超
医薬品	枯渇	備蓄	通常	半日・1日・2日超

具体的に不足している医薬品(200字以内で)

医療機関の機能

手術	不可	可
人工透析	不可	可

(次ページへ)

機関名 (前ページから)

現在の患者数状況

実働病床数				床
発災後受入患者数	重症		人 中等	人
在院患者数	重症		人 中等	人

今後、転送が必要な患者数

重症度別患者数	重症	人	中等	人
人工呼吸	人	酸素	人	
担送	人	護送	人	

今後、受入可能な患者数

災害時に受入している重症患者数					人		
重症度別患者数		重症		人	中等		人
人工呼吸			人	酸素			人
担送			人	護送			人

外来受付状況、および外来受付時間

外来受付状況	受付不可	救急のみ	下記の通り
時間帯1	時 分	～	時 分
時間帯2	時 分	～	時 分
時間帯3	時 分	～	時 分

職員数

医師総数	人	DMAT医師	人	DMAT看護師	人	業務調整員	人
------	---	--------	---	---------	---	-------	---

出勤職員数

出勤医師数	人	内、DMAT隊員数	人
出勤看護師数	人	内、DMAT隊員数	人
その他出勤人数	人	内、DMAT隊員数	人

その他 特記事項など(200字以内で)

情報日時

情報取得日時	平成 年 月 日 時 分
--------	--------------

緊急連絡先

電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

5. 救護所割当別一覧

○医師会

○歯科医師会

○薬剤師会

6. 松戸市救護本部・救護所体制

松戸市救護本部・救護所体制

松戸市 救護本部	中央保健福祉 センター	医師会	歯科医師会	薬剤師会	災害医療コーディネーター	市職員

救護所	医師会		歯科医師会	薬剤師会	看護師	市職員

7. 外部支援チーム一覧（一部）

団体名	組織運営母体	支援内容
DMA T Disaster Medical Assistance Team	厚生労働省 都道府県	主に超急性期の病院支援・搬送支援等
JMA T Japan Medical Association Team	日本医師会 都道府県医師会	医療・公衆衛生に関する支援等
DWA T Disaster Welfare Assistance Team	都道府県	要配慮者に対する福祉支援等
DPAT Disaster Psychiatric Assistance Team	厚生労働省	精神科医療・精神保健活動の支援
日赤救護班	日本赤十字社	救護所の設置・避難所での診療の支援等
日赤こころのケアチーム	日本赤十字社	被災者の心的ケア
AMAT All Japan Hospital Medical Assistance Team	全日本病院協会	病院支援・避難所巡回等の支援
PCAT Primary Care for All Team	日本プライマリ・ケア連合学会	病院支援、被災者の心的ケア等
DHEAT Disaster Health Emergency Assistance Team	都道府県	被災地の保健医療調整本部・保健所の行っている指揮調整機能を支援
NHO初動医療班 NHO医療班	国立病院機構	避難所等における救護活動等
TMA T	NPO法人TMA T	避難所等における救護活動等
JDA-DAT The Japan Dietetic Association Disaster Assistance Team	日本栄養士会	緊急栄養補給物資の支援等
JRA T Japan Disaster Rehabilitation Assistance Team	日本災害リハビリテーション支援協会	リハビリテーション支援、避難所生活環境改善支援等

8. 医療救護所等出動時の装備等チェックシート

1 医療救護班の装備

- ☐ 身分証明書（ネームカード）
- ☐ 作業服（活動しやすい服装）
- ☐ ヘルメット、帽子
- ☐ 厚底靴
- ☐ 厚手の手袋、軍手、手術用ゴム手袋
- ☐ 救護バッグ（医療救護班長）、往診用バッグ
- ☐ 事務用品（筆記用具、メモ用紙）

2 携帯物品

（1）出動時に必須な物品

- ☐ 非常持ち出し袋（背負い紐が带状）
- ☐ ホイッスル
- ☐ 懐中電灯（ラジオ、警報つき）
- ☐ ローソク・ライター
- ☐ 折りたたみ傘
- ☐ ペットボトル飲料・飲料水
- ☐ ティッシュペーパー、トイレットペーパー、タオル
- ☐ お金（2万円程度）、小銭（100円および10円で500円程度）
- ☐ 缶入り乾パン等携帯食料

（2）出動時に便利な物品

- ☐ 高性能マスク（アスベスト塵埃対策）
- ☐ サバイバルナイフ、缶切り、栓抜き等
- ☐ ポリ袋 大・小（傘、濡れ物等用）
- ☐ レジャーシート（2畳）、毛布（1枚）
- ☐ サバイバルブランケット
- ☐ 布製ガムテープ
- ☐ 油性マジックペン

9. 学校救護所開設マニュアル

学校救護所開設マニュアル

手順

救護所

- ①施設管理者と協力して、救護所開設予定場所の安全確認をする。
- ②物品を調達する。
- ③各タグ対応スペースを決め、ビニールシートを敷き、カラビニールテープ等で区切る。
- ④入り口に救護所の看板を設置。
- ⑤救護班班長の指示に従い、救護活動開始。

物品リスト

救急キット	
救護所BOX	
医師会無線セット	
長机	
椅子	
毛布	
担架	
ブルーシート	
ホワイトボード	

10. 学校救護所が保管する災害用医療資器材一覧

NO	区分	品名	規格	数量
1	診断用具	血圧計	メーター式 ケース入	1
2		聴診器	リットマン型 ケース入	1
3		体温計	デジタル式 LR41	2
4		ペンライト	携帯用 単4 2本	1
5		血中酸素飽和度測定器	単3 4本	1
6	蘇生用具	手動式蘇生器	手動式吸引器付	1
7		吸引用カテーテル	18Fr	1
8		経鼻用エアウェイ	6・7・8mm 各1	3
9	蘇生気管挿管用具	喉頭鏡	マッキントッシュ 大・中・小 単2 2本	1
10		気管内チューブ	Pカフ付 7・8・9 各1	3
11		スタイレット	中	1
12		マギル鉗子	大・小 各1	2
13		舌圧子	金属製 5枚	5
14	外科用具	バイトブロック	大・小 各1	2
15		救急外科セット	エマジン EM-100	5
16		止血鉗子	ペアン 14cm	2
17	衛生資材	外科剪刀	直 14cm	2
18		滅菌ガーゼ	尺角 5枚入	10
19		カット綿	容器入	2
20		綿球	容器入	2
21	創傷	紙絆創膏	12個入	1
22		包帯	4・5・6裂 反巻 各1	3
23		伸縮包帯	S 5cm 6巻、M 7.5cm 5巻、L 9cm 4巻 各1	3
24		伸縮絆創膏	テーピングテープ EL	6
25		縫合用ステープラー	レギュラー35針	3

NO	区分	品名	規格	数量
26	医療用資材	三角巾	105×105×150cm	5
27		雑剪刀	ステンレス 24cm	1
28		水桶	布製 6ℓ	1
29		タオル	白	5
30		医療用手袋	7/7.5 各5	10
31		膿盆	ステンレス 21cm	1
32		シーツ	白 ビニール 2m	5
33		ディスプレイシート	500×600mm	5
34		救急シート	保温用	5
35		トリアージタグ	3枚複写・防水性ユボ紙 50枚/箱	1
36	医薬品	サインペン	赤・黒 各1	2
37		ラップフィルム	30cm×20cm	1
38		白色ワセリン	500g	1
39		消毒用エタノール	500ml	1
40	補液	イソジンスクラブ	7.5% 500ml	1
41		ニトロロール	舌下錠 100錠	1
42		キシロカインホリアン注	1% 5ml×10A	1
43		ボスミン注	0.1% 1ml×20A	1
44	注射	ブドウ糖液	5% 500ml	2
45		生理食塩水	500ml	2
46		乳液リンケル液	500ml	2
47		デイスボシリレンジ	2.5ml 22G 付	10
48		デイスボシリレンジ	5ml 22G 付	10
49		デイスボシリレンジ	10ml 22G 付	10
50		デイスボシリレンジ	20ml 針無	10
51		デイスボ注射針	18G	10
52		デイスボ注射針	23G	10

NO	区分	品名	規格	数量
53	輸液	静脈留置針	18G	5
54		輸液セット	ディスボ	10
55		駆血帯	アメゴム	3
56		イルリガードル	アルミ製 折畳み式	1
57		救急箱 1・2・3 号	EM-5 型 各 1	3
救急外科セット EM-100				
1	外科用具	持針器	マッチュー 16cm	1
2		止血鉗子	コッヘル 有直 14.5cm	2
3		止血鉗子	ペアン 無直 14.5cm	2
4		止血鉗子	東大糸通し 14.5cm	1
5		外科剪刀	両鈍反 14cm	1
6		外科剪刀	片尖直 14cm	1
7		ピンセット	有鉤 13cm	2
8		ピンセット	無鉤 13cm	1
9		消息子	18cm	1
10		替刃メス	No.10 20 入	1
11		替刃メス	No.11 20 入	1
12		メス柄	柄 No.3	1
13		針付縫合糸	シルクブレード [®] 2-0 10 入	1
14		針付縫合糸	シルクブレード [®] 3-0 10 入	1
15		ディスボ注射器	針付 10cc	1
16		有鉤消息子	ローゼル氏	1
17		手術用手袋	7・7.5 号	2
18		カスト	専用アルミカストケース	1

11. 支所が保管する災害用医療資器材一覧

1号セット

No.	品 名	規 格	単 位	数 量
1	綿球（トリコーム）	50 g × 10 袋	箱	1
2	紙バンソウコウ	マイクロプアサージカルテープ 1 インチ（12 コ入） 2 インチ（6 コ入）	箱 〃	1 1
3	膿盆	ガーグルベース（ディスプレイ）	枚	5
4	手術衣	サイラスサージカルガウン XL サイズ	枚	20

2号セット

No.	品 名	規 格	単 位	数 量
5	注射器	2.5 ml SS-02SZ	本	100
6	注射器	5 ml SS-05SZ	本	100
7	注射器	10 ml SS-10ESZ	本	100
8	注射器	20 ml SS-20ESZ	本	100
9	翼状針	セーフタッチ PSV セット 04-513 翼付静注針 D タイプ	本	25
10	注射針	18G Lg 1・1/2 インチ RB JS-NR1838SP(501862152)	本	100
11	注射針	22G Lg 1・1/4 インチ RB JS-NR2232SP(502252152)	本	100
12	サーフロ留置針	22G C 型 SR-FS2232 22G タイプ 1・1/4	本	25
13	バンドエイド （オーキューバンエコ）	M200 枚入り 039981(OQEM)	箱	1
14	ペーパーマスク	50 枚入 サージマスク TC グリーン	箱	2

3号セット

No.	品 名	規 格	単 位	数 量
15	弾力包帯（ククロン）	No.4 7.5cm×4.5cm 6 巻	箱	5
16	三方活栓（17-022）	3way ロック グリーン	箱	1
17	生理食塩水	1 リットル ヒカリ広口用	本	10

4号セット

No.	品 名	規 格	単 位	数 量
18	点滴セット	シュアプラグ AD 輸液セット SP-DW30P03	セット	25
19	手術用ゴム手袋	シグネチャーラテックスエッセンシャル MSG5965 6.5 MSG5970 7.0 MSG5975 7.5	双 〃 〃	50 50 50
20	万能壺	250 ミリットル（ステンレス）	個	5
21	覆布 （JMS シーツ）	ディスプレイ 小 穴ナシ JN-SG3 手術用シーツ 50×60	枚	50

5号セット

No.	品 名	規 格	単 位	数 量
22	ソフラチュール	10 cm×10 cm 10 枚入り	袋	1
23	キシロカイン静注	2 % 5 ミリットル	アンプル	10
24	ボルタレン錠	25 mg	錠	100
25	イブプロフェン錠 NIG	100 mg	錠	100
26	アルタット	75 mg	カプセル	100
27	ブスコパン注	20 mg	アンプル	10
28	ブスコパン錠	10 mg	錠	100
29	センノシド錠	12 mg	錠	100
30	PL 顆粒	1.0 g	包	100
31	ヘモポリザン軟膏	2 g	個	70
32	セルシン錠	5 mg	錠	100
33	フロセミド錠	40 mg	錠	100
34	硝酸イソソルビドテープ	40 mg	枚	28
35	ソルコーテフ注	100 mg	本	20
36	ネオフィリン注	250 mg 2.5% 10 ミリットル	アンプル	10
37	メプチンエアー (喘息)	10 μ g 100 回	キット	1
38	ジアゼパム注	5 mg 1 ミリットル	アンプル	10
39	セファゾリナトリウム注射用	1 g	バイアル	10
40	セファペンピオキシル塩酸塩	100 mg	錠	100
41	オラスポア (ドライシロップ)	100 mg (1g ヒート入) 抗生物質(子ども)	包	120
42	ケトプロフェンパップ		袋	20
43	ぶどう糖	20% 20 ミリットル	本	50
44	ソルラクト輸液	500 ミリットル	本	20

6号セット

No.	品 名	規 格	単 位	数 量
45	延長チューブ	Lg 2m 001503	本	50
46	ナースキャップ	100 枚入り L サイズ 76171	箱	1
47	生理食塩水	100 ミリットル	本	20

7号セット

No.	品 名	規 格	単 位	数 量
48	マルチテトラゼ (ガーゼ)	8 折ガーゼ 1 パックあたり 5 枚入り×20 パック =1 箱	箱	3

(災害時用)

医薬品・衛生材料 注文受払書

様

年	月	日
AM	・ PM	:

救護所 担当:
TEL:

No.	品名	規格	数量	製造番号	有効期限
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

	年	月	日	AM・PM	:
受払	払出者:				
	受領者:				
備考					

災害時診療録

No.		年	月	日	AM・PM	:
受診者記入欄	フリガナ 氏名		男 女	生年月日（明・大・昭・平） 年 月 日		
	住所					
	TEL					
	相談内容（自覚症状）					
	治療中の病気・飲んでいる薬					
アレルギーの有無 ☐ 有（ ） ☐ 無						

所見(O): 意識: 呼吸数: /分 脈拍: /分 血圧: / mmHg	診断(A): 重症度 (○を付す) 黒 ・ 赤 ・ 黄 ・ 緑 処置・処方(投薬・注射) (P):
--	---

救護所名			
記載者名		所属	

※救護班長へ提出

傷病者一覧

救護所

No.	氏名	年齢	性別	住所	トリアージ区分	傷病部位・症状	搬送	搬送先
1			男・女		黒・赤・黄・緑			
2			男・女		黒・赤・黄・緑			
3			男・女		黒・赤・黄・緑			
4			男・女		黒・赤・黄・緑			
5			男・女		黒・赤・黄・緑			
6			男・女		黒・赤・黄・緑			
7			男・女		黒・赤・黄・緑			
8			男・女		黒・赤・黄・緑			
9			男・女		黒・赤・黄・緑			
10			男・女		黒・赤・黄・緑			
11			男・女		黒・赤・黄・緑			
12			男・女		黒・赤・黄・緑			
13			男・女		黒・赤・黄・緑			
14			男・女		黒・赤・黄・緑			
15			男・女		黒・赤・黄・緑			

※救護班長へ提出

診療日誌

(医師用)

年 月 日 (曜日)	救護班長
-----------------------------	------

傷病者数	名
重症度別数	黒 名 ・赤 名 ・黄 名 ・緑 名
出勤者氏名	従事時間
	AM ・ PM ～ AM ・ PM
	AM ・ PM ～ AM ・ PM
	AM ・ PM ～ AM ・ PM
	AM ・ PM ～ AM ・ PM
	AM ・ PM ～ AM ・ PM
	AM ・ PM ～ AM ・ PM
	AM ・ PM ～ AM ・ PM

搬送者

氏名	重症度(○を付す)	搬送先
	赤 ・ 黄 ・ 緑	
	赤 ・ 黄 ・ 緑	
	赤 ・ 黄 ・ 緑	
	赤 ・ 黄 ・ 緑	
	赤 ・ 黄 ・ 緑	
	赤 ・ 黄 ・ 緑	
	赤 ・ 黄 ・ 緑	
	赤 ・ 黄 ・ 緑	
	赤 ・ 黄 ・ 緑	
	赤 ・ 黄 ・ 緑	

業 務 日 誌
(職種ごとに記入すること)

年	月	日(曜日)	責任者
職種	歯科医師 ・ 薬剤師 ・ 看護師・保健師 ・ 事務職員		

[illegible][illegible]

※救護班長へ提出

松戸市防災会議医療部会設置要綱

(設置)

第1条 松戸市防災会議条例（昭和38年松戸市条例第8号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、松戸市防災会議に松戸市防災会議医療部会（以下「医療部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 医療部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市の災害医療体制の整備に関すること。
- (2) 医療救護活動マニュアルの策定に関すること。
- (3) 災害時の医療救護活動に係る関係機関との調整に関すること。

(部会長及び副部会長)

第3条 条例第5条第3項の規定により松戸市防災会議の会長が指名する部会長は、医師会長とする。

2 医療部会に副部会長1名を置き、健康福祉部長をもって充てる。

3 条例第5条第5項の規定により部会長があらかじめ指名する者は、副部会長とする。

(会議)

第4条 医療部会は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

(松戸市災害医療コーディネータ)

第5条 医療部会に松戸市災害医療コーディネータを置き、防災会議の委員又は条例第4条第2項の規定により委嘱若しくは任命を受けた専門委員のうちから、部会長が指名する。

2 松戸市災害医療コーディネータは、災害時に松戸市災害医療対策本部と連携し、医療救護活動に係る関係機関との調整を行う。

(庶務)

第6条 医療部会の庶務は、保健医療を担当する課及び防災を担当する課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

松戸市災害時医療救護活動についての協定書

松戸市を「甲」とし、一般社団法人松戸市医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、松戸市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、松戸市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣、または医師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき、編成した医療救護班、または医師を救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める医療救護班を編成する場合の構成人員は、次のとおりとする。

- (1) 医 師
- (2) 看 護 師
- (保 健 師) 若干名
- (3) そ の 他
- 補 助 事 務

（医療救護班の活動場所）

第4条 乙所属の医療救護班、または乙所属の医師は、甲が避難場、医療施設または災害現場等に設置する救護所において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) トリアージ
- (2) 傷病者に対する応急処置
- (3) 後方医療施設への転送の要否及び、転送順位の決定
- (4) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
- (5) 助 産
- (6) 死亡の確認（死体検案等）

（指揮命令）

第6条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、乙所属の災害医療コーディネーターが行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第7条 乙所属の医療救護班、または医師の輸送は、甲乙が共同して行うものとする。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第8条 乙所属の医療救護班、または医師は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(後方医療施設における医療救護)

第9条 救護所、または避難所等において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合、乙所属の医療救護班、または医師は、甲が指定する後方医療施設に対しその受入れを要請することができる。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(合同訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成・派遣、医師の派遣に伴うもの。

ア 医療救護班の編成・派遣に要する経費。

イ 医療救護班、または医師が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償。

ウ 乙所属の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費。

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前第1号に係る経費。

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定める「医療救護に係る費用弁償等に関する覚書」によるものとする。

(平時の情報共有等の連携について)

第13条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、「松戸市防災会議」の専門部会である@松戸市防災会議医療部会」にて平時から情報共有等の連携を図ることとする。

(細 目)

第14条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める「松戸市災害時医療救護活動実施細目」によるものとする。

(協定の期間)

第15条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間の満了の日1カ月前までに、甲または乙から解除の意思表示がないときは、更に1年間自動延長するものとし、その後も同様とする。

(疑義の決定等)

第16条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲と乙が協議して定める。また、この協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が誠意をもって協議し、これを定める。

附 則

(旧協定書の破棄)

1 この協定の締結をもって、甲と乙の昭和56年8月1日付け松戸市災害時医療救護活動についての協定書は破棄することとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自一通を保有する。

令和5年2月1日

(甲) 松戸市根本387番地の5
松戸市
松戸市長 本郷谷 健次

(乙) 松戸市竹ヶ花45番地の53
一般社団法人松戸市医師会
会 長 川越 正平

松戸市災害時医療救護活動実施細目

令和5年2月1日付けをもって締結した「松戸市災害時医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第14条に基づく細目は次のとおりとする。

（医療救護班の緊急活動）

- 第1条 乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第2条第1項の定めによる甲からの要請を待たずに医療救護活動を実施した場合は、初動後直ちに甲に報告するものとする。
- 2 前項の定めによる報告があったものについては、医療救護の初動時において甲の要請があったものとみなす。

（費用弁償等）

- 第2条 前条により救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷については、甲が負担する。

（費用弁償等の請求・報告）

- 第3条 協定書第12条及び、前条の定めによる費用弁償等の請求・報告については、医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により、甲に請求・報告するものとする。
- (1) 医療救護班派遣に係る費用弁償は、費用弁償等請求書（様式1）に医療救護班ごとの医療救護班活動報告・医療救護班員名簿（様式1-1）及び医療救護診療記録（様式1-2）を添えて請求するものとする。
 - (2) 医療救護班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前(1)による費用弁償等請求書（様式1）に薬品・衛生材料使用報告書（様式2）を添えて請求するものとする。
 - (3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、事故報告書（様式3）に事故傷病者概要（様式3-1）を添えて報告するものとする。
 - (4) 甲が実施する合同訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償等については、前(1)から(3)の定めを準用する。
 - (5) 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る実費弁償は、前(1)による費用弁償等請求書（様式1）に物件損傷等報告書（様式4）を添えて請求するものとする。
 - (6) その他医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行細則（昭和23年規則第19号）で定める様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

- 第4条 甲は、前条により請求・報告された実費弁償請求書等の内容を調査し、適当と認めたときは、協定書第12条第2項による基準により算定した額を、速やかに乙に支払うものとする。

医療救護に係る費用弁償等に関する覚書

松戸市（以下「甲」という。）と一般社団法人松戸市医師会（以下「乙」という。）との間において令和5年2月1日締結した「松戸市災害時医療救護活動についての協定書」及び「松戸市災害時医療救護活動実施細目」で定める費用弁償等に関し、次のとおり覚書を交換し相互にこれを遵守するものとする。

（医療救護従事者の実費弁償）

第1条 医療救護活動の従事者に対する実費弁償の額は、1回出動につき、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 医 師 | 金 45,000円 |
| (2) 看 護 師 | 金 10,000円 |
| (3) 事 務 | 金 8,600円 |

2 医療救護活動の時間が3時間を超える場合は、次の1時間単位に超過時間数を乗じた額を加算するものとする。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 医 師 | 金 15,000円 |
| (2) 看 護 師 | 金 3,340円 |
| (3) 事 務 | 金 2,870円 |

3 医療救護活動の従事時間が午後5時から同10時まで、及び午前5時から同9時までの場合は、それぞれの単価の100分の125を、また、午後10時から午前5時までの場合は100分の150により算出した額とする。

（医薬品等の実費弁償）

第2条 医療救護班または医師が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の費用は、実費とする。

2 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷に係る経費は実費とする。

（扶助費）

第3条 医療救護に従事した者が負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費については、「非常勤職員に係る災害補償に関する規則（平成10年松戸市規則第64号）」または、「千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例（昭和44年千葉県市町村総合事務組合条例第14号）」による補償額等をもって補償する。

（合同訓練参加経費）

第4条 合同訓練参加者に対する実費弁償の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 医 師 | 金 28,000円 |
| (2) 看 護 師 | 金 5,200円 |
| (3) 事 務 | 金 3,070円 |

2 医薬品等の実費弁償及び扶助費については、第2条及び第3条の規定を準用する。

（実費弁償等の支払い）

第5条 甲は、乙の業務完了後、医療救護活動に従事した各医師等に対し、本覚書に規定された実費弁償等の金額を支払うものとする。ただし、源泉徴収を要するものについては、源泉徴収税額を控除のうえ支払うものとする。

（医事紛争の処理）

第6条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に維持紛争が発生した場合においては、甲は乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

附 則

(旧覚書の破棄)

- 1 本覚書の締結をもって、甲と乙の平成7年4月1日付け「医療救護に係る費用弁償等に関する覚書」は破棄することとする。

本覚書2通を作成し、双方記名押印のうえ各一通保有する。

令和5年2月1日

甲 松戸市根本387番地の5
松戸市
松戸市長 本郷谷 健次

乙 松戸市竹ヶ花45番地の53
一般社団法人松戸市医師会
会 長 川越 正平

松戸市災害時歯科医療活動に関する協定書

松戸市（以下「甲」という。）と社団法人松戸歯科医師会（以下「乙」という。）とは、甲乙間において松戸市地域防災計画に基づき甲が行う歯科医療活動に対する乙の支援に関し、次の条項により協定を締結する。

（歯科医療班の派遣）

第1条 甲は、災害が発生し、松戸市地域防災計画に基づき歯科医療活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の歯科医療班の派遣要請を受けた場合は、直ちに歯科医師、歯科衛生士及び歯科助手それぞれ若干名をもって歯科医療班を編成し、避難所、救護所等に派遣するものとする。

（災害歯科医療計画の策定及び提出）

第2条 乙は、本協定に基づく医療活動を実施するため、災害歯科医療計画を策定し、甲に提出するものとする。

（歯科医療班の業務）

第3条 歯科医療班は、甲が指定する避難所又は災害現場等に設置する救護所において、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 歯科医療に係る応急処置
- (2) 歯科診療記録等による被災者の身元確認
- (3) 病院又は診療所(以下「後方歯科医療施設」という。)への転送の可否及び転送順位の決定

（指揮命令）

第4条 歯科医療班に係る指揮命令及び歯科医療班の業務に係る連絡調整は、乙が行うものとする。

（歯科医療班の輸送等）

第5条 歯科医療班の避難所、救護所等への輸送は、原則として乙が行うものとする。

2 歯科医療班の医療活動に必要となる医薬品等は、原則として、乙が調整し、避難所、救護所等に輸送するものとする。

3 歯科医療班の医療活動に必要となる給水及び歯科医療班の職員に対する給食は、甲が行うものとする。

（後方歯科医療施設における医療）

第6条 甲は、救護所又は避難所等において、後方歯科医療施設における治療を必要とする患者があった場合は、第3条第3号の規定による歯科医療班の決定に従い、乙が指定する後方歯科医療施設に転送し、医療を行うものとする。

（医療費）

第7条 救護所における医療費は、無料とする。

2 前条の規定により患者が転送された後方歯科医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（防災訓練への参加）

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せて担当するものとする。

(費用負担)

第9条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療活動を実施した場合及び前条の規定により防災訓練に参加した場合に要する次に掲げる費用は、甲の負担とする。

(1) 歯科医療班の編成、派遣に伴うもの

① 歯科医療班の派遣に要する経費

② 歯科医療班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

③ 歯科医療班の医師等が歯科医療活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 防災訓練時における歯科医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の規定により、甲が負担することとなる費用の額等については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(補 則)

第10条 本協定書に定めるもののほか、歯科医療活動の実施に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通保有する。

平成7年7月20日

甲 千葉県松戸市根本387番地の5
松戸市
松戸市長 川井 敏久

乙 千葉県松戸市竹ヶ花45番地の53
社団法人松戸歯科医師会
会 長 高田 圭祐

松戸市災害時歯科医療活動実施細目

平成7年7月20日付けをもって締結した「松戸市災害時歯科医療活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第10条に基づく実施細目は、次のとおりとする。

（歯科医療の緊急活動）

第1条 乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第1条第1項の規定による甲の要請を待たずに歯科医療活動を実施した場合は、当該活動の開始後直ちに甲に報告するものとする。

2 前項の規定による報告があったものについては、当該歯科医療活動を開始するに当たり甲の要請があったものとみなす。

（救護所設置の特例）

第2条 甲は、避難所等に設置する救護所のほか必要と認めたときは、乙が指定した後方歯科医療施設に救護所を設置するものとする。

2 甲は、災害状況により必要と認めるときは、前項の規定による後方歯科医療施設のほか、歯科医療活動が可能な被災地周辺の歯科医療施設等に救護所を設置するものとする。

（費用弁償等）

第3条 前条の規定により救護所を設置した歯科医療施設において、歯科医療活動による施設、設備の補修に要する費用は、甲が負担する。

（費用の請求）

第4条 甲は乙に対し、協定書第9条及び前条の規定による費用の請求をするときは、当該歯科医療活動終了後速やかに、次のとおり一括して行うものとする。

- (1) 歯科医療班の派遣に係る費用は、「費用弁償等請求書」（様式1）に各歯科医療護班ごとの「歯科医療班活動報告・歯科医療班員名簿」（様式1-1）及び「歯科医療診療記録」（様式1-2）を添付すること。
- (2) 歯科医療班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、費用請求書に「薬品・衛生材料使用報告書」（様式2）を添付すること。
- (3) 歯科医療班の医師等が歯科医療活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費は「事故報告書」（様式3）に「事故傷病者概要」（様式3-1）を添付すること。
- (4) 後方歯科医療施設及び救護所を設置した歯科医療施設において、歯科医療活動による施設、設備等の補修に要する費用は、費用請求書に「物件損傷等報告書」（様式4）を添付するものとする。

（費用弁償等の支払い）

第5条 甲は、前条により乙から費用の請求があった場合は、費用請求書及び報告書等の内容を審査のうえ、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。

歯科医療活動に係る費用弁償等に関する覚書

松戸市（以下「甲」という。）と社団法人松戸市歯科医師会（以下「乙」という。）とは、甲乙間において平成7年7月20日締結した松戸市災害時歯科医療活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第9条第1項の規定により甲が負担する費用について、同条第2項の規定により、次にとおり覚書を締結する。

（歯科医療従事者の派遣に要する費用）

第1条 歯科医療活動の従事者に対する派遣に要する費用の額は、1回出勤につき、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 歯 科 医 師 | 45,000円 |
| (2) 歯科衛生士 | 9,600円 |
| (3) 歯 科 助 手 | 8,600円 |

2 歯科医療活動の従事時間が3時間を超える場合は、前項の規定による額に次の1時間単価に当該超過時間数を乗じて得た額を加算するものとする。

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 歯 科 医 師 | 15,000円 |
| (2) 歯科衛生士 | 2,400円 |
| (3) 歯 科 助 手 | 2,150円 |

3 歯科医療活動の従事時間が午後5時から午後10時まで及び午前5時から午前9時までの間である場合は、当該従事時間につき、前2項に規定する額の100分の125を、午後10時から午前5時までの間である場合は、当該従事時間につき、前2項に規定する額の100分の150を乗じて得た額を加算するものとする。

（医薬品等の実費弁償）

第2条 協定書第9条第1項第2号の規定により甲が負担する費用は、医薬品、衛生材料及び歯科医療活動により施設、設備等の補償に要する費用とする。

（扶助費）

第3条 歯科医療活動に従事した者が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費は、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年松戸市条例第29号）」に準じて算出した額に、天才危険担保特約付普通傷害保険による補償額等を加算した額とする。

2 前項の普通傷害保険の保険料は、甲の負担とする。

（防災訓練参加経費）

第4条 協定書第8条の規定により、防災訓練の参加者の費用は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 歯 科 医 師 | 28,000円 |
| (2) 歯科衛生士 | 5,200円 |
| (3) 歯 科 助 手 | 4,660円 |

2 医薬品等の実費弁償及び扶助費については、第2条及び第3条の規定を準用する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成7年7月20日

甲 千葉県松戸市根本387番地の5
松戸市
松戸市長 川 井 敏 久

乙 千葉県松戸市竹ヶ花45番地の53
社団法人松戸歯科医師会
会 長 高 田 圭 祐

災害時における医療救護活動についての協定書

松戸市（以下「甲」という。）と社団法人松戸市薬剤師会（以下「乙」という。）とは、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、松戸市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣）

第2条 甲は、災害が発生し、医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し、薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、甲の指定する応急救護所等に薬剤師を派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定）

第3条 乙は、前条の規定による医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定しておくものとする。

（医療救護活動の内容）

第4条 乙が行う医療救護活動の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急救護所等における調剤業務
- (2) 医薬品の管理及び調達業務
- (3) その他医療救護活動に必要な業務

（指揮命令）

第5条 応急救護所等に派遣された薬剤師の指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、乙が行うものとする。

（医薬品等の輸送）

第6条 医療救護活動に必要となる医薬品等は、原則として、乙が本部に発注し、応急救護所等に輸送を依頼するものとする。

2 薬剤師の応急救護所等の交通手段は、原則として乙が確保するものとする。

（合同防災訓練）

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同防災訓練に参加するとともに、当該訓練中、参加者のうちから傷病者が発生した場合の医療救護を行うものとする。

（費用負担）

第8条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施した場合及び前条の規定により防災訓練に参加した場合に要する次に掲げる費用は、甲の負担とする。

- (1) 薬剤師の派遣に要する経費
- (2) 薬剤師が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- (3) 薬剤師が医療救護活動において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 前項の規定により甲が負担する額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(薬事紛争発生の措置)

第9条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に薬事紛争が発生した場合は、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(期 間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 甲又は乙が前項の協定期間の満了の日の1ヶ月前までに、相手方に対して更新しない旨の意思表示をしないときは、従前の協定と同一の条件で協定期間を1年間更新するものとする。以後期間満了となる場合も同様とする。

(協 議)

第11条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議して決定するものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通保有する。

平成22年4月1日

(甲) 松戸市根本387番地の5
松戸市
松戸市長 川 井 敏 久

(乙) 松戸市竹ヶ花45番地の53
社団法人松戸市薬剤師会
会 長 菅 原 玲 子

医療救護活動に係る費用負担に関する覚書

松戸市（以下「甲」という。）と社団法人松戸市薬剤師会（以下「乙」という。）とは、甲乙間において平成22年4月1日締結した災害時における医療救護活動についての協定書（以下「協定書」という。）第8条第1項の規定により甲が負担する費用について、同条第2項の規定により、次のとおり覚書を締結する。

（薬剤師の派遣に要する費用）

第1条 医療救護活動に従事する薬剤師の派遣に要する費用の額は、1回の出動につき、23,000円とする。

2 医療救護活動の従事時間が3時間を超える場合は、1時間につき、7,600円を前項の規定による額に加算するものとする。

3 医療救護活動の従事時間が午後5時から午後10時まで又は午前5時から午前9時までの間にわたる場合は、当該従事時間につき、前2項の規定により算出した額に100分の125（午後10時から午前5時までの間については、100分の150）を乗じて得た額とする。

（医薬品等の費用弁償）

第2条 協定書第8条第1項第2号の規定により甲が負担する額は、医薬品及び衛生材料の実費とする。

（合同防災訓練参加経費）

第3条 乙が甲の要請に基づき合同防災訓練に参加した場合における甲の負担する額は、参加者1人につき14,300円とする。

（扶助費）

第4条 医療救護活動に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年松戸市条例第29号)の例により算出した額とする。

この覚書の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年4月1日

(甲) 松戸市根本387番地の5
松戸市
松戸市長 川井 敏久

(乙) 松戸市竹ヶ花45番地の53
社団法人松戸市薬剤師会
会長 菅原 玲子

松戸市災害時医療救護活動マニュアル

平成28年5月

(令和3年5月一部改訂)

(令和6年●月一部改訂)

検討・作成 事務局	松戸市防災会議医療部会
	松戸市健康医療部健康政策課
	松戸市健康医療部地域医療課
	松戸市総務部危機管理課

報告事項（１）

災害時応援協定の新規締結について

【概要】

下記のとおり 7 団体と 6 件の協定を締結しました。

- | | |
|---|-------------|
| ○災害時等における外国人支援に関する協定 | 【 1 団体 1 件】 |
| ○災害時における道路、橋梁等の応急修理、障害物の除去その他の
の応急措置及び簡易トイレ等の貸出しに関する協定 | 【 1 団体 1 件】 |
| ○災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定 | 【 1 団体 1 件】 |
| ○災害配備体制時における職員用物資の供給に関する協定 | 【 2 団体 1 件】 |
| ○災害時における被災者への一時的な施設等の提供に関する協定 | 【 1 団体 1 件】 |
| ○災害時における量の協定等に関する協定 | 【 1 団体 1 件】 |

1 新たに締結した協定（令和 5 年 1 0 月 2 3 日～令和 6 年 4 月 2 6 日）

- (1) 災害時等における外国人支援に関する協定
（公財）松戸市国際交流協会様 （令和 5 年 1 0 月 2 3 日締結）
- (2) 災害時における道路、橋梁等の応急修理、障害物の除去その他の応急
措置及び簡易トイレ等の貸出しに関する協定
（株）DAYS 様 （令和 5 年 1 1 月 1 日締結）
- (3) 災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定
（一社）日本キッチンカー経営審議会様 （令和 6 年 1 月 2 2 日締結）
- (4) 災害配備体制時における職員用物資の供給に関する協定
森紅様・（株）ファミリーマート様 （令和 6 年 2 月 1 日締結）
- (5) 災害時における被災者への一時的な施設等の提供に関する協定
（株）ヤオコー様 （令和 6 年 4 月 1 日締結）
- (6) 災害時における量の協定等に関する協定
5 日で 5000 枚の約束。プロジェクト実行委員会様
（令和 6 年 4 月 2 6 日締結）

2 今後の予定

- (1) 災害時における被災者への一時的な施設等の提供に関する協定
ガーデングループ（株）遊楽様
- (2) 災害時等における物資の供給及び被災者への一時的な施設等の
提供に関する協定
ロイヤルホームセンター（株）

特殊災害対応訓練について

【概要】

- 特殊災害とは大規模な災害により要救助者が多数発生し、救助、救急活動が極めて困難な災害、また、航空機や鉄道、化学災害や生物剤による事故及びテロにより多数の傷病者が発生した災害。
- 消防局と関係機関が協力して安全、確実、迅速に負傷者の救出、救護、搬送等の一連の活動について連携強化を図り、各機関の活動について共通の認識を持つとともに、災害活動に万全を期することを目的。

1 令和6年度特殊災害対応訓練（案）

(1) 目的

この訓練は、多数傷病者発生時の初動対応能力向上を目的とする。

(2) 訓練想定

松戸市直下に大地震が発生し、多数の傷病者が発生したもの

(3) 実施日時

令和6年11月9日（土）9時00分から11時30分まで

(4) 実施場所

千葉県松戸市八ヶ崎四丁目50番地の3 松戸市消防訓練センター

(5) 訓練参加機関（※予定）

- ア 千葉県警察松戸警察署
- イ 千葉県警察松戸東警察署
- ウ 千葉県警察警備部第三機動隊
- エ 陸上自衛隊需品学校
- オ 松戸市立総合医療センター
- カ 千葉西総合病院
- キ 松戸市危機管理課
- ク 松戸市消防局（主催）

(6) 訓練内容

- ア 警察・消防・自衛隊による救出、救助及び応急救護活動
- イ 関係機関合同による指揮本部運用
- ウ 多数傷病者発生時における傷病者管理
- エ 医療機関による傷病者の救護、病院搬送
- オ 危機管理課による関係機関連絡調整活動

2 訓練実績

(1) 令和5年度 (R5.10.18)

ア 訓練想定

地震災害の影響により、多数の傷病者が発生したもの

イ 参加関係機関

千葉県警察（松戸警察署・松戸東警察署・第三機動隊）、市立総合医療センター、千葉西総合病院、市立総合医療センター附属看護学校、危機管理課及び松戸市消防局 計194名

(2) 令和4年度 (R4.10.12)

ア 訓練想定

千葉県北西部を震源とした直下型地震の影響により、多数の傷病者が発生したもの（ブラインド型訓練）

イ 千葉県警察（松戸警察署・松戸東警察署・第三機動隊）、市立総合医療センター、千葉西総合病院、危機管理課及び松戸市消防局 計170名

(3) 令和3年度（中止）